

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新																											
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>99-2 IP通信網県間区 間伝送路</td> <td>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県の区域をまたがるもの</td> </tr> <tr> <td>100～101 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>102 イーサネットスイッチ</td> <td>イーサネットフレームにより符号の交換を行う当社が指定する電気通信設備</td> </tr> </tbody> </table>		用語	意味	1～99 (略)	(略)	99-2 IP通信網県間区 間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県の区域をまたがるもの	100～101 (略)	(略)	102 イーサネットスイッチ	イーサネットフレームにより符号の交換を行う当社が指定する電気通信設備	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>99-2 IP通信網県間区 間伝送路</td> <td>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域をまたがるもの</td> </tr> <tr> <td>99-3 中間配線盤</td> <td>当社及び協定事業者が主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために接続する配線盤であって、当社が指定する通信用建物に設置されるもの</td> </tr> <tr> <td>100～101 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>102 イーサネットスイッチ</td> <td>イーサネットフレームにより符号の交換を行う当社が指定する電気通信設備(同等の機能を有するルータを含みます。)</td> </tr> <tr> <td>103～113 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>114 ENUMサーバ</td> <td>SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能を有する設備</td> </tr> </tbody> </table>		用語	意味	1～99 (略)	(略)	99-2 IP通信網県間区 間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域をまたがるもの	99-3 中間配線盤	当社及び協定事業者が主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために接続する配線盤であって、当社が指定する通信用建物に設置されるもの	100～101 (略)	(略)	102 イーサネットスイッチ	イーサネットフレームにより符号の交換を行う当社が指定する電気通信設備(同等の機能を有するルータを含みます。)	103～113 (略)	(略)	114 ENUMサーバ	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能を有する設備
用語	意味																												
1～99 (略)	(略)																												
99-2 IP通信網県間区 間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県の区域をまたがるもの																												
100～101 (略)	(略)																												
102 イーサネットスイッチ	イーサネットフレームにより符号の交換を行う当社が指定する電気通信設備																												
用語	意味																												
1～99 (略)	(略)																												
99-2 IP通信網県間区 間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域をまたがるもの																												
99-3 中間配線盤	当社及び協定事業者が主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために接続する配線盤であって、当社が指定する通信用建物に設置されるもの																												
100～101 (略)	(略)																												
102 イーサネットスイッチ	イーサネットフレームにより符号の交換を行う当社が指定する電気通信設備(同等の機能を有するルータを含みます。)																												
103～113 (略)	(略)																												
114 ENUMサーバ	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能を有する設備																												
<p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準的な接続箇所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(7) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)-2 一般中継局ルータ</td> <td>一般中継局ルータのうち閉門系ルータ(I SP接続用ルータを除きます。)におけるIP通信網間接続装置(IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ</td> </tr> </tbody> </table>		標準的な接続箇所	内容	(1)～(7) (略)	(略)	(7)-2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち閉門系ルータ(I SP接続用ルータを除きます。)におけるIP通信網間接続装置(IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ	<p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準的な接続箇所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(7) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)-2 一般中継局ルータ</td> <td>一般中継局ルータのうち閉門系ルータ(I SP接続用ルータを除きます。)におけるIP通信網間接続装置(IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤(中間配線盤を除きます。)の他事業者側コネクタ若しくは当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ、IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又はIP通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に中間配線盤を設置するときは中間配線盤の当社側コネクタ若しくは他事業者側コネクタ</td> </tr> </tbody> </table>		標準的な接続箇所	内容	(1)～(7) (略)	(略)	(7)-2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち閉門系ルータ(I SP接続用ルータを除きます。)におけるIP通信網間接続装置(IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤(中間配線盤を除きます。)の他事業者側コネクタ若しくは当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ、IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又はIP通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に中間配線盤を設置するときは中間配線盤の当社側コネクタ若しくは他事業者側コネクタ														
標準的な接続箇所	内容																												
(1)～(7) (略)	(略)																												
(7)-2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち閉門系ルータ(I SP接続用ルータを除きます。)におけるIP通信網間接続装置(IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ																												
標準的な接続箇所	内容																												
(1)～(7) (略)	(略)																												
(7)-2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち閉門系ルータ(I SP接続用ルータを除きます。)におけるIP通信網間接続装置(IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤(中間配線盤を除きます。)の他事業者側コネクタ若しくは当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ、IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又はIP通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に中間配線盤を設置するときは中間配線盤の当社側コネクタ若しくは他事業者側コネクタ																												

第2節 相互接続点

(相互接続点の設置範囲)

第8条 (略)

2 当社及び接続申込者は、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄から第6欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 相互接続点の設置場所が通信用建物等であるとき
その標準的な接続箇所の所在する中継区域(当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。)内。
- (2) 相互接続点の設置場所が通信用建物等と異なる場所であるとき
その標準的な接続箇所が所在する単位料金区域内。

第10章 料金等

第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第71条 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。

- (1)～(5) (略)

第16章 雑則

(IP通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等)

第102条 接続申込者が、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄又は第7-2欄での接続の申込みと併せてIP通信網県間区間伝送路の接続を申込み場合において、IP通信網県間区間伝送路の接続に係る手続き等は、第11条(事前調査の申込み)、第12条(事前調査の受付及び順番)、第13条(事前調査の回答)、第21条(接続申込み)、第22条(接続申込みの承諾)、第38条(標準的接続期間)、第40条(協定の単位)から第46条(協定の消滅)及び第99条の8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)第1項の規定を準用します。

2 前項に規定する申込みがあった場合であって、IP通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答が第5条第1項の表中第7欄又は第7-2欄での接続に係る事前調査の回答より遅かったときは、第21条第1項及び第3項に規定する期限を、IP通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内とします。

第2節 相互接続点

(相互接続点の設置範囲)

第8条 (略)

2 当社及び接続申込者は、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄から第8欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 相互接続点の設置場所が通信用建物等であるとき
その標準的な接続箇所の所在する中継区域(当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。)内。
- (2) 相互接続点の設置場所が通信用建物等と異なる場所であるとき
その標準的な接続箇所が所在する単位料金区域内。

第10章 料金等

第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第71条 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。

- (1)～(5) (略)

(6) 当社のENUMサーバを利用する通信であって、加入者交換機及び一般収容局ルータと接続しない通信。

第16章 雑則

(IP通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等)

第102条 接続申込者が、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄又は第7-2欄での接続の申込みと併せてIP通信網県間区間伝送路の接続を申込み場合において、IP通信網県間区間伝送路の接続に係る手続き等は、第11条(事前調査の申込み)、第12条(事前調査の受付及び順番)、第13条(事前調査の回答)、第21条(接続申込み)、第22条(接続申込みの承諾)、第38条(標準的接続期間)、第40条(協定の単位)から第46条(協定の消滅)及び第99条の8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)第1項の規定を準用します。

2 前項に規定する申込みがあった場合であって、IP通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答が第5条第1項の表中第7欄又は第7-2欄での接続に係る事前調査の回答より遅かったときは、第21条第1項及び第3項に規定する期限を、IP通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内とします。

3 協定事業者は、優先パケットIP通信網県間区間伝送機能(IP通信網県間区間伝送路を利用して優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットに係る交換及び伝送を行う機能をいいます。以下、同じとします。)又は第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合のIP通信網県間区間伝送機能の利用について、次の規定に従い、料金表第5表第1(IP通信網県間区間伝送路に係るもの)2(料金額)に規定する料金額の支払いを要します。

- (1) 優先パケットIP通信網県間区間伝送機能の場合

第64条(定額制の網使用料の支払義務)第1項第4号、第3項及び第5項の規定を準用します。

- (2) 第5条第1項の表中第7-2欄で接続する場合のIP通信網県間区間伝送機能の場合

第65条(従量制の網使用料の支払義務)を準用します。

(中間配線盤における接続に係る手続き等)

- 第 103 条 接続申込者は当社の中間配線盤において接続しようとするときは、当社に対し、別表 3 (様式) 様式第 31 の中間配線盤利用申込書により、中間配線盤の利用の申込み (接続開始希望時期の指定を含みませぬ。) を行うことを要します。当社は、中間配線盤利用申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。
- 2 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、申込みの到達した日から 1 ヶ月以内に、接続申込者に対し別表 3 (様式) 様式第 32 の中間配線盤利用承諾書により中間配線盤の利用の申込みを承諾します。この場合において、当社は中間配線盤利用承諾書と併せて中間配線盤の設置場所、提供するポートの位置及び数並びに提供可能時期を別表 3 (様式) 様式第 33 の中間配線盤の提供内容通知により通知するものとし、当社はその内容に従って非現用ポートを保留します。
- 3 前項の規定にかかわらず、中間配線盤の設置又は改修が必要な場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から 1 ヶ月を超えて回答する場合があります。
- 4 協定事業者は、中間配線盤利用機能の利用について、料金表第 5 表第 2 (中間配線盤に係るもの) 2 (料金額) に規定する料金額の支払いを要します。この場合において、支払義務に関する取扱いは、第 64 条 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項第 1 号、第 3 項及び第 5 項の規定を準用し、同条第 1 項第 1 号中「当該機能の利用を開始した期日」については「第 103 条 (中間配線盤における接続に係る手続き等) に規定する中間配線盤の提供内容通知で通知した提供可能時期」と読み替えるものとしませぬ。

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)~(2) (略)	(略)
(3) セットアップ付秒課金の適用	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通信機能、リルーティング通信機能及び閉門交換機接続ルーティング伝送機能に係る料金については、1通信ごとの料金額及び1秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した 料金額を合計した額を適用します。
(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)~(イ) (略)
(6)~(10)-3 (略)	(略)
(10) -4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	ウ 2-6の3-2又は2-6の3-3に掲げる料金額については、それぞれと組み合わせて適用する2-1-1-1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値(100Mbit/sを超えて1Gbit/s未満となる場合には、100Mbit/s未満の端数を、1Gbit/s以上となる場合には、1Gbit/s未満の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。)に応じて適用します。この場合において、伝送容量の合計値が10Gbit/sを超えるときは、10Gbit/sの符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した金額を10Gbit/sを超えた1Gbit/sごとに加算して適用するものとします。
(11)~(31) (略)	(略)
(32) 閉門系ルータ交換機能に係る料金の適用	エ 閉門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合に限りです。)イ欄に係る料金については、2(料金額)2-4第4欄に掲げる令和2年4月1日時点のIP通信網終端装置(IPoE方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。)の設置場所(以下料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)において「設置場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和2年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。 イ 前欄に規定する料金について、複数の協定事業者が同一の設置場所の区分でIP通信網終端装置を利用する場合は、各協定事業者と協議の上、その区分のIP通信網終端装置の利用状況に応じて、2(料金額)2-4第4欄に掲げる料金額について、料金表第1表第2(網改造料)1(適用)第2欄の規定を準用して按分した額を、各協定事業者に適用します。また、当社は、その具体的な按分方法及び各協定事業者に適用する按分後の額について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)			
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	ウ	1,508円	2-1の4に係る料金を含みません。
	ア	1,508円	
	イ	1,553円	
	(イ) (略)		

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)~(2) (略)	(略)
(3) セットアップ付秒課金の適用	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通信機能及びリルーティング通信機能に係る料金については、1通信ごとの料金額及び1秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した 料金額を合計した額を適用します。
(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)~(イ) (略) (イ) 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(イ)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄
(6)~(10)-3 (略)	(略)
(10) -4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	ウ 2-6の3-2又は2-6の3-3に掲げる料金額については、それぞれと組み合わせて適用する2-1-1-1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値(100Mbit/sを超えて1Gbit/s未満となる場合には、100Mbit/s未満の端数を、1Gbit/sを超えて10Gbit/s未満となる場合には、1Gbit/s未満の端数を10Gbit/sを超える場合には、10Gbit/s未満の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。)に応じて適用します。この場合において、伝送容量の合計値が10Gbit/sを超えるときは、10Gbit/sの符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した金額を10Gbit/sを超えた10Gbit/sごとに加算して適用するものとします。
(11)~(31) (略)	(略)
(32) 閉門系ルータ交換機能に係る料金の適用	閉門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合に限りです。)イ欄に係る料金については、2(料金額)2-4第4欄に掲げる令和3年4月1日(ただし、同欄イ欄(イ)については令和3年4月9日とします。)時点のIP通信網終端装置(IPoE方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。)の設置場所(以下料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)において「設置場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和3年4月1日(ただし、同欄イ欄(イ)については令和3年4月9日とします。)以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)			
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	ウ	1,179円	2-1の4に係る料金を含みません。
	ア	1,179円	
	イ	1,214円	
	(イ) (略)		

(3)	端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,379円
				(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,379円
				(9) (7)(4)以外のもの	1回線ごとに	1,420円
				イ 4線式のもの	1回線ごとに	2,841円
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
				② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
				③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
				② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
				③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額
			(9) (7)(4)以外のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額
				② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額
				③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額
エ 2芯式のもの	(7)~(4) (略)		(9) (7)(4)以外のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,287円
		② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	4,227円	
		③ 令和4年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)	

(3)	端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,489円
				(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,489円
				(9) (7)(4)以外のもの	1回線ごとに	1,534円
				イ 4線式のもの	1回線ごとに	3,067円
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
				② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
				② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
			(9) (7)(4)以外のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額
				② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額
エ 2芯式のもの	(7)~(4) (略)		(9) (7)(4)以外のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,104円
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)	

(4)	端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項第2欄で接続する場合）	ア イ以外のもの	(7) (4)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,422円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,422円
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,465円
			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	43円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	43円

(4)	端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項第2欄で接続する場合）	ア イ以外のもの	(7) (4)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,537円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,537円
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,583円
			(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	54円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	54円

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カド内に単独収容されるものに限ります。)	(7) (イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,646円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,646円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,689円
		(4) 電話重置する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	267円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	267円

(4) -2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	713円	
			イ	保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	713円
			ウ	アイ以外のもの	1回線ごとに	734円

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	173円
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	173円
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,274円
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,274円

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カド内に単独収容されるものに限ります。)	(7) (イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,780円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,780円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,826円
		(4) 電話重置する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	297円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	297円

(4) -2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	831円	
			イ	保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	831円
			ウ	アイ以外のもの	1回線ごとに	856円

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	187円
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	187円
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,914円
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,914円

(6) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的接続所)第1項第3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線 (光外スリタを含まないに限り、)により芯で送受信機能	(7) 光回線接続モジュール (光回線設備を成る装置であつて、配線設置するものをいいます。以下同じとします。)	① 保守の別がタイプ1のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,081円	
				B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円	
				C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				② 保守の別がタイプ1-2のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,081円
					B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円
					C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
				③ ①②以外のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,143円
					B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円
					C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

(6) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的接続所)第1項第3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線 (光外スリタを含まないに限り、)により芯で送受信機能	(7) 光回線接続モジュール (光回線設備を成る装置であつて、配線設置するものをいいます。以下同じとします。)	① 保守の別がタイプ1のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,992円	
				B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				② 保守の別がタイプ1-2のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,992円
					B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
					③ ①②以外のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
				B		令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

(4) 光回線接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別タイプ1のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,081円
		B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円
		C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	② 保守の区別タイプ2のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,081円
		B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円
		C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	③ ①②以外のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,143円
		B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円
		C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

(4) 光回線接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別タイプ1のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,992円
		B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	② 保守の区別タイプ1-2のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,992円
		B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	③ ①②以外のもの	A	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円
		B	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

イ 光信号主端末回線 (光局外スリッ タを含むものに 限ります。)により 1芯にて伝送を行 う機能	(7) 保守 の区 別が タイ プ1 -1の もの	① 令和2 年4月 1日か ら令和 3年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,769円		
		② 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,733円		
		③ 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ご とに	1,673円		
	(4) 保守 の区 別が タイ プ1 -2の もの	① 令和2 年4月 1日か ら令和 3年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,769円		
		② 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,733円		
		③ 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ご とに	1,673円		
	(7) (7) (4))以外 のもの	① 令和2 年4月 1日か ら令和 3年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,819円		
		② 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,782円		
		③ 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ご とに	1,720円		
	(7)~(8) (略)	(略)				
	(9) 端末回 線伝送 機能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 5-3 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容 する伝送装置及 び端末回線によ り伝送を行う機 能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能な もの	1回線ご とに	3,476円	
			イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能な もの	1回線ご とに	8,303円	

イ 光信号主端末回線 (光局外スリッ タを含むものに 限ります。)により 1芯にて伝送を行 う機能	(7) 保守 の区 別が タイ プ1 -1の もの	① 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,656円		
		② 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ご とに	1,645円		
	(4) 保守 の区 別が タイ プ1 -2の もの	① 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,656円		
		② 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ご とに	1,645円		
	(7) (7) (4))以外 のもの	① 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,702円		
		② 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ご とに	1,691円		
	(7)~(8) (略)	(略)				
	(9) 端末回 線伝送 機能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 5-3 欄で接 続する 場合)	端末回線を収容 する伝送装置及 び端末回線によ り伝送を行う機 能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能な もの	1回線ご とに	4,045円	
			イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能な もの	1回線ご とに	6,799円	
ウ 2Gbit/sから100Gbit/s までの符号伝送が可能な もの			1回線ご とに	2,416円		

2-1-1-1-2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) 光信号号 ア 保守の別がタイプ1-1のもの (7) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 (4) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 (ウ) 令和4年4月1日以降に適用する料金 イ 保守の別がタイプ1-2のもの (7) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,581円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 305円 のうち、 298円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 195円 のうち、 191円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、191円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 191円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	1回線ごとに	1,581円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 305円 のうち、 298円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-1-2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) 光信号号 ア 保守の別がタイプ1-1のもの (7) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 (イ) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金 (ウ) 令和5年4月1日以降に適用する料金 イ 保守の別がタイプ1-2のもの (7) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,512円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 195円 のうち、 191円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、191円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 191円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	1回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、146円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	1回線ごとに	1,512円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 195円 のうち、 191円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(4) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる $\frac{195円}{\text{のうち、}} \frac{191円}{\text{にのみ消費税相当額を加算するものとし}} \text{ます。}$
(7) 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)③欄に規定する料金額に、191円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる $\frac{191円}{\text{のうち、}} \frac{188円}{\text{にのみ消費税相当額を加算するものとし}} \text{ます。}$
ウ アイ以外のもの	(7) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 1,626円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる $\frac{314円}{\text{のうち、}} \frac{307円}{\text{にのみ消費税相当額を加算するものとし}} \text{ます。}$
(4) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、200円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる $\frac{200円}{\text{のうち、}} \frac{196円}{\text{にのみ消費税相当額を加算するものとし}} \text{ます。}$
(7) 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)③欄に規定する料金額に、196円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる $\frac{196円}{\text{のうち、}} \frac{193円}{\text{にのみ消費税相当額を加算するものとし}} \text{ます。}$

(4) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、191円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる $\frac{191円}{\text{のうち、}} \frac{188円}{\text{にのみ消費税相当額を加算するものとし}} \text{ます。}$
(7) 令和5年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(4)欄に規定する料金額に、146円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる $\frac{146円}{\text{のうち、}} \frac{144円}{\text{にのみ消費税相当額を加算するものとし}} \text{ます。}$
ウ アイ以外のもの	(7) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 1,554円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額に、200円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる $\frac{200円}{\text{のうち、}} \frac{196円}{\text{にのみ消費税相当額を加算するものとし}} \text{ます。}$
(4) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、196円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる $\frac{196円}{\text{のうち、}} \frac{193円}{\text{にのみ消費税相当額を加算するものとし}} \text{ます。}$
(7) 令和5年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(4)欄に規定する料金額に、151円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる $\frac{151円}{\text{のうち、}} \frac{148円}{\text{にのみ消費税相当額を加算するものとし}} \text{ます。}$

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	203円	
	イ 1芯式のもの			
	(7) (イ)以外のもの			
	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
	② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
	③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額	
	(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの			
	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	163円	
	② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	166円	
	③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	ウ (略)			
(2) 2-1-1-1第2欄又は第6欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料			
	(7) 当社の光屋内配線(主として戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)を利用するもの			
	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	407円	95円
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	407円	95円
	③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	419円	98円
	(4) 当社の光屋内配線(主として戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)に限ります。を利用しないもの			
	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの			
	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	412円	95円
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	412円	95円
	C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	424円	98円
	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの			
	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	406円	95円
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	406円	95円
	C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	418円	98円

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	182円	
	イ 1芯式のもの			
	(7) (イ)以外のもの			
	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
	② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
	(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの			
	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	161円	
	② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	ウ (略)			
(2) 2-1-1-1第2欄又は第6欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料			
	(7) 当社の光屋内配線(主として戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)を利用するもの			
	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	355円	75円
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	355円	75円
	③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	366円	77円
	(4) 当社の光屋内配線(主として戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)に限ります。を利用しないもの			
	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの			
	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	359円	75円
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	359円	75円
	C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	370円	77円
	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの			
	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	355円	75円
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	355円	75円
	C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	366円	77円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,769円	
		② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,733円	
		③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,673円	
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,769円	
		② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,733円	
		③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,673円	
	(7) (4) 以外のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,819円	
		② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,782円	
		③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,720円	
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの		1 回線ごとに	351円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物と間の光信号局内伝送路に係るもの		1 回線ごとに1メートルあたり	1,251円	

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,656円	
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,645円	
		③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,673円	
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,656円	
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,645円	
		③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,673円	
	(7) (4) 以外のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,702円	
		② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,691円	
		③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,720円	
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの		1 回線ごとに	363円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物と間の光信号局内伝送路に係るもの		1 回線ごとに1メートルあたり	1,209円	

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 1,581円
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額
			接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
			305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに 1,512円
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額
			接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
			195円のうち、191円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	(4)	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 195円 のうち、 191円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、191円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 191円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7)	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,581円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 305円 のうち、 298円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4)	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 195円 のうち、 191円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)③欄に規定する料金額に、191円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 191円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	(4)	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に191円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 191円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、146円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7)	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,512円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 195円 のうち、 191円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4)	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額に、191円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 191円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額に、146円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外のもの	(7)	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,626円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 314円のうち、307円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4)	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、200円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 200円のうち、196円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(7)	令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、196円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 196円のうち、193円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外のもの	(7)	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,554円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、200円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 200円のうち、196円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4)	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、196円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 196円のうち、193円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(7)	令和5年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、151円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 151円のうち、148円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-2 加算額

区分		料金額	備考
(1)	(略)	—	—
(2)	当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	—
		イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	175円
		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの (4) 保守の区別がタイプ1-2のもの (7) (7) (4) 以外のもの	184円 184円

2-1-2 加算額

区分		料金額	備考
(1)	(略)	—	—
(2)	当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	—
		イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	173円
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの (7) (7) (4) 以外のもの	183円 186円

2-1の2 ISM折返し機能

区分		単位	料金額	備考
ISM折返し機能	ISM交換機により、ディジタル非制限モード通信でISM交換機に収容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャネルごとに 664円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2.3 B+Dチャネルごとに 43,892円	—

2-1の2 ISM折返し機能

区分		単位	料金額	備考
ISM折返し機能	ISM交換機により、ディジタル非制限モード通信でISM交換機に収容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャネルごとに 876円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2.3 B+Dチャネルごとに 57,926円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

		1回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/タイプ」といいます。)	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	404円	—
			イ 保守の別がタイプ1-2のもの	404円	
			ウ アイ以外のもの	416円	
			(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	
			イ 保守の別がタイプ1-2のもの	1,023円	
			ウ アイ以外のもの	1,054円	

2-1の3 光信号電気信号変換機能

		1回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/タイプ」といいます。)	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	369円	—
			イ 保守の別がタイプ1-2のもの	369円	
			ウ アイ以外のもの	380円	
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	964円	
			イ 保守の別がタイプ1-2のもの	964円	
			ウ アイ以外のもの	993円	

2-1の4 光信号多重分離機能

		月額					
区分		料金額	備考				
光信号多重分離機能	光局内スリットにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線の光信号の多重分離を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) 光信号端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	143円	—	
					② 保守の別がタイプ1-2のもの		143円
					③ ①②以外のもの		147円
		(4) 光信号端末回線の最大収容数が8のもの			① 保守の別がタイプ1-1のもの		216円
					② 保守の別がタイプ1-2のもの		216円
					③ ①②以外のもの		222円
		イ(略)					

2-1の4 光信号多重分離機能

		月額						
区分		料金額	備考					
光信号多重分離機能	光局内スリットにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線の光信号の多重分離を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) 光信号端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの	172円	—		
							② 保守の別がタイプ1-2のもの	172円
							③ ①②以外のもの	177円
				(4) 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の別がタイプ1-1のもの		208円	
					② 保守の別がタイプ1-2のもの		208円	
					③ ①②以外のもの		214円	
		イ(略)						

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1) (略)					
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1086円		
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0998円		
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	10,166,667円		
(5) (略)					
(6) 携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00004148円	
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00004884円	
		ウ (略)			
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00005226円	
		オ リレーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00006139円	
(7)~(8) (略)					
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容ルータにより通信の交換を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	395,595円
			(イ) 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	512,255円
		イ(略)			

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1) (略)					
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1118円		
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.1120円		
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,666,667円		
(5) (略)					
(6) 携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00004503円	
			イ 番号案内サービス接続機能(端末回線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00005261円
		ウ (略)			
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00005629円	
		オ リレーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00006664円	
(7)~(8) (略)					
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容ルータにより通信の交換を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	406,663円
			(イ) 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	594,872円
		イ(略)			

(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア 1 Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに月額	2.07円	—
			(4) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.31円	
			(9) (7) (4)以外のもの	1装置ごとに月額	8,234円	
		イ 10Gbit/s タイプ	(7) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.31円	
			(4) (略)			

(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア 1 Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに月額	2.14円	—
			(4) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.43円	
			(9) (7) (4)以外のもの	1装置ごとに月額	8,267円	
		イ 10Gbit/s タイプ	(7) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.43円	
			(4) (略)			

2-3 (略)

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)	—	
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちPPP方式で接続する場合	1装置ごとに月額	247,594円	—
			イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	月額	15,398,917円
		(4) 千葉県内の設置場所において接続する場合	月額	3,000,500円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(7) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	月額	3,000,083円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(1) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	月額	3,342,750円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	月額	2,733,250円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 北海道内の設置場所において接続する場合	月額	2,849,333円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合	月額	2,944,500円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

区分		単位	料金額	備考	
(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)	—	
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちPPP方式で接続する場合	1装置ごとに月額	242,132円	—
			イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	1ポートあたり月額	404,057円
		(4) 千葉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	155,909円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 千葉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	295,442円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(7) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	277,577円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(1) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	249,166円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	533,916円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 北海道内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	339,250円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	410,822円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

		(ク) 群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合	月額	2,849,333円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	ウ	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,291,667円	—

		(ク) 群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	462,678円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	ウ	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続するものであってエ以外の場合	1ポートごとに月額	1,172,222円	—
	エ	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合	1秒ごとに	0.000015833円	—

2-4の2 音声パケット変換機能

区分		単位	料金額	備考
音声パケット変換機能	I G Sで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0012940円	—

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.251円	—
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.251円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	351円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.251円	

2-4の2 音声パケット変換機能

区分		単位	料金額	備考
音声パケット変換機能	I G Sで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0024570円	—

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.209円	—
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.209円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	363円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.209円	

2-6 通信路設定伝送機能
2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
2-6-1-1 基本料

		1回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			7,832円	7,034円	
			専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			7,557円	5,414円	
			50kbit/s以下の符号伝送が可能なもの		
			64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			83,525円	82,327円	
			高速デジタル伝送に係るもの		
			エコノミー 保守の別がタイプ1-1のもの	7,414円	5,660円
			保守の別がタイプ1-2のもの	7,553円	5,784円
			保守の別が上記以外のもの	7,832円	7,034円
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	97,734円	95,134円
			エコノミー 保守の別がタイプ1-1のもの	11,103円	9,592円
			保守の別がタイプ1-2のもの	11,315円	9,776円
			保守の別が上記以外のもの	11,742円	10,142円
192kbit/sの符号伝送が可能なもの	111,783円	109,385円			
256kbit/sの符号伝送が可能なもの	125,873円	122,474円			
384kbit/sの符号伝送が可能なもの	154,045円	149,250円			
512kbit/sの符号伝送が可能なもの	182,218円	175,826円			
768kbit/sの符号伝送が可能なもの	228,574円	228,479円			
1,152kbit/sの符号伝送が可能なもの	273,092円	309,708円			
1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	407,619円	388,438円			
エコノミー 保守の別がタイプ1-1のもの	110,720円	82,624円			
保守の別がタイプ1-2のもの	112,924円	84,468円			
保守の別が上記以外のもの	117,331円	99,156円			
3,072kbit/sの符号伝送が可能なもの	675,280円	640,912円			
4,608kbit/sの符号伝送が可能なもの	857,024円	906,675円			
6,144kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,224,480円	1,159,440円			
保守の別がタイプ1-1のもの	2,840,256円	2,717,390円			
保守の別がタイプ1-2のもの	2,906,223円	2,771,729円			
保守の別が上記以外のもの	3,020,177円	2,880,407円			

2-6-1-2 加算料

		1回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			1,110円	2,644円	
			専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			2,040円	2,347円	
			50kbit/s以下の符号伝送が可能なもの		
			64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			1,110円	2,644円	
			高速デジタル伝送に係るもの		
			エコノミー 保守の別がタイプ1-1のもの	1,050円	2,513円
			保守の別がタイプ1-2のもの	1,070円	2,563円
			保守の別が上記以外のもの	1,110円	2,644円
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,230円	5,328円
			エコノミー 保守の別がタイプ1-1のもの	2,100円	5,026円
			保守の別がタイプ1-2のもの	2,140円	5,122円
			保守の別が上記以外のもの	2,230円	5,328円
192kbit/sの符号伝送が可能なもの	3,340円	7,991円			
256kbit/sの符号伝送が可能なもの	4,450円	10,655円			
384kbit/sの符号伝送が可能なもの	6,880円	15,983円			
512kbit/sの符号伝送が可能なもの	8,900円	21,310円			
768kbit/sの符号伝送が可能なもの	13,360円	31,865円			
1,152kbit/sの符号伝送が可能なもの	20,030円	47,948円			
1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	28,710円	63,931円			
エコノミー 保守の別がタイプ1-1のもの	25,200円	60,312円			
保守の別がタイプ1-2のもの	25,700円	61,518円			
保守の別が上記以外のもの	26,710円	63,931円			
3,072kbit/sの符号伝送が可能なもの	47,860円	114,543円			
4,608kbit/sの符号伝送が可能なもの	70,120円	167,818円			
6,144kbit/sの符号伝送が可能なもの	91,270円	218,430円			
保守の別がタイプ1-1のもの	86,420円	211,045円			
保守の別がタイプ1-2のもの	87,750円	214,329円			
保守の別が上記以外のもの	70,410円	1,604,891円			

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			6,946円		
			50kbit/s以下の符号伝送が可能なもの		
			5,326円		
			64kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			82,739円		
			高速デジタル伝送に係るもの		
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	95,958円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	109,121円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	122,322円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	148,722円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	175,122円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	271,823円	
			1,152kbit/sの符号伝送が可能なもの	407,124円	
1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	386,326円				
1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	637,129円				
4,608kbit/sの符号伝送が可能なもの	901,132円				
6,144kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,151,936円				

2-6 通信路設定伝送機能
2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
2-6-1-1 基本料

		1回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			11,425円	9,881円	
			専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			10,189円	8,098円	
			50kbit/s以下の符号伝送が可能なもの		
			64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			97,886円	95,342円	
			高速デジタル伝送に係るもの		
			エコノミー 保守の別がタイプ1-1のもの	10,801円	9,242円
			保守の別がタイプ1-2のもの	11,009円	9,232円
			保守の別が上記以外のもの	11,425円	9,881円
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	117,015円	113,921円
			エコノミー 保守の別がタイプ1-1のもの	17,401円	14,483円
			保守の別がタイプ1-2のもの	17,745円	14,766円
			保守の別が上記以外のもの	18,425円	15,331円
192kbit/sの符号伝送が可能なもの	136,055円	131,417円			
256kbit/sの符号伝送が可能なもの	155,155円	149,699円			
384kbit/sの符号伝送が可能なもの	193,335円	184,072円			
512kbit/sの符号伝送が可能なもの	231,550円	219,175円			
768kbit/sの符号伝送が可能なもの	307,838円	289,381円			
1,152kbit/sの符号伝送が可能なもの	472,528円	394,609円			
1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	537,118円	499,999円			
エコノミー 保守の別がタイプ1-1のもの	161,825円	116,809円			
保守の別がタイプ1-2のもの	154,857円	119,138円			
保守の別が上記以外のもの	160,915円	123,766円			
3,072kbit/sの符号伝送が可能なもの	899,079円	833,477円			
4,608kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,281,939円	1,044,506円			
6,144kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,644,800円	1,517,934円			
保守の別がタイプ1-1のもの	8,940,271円	7,795,569円			
保守の別がタイプ1-2のもの	9,119,067円	7,950,953円			
保守の別が上記以外のもの	9,476,666円	8,262,742円			

2-6-1-2 加算料

		1回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			1,840円	4,278円	
			専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			2,660円	3,375円	
			50kbit/s以下の符号伝送が可能なもの		
			64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			1,840円	4,278円	
			高速デジタル伝送に係るもの		
			エコノミー 保守の別がタイプ1-1のもの	1,740円	4,036円
			保守の別がタイプ1-2のもの	1,700円	4,171円
			保守の別が上記以外のもの	1,840円	4,278円
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	3,690円	8,556円
			エコノミー 保守の別がタイプ1-1のもの	3,480円	8,072円
			保守の別がタイプ1-2のもの	3,550円	8,233円
			保守の別が上記以外のもの	3,690円	8,556円
192kbit/sの符号伝送が可能なもの	5,530円	12,834円			
256kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,380円	17,113円			
384kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,070円	25,699円			
512kbit/sの符号伝送が可能なもの	14,760円	34,225円			
768kbit/sの符号伝送が可能なもの	22,130円	51,338円			
1,152kbit/sの符号伝送が可能なもの	33,300円	77,007円			
1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	44,270円	102,676円			
エコノミー 保守の別がタイプ1-1のもの	41,760円	96,864円			
保守の別がタイプ1-2のもの	42,600円	98,801円			
保守の別が上記以外のもの	44,270円	102,676円			
3,072kbit/sの符号伝送が可能なもの	79,310円	183,961円			
4,608kbit/sの符号伝送が可能なもの	116,200円	269,524円			
6,144kbit/sの符号伝送が可能なもの	151,240円	360,809円			
保守の別がタイプ1-1のもの	520,700円	603,952円			
保守の別がタイプ1-2のもの	531,110円	736,031円			
保守の別が上記以外のもの	551,940円	7,000,189円			

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			9,275円		
			50kbit/s以下の符号伝送が可能なもの		
			7,792円		
			64kbit/sの符号伝送が可能なもの		
			96,036円		
			高速デジタル伝送に係るもの		
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	113,308円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	130,488円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	147,744円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	182,224円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	216,724円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	285,105円	
			1,152kbit/sの符号伝送が可能なもの	389,176円	
1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	492,647円				
1,536kbit/sの符号伝送が可能なもの	820,304円				
4,608kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,165,207円				
6,144kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,492,864円				

2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	247,917円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	53,957円
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	71,259円	
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	83,872円	
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	94,142円	
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	103,132円	
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	111,057円	
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	118,130円	
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	124,563円	
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	130,783円	
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	136,364円	
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	180,452円	
	300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	212,818円	
	400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	239,218円	
	500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	261,994円	
	600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	282,000円	
	700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	300,302円	
	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	317,111円	
	900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	332,855円	
	1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	347,533円	
	2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	462,137円	
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	546,480円		
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	616,118円		
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	676,592円		
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	730,460円		
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	779,639円		
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	825,195円		
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	867,768円		
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	907,784円		

2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	204,101円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	14,241円
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	18,862円	
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	22,261円	
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	25,048円	
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	27,446円	
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	29,566円	
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	31,463円	
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	33,249円	
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	34,869円	
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	36,377円	
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	48,345円	
	300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	57,033円	
	400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	64,220円	
	500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	70,350円	
	600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	75,814円	
	700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	80,776円	
	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	85,350円	
	900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	89,590円	
	1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	93,552円	
	2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	124,554円	
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	147,383円		
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	166,153円		
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	182,421円		
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	196,910円		
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	210,120円		
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	222,329円		
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	233,648円		
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	244,356円		

20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	328,807円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	392,408円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	445,612円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	492,366円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	534,616円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	573,586円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	609,887円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	644,131円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	676,652円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能		
LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)		
10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	165,484円	
20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	218,635円	
30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	257,418円	
40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	289,017円	
50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	316,697円	
60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	341,112円	
70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	362,914円	
80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	382,757円	
90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	401,947円	
100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	419,178円	
200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	555,563円	
300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	656,028円	
400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	738,207円	
500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	809,282円	
600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	871,867円	
700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	929,228円	
800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	982,016円	
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	1,031,540円	
1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,077,797円	
2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,441,756円	
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,712,975円	
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,939,130円	
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,137,201円	
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,315,027円	
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,478,484円	
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,630,838円	
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,774,049円	
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,909,423円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能		
LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)		
10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	42,408円	
20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	56,191円	
30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	66,334円	
40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	74,657円	
50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	81,822円	
60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	88,159円	
70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	93,835円	
80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	99,180円	
90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	104,028円	
100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	108,545円	
200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	144,454円	
300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	170,600円	
400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	192,279円	
500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	210,814円	
600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	227,364円	
700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	242,424円	
800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	256,327円	
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	269,236円	
1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	281,318円	
2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	376,494円	
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	447,347円	
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	506,121円	
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	557,450円	
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	603,484円	
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	645,713円	
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	684,963円	
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	721,566円	
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	756,349円	

20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,036,835円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,255,273円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,442,770円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,611,074円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,765,976円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,911,115円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,048,313円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,179,388円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,305,334円

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区分	単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	1通信ごとに	0.78762円	—

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区分	単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	1通信ごとに	0.77885円	—

2-7の3 SIP信号変換機能

区分	単位	料金額	備考
SIP信号変換機能	1通信ごとに	0.050835円	—

2-7の4 番号管理機能

区分	単位	料金額	備考
番号管理機能	1通信ごとに	0.026894円	—

2-7の5 ドメイン名管理機能

区分	単位	料金額	備考
ドメイン名管理機能	1通信ごとに	0.032998円	—

2-8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考	
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	1案内ごとに	190円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。	
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	アイ以外の場合	1案内ごとに	192円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ音声利用IP通信網サービスの契約者同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	191円	

2-8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考	
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	1案内ごとに	204円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。	
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	アイ以外の場合	1案内ごとに	208円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ音声利用IP通信網サービスの契約者同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	205円	

(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	43円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略) イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	41.16円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ (略)			

(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	44.45円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略) イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	41.61円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ (略)			

2-9 (略)

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.9548円
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.0882円

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	3.2950円
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.4918円

2-10-2 (略)

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)~(11) (略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額 37円 37円
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	41円
(14) (略)			
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	37円
(16) IP通信回線管理機能	協定事業者のIP通信回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	37円
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するもの)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	37円
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	37円
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	37円
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額 351円 1.251円
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	37円
(21)~(22) (略)	(略)	(略)	(略)

区分	単位	料金額	備考
(1)~(11) (略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額 34円 35円
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	34円
(14) (略)			
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	35円
(16) IP通信回線管理機能	協定事業者のIP通信回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	35円
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するもの)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	35円
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	35円
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	35円
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額 363円 1.209円
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	35円
(21)~(22) (略)	(略)	(略)	(略)

(23) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,064,476円	—
(24) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	5,333,333円	—
(25) 閉門交換機接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット変換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 1秒ごとに	0.78762円 0.0017711円	— —

(23) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	954,296円	—
(24) 削除				
(25) 削除				

2-1-2 (略)

2-1-2 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)				
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.00011796円
		イ 高優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.00011702円
		ウ 優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.00010953円
		エ ベストエフォートクラス	1Mbitまでごとに月額	0.000093618円

2-1-3 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)				
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000062933円
		イ 高優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000062433円
		ウ 優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000058437円
		エ ベストエフォートクラス	1Mbitまでごとに月額	0.000049946円

2-1-4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区分	料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	36,636円

2-1-4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区分	料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	33,638円

第2 網改造料	
1 適用	
区分	内容
(1)~(4) (略)	(略)
(5) I P通信網との接続に係る機能（I P o E接続に係るものを除く）の適用の特例	1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄については、協定事業者が現に利用しているI P通信網終端装置（同ウ欄に定めるものを除きます。）及び第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項に基づく申込みを現に行っているI P通信網終端装置（同ウ欄に定めるものを除きます。）の台数の合計が、当社が別に定める台数以下の場合は(7)欄を、それ以外の場合は(4)欄をそれぞれ適用します。

第2 網改造料	
1 適用	
区分	内容
(1)~(4) (略)	(略)
(5) I P通信網との接続に係る機能（I P o E接続に係るものを除く）の適用の特例	1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄については、協定事業者が現に利用しているI P通信網終端装置（同ウ欄に定めるものを除きます。）及び第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項に基づく申込みを現に行っているI P通信網終端装置（同ウ欄に定めるものを除きます。）の台数の合計が、当社が別に定める台数以下の場合は(7)欄を、それ以外の場合は(4)欄をそれぞれ適用します。 イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄に規定する箇所接続する場合（I P通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤で接続するときを除きます。）は1-1第53欄イ欄を適用します。

1-1 (略)

2 料金額

2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分	内容	比率
取付費比率	交換機械設備	0.290
	電力設備	0.919
	伝送機械設備	0.168
	無線機械設備	0.060
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.058
	土地及び通信用建物以外	0.009
共通割掛費比率		0.091

1-1 (略)

2 料金額

2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分	内容	比率
取付費比率	交換機械設備	0.267
	電力設備	0.951
	伝送機械設備	0.163
	無線機械設備	0.050
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.089
	土地及び通信用建物以外	0.012
共通割掛費比率		0.068

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分	内容	比率
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	0.030
	端末回線伝送機能	0.030
	端末系交換機能	0.053
	中継系交換機能	0.045
	中継伝送機能	0.038
	通信料対応設備合計 (略)	
	データ系設備合計	0.101
	(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	0.027
	端末回線伝送機能	0.027
	端末系交換機能	0.050
中継系交換機能	0.044	
中継伝送機能	(略)	
通信料対応設備合計	0.048	
データ系設備合計	0.097	
繰延資産比率		0.0083
投資等比率		(略)
貯蔵品比率		0.0064
他人資本比率		0.204
自己資本比率		0.796
他人資本利率		0.0046
自己資本利益率		(略)
有利子負債以外の負債の比率		0.118
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0019
利益対応税率		(略)
貸倒率		(略)

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分	内容	比率
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	0.029
	端末回線伝送機能	0.029
	端末系交換機能	0.054
	中継系交換機能	0.046
	中継伝送機能	0.039
	通信料対応設備合計 (略)	
	データ系設備合計	0.110
	(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	0.026
	端末回線伝送機能	0.026
	端末系交換機能	0.049
中継系交換機能	0.045	
中継伝送機能	(略)	
通信料対応設備合計	0.047	
データ系設備合計	0.105	
繰延資産比率		0.0105
投資等比率		(略)
貯蔵品比率		0.0063
他人資本比率		0.216
自己資本比率		0.784
他人資本利率		0.0035
自己資本利益率		(略)
有利子負債以外の負債の比率		0.143
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0009
利益対応税率		(略)
貸倒率		(略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考		
(1)～(9) (略)					
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,592円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。		
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,227円			
(11)～(14) (略)					
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,765円	特定中継業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,160円	特定中継業者に適用します。		
(17) (略)					
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	平日昼間	4,196円	特定中継業者に適用します。
			平日夜間	4,821円	
			平日深夜	5,537円	
			土日祝日昼夜間	5,001円	
			土日祝日深夜	5,717円	
			廃止の場合	1回線ごとに	
	平日夜間	3,807円			
	平日深夜	4,373円			
	土日祝日昼夜間	3,949円			
	土日祝日深夜	4,515円			
	(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 759円	特定中継業者に適用します。	
	(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 179円	特定中継業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに 6,942円	特定端末系業者に適用します。		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考		
(1)～(9) (略)					
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,620円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。		
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,263円			
(11)～(14) (略)					
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,784円	特定中継業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,184円	特定中継業者に適用します。		
(17) (略)					
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	平日昼間	4,243円	特定中継業者に適用します。
			平日夜間	4,863円	
			平日深夜	5,571円	
			土日祝日昼夜間	5,040円	
			土日祝日深夜	5,748円	
			廃止の場合	1回線ごとに	
	平日夜間	3,840円			
	平日深夜	4,399円			
	土日祝日昼夜間	3,980円			
	土日祝日深夜	4,539円			
	(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 767円	特定中継業者に適用します。	
	(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 181円	特定中継業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに 7,019円	特定端末系業者に適用します。		

(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の 場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,258円	ルーティング番号を指定した協業者に適用します。		
					平日夜間	2,595円			
					平日深夜	2,980円			
					土日祝日昼間	2,692円			
					土日祝日深夜	3,077円			
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,154円
								平日夜間	1,326円
		平日深夜	1,523円						
				土日祝日昼間	1,375円				
				土日祝日深夜	1,572円				
イ (略)									

(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の 場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,283円	ルーティング番号を指定した協業者に適用します。		
					平日夜間	2,617円			
					平日深夜	2,998円			
					土日祝日昼間	2,713円			
					土日祝日深夜	3,094円			
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,167円
								平日夜間	1,337円
		平日深夜	1,532円						
				土日祝日昼間	1,386円				
				土日祝日深夜	1,581円				
イ (略)									

(27) (略)							
(27) -2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	14,396円		
				平日夜間	16,190円		
				平日深夜	18,243円		
				土日祝日昼間	16,704円		
				土日祝日夜間	16,704円		
				土日祝日深夜	18,758円		
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間	10,902円
		平日夜間	12,528円				
		平日深夜	14,389円				
		土日祝日昼間	12,995円				
		土日祝日夜間	12,995円				
		土日祝日深夜	14,855円				

(27) (略)							
(27) -2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	14,275円		
				平日夜間	16,053円		
				平日深夜	18,083円		
				土日祝日昼間	16,562円		
				土日祝日夜間	16,562円		
				土日祝日深夜	18,592円		
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間	11,024円
		平日夜間	12,636円				
		平日深夜	14,475円				
		土日祝日昼間	13,097円				
		土日祝日夜間	13,097円				
		土日祝日深夜	14,936円				

ウ	既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用内面に既に設置された成盤(光屋内配線を端の限りにす。以下欄において同じとします。)を利用する場合	① 当社が利用内面に既に設置された成盤(光屋内配線を端の限りにす。以下欄において同じとします。)を利用する場合	1 工事ごとに	1.573円	利用内での光屋内配線の開通試験は協業者に実施していただきます。		
				② 当社が利用内面に既に設置された成盤(光屋内配線を端の限りにす。以下欄において同じとします。)を利用する場合	1 工事ごとに	平日昼間	6.305円	---
					平日夜間	7.011円	---	
					平日深夜	7.819円	---	
					土日祝日昼間	7.214円	---	
					土日祝日夜間	7.214円	---	
					土日祝日深夜	8.021円	---	
					(4) 利用内面に新たに成盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	5.248円
				平日夜間	5.800円	---		
				平日深夜	6.432円	---		
土日祝日昼間	5.958円	---						
土日祝日夜間	5.958円	---						
土日祝日深夜	6.590円	---						

(28) (略)

(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)に限ります。)	(7) 基本額	1 工事ごとに	6.991円	---
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8.225円	---
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1.438円	---
			(4) 加算額	1 工事ごとに	7.917円	---

(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6.991円	---
			(4) 加算額	1 工事ごとに	12.335円	---
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1.438円	---
			(4) 加算額	1 工事ごとに	10.490円	---

ウ	既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用内面に既に設置された成盤(光屋内配線を端の限りにす。以下欄において同じとします。)を利用する場合	① 当社が利用内面に既に設置された成盤(光屋内配線を端の限りにす。以下欄において同じとします。)を利用する場合	1 工事ごとに	1.390円	利用内での光屋内配線の開通試験は協業者に実施していただきます。		
				② 当社が利用内面に既に設置された成盤(光屋内配線を端の限りにす。以下欄において同じとします。)を利用する場合	1 工事ごとに	平日昼間	6.175円	---
					平日夜間	6.875円	---	
					平日深夜	7.673円	---	
					土日祝日昼間	7.075円	---	
					土日祝日夜間	7.075円	---	
					土日祝日深夜	7.873円	---	
					(4) 利用内面に新たに成盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	5.123円
				平日夜間	5.671円	---		
				平日深夜	6.295円	---		
土日祝日昼間	5.827円	---						
土日祝日夜間	5.827円	---						
土日祝日深夜	6.452円	---						

(28) (略)

(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)に限ります。)	(7) 基本額	1 工事ごとに	7.069円	---
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8.317円	---
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1.454円	---
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8.005円	---

(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7.069円	---
			(4) 加算額	1 工事ごとに	12.472円	---
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1.454円	---
			(4) 加算額	1 工事ごとに	10.606円	---

(31) (略)				
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに		8,848円
(33) (略)				
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,680円
			平日夜間	5,363円
			平日深夜	6,145円
			土日祝日昼間	5,559円
			土日祝日夜間	5,559円
			土日祝日深夜	6,341円
			(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用
平日夜間	1,422円			
平日深夜	1,573円			
土日祝日昼間	1,460円			
土日祝日夜間	1,460円			
土日祝日深夜	1,610円			
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに		
			平日深夜	3,316円
			土日祝日昼間	1,989円
			土日祝日夜間	1,989円
			土日祝日深夜	3,759円
			(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限り。)との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り。)により接続する場合に要する費用
土日祝日昼間	4,008円			

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,170円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,090円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,143円
土日祝日昼間	一人当たり1時間ごとに	7,354円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,407円

(31) (略)				
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに		8,947円
(33) (略)				
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,748円
			平日夜間	5,427円
			平日深夜	6,201円
			土日祝日昼間	5,621円
			土日祝日夜間	5,621円
			土日祝日深夜	6,396円
			(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用
平日夜間	1,443円			
平日深夜	1,595円			
土日祝日昼間	1,481円			
土日祝日夜間	1,481円			
土日祝日深夜	1,633円			
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに		
			平日深夜	3,560円
			土日祝日昼間	2,140円
			土日祝日夜間	2,140円
			土日祝日深夜	4,036円
			(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限り。)との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り。)により接続する場合に要する費用
土日祝日昼間	4,040円			

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,239円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,151円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,192円
土日祝日昼間	一人当たり1時間ごとに	7,412円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,453円

第2 手続費

1 (略)

2 手続費の額

2-1 手続費

区分		単位	手続費の額	備考		
(1) (略)	(略)					
(2) 料金回収 手続費	別表2 (接続形 態)第2 表にお いて協 定事業 者が利 用者料 金設定 事業 者とな る接続 形態の 場合 であ って、 同別表 第3表 にお いて当 社が利 用者料 金請求 事業 者とな るとき に、当 社が行 う利用 者料金 の回収 業務に 要する 費用	アイ以外 の場合	(7) 電話サービス又は は総合ディ ジタル通 信サー ビスの 利用者 に対する 料金請 求書の 料金内 訳項目 を1の 協定事 業者が 専有す る場合 であ って、 請求・ 収納・ 回収を 当社が 行う場 合	1内訳項目ご とに 18.74円	特定中 継事業 者に適 用しま す。	
			月額	当社が請求 する利用者 料金額の <u>0.11%</u> に相当する 額		
			月額	当社が請求 する利用者 料金額の <u>4.3%</u> に相当する 額		携帯・ 自動車 電話事 業者及 びPH S事業 者に適 用しま す。
		イ (略)	(7) 当社の音声利用 IP通信網サ ービスの 利用者 に対する 料金請 求書の 料金内 訳項目 を1の 協定事 業者が 専有す る場合 であ って、 通信ご とのデ ータ蓄 積・料 金計 算、請 求金額 確定 及び請 求・収 納・回 収を当 社が行 う場合	1通信ごと に	(略)	
				1内訳項目ご とに	19.38円	
				月額	当社が請求 する利用者 料金額の <u>0.11%</u> に相当する 額	
(3) 電話帳掲 載手続費	協定事業 者の契約 者の回 線番号 等を電 話帳に 掲載す る場合 に要す る費用	アイ 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごと に1掲載 あたり	70円		
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごと に1掲載 あたり	189円		
(4) (略)						
(5) お客様情 報照会書 作成手続 費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1件ごとに	228円	中継事 業者又 は国際 系事業 者に適 用しま す。		
(6) 利用契約 締結手続 費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)	みなし 契約事 業者に 適用し ます。		

第2 手続費

1 (略)

2 手続費の額

2-1 手続費

区分		単位	手続費の額	備考		
(1) (略)	(略)					
(2) 料金回収 手続費	別表2 (接続形 態)第2 表にお いて協 定事業 者が利 用者料 金設定 事業 者とな る接続 形態の 場合 であ って、 同別表 第3表 にお いて当 社が利 用者料 金請求 事業 者とな るとき に、当 社が行 う利用 者料金 の回収 業務に 要する 費用	アイ以外 の場合	(7) 電話サービス又は は総合ディ ジタル通 信サー ビスの 利用者 に対する 料金請 求書の 料金内 訳項目 を1の 協定事 業者が 専有す る場合 であ って、 請求・ 収納・ 回収を 当社が 行う場 合	1内訳項目ご とに 12.23円	特定中 継事業 者に適 用しま す。	
			月額	当社が請求 する利用者 料金額の <u>0.10%</u> に相当する 額		
			月額	当社が請求 する利用者 料金額の <u>3.3%</u> に相当する 額		携帯・ 自動車 電話事 業者及 びPH S事業 者に適 用しま す。
		イ (略)	(7) 当社の音声利用 IP通信網サ ービスの 利用者 に対する 料金請 求書の 料金内 訳項目 を1の 協定事 業者が 専有す る場合 であ って、 通信ご とのデ ータ蓄 積・料 金計 算、請 求金額 確定 及び請 求・収 納・回 収を当 社が行 う場合	1通信ごと に	(略)	
				1内訳項目ご とに	12.82円	
				月額	当社が請求 する利用者 料金額の <u>0.10%</u> に相当する 額	
(3) 電話帳掲 載手続費	協定事業 者の契約 者の回 線番号 等を電 話帳に 掲載す る場合 に要す る費用	アイ 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごと に1掲載 あたり	69円		
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごと に1掲載 あたり	190円		
(4) (略)						
(5) お客様情 報照会書 作成手続 費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1件ごとに	231円	中継事 業者又 は国際 系事業 者に適 用しま す。		
(6) 利用契約 締結手続 費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)	みなし 契約事 業者に 適用し ます。		

(7) 債権譲受 手数料費	第80条 (債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受け、当社が行う利用者料金の回収業務に費用	ア イ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	18.74円	特定中継業者に適用します。
				月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の 0.11% に相当する額	
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の 4.3% に相当する額	無線呼出し事に適用します。
			イ (略)			
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供 手数料費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用	イ (略)		1 照会ごとに	平日昼間 8,330円 土日祝日昼夜間 9,928円	みなし契約事に適用します。
				1件ごとに	23.70円	
(9) 料金請求 回収代行 手数料費	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	11.42円	
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	15.27円	
			イ (略)			
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 10,879円 平日夜間 12,500円 平日深夜 14,356円 土日祝日昼夜間 12,965円 土日祝日深夜 14,822円	
(7) 債権譲受 手数料費	第80条 (債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受け、当社が行う利用者料金の回収業務に費用	ア イ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	12.23円	特定中継業者に適用します。
				月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の 0.10% に相当する額	
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の 3.3% に相当する額	無線呼出し事に適用します。
			イ (略)			
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供 手数料費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用	イ (略)		1 照会ごとに	平日昼間 8,423円 土日祝日昼夜間 10,006円	みなし契約事に適用します。
				1件ごとに	24.81円	
(9) 料金請求 回収代行 手数料費	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	16.00円	
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	9.85円	
			イ (略)			
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 10,999円 平日夜間 12,607円 平日深夜 14,442円 土日祝日昼夜間 13,067円 土日祝日深夜 14,903円	

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,269円		
				② 通信用で建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	722円		
			(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	821円		
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用				1区間ごとに	1,648円	
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額			1番号ごとの1成功検索ごとに	230円	
			(4) 光信号端末回線（光局外スリッタを含むもの）に限り、以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき		1番号ごとの1成功検索ごとに	26円	
			② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき		1番号ごとの1成功検索ごとに	49円		
(16)～(20) (略)								
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否に調査する場合は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、）を協定事業者が設置する場合			1通信用建物ごとの1件ごとに	8,750円		
			イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合			1通信用建物ごとの1件ごとに	833円	

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,339円		
				② 通信用で建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	730円		
			(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	830円		
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用				1区間ごとに	1,666円	
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額			1番号ごとの1成功検索ごとに	420円	
			(4) 光信号端末回線（光局外スリッタを含むもの）に限り、以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき		1番号ごとの1成功検索ごとに	49円	
			② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき		1番号ごとの1成功検索ごとに	94円		
(16)～(20) (略)								
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否に調査する場合は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、）を協定事業者が設置する場合			1通信用建物ごとの1件ごとに	8,847円		
			イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合			1通信用建物ごとの1件ごとに	842円	

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第9号又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	2,129円		(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第9号又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	2,152円	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に係るものに限ります。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,332円	(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に係るものに限ります。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,380円
			(4) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	12,545円				(4) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	12,684円
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	2,764円	イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	2,795円				
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,056円	(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,589円
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	33,938円				(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	34,315円
			(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	22,757円				(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	23,009円
			(5) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	19,110円				(5) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	19,322円
			(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,824円				(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,922円
		(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,114円	(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,204円				
		(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,757円	(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,832円				
(5) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,621円	(5) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,694円						

		ウ	接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ) 以外の場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	6,683円		
				(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	3,085円		
		エ	接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	5,658円		
(25) 光配線区域情報調査費	第99 条の 6 (光回線設備に係る情報の提供) 第 3 項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	第 1 号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	14,353円		
		イ	第 2 号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	1,285円		
		ウ	第 3 号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	1,920円		
(25) 光配線区域情報調査費	第99 条の 6 (光回線設備に係る情報の提供) 第 3 項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	第 1 号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	35,271円		
		イ	第 2 号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	27,577円		
		ウ	第 3 号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用		1 通信用建物ごとの 1 件ごとに	1,933円		
(26) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア	イ以外の場合	(7) (イ) 以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1 件ごとに	5,757円	
					② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1 電気通信番号ごとに	309円	
(26) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア	イ以外の場合	(7) (イ) 以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1 件ごとに	5,821円	
					② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1 電気通信番号ごとに	312円	

			③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年度省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1件ごとに	33円	
			イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	33円	
			イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除するに限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	75円	
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合		1電気通信番号ごとの1件ごとに	659円	
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合		1電気通信番号ごとの1件ごとに	218円	
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用			1通信用建物ごとに	26,725円	
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用			1電柱ごとに	710円	

			③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年度省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1件ごとに	46円	
			イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	46円	
			イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除するに限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	109円	
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合		1電気通信番号ごとの1件ごとに	654円	
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合		1電気通信番号ごとの1件ごとに	251円	
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用			1通信用建物ごとに	26,899円	
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用			1電柱ごとに	717円	

(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,154円		
	現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,366円			
(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事を行う場所に到着するための手続に要する費用	1件ごとに	平日昼間	7,886円		
			平日夜間	14,272円		
			平日深夜	22,304円		
			土日祝日昼間	9,398円		
			土日祝日夜間	14,804円		
			土日祝日深夜	23,027円		
			月額	1,689,000円		
(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	1件ごとに	平日昼間	7,973円		
			平日夜間	14,395円		
			平日深夜	22,438円		
			土日祝日昼間	9,473円		
			土日祝日夜間	14,920円		
			土日祝日深夜	23,153円		
			月額	1,700,000円		
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用 (協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)	(7) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,265円		
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,777円		
	第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを組み合わせに係るもの	1区間ごとに	1,993円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。	
			(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに		2,511円
		(7) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,015円		
			(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに		2,539円
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,167円		
					現地調査を行う場合	1電柱ごとに
(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事を行う場所に到着するための手続に要する費用	1件ごとに	平日昼間	7,973円		
			平日夜間	14,395円		
			平日深夜	22,438円		
			土日祝日昼間	9,473円		
			土日祝日夜間	14,920円		
			土日祝日深夜	23,153円		
			月額	1,700,000円		
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用 (協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)	(7) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,290円		
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,808円		
	第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,015円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。	
			(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに		2,539円
		(7) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,015円		
			(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに		2,539円

ウ	第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	1,993円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	3,067円	—
エ	第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	3,702円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	4,214円	
オ	第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	3,702円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	4,214円	—
カ (略)			—	—	—
(34)	申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,644,367円	—
(35)	光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1 調査ごとに	平日 昼間	7,405円
				土日 祝日 昼間	8,825円

ウ	第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,015円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	3,101円	—
エ	第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	3,743円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	4,261円	
オ	第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	3,743円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	4,261円	—
カ (略)			—	—	—
(34)	申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,655,101円	—
(35)	光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1 調査ごとに	平日 昼間	7,487円
				土日 祝日 昼間	8,894円

2-2~2-3 (略)

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.097

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.303
減価償却率	0.027

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
取付費比率	受電設備	1.313
	発電設備	0.627
	電源設備及び蓄電池設備	0.899
	空気調整設備	1.492
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.016
自己資本利益率		0.0556

(3) (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.105

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.319
減価償却率	0.027

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
取付費比率	受電設備	1.314
	発電設備	0.620
	電源設備及び蓄電池設備	0.905
	空気調整設備	1.498
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.012
自己資本利益率		0.0521

(3) (略)

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

通信用建物が所属する 行政区画	通信用建物名	1平方メートル毎に年額	
		土地	通信用建物
北海道	札幌西	2,047円	28,746円
	札幌南	1,199円	32,670円
	札幌1外	8,276円	66,110円
	新琴似	832円	24,765円
	篠路	621円	65,055円
	札幌東	823円	91,205円
	丘珠	832円	21,347円
	東苗穂	45円	26,937円
	札幌白石	1,170円	25,123円
	札幌北郷	364円	18,198円
	札幌豊平	1,245円	29,371円
	札幌月寒	1,627円	29,783円
	清田	517円	29,249円
	真駒内	1,611円	28,669円
	発寒	1,616円	15,034円
	厚別	636円	24,809円
	もみじ台	553円	23,487円
	手稲	561円	14,443円
	函館	336円	41,759円
	函館松蔭	740円	22,775円
	函館北	496円	15,644円
	栲根	113円	13,597円
	函館千歳	570円	29,879円
	小樽2	347円	12,583円
	旭川	278円	23,452円
	旭川東光	307円	18,536円
	春光	331円	12,039円
	東鷹栖	164円	11,949円
	永山	229円	11,991円
	東旭川	213円	25,848円
	旭川市外	253円	22,089円
	旭川神楽	248円	26,363円
	室蘭	201円	34,173円
	新室西	142円	57,477円
	釧路	310円	27,842円
	釧路鳥取	225円	25,121円
	釧路南	231円	24,584円
	釧路武佐	151円	13,818円
	愛国	290円	16,168円
	帯広稲田	309円	16,385円
	西帯広	243円	25,966円
	白樺通り	314円	65,075円
	帯広東	268円	25,066円
	北海道北見	245円	11,611円
	岩見沢	156円	23,109円
	網走	167円	12,610円
	留萌	51円	15,548円
	苫小牧	145円	10,857円
	苫小牧東	111円	32,743円
	苫小牧西	234円	22,499円
	勇払	53円	63,777円
	稚内南	157円	21,859円
	稚内南	137円	20,543円
	美唄	43円	14,620円
	芦別	76円	14,598円
	江別	357円	11,762円
	札幌大麻	209円	26,934円
	紋別	83円	16,582円
	士別	98円	14,258円
	名寄	158円	16,270円
	根室	148円	22,334円
	千歳	295円	22,711円
	糠沢	189円	95,614円
	滝川	88円	53,970円
	砂川	111円	23,658円
	石狩深川	51円	16,477円
	富良野	187円	23,053円
	恵庭	252円	30,296円
	島松	210円	26,547円
	北海道伊達	369円	16,542円
	石狩広島	276円	8,550円
	輪厚	880円	20,576円
	石狩	16円	134,979円
	当別	75円	14,455円
	倶知安	428円	21,745円
岩内	54円	15,760円	
余市	113円	23,245円	
北海道栗山	114円	50,300円	
門別富川	58円	16,291円	
静内	77円	19,163円	
浦河	131円	15,999円	
木野	308円	31,537円	
士幌	42円	19,253円	
鹿追	33円	25,299円	
新得	90円	76,536円	
大樹	70円	76,971円	
本別	163円	15,426円	
足寄	101円	13,687円	
釧路白糠	137円	26,510円	
中標津	90円	44,983円	
根室標津	46円	25,255円	
札幌石山	521円	14,040円	
川沿	656円	21,888円	
東相の内	123円	68,211円	
遠軽	165円	12,091円	
幕別	109円	27,700円	
南幌	81円	20,821円	
廉舞	96円	17,798円	
虻田	125円	12,442円	
釧路	252円	41,760円	
美幌	150円	12,997円	
岩見沢幌向	5円	20,386円	
湯の川	324円	20,090円	
神楽岡	308円	11,294円	
本輪西	271円	12,206円	
白鳥台	152円	37,170円	
七重浜	367円	16,295円	
上磯	281円	38,341円	

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

通信用建物が所属する 行政区画	通信用建物名	1平方メートル毎に年額	
		土地	通信用建物
北海道	札幌西	2,220円	43,116円
	札幌南	1,362円	35,894円
	札幌1外	11,046円	58,398円
	新琴似	933円	25,288円
	篠路	627円	66,229円
	札幌東	827円	80,815円
	丘珠	938円	22,242円
	東苗穂	45円	28,855円
	札幌白石	1,379円	24,686円
	札幌北郷	428円	16,507円
	札幌豊平	1,452円	30,002円
	札幌月寒	1,827円	25,770円
	清田	527円	49,582円
	真駒内	1,722円	32,557円
	発寒	1,615円	18,321円
	厚別	644円	21,226円
	もみじ台	571円	22,418円
	手稲	635円	14,882円
	函館	361円	43,190円
	函館松蔭	750円	30,729円
	函館北	503円	33,985円
	栲根	114円	12,491円
	函館千歳	573円	29,079円
	小樽2	477円	13,430円
	旭川	295円	22,122円
	旭川東光	314円	18,041円
	春光	333円	13,828円
	東鷹栖	171円	10,430円
	永山	235円	12,176円
	東旭川	216円	25,154円
	旭川市外	255円	22,110円
	旭川神楽	247円	29,484円
	室蘭	202円	34,226円
	新室西	155円	60,312円
	釧路	314円	26,568円
	釧路鳥取	233円	24,139円
	釧路南	242円	22,852円
	釧路武佐	158円	13,367円
	愛国	306円	20,634円
	帯広稲田	312円	18,089円
	西帯広	246円	27,015円
	白樺通り	348円	41,404円
	帯広東	271円	29,284円
	北海道北見	253円	11,306円
	岩見沢	167円	24,449円
	網走	169円	13,682円
	留萌	55円	14,491円
	苫小牧	166円	30,841円
	苫小牧東	121円	37,513円
	苫小牧西	238円	21,086円
	勇払	66円	66,222円
	稚内南	150円	17,780円
	稚内南	145円	19,286円
	美唄	52円	15,110円
	芦別	79円	15,859円
	江別	377円	10,479円
	札幌大麻	213円	23,796円
	紋別	84円	35,871円
	士別	99円	16,312円
	名寄	161円	17,310円
	根室	149円	21,549円
	千歳	295円	31,156円
	糠沢	205円	61,000円
	滝川	126円	59,314円
	砂川	114円	66,882円
	石狩深川	92円	17,574円
	富良野	195円	28,421円
	恵庭	289円	23,048円
	島松	214円	19,365円
	北海道伊達	380円	17,859円
	石狩広島	286円	12,517円
	輪厚	954円	51,657円
	石狩	20円	91,857円
	当別	73円	14,192円
	倶知安	842円	20,747円
岩内	72円	15,325円	
余市	110円	20,557円	
北海道栗山	121円	51,018円	
門別富川	70円	19,176円	
静内	77円	19,511円	
浦河	134円	16,014円	
木野	318円	30,915円	
士幌	43円	17,235円	
鹿追	35円	23,531円	
新得	92円	77,053円	
大樹	71円	78,196円	
本別	171円	15,109円	
足寄	104円	12,070円	
釧路白糠	143円	30,412円	
中標津	106円	43,969円	
根室標津	50円	24,908円	
札幌石山	517円	18,181円	
川沿	702円	20,940円	
東相の内	176円	75,373円	
遠軽	168円	11,548円	
幕別	109円	27,275円	
南幌	83円	19,026円	
廉舞	87円	17,496円	
虻田	123円	12,741円	
釧路	287円	32,480円	
美幌	153円	11,608円	
岩見沢幌向	13円	17,919円	
湯の川	336円	19,647円	
神楽岡	314円	10,229円	
本輪西	271円	10,320円	
白鳥台	152円	27,916円	
七重浜	371円	15,646円	
上磯	291円	39,930円	

函館大野	244円	36,368円
森	117円	44,717円
北海道八雲	226円	18,190円
苫小牧萩野	65円	13,837円
知内	267円	32,219円
長万部	81円	14,545円
旭川東川	295円	34,367円
音更	196円	38,491円
蘭越	122円	21,301円
鷹栖	133円	64,600円
桜ヶ岡	127円	14,780円
木古内	118円	19,893円
今金	142円	31,455円
白老	118円	15,065円
赤平	49円	16,863円
東神楽	83円	19,694円
美瑛	131円	49,584円
奈井江	76円	17,548円
上富良野	103円	18,508円
十勝池田	102円	22,920円
大楽毛	79円	24,073円
浦幌	57円	79,233円
西の里	941円	9,348円
石狩高岡	1円	18,224円
江差	188円	21,539円
旭岡	81円	20,390円
鎌倉	48円	63,980円
羽幌	53円	12,986円
厚岸	90円	26,906円
北海道松前	408円	21,610円
鶴川	90円	16,038円
十勝清水	84円	32,585円
歌志内	21円	132,366円
花畔	169円	14,242円
松前福島	94円	11,232円
上の国	151円	41,737円
北檜山	141円	34,143円
古平	46円	47,008円
上砂川	41円	25,601円
上川	34円	10,711円
中富良野	101円	26,742円
増毛	72円	26,155円
早来	81円	22,260円
新冠	218円	23,046円
庶路	68円	19,715円
稀府	108円	23,205円
茂辺地	173円	26,398円
上士幌	96円	16,339円
定山溪	98円	227,325円
ニセコ	195円	24,868円
音別	84円	22,977円
空知太	97円	22,463円
喜茂別	79円	53,644円
京極	162円	31,949円
比布	117円	34,965円
伊達豊浦	174円	13,678円
絵鞆	58円	21,113円
登別	184円	21,185円
遠矢	87円	14,389円
女満別	188円	15,976円
熊石	114円	8,797円
瀬棚	137円	27,503円
中湧別	90円	9,107円
興部	36円	16,183円
えりも	236円	16,995円
西神楽	80円	20,696円
山部	71円	29,242円
大沼	155円	32,081円
江差乙部	209円	18,409円
久遠	84円	32,299円
仁木	248円	35,600円
妹背牛	107円	52,059円
深川沼田	114円	31,742円
幾寅	25円	31,357円
遠別	118円	31,572円
津別	127円	12,749円
小清水	131円	24,957円
訓子府	153円	17,938円
佐呂間	128円	27,468円
常呂	146円	13,904円
滝上	41円	11,261円
雄武	49円	22,512円
早来追分	167円	11,307円
平取	70円	14,344円
厚賀	126円	22,919円
あいの里	160円	102,046円
弟子屈	67円	21,681円
茶志内	8円	55,640円
日高町	65円	30,428円
稚内豊富	188円	22,873円
留辺慈	87円	9,957円
朝里	416円	31,013円
銭函	202円	21,667円
オタモイ	95円	11,691円
岩見沢三笠	50円	41,356円
江部乙	26円	76,284円
音江	13円	19,722円
鷹別	229円	36,063円
登別東	104円	27,942円
七飯	273円	25,774円
南茅部	136円	9,457円
由仁	102円	22,103円
栗山長沼	114円	22,069円
新十津川	96円	20,865円
当麻	188円	24,778円
美深	16円	13,890円
北見枝幸	162円	17,244円
雄野	339円	21,577円
虎杖浜	41円	24,423円
芽室	202円	59,981円
札内	234円	15,506円
阿寒	121円	22,165円
岩内前田	110円	84,604円
卯原内	7円	60,581円
生田原	39円	53,056円

函館大野	240円	36,368円
森	140円	45,872円
北海道八雲	217円	18,362円
苫小牧萩野	71円	13,465円
知内	278円	33,859円
長万部	81円	12,836円
旭川東川	303円	33,210円
音更	208円	39,379円
蘭越	138円	18,951円
鷹栖	136円	63,468円
桜ヶ岡	131円	15,857円
木古内	122円	18,391円
今金	142円	34,631円
白老	118円	13,453円
赤平	53円	35,681円
東神楽	86円	17,544円
美瑛	135円	35,344円
奈井江	74円	17,489円
上富良野	106円	17,215円
十勝池田	99円	21,660円
大楽毛	87円	23,122円
浦幌	62円	81,260円
西の里	998円	16,697円
石狩高岡	3円	15,525円
江差	185円	21,269円
旭岡	97円	18,320円
鎌倉	49円	48,649円
羽幌	58円	11,580円
厚岸	97円	22,237円
北海道松前	411円	22,145円
鶴川	94円	22,579円
十勝清水	86円	36,552円
歌志内	23円	83,917円
花畔	178円	13,749円
松前福島	94円	9,906円
上の国	158円	43,293円
北檜山	142円	33,562円
古平	45円	48,282円
上砂川	44円	19,298円
上川	34円	10,345円
中富良野	112円	24,744円
増毛	72円	32,380円
早来	77円	19,755円
新冠	228円	23,701円
庶路	70円	17,284円
稀府	114円	21,253円
茂辺地	181円	24,340円
上士幌	127円	23,251円
定山溪	121円	228,094円
ニセコ	203円	22,789円
音別	86円	19,620円
空知太	96円	20,160円
喜茂別	70円	54,058円
京極	168円	29,644円
比布	127円	34,166円
伊達豊浦	154円	13,975円
絵鞆	75円	19,576円
登別	190円	16,120円
遠矢	97円	12,371円
女満別	190円	16,806円
熊石	118円	9,299円
瀬棚	142円	25,612円
中湧別	93円	15,406円
興部	36円	18,656円
えりも	243円	53,449円
西神楽	91円	18,115円
山部	80円	27,407円
大沼	160円	31,635円
江差乙部	217円	18,392円
久遠	88円	31,799円
仁木	256円	36,135円
妹背牛	115円	53,570円
深川沼田	152円	29,813円
幾寅	32円	29,882円
遠別	121円	31,831円
津別	136円	10,973円
小清水	142円	23,157円
訓子府	157円	17,971円
佐呂間	132円	25,076円
常呂	146円	13,888円
滝上	48円	12,349円
雄武	53円	21,944円
早来追分	176円	17,070円
平取	77円	19,489円
厚賀	132円	23,207円
あいの里	187円	108,030円
弟子屈	82円	20,018円
茶志内	8円	53,518円
日高町	72円	29,136円
稚内豊富	200円	21,934円
留辺慈	74円	17,327円
朝里	424円	26,488円
銭函	208円	21,830円
オタモイ	107円	10,685円
岩見沢三笠	48円	41,904円
江部乙	25円	60,649円
音江	21円	17,515円
鷹別	237円	27,580円
登別東	109円	28,289円
七飯	275円	26,534円
南茅部	126円	10,048円
由仁	108円	23,583円
栗山長沼	117円	16,507円
新十津川	102円	19,829円
当麻	198円	24,341円
美深	19円	17,333円
北見枝幸	169円	23,656円
雄野	251円	22,951円
虎杖浜	49円	23,401円
芽室	209円	62,384円
札内	241円	13,916円
阿寒	139円	19,902円
岩内前田	120円	83,857円
卯原内	19円	56,947円
生田原	47円	50,154円

	登別温泉	105円	17,500円
	夕張	2円	12,265円
	花咲	9円	94,901円
	有珠	44円	21,541円
	栗沢	83円	23,383円
	風連	74円	20,138円
	広尾	63円	9,589円
	霧多布	101円	30,144円
	蘭島	61円	27,963円
	月形	56円	102,736円
	斜里	123円	29,347円
	別海	210円	22,783円
	和寒	127円	61,972円
	香深	141円	33,913円
	船泊	60円	61,799円
	清水沢	19円	27,751円
	浜頓別	47円	11,723円
	更別	180円	73,508円
青森県	松森	494円	37,769円
	沖館	542円	23,130円
	青森荒川	373円	12,276円
	野内	254円	28,189円
	青森新城	114円	52,173円
	四ツ石	183円	33,768円
	東野内	109円	24,538円
	弘前	321円	17,409円
	弘前南	478円	16,797円
	弘前城東	152円	18,738円
	青森八戸	727円	28,101円
	八戸高館	532円	13,415円
	八戸港	233円	15,448円
	是川	227円	11,975円
	新尻内	239円	26,454円
	八戸NW3棟	481円	30,996円
	黒石	176円	21,501円
	五所川原	264円	21,280円
	十和田	176円	22,138円
	八戸三沢	370円	13,768円
	むつ	114円	33,403円
	青森大湊	32円	8,816円
	青森小湊	86円	23,819円
	蟹田	80円	21,641円
	鯉ヶ沢	128円	33,575円
	浪岡	99円	11,365円
	野辺地	96円	18,299円
	七戸	106円	25,736円
	六ヶ所	59円	54,114円
	三戸	159円	27,167円
	八戸階上	109円	14,050円
	八戸大館	1,193円	44,918円
	百石	180円	17,748円
	八戸下田	108円	20,952円
	青森大畑	89円	40,960円
	木造	110円	11,534円
	大浦	153円	32,884円
	弘前藤崎	110円	18,054円
	大鰐	133円	16,519円
	板柳	116円	17,869円
	金木	240円	11,232円
	六戸	95円	35,813円
	上北	102円	26,051円
	五戸	78円	10,717円
	今別	59円	39,672円
	陸奥常盤	175円	29,263円
	上市川	23円	20,324円
	陸奥横浜	91円	18,605円
	深浦	125円	23,454円
	弘前森田	58円	20,561円
	田舎館	41円	35,604円
	乙供	59円	41,362円
	天間林	34円	20,861円
	田子	227円	19,612円
	福地	228円	17,518円
	北金ヶ沢	112円	21,937円
	弘前新和	44円	16,633円
	高杉	52円	43,074円
	奥内	78円	11,446円
	新平賀	235円	67,622円
	八戸南郷	195円	16,778円
	長橋	39円	38,057円
	四和	15円	27,012円
	陸奥蓬田	66円	38,674円
	弘前柏	168円	18,768円
	車力	66円	40,494円
	小阿弥	21円	23,604円
	弘前中里	99円	20,902円
	市浦	67円	17,246円
	青森白糠	103円	44,439円
	上名久井	196円	19,861円
	諏訪平	249円	17,308円
	倉石	54円	20,128円
	青森新郷	69円	17,485円
	尾上	38円	25,186円
	小泊	217円	35,622円
	青森大間	108円	24,073円
	近川駅前	30円	20,077円
	千歳平	28円	17,528円
	弘前石川	224円	12,841円
	弘前鶴田	160円	14,745円
	弘前梅沢	31円	37,442円
	稲垣	58円	39,266円
	名川	169円	18,560円
	青森	384円	44,751円
	浅虫	185円	31,489円
	温湯	57円	19,005円
	浜三沢	78円	13,419円
	織笠	38円	21,032円
	国吉	94円	21,716円
	弘前相馬	171円	40,174円
	目屋	32円	24,549円
	陸奥川内	166円	23,101円
	佐井	85円	19,667円
	石持	50円	26,443円
岩手県	盛岡2	829円	33,038円
	盛岡仙北	1,537円	17,586円

	登別温泉	112円	16,675円
	夕張	13円	12,483円
	花咲	17円	93,797円
	有珠	51円	22,208円
	栗沢	86円	20,535円
	風連	73円	19,944円
	広尾	62円	11,000円
	霧多布	117円	27,840円
	蘭島	70円	25,725円
	月形	70円	76,592円
	斜里	125円	30,502円
	別海	216円	20,543円
	和寒	134円	62,648円
	香深	147円	32,650円
	船泊	67円	60,128円
	清水沢	26円	26,431円
	浜頓別	49円	12,080円
	更別	190円	71,849円
青森県	松森	504円	27,853円
	沖館	535円	38,485円
	青森荒川	372円	13,284円
	野内	258円	30,061円
	青森新城	118円	32,173円
	四ツ石	181円	47,347円
	東野内	128円	22,918円
	弘前	323円	22,463円
	弘前南	489円	16,750円
	弘前城東	179円	17,633円
	青森八戸	759円	27,426円
	八戸高館	550円	14,497円
	八戸港	251円	15,305円
	是川	234円	11,766円
	新尻内	273円	25,336円
	八戸NW3棟	509円	30,765円
	黒石	201円	25,014円
	五所川原	268円	19,334円
	十和田	193円	31,717円
	八戸三沢	373円	13,089円
	むつ	118円	22,465円
	青森大湊	32円	31,644円
	青森小湊	97円	22,583円
	蟹田	77円	22,664円
	鯉ヶ沢	151円	24,187円
	浪岡	102円	11,665円
	野辺地	113円	19,013円
	七戸	105円	21,860円
	六ヶ所	79円	55,251円
	三戸	167円	19,304円
	八戸階上	108円	13,059円
	八戸大館	1,211円	28,182円
	百石	190円	18,115円
	八戸下田	111円	19,746円
	青森大畑	84円	42,819円
	木造	112円	11,735円
	大浦	159円	33,099円
	弘前藤崎	121円	17,068円
	大鰐	135円	16,691円
	板柳	123円	18,091円
	金木	257円	11,195円
	六戸	113円	38,489円
	上北	104円	25,270円
	五戸	84円	11,993円
	今別	22円	41,864円
	陸奥常盤	179円	28,868円
	上市川	25円	20,203円
	陸奥横浜	117円	18,483円
	深浦	155円	21,838円
	弘前森田	60円	20,411円
	田舎館	51円	37,189円
	乙供	67円	40,869円
	天間林	42円	18,245円
	田子	258円	17,894円
	福地	236円	16,967円
	北金ヶ沢	144円	19,588円
	弘前新和	51円	82,160円
	高杉	54円	43,261円
	奥内	82円	10,658円
	新平賀	243円	69,215円
	八戸南郷	207円	16,543円
	長橋	44円	38,270円
	四和	26円	25,546円
	陸奥蓬田	85円	37,731円
	弘前柏	174円	16,357円
	車力	73円	39,703円
	小阿弥	31円	21,687円
	弘前中里	103円	21,685円
	市浦	77円	15,129円
	青森白糠	119円	44,111円
	上名久井	204円	19,911円
	諏訪平	271円	17,412円
	倉石	66円	20,025円
	青森新郷	81円	17,345円
	尾上	38円	24,715円
	小泊	217円	34,938円
	青森大間	130円	24,607円
	近川駅前	35円	19,939円
	千歳平	32円	15,740円
	弘前石川	242円	12,205円
	弘前鶴田	195円	15,878円
	弘前梅沢	36円	37,708円
	稲垣	74円	37,860円
	名川	173円	18,626円
	青森	405円	51,338円
	浅虫	186円	32,640円
	温湯	61円	19,127円
	浜三沢	82円	13,352円
	織笠	46円	21,013円
	国吉	112円	19,808円
	弘前相馬	194円	38,895円
	目屋	42円	82,103円
	陸奥川内	164円	59,383円
	佐井	89円	19,420円
	石持	58円	24,910円
岩手県	盛岡2	879円	37,656円
	盛岡仙北	1,820円	17,913円

盛岡上田	484円	23,446円
青山第二	359円	27,932円
盛岡飯岡	735円	17,748円
宮古2	366円	27,486円
大船渡	329円	48,043円
岩手水沢	217円	22,050円
花巻	177円	22,630円
新宮野目	274円	27,165円
北上	219円	17,215円
相去	259円	26,538円
久慈	234円	23,780円
遠野	186円	21,313円
一関	282円	25,462円
陸前高田	1円	140,231円
釜石	256円	37,066円
釜石上中島	534円	19,826円
江刺	151円	21,986円
二戸	174円	16,260円
新西根	130円	23,120円
千厩	201円	30,338円
宮古大野	205円	38,012円
盛岡太田	223円	16,859円
滝沢	245円	20,366円
藤根	166円	10,708円
赤荻	654円	36,762円
紫波	374円	31,758円
矢巾	670円	29,307円
広瀬	39円	15,099円
盛岡乙部	207円	21,553円
江釣子	156円	25,614円
雫石	182円	20,619円
岩手	153円	15,967円
石鳥谷	164円	25,962円
水沢西根	216円	15,935円
新平泉	238円	68,532円
岩泉	251円	14,135円
小鳥谷	191円	39,193円
摺沢	270円	26,214円
岩手川崎	58円	32,712円
水沢東山	135円	53,277円
津軽石	171円	85,895円
萩荘	333円	16,103円
花巻温泉	161円	15,037円
鶴住居	153円	173,465円
種市	350円	26,498円
釜石広田	196円	39,830円
金田一	198円	24,631円
洪民	202円	25,664円
好摩	388円	51,820円
水沢小山	108円	33,514円
胆沢	121円	23,376円
軽米	381円	27,356円
豊間根	493円	36,691円
住田	282円	19,008円
細浦	194円	68,362円
田老	4円	129,091円
岩手上郷	195円	10,660円
釜石平田	348円	24,147円
六原	54円	20,895円
三陸	44円	136,935円
綾里	145円	43,730円
宮古小川	76円	22,082円
菅代	310円	28,406円
宮古八木	211円	12,781円
湯口	80円	35,396円
和賀	140円	36,733円
滝沢駅前	179円	29,419円
大槌	67円	113,067円
一戸	70円	30,611円
伊手	40円	29,371円
上平沢	133円	19,220円
盛岡東和	115円	31,048円
九戸	159円	13,311円
唐丹	358円	46,154円
小本	98円	41,258円
姉体	160円	18,030円
二子	166円	41,927円
水沢飯豊	89円	34,147円
盛岡西山	45円	38,458円
葛巻	149円	75,705円
平館	119円	27,803円
東八幡平	128円	19,397円
大迫	218円	22,986円
金ヶ崎	210円	29,092円
前沢	296円	33,990円
衣川	148円	18,314円
花泉	401円	35,109円
宮守	327円	57,990円
安代	230円	38,684円
田山	78円	21,916円
湯田	77円	29,591円
室根	64円	23,852円
宮古新里	136円	22,533円
浄法寺	218円	23,241円
岩手大東	188円	88,427円
水沢藤沢	256円	18,873円
田野畑	166円	40,020円
宮古川井	61円	27,996円
宮城県	6,154円	67,374円
仙台青葉通	1,298円	26,020円
仙台長町	609円	26,328円
台原	778円	41,342円
愛子	500円	103,099円
岩切	1,249円	26,006円
仙台高砂	557円	60,752円
鶴ヶ谷	389円	31,568円
苦竹料金	1,058円	52,810円
榴ヶ岡	1,636円	7,963円
南小泉	1,449円	47,732円
荒井	726円	13,823円
仙台中田	544円	12,592円
西多賀	904円	28,021円
仙台東	473円	28,586円
野村	61円	39,065円
泉ヶ岳	225円	25,702円
門脇		

盛岡上田	493円	27,128円
青山第二	371円	32,440円
盛岡飯岡	754円	20,777円
宮古2	391円	27,798円
大船渡	372円	52,939円
岩手水沢	219円	21,205円
花巻	191円	22,005円
新宮野目	306円	26,725円
北上	226円	24,714円
相去	284円	25,929円
久慈	238円	30,348円
遠野	191円	22,172円
一関	275円	26,022円
陸前高田	1円	148,306円
釜石	259円	38,516円
釜石上中島	552円	21,164円
江刺	149円	20,689円
二戸	191円	36,985円
新西根	141円	22,408円
千厩	179円	28,398円
宮古大野	198円	40,135円
盛岡太田	232円	15,633円
滝沢	253円	18,884円
藤根	176円	10,891円
赤荻	529円	39,780円
紫波	379円	31,710円
矢巾	731円	30,465円
広瀬	49円	14,517円
盛岡乙部	215円	22,471円
江釣子	159円	23,643円
雫石	179円	21,208円
岩手	167円	13,861円
石鳥谷	170円	28,268円
水沢西根	229円	14,484円
新平泉	242円	67,528円
岩泉	258円	13,581円
小鳥谷	203円	41,045円
摺沢	281円	25,531円
岩手川崎	74円	32,292円
水沢東山	138円	55,861円
津軽石	207円	89,979円
萩荘	333円	16,186円
花巻温泉	175円	15,062円
鶴住居	194円	184,829円
種市	356円	27,603円
釜石広田	117円	41,289円
金田一	202円	25,591円
洪民	214円	26,267円
好摩	410円	52,448円
水沢小山	121円	34,565円
胆沢	124円	23,958円
軽米	333円	28,460円
豊間根	488円	38,583円
住田	276円	19,509円
細浦	201円	71,796円
田老	4円	136,545円
岩手上郷	203円	10,500円
釜石平田	344円	22,971円
六原	64円	73,240円
三陸	285円	144,857円
綾里	166円	46,094円
宮古小川	84円	20,033円
菅代	314円	90,066円
宮古八木	220円	13,393円
湯口	91円	34,883円
和賀	142円	37,205円
滝沢駅前	193円	29,321円
大槌	85円	120,393円
一戸	65円	46,309円
伊手	49円	27,746円
上平沢	140円	18,917円
盛岡東和	113円	32,474円
九戸	159円	13,023円
唐丹	388円	47,106円
小本	99円	43,413円
姉体	162円	16,861円
二子	170円	28,054円
水沢飯豊	92円	33,300円
盛岡西山	49円	37,055円
葛巻	147円	81,200円
平館	120円	28,460円
東八幡平	145円	17,630円
大迫	214円	24,881円
金ヶ崎	213円	29,908円
前沢	299円	34,679円
衣川	147円	18,243円
花泉	367円	35,971円
宮守	325円	59,395円
安代	234円	37,910円
田山	82円	19,708円
湯田	83円	106,359円
室根	79円	76,961円
宮古新里	138円	22,737円
浄法寺	225円	21,764円
岩手大東	194円	54,545円
水沢藤沢	258円	19,359円
田野畑	174円	42,039円
宮古川井	71円	26,846円
宮城県	7,014円	67,576円
仙台青葉通	1,360円	24,533円
仙台長町	617円	26,832円
台原	842円	43,301円
愛子	503円	109,505円
岩切	1,307円	29,754円
仙台高砂	560円	68,471円
鶴ヶ谷	455円	36,770円
苦竹料金	931円	53,223円
榴ヶ岡	1,682円	7,015円
南小泉	1,259円	46,713円
荒井	736円	13,689円
仙台中田	553円	15,165円
西多賀	983円	29,364円
仙台東	516円	31,818円
野村	71円	38,250円
泉ヶ岳	255円	25,713円
門脇		

塩釜	226円	24,957円
古川	320円	23,662円
気仙沼	86円	19,384円
仙南白石	107円	20,403円
名取	634円	24,208円
岩沼桜	676円	17,155円
仙南	211円	34,437円
村田	193円	29,304円
仙南船岡	331円	50,191円
利府	780円	42,425円
富谷	380円	33,303円
明石交換所	151円	57,364円
築館源光	115円	21,195円
迫	140円	50,439円
宮城河北	168円	25,756円
矢本	526円	37,499円
八木山	3,007円	17,884円
多賀城	713円	31,782円
仙台松島	157円	13,728円
七ヶ浜	270円	105,093円
栗駒	148円	9,901円
折立	355円	30,994円
三本木	208円	30,329円
仙台中山	1,282円	13,504円
大衡	133円	17,280円
中新田	226円	27,622円
亘理	381円	34,710円
石越	106円	13,623円
歌津	171円	172,863円
角田	147円	58,409円
鹿島台	210円	15,175円
生出	187円	20,655円
仙台今泉	590円	22,464円
仙南槻木	445円	24,271円
第2高館	251円	65,198円
古川中田	271円	18,319円
古川南郷	175円	27,144円
若柳	123円	34,642円
渡波	83円	53,752円
西古川	165円	43,776円
石巻階上	289円	20,715円
闊上	254円	237,717円
丸森	175円	30,829円
坂元	139円	22,560円
山下	133円	19,216円
大郷	111円	11,761円
古川小野田	162円	36,293円
古川松山	311円	53,900円
岩出山	154円	13,881円
涌谷	200円	26,409円
箕岳	102円	43,258円
田尻	386円	10,319円
小牛田	105円	17,670円
北浦駅前	115円	55,264円
寺崎	207円	11,045円
女川	24円	130,636円
志津川	66円	124,100円
本吉	414円	19,390円
唐桑	63円	142,988円
荒谷	130円	45,584円
芋沢	65円	33,721円
内田	87円	28,276円
色麻	120円	62,205円
古川鳴子	144円	24,705円
一迫	251円	41,452円
登米	179円	42,066円
古川南方	186円	53,814円
広淵	273円	14,717円
野蒜	178円	204,928円
遠刈田	111円	13,033円
高清水	349円	11,290円
金成	113円	26,161円
仙南北郷	104円	25,179円
古川宮崎	141円	43,038円
瀬峰	266円	39,738円
鶯沢	47円	44,434円
米谷	81円	33,640円
宮城河南	356円	10,213円
鳴瀬	167円	28,642円
作並	145円	39,885円
仙南川崎	132円	22,037円
仙南大内	97円	25,053円
牡鹿	26円	129,206円
石巻津山	78円	58,272円
古川新田	117円	18,391円
古川米山	150円	12,936円
石巻雄勝	12円	136,615円
石巻大島	232円	16,272円
新棟秋田	277円	29,912円
秋田大町	237円	29,236円
土崎	191円	26,713円
秋田仁井田	314円	17,600円
能代	94円	20,963円
東能代	118円	21,241円
横手	151円	30,082円
秋田大館	114円	15,588円
十二所	41円	15,297円
秋田本荘	182円	27,137円
男鹿	71円	15,622円
秋田湯沢	55円	25,034円
大曲	81円	36,041円
鹿角	130円	13,407円
大館鷹巣	107円	15,743円
五城目	92円	40,954円
秋田追分	197円	23,744円
天王	209円	14,759円
秋田大潟	327円	27,040円
仁賀保	98円	14,480円
象潟	215円	12,425円
横手神岡	75円	19,669円
角館	159円	26,574円
西馬音内	222円	11,394円
東成瀬	64円	24,593円
外旭川	169円	14,757円
釈迦内	54円	16,064円

秋田県

塩釜	232円	20,102円
古川	354円	23,922円
気仙沼	98円	18,921円
仙南白石	119円	21,225円
名取	703円	24,516円
岩沼桜	703円	16,485円
仙南	220円	35,013円
村田	194円	30,375円
仙南船岡	378円	49,665円
利府	842円	43,990円
富谷	371円	34,878円
明石交換所	188円	59,084円
築館源光	126円	17,627円
迫	142円	44,502円
宮城河北	174円	26,795円
矢本	564円	36,228円
八木山	2,889円	16,454円
多賀城	736円	41,721円
仙台松島	160円	14,857円
七ヶ浜	306円	111,809円
栗駒	144円	9,477円
折立	374円	30,932円
三本木	212円	28,523円
仙台中山	1,300円	26,982円
大衡	143円	16,450円
中新田	229円	27,917円
亘理	396円	35,099円
石越	111円	13,129円
歌津	122円	183,363円
角田	152円	61,107円
鹿島台	212円	15,124円
生出	190円	20,511円
仙台今泉	598円	22,543円
仙南槻木	451円	25,140円
第2高館	258円	67,246円
古川中田	279円	18,064円
古川南郷	179円	26,368円
若柳	129円	36,077円
渡波	18円	220,713円
西古川	165円	44,672円
石巻階上	279円	20,815円
闊上	307円	254,824円
丸森	166円	31,220円
坂元	138円	22,147円
山下	159円	18,277円
大郷	115円	10,994円
古川小野田	173円	37,452円
古川松山	311円	56,166円
岩出山	157円	13,925円
涌谷	198円	26,277円
箕岳	114円	44,375円
田尻	382円	9,997円
小牛田	130円	16,544円
北浦駅前	111円	57,839円
寺崎	201円	11,186円
女川	1円	138,954円
志津川	84円	131,822円
本吉	381円	19,132円
唐桑	99円	151,555円
荒谷	142円	47,447円
芋沢	81円	31,837円
内田	92円	27,591円
色麻	122円	64,129円
古川鳴子	143円	25,218円
一迫	256円	43,130円
登米	183円	43,379円
古川南方	200円	54,424円
広淵	271円	14,092円
野蒜	346円	218,642円
遠刈田	114円	12,787円
高清水	347円	10,446円
金成	113円	25,856円
仙南北郷	112円	25,084円
古川宮崎	162円	44,741円
瀬峰	277円	41,373円
鶯沢	46円	46,324円
米谷	81円	33,219円
宮城河南	352円	9,335円
鳴瀬	171円	28,309円
作並	149円	40,301円
仙南川崎	136円	21,819円
仙南大内	103円	25,151円
牡鹿	112円	137,319円
石巻津山	82円	60,208円
古川新田	117円	17,718円
古川米山	159円	12,264円
石巻雄勝	47円	145,529円
石巻大島	239円	15,938円
新棟秋田	295円	26,344円
秋田大町	238円	29,142円
土崎	198円	21,627円
秋田仁井田	320円	16,645円
能代	86円	25,808円
東能代	122円	21,717円
横手	160円	22,285円
秋田大館	124円	15,528円
十二所	39円	16,258円
秋田本荘	186円	36,641円
男鹿	77円	15,153円
秋田湯沢	42円	25,937円
大曲	97円	34,341円
鹿角	133円	13,456円
大館鷹巣	106円	22,003円
五城目	103円	27,675円
秋田追分	201円	24,897円
天王	205円	15,963円
秋田大潟	334円	26,102円
仁賀保	109円	15,181円
象潟	212円	11,721円
横手神岡	77円	20,575円
角館	162円	44,779円
西馬音内	231円	10,324円
東成瀬	65円	24,487円
外旭川	176円	13,555円
釈迦内	53円	16,101円

秋田県

太平	63円	21,995円
下浜	49円	20,548円
角間川	72円	31,255円
内小友	45円	34,744円
比内	167円	11,332円
合川	18円	25,851円
八郎潟	157円	19,568円
横手六郷	100円	11,602円
森岳	181円	21,397円
由利	89円	18,130円
稲川	193円	19,601円
横手雄勝	223円	19,577円
八竜	100円	15,075円
琴丘	90円	10,513円
刈和野	101円	24,024円
中仙	126円	19,572円
小坂	110円	15,422円
東由利	104円	13,312円
秋田太田	137円	20,997円
千畑	109円	18,729円
秋田井川	204円	24,699円
飯田川	120円	10,746円
若美	83円	17,664円
二ツ井	133円	17,411円
花岡	56円	17,226円
雄和	124円	23,690円
上小阿仁	98円	18,528円
八森	79円	20,928円
沢目	70円	25,901円
田沢湖	97円	20,894円
米内沢	108円	12,181円
秋田船越	113円	16,247円
秋田河辺	196円	12,937円
矢島	95円	7,079円
秋田北浦	25円	25,836円
金浦	154円	20,350円
八幡平	58円	23,491円
阿仁	82円	15,425円
横手神代	166円	30,304円
秋田藤本	39円	23,692円
由利院内	137円	27,227円
平鹿	85円	10,079円
雄物川	146円	15,393円
西目	298円	18,177円
増田	92円	24,118円
横手大森	153円	30,204円
秋田大内	197円	22,102円
秋田鳥海	52円	17,349円
西明寺	101円	21,676円
横手山内	118円	21,306円
須川	33円	33,788円
横手十文字	163円	7,294円
横手金沢	97円	17,373円
大館大湯	81円	23,163円
十和田南	119円	17,229円
早口	131円	15,778円
秋田道川	123円	22,166円
秋田協和	118円	36,974円
横手仙北	107円	12,204円
後三年	75円	26,591円
五里合	38円	20,812円
藤里	106円	33,010円
大雄	145円	19,095円
外小友	81円	21,764円
山形	337円	23,066円
山形金井	457円	14,961円
山形十文字	234円	13,640円
今塚	1,080円	54,520円
あかねヶ丘	775円	32,322円
米沢	186円	24,793円
米沢窪田	160円	15,210円
八幡原	46円	102,782円
鶴岡	300円	27,352円
酒田2	318円	18,780円
酒田緑ヶ丘	232円	17,784円
酒田高砂	48円	15,705円
新庄	284円	17,559円
寒河江	276円	30,274円
山形上山	222円	18,813円
村山	131円	19,246円
長井	76円	19,133円
天童	327円	25,468円
高橋	477円	7,248円
神町	339円	14,870円
東根	248円	16,997円
尾花沢	241円	36,597円
南陽	179円	19,796円
河北	128円	14,820円
山形朝日	116円	32,907円
白鷹	165円	11,389円
余目	113円	10,301円
藤島	174円	27,582円
酒田三川	175円	27,080円
温海	333円	25,273円
山形小国	156円	27,546円
庄内朝日機械	66円	29,139円
山形川西	217円	28,719円
酒田水沢	48円	26,597円
袖浦	81円	22,742円
山形大江	214円	23,179円
山辺	297円	17,028円
山形中山	315円	38,777円
南原	77円	17,227円
室内	203円	18,038円
高畠	279円	14,855円
榎引	120円	18,525円
白岩	164円	14,572円
山形西川	103円	23,545円
糠野目	187円	41,708円
米沢飯豊	131円	73,177円
酒田羽黒	199円	38,189円
本道寺	18円	52,542円
山形平田	272円	16,612円
酒田立川	143円	19,394円
酒田松山	214円	23,680円

山形県

太平	68円	20,242円
下浜	50円	20,683円
角間川	76円	29,465円
内小友	52円	33,886円
比内	173円	35,996円
合川	21円	27,314円
八郎潟	155円	66,430円
横手六郷	100円	11,130円
森岳	191円	19,629円
由利	87円	17,404円
稲川	210円	81,649円
横手雄勝	220円	20,363円
八竜	110円	15,469円
琴丘	92円	11,209円
刈和野	106円	24,088円
中仙	128円	20,784円
小坂	114円	14,391円
東由利	107円	14,205円
秋田太田	149円	21,142円
千畑	107円	19,507円
秋田井川	221円	25,095円
飯田川	118円	17,915円
若美	89円	17,827円
二ツ井	135円	16,146円
花岡	59円	17,683円
雄和	128円	25,096円
上小阿仁	107円	17,286円
八森	89円	20,925円
沢目	73円	26,615円
田沢湖	98円	20,861円
米内沢	113円	13,284円
秋田船越	117円	17,206円
秋田河辺	203円	12,417円
矢島	101円	44,437円
秋田北浦	25円	26,244円
金浦	166円	20,289円
八幡平	66円	24,627円
阿仁	85円	13,866円
横手神代	162円	28,343円
秋田藤本	38円	24,293円
由利院内	161円	25,634円
平鹿	81円	10,310円
雄物川	150円	15,153円
西目	297円	18,349円
増田	100円	24,263円
横手大森	155円	32,002円
秋田大内	191円	21,792円
秋田鳥海	60円	14,805円
西明寺	118円	19,262円
横手山内	138円	21,153円
須川	38円	33,238円
横手十文字	164円	8,231円
横手金沢	103円	14,235円
大館大湯	82円	23,449円
十和田南	118円	15,695円
早口	136円	15,910円
秋田道川	122円	22,425円
秋田協和	134円	36,455円
横手仙北	113円	12,922円
後三年	84円	24,212円
五里合	43円	20,894円
藤里	113円	33,633円
大雄	149円	16,993円
外小友	94円	19,662円
山形	364円	42,533円
山形金井	463円	15,137円
山形十文字	236円	12,771円
今塚	1,091円	63,040円
あかねヶ丘	788円	42,415円
米沢	202円	27,006円
米沢窪田	171円	15,814円
八幡原	50円	61,597円
鶴岡	302円	32,166円
酒田2	322円	20,252円
酒田緑ヶ丘	250円	17,033円
酒田高砂	66円	14,286円
新庄	299円	17,386円
寒河江	289円	30,703円
山形上山	157円	19,416円
村山	136円	23,507円
長井	123円	18,856円
天童	330円	26,449円
高橋	476円	6,170円
神町	350円	14,566円
東根	243円	19,399円
尾花沢	236円	39,317円
南陽	179円	20,458円
河北	133円	13,168円
山形朝日	130円	53,501円
白鷹	166円	9,998円
余目	108円	9,642円
藤島	178円	26,974円
酒田三川	178円	28,019円
温海	355円	24,461円
山形小国	158円	27,492円
庄内朝日機械	73円	27,187円
山形川西	210円	28,958円
酒田水沢	56円	25,235円
袖浦	86円	22,173円
山形大江	226円	24,098円
山辺	314円	17,152円
山形中山	320円	40,223円
南原	81円	16,913円
室内	205円	17,757円
高畠	277円	18,289円
榎引	123円	17,326円
白岩	174円	13,843円
山形西川	103円	22,237円
糠野目	186円	43,121円
米沢飯豊	140円	45,373円
酒田羽黒	196円	37,992円
本道寺	25円	49,927円
山形平田	272円	16,997円
酒田立川	147円	20,345円
酒田松山	217円	23,233円

山形県

	酒田三瀬	68円	21,160円
	山形金山	66円	19,445円
	真幸川	146円	20,178円
	中和田	149円	12,782円
	鼠ヶ関	78円	29,503円
	蔵王	148円	28,983円
	酒田大山	263円	9,190円
	湯野浜	111円	193,492円
	本楯	85円	24,116円
	泉田	83円	22,808円
	村山大久保	129円	20,300円
	山形白鳥	114円	24,592円
	山形東郷	66円	35,374円
	福原	112円	26,163円
	大石田	134円	29,868円
	鮭川	74円	21,191円
	古口	92円	22,512円
	遊佐	155円	12,007円
	吹浦	36円	27,335円
	酒田八幡	98円	23,042円
	舟形	155円	31,243円
	須田板	121円	23,002円
	山形玉野	59円	19,833円
	清水	72円	22,610円
福島県	福島	426円	43,954円
	福島清水	713円	17,033円
	福島佐倉	404円	16,741円
	瀬上	600円	12,757円
	福島大森	595円	42,932円
	蓬萊	281円	16,029円
	飯坂	226円	17,487円
	福島花園	378円	38,423円
	会津若松	335円	21,196円
	東栄町分局	646円	15,476円
	福島郡山	1,486円	25,399円
	郡山芳賀	682円	27,561円
	笹川	746円	14,279円
	白和田	107円	28,682円
	喜久田	271円	31,136円
	大槻	725円	12,710円
	郡山守山	62円	33,881円
	磐梯熱海	103円	59,491円
	いわき	510円	31,448円
	小名浜	359円	27,386円
	勿来	299円	28,503円
	内郷	558円	12,663円
	好間	617円	28,366円
	草野	458円	11,733円
	いわき常磐	217円	17,694円
	四倉	491円	33,495円
	いわき若葉台	1,367円	15,941円
	いわき泉	705円	24,187円
	いわき玉川	525円	12,734円
	いわき窪田	401円	31,072円
	白河	290円	25,479円
	福島原町	337円	18,567円
	郡山須賀川	197円	28,687円
	喜多方	233円	12,843円
	福島相馬	450円	19,098円
	二本松	303円	13,026円
	福島藤田	275円	22,538円
	二本松本宮	215円	11,686円
	田島	298円	14,813円
	猪苗代	236円	34,008円
	会津若松坂下	364円	20,597円
	郡山西郷	250円	18,565円
	郡山石川	297円	28,269円
	三春	185円	14,311円
	磐城富岡	115円	23,062円
	浪江	49円	17,729円
	会津若松山口	246円	27,517円
	会津若松広田	174円	26,708円
	福島梁川	344円	25,182円
	保原	370円	15,196円
	江名	224円	24,792円
	福島川俣	188円	32,467円
	塙	469円	15,769円
	新地	379円	27,225円
	小高	30円	28,303円
	福島伊達	396円	34,557円
	桑折	367円	19,098円
	福島松川	271円	21,085円
	鏡石	311円	11,123円
	塩川	36円	25,974円
	棚倉	246円	11,857円
	郡山浅川	113円	23,422円
	福島鹿島	262円	33,045円
	柳津	59円	24,384円
	飯野	247円	33,560円
	磐梯	137円	30,197円
	霊山	159円	38,737円
	橋本	357円	22,811円
	泉崎	162円	27,387円
	大玉	200円	23,940円
	大林	211円	21,443円
	表郷	95円	28,055円
	郡山中島	99円	30,910円
	湖南	63円	26,716円
	白沢	97円	22,178円
	多田野	88円	15,191円
	古殿	205円	21,391円
	西会津	74円	17,646円
	北会津	105円	12,829円
	新郷	176円	28,086円
	いわき広野	221円	15,344円
	久ノ浜	286円	219,039円
	船引	319円	36,402円
	鮫川	89円	25,975円
	福島東和	216円	29,203円
	郡山岩瀬	236円	18,579円
	川桁	88円	24,441円
	柳橋	146円	23,806円
	岩代	99円	13,613円
	郡山長沼	178円	21,739円
	会津若松下郷	176円	13,569円

	酒田三瀬	68円	20,827円
	山形金山	72円	57,147円
	真幸川	155円	18,788円
	中和田	151円	11,599円
	鼠ヶ関	84円	29,942円
	蔵王	147円	70,849円
	酒田大山	258円	9,787円
	湯野浜	133円	221,750円
	本楯	88円	22,902円
	泉田	84円	20,675円
	村山大久保	147円	20,660円
	山形白鳥	134円	23,696円
	山形東郷	74円	33,911円
	福原	119円	24,587円
	大石田	135円	29,390円
	鮭川	84円	19,628円
	古口	102円	21,148円
	遊佐	159円	10,101円
	吹浦	39円	26,537円
	酒田八幡	102円	22,669円
	舟形	160円	31,924円
	須田板	125円	21,014円
	山形玉野	66円	19,371円
	清水	78円	20,235円
福島県	福島	500円	44,828円
	福島清水	729円	17,822円
	福島佐倉	406円	17,183円
	瀬上	602円	13,866円
	福島大森	601円	55,947円
	蓬萊	300円	22,191円
	飯坂	234円	30,619円
	福島花園	439円	32,405円
	会津若松	352円	22,018円
	東栄町分局	680円	17,962円
	福島郡山	1,530円	30,112円
	郡山芳賀	687円	28,841円
	笹川	762円	28,204円
	白和田	113円	28,426円
	喜久田	280円	31,511円
	大槻	734円	11,555円
	郡山守山	62円	34,024円
	磐梯熱海	105円	62,319円
	いわき	514円	30,198円
	小名浜	385円	27,355円
	勿来	302円	28,931円
	内郷	566円	13,055円
	好間	627円	29,189円
	草野	466円	13,263円
	いわき常磐	228円	18,757円
	四倉	490円	34,732円
	いわき若葉台	1,441円	16,667円
	いわき泉	689円	25,100円
	いわき玉川	529円	11,860円
	いわき窪田	417円	31,319円
	白河	289円	26,194円
	福島原町	362円	17,479円
	郡山須賀川	219円	33,393円
	喜多方	247円	20,090円
	福島相馬	466円	20,681円
	二本松	304円	27,520円
	福島藤田	280円	22,913円
	二本松本宮	205円	38,628円
	田島	303円	21,984円
	猪苗代	225円	35,349円
	会津若松坂下	360円	21,081円
	郡山西郷	262円	17,197円
	郡山石川	299円	24,782円
	三春	192円	21,615円
	磐城富岡	44円	18,777円
	浪江	17円	17,703円
	会津若松山口	250円	31,830円
	会津若松広田	178円	27,454円
	福島梁川	354円	25,420円
	保原	379円	15,563円
	江名	240円	24,705円
	福島川俣	193円	43,059円
	塙	466円	14,476円
	新地	395円	27,354円
	小高	90円	28,950円
	福島伊達	408円	35,880円
	桑折	373円	19,018円
	福島松川	274円	21,364円
	鏡石	322円	11,047円
	塩川	52円	24,106円
	棚倉	253円	11,551円
	郡山浅川	119円	63,466円
	福島鹿島	278円	34,376円
	柳津	67円	30,342円
	飯野	253円	29,986円
	磐梯	146円	28,888円
	霊山	169円	84,490円
	橋本	360円	22,388円
	泉崎	170円	27,343円
	大玉	207円	24,350円
	大林	236円	20,176円
	表郷	102円	28,526円
	郡山中島	104円	31,180円
	湖南	69円	25,404円
	白沢	105円	22,525円
	多田野	89円	14,439円
	古殿	202円	20,973円
	西会津	73円	17,402円
	北会津	108円	11,990円
	新郷	189円	26,419円
	いわき広野	226円	15,060円
	久ノ浜	289円	234,151円
	船引	325円	38,214円
	鮫川	97円	24,845円
	福島東和	232円	29,830円
	郡山岩瀬	240円	16,396円
	川桁	88円	26,839円
	柳橋	158円	23,874円
	岩代	101円	12,798円
	郡山長沼	189円	19,814円
	会津若松下郷	186円	12,391円

	熱塩	68円	32,973円
	山都	136円	14,162円
	郡山東	98円	16,776円
	大信	165円	28,125円
	都路	58円	26,330円
	常葉	110円	18,036円
	檜葉	170円	18,544円
	庭坂	184円	16,821円
	沼之内	398円	30,732円
	いわき小川	310円	18,702円
	上遠野	278円	17,502円
	小作田	241円	13,475円
	原釜	258円	22,073円
	裏磐梯	758円	37,336円
	会津高田	208円	33,808円
	会津本郷	188円	11,399円
	郡山玉川	188円	16,282円
	小野新町	273円	30,555円
	大熊	426円	20,075円
	いわき双葉	215円	23,356円
	飯館	117円	19,378円
	天栄	150円	16,941円
	只見	238円	21,317円
	会津若松吾妻	39円	81,081円
	矢祭	330円	14,911円
	滝根	140円	25,474円
	大越	71円	31,247円
	郡山七郷	167円	16,131円
	移	134円	26,359円
茨城県	水戸大町	567円	35,525円
	茨城赤塚	429円	27,118円
	水戸吉田	311円	18,906円
	千波	549円	27,493円
	多賀	351円	40,850円
	久慈浜	361円	17,785円
	日立別館	196円	19,305円
	茨城日高	332円	27,916円
	土浦	231円	70,257円
	荒川沖	494円	19,911円
	神立	253円	22,080円
	石岡国府	380円	23,192円
	下館別館	308円	18,380円
	下館川島	240円	27,438円
	結城	421円	33,645円
	結城南	174円	19,265円
	竜ヶ崎	124円	32,006円
	土浦佐貫	704円	19,224円
	那珂湊	216円	23,507円
	阿字ヶ浦	353円	30,461円
	下妻	220円	28,576円
	水海道管生	335円	57,603円
	水海道別	203円	52,768円
	茨城勝田	322円	26,516円
	高萩	162円	20,263円
	北茨城	126円	31,216円
	取手	437円	19,388円
	茨城岩井	164円	27,019円
	土浦牛久	747円	15,915円
	つくば	1,799円	36,321円
	大穂	649円	16,598円
	桜	188円	16,087円
	つくば北	141円	24,278円
	筑波山	224円	68,593円
	吉沼	69円	19,956円
	筑波谷田部	309円	23,757円
	土浦豊里	342円	46,550円
	大洗	363円	17,053円
	友部	358円	38,685円
	茨城東海	529円	32,378円
	那珂	346円	6,169円
	常陸大宮	312円	27,652円
	金砂郷	113円	52,906円
	十王	327円	16,210円
	常陸鹿島	185円	20,860円
	神栖	181円	17,662円
	茨城萩原	139円	23,543円
	潮来延方	190円	18,590円
	美浦	160円	21,099円
	谷和原	355円	88,493円
	守谷清水	503円	36,271円
	古河2	637円	6,462円
	古河旭	932円	10,270円
	総和2	280円	30,521円
	古河南	340円	31,434円
	茨城境	284円	62,502円
	石岡東	257円	65,867円
	石岡	161円	39,450円
	常陸太田別館	265円	19,784円
	羽島	241円	29,539円
	千葉若松	70円	22,346円
	矢田部	202円	32,067円
	阿見	346円	19,009円
	高場	369円	32,913円
	笠間	283円	20,656円
	稲戸井	456円	15,849円
	茨城	239円	36,492円
	茨城岩瀬	242円	25,956円
	大子	85円	24,286円
	鉢田	117円	18,075円
	江戸崎	103円	11,334円
	伊奈	221円	51,008円
	藤代蔵前	362円	25,082円
	奥野	124円	48,752円
	牛堀	195円	33,505円
	阿見南	117円	55,242円
	茨城東	51円	63,911円
	総和	280円	64,425円
	岡田	147円	42,517円
	関城	109円	20,778円
	茨城協和	421円	35,152円
	利根	98円	32,913円
	いばらき旭	81円	27,005円
	常澄	164円	21,665円
	内原	921円	76,716円
	石岡大野	142円	18,924円

	熱塩	85円	31,962円
	山都	140円	13,425円
	郡山東	99円	16,248円
	大信	164円	28,869円
	都路	70円	26,857円
	常葉	118円	18,134円
	檜葉	205円	18,804円
	庭坂	124円	25,059円
	沼之内	390円	30,914円
	いわき小川	316円	18,322円
	上遠野	289円	17,528円
	小作田	247円	13,048円
	原釜	261円	23,615円
	裏磐梯	818円	36,859円
	会津高田	220円	36,522円
	会津本郷	193円	11,510円
	郡山玉川	192円	16,394円
	小野新町	274円	168,951円
	大熊	435円	20,467円
	いわき双葉	222円	23,027円
	飯館	94円	19,544円
	天栄	168円	14,723円
	只見	247円	22,867円
	会津若松吾妻	55円	79,945円
	矢祭	321円	69,795円
	滝根	143円	25,787円
	大越	76円	31,924円
	郡山七郷	173円	15,648円
	移	140円	26,882円
茨城県	水戸大町	577円	51,325円
	茨城赤塚	431円	27,473円
	水戸吉田	328円	18,621円
	千波	560円	27,912円
	多賀	356円	32,156円
	久慈浜	362円	18,108円
	日立別館	219円	19,188円
	茨城日高	336円	27,340円
	土浦	241円	70,196円
	荒川沖	499円	20,278円
	神立	257円	22,390円
	石岡国府	387円	25,009円
	下館別館	325円	24,354円
	下館川島	257円	37,750円
	結城	423円	26,176円
	結城南	183円	23,275円
	竜ヶ崎	137円	31,580円
	土浦佐貫	633円	20,600円
	那珂湊	240円	23,218円
	阿字ヶ浦	377円	30,812円
	下妻	242円	33,015円
	水海道管生	361円	41,603円
	水海道別	265円	53,945円
	茨城勝田	334円	27,205円
	高萩	165円	20,433円
	北茨城	144円	27,170円
	取手	440円	19,674円
	茨城岩井	167円	27,324円
	土浦牛久	759円	17,919円
	つくば	1,873円	40,210円
	大穂	665円	16,628円
	桜	199円	18,015円
	つくば北	142円	24,750円
	筑波山	249円	46,308円
	吉沼	73円	19,646円
	筑波谷田部	324円	18,035円
	土浦豊里	365円	49,283円
	大洗	377円	16,260円
	友部	359円	38,187円
	茨城東海	525円	31,715円
	那珂	347円	17,288円
	常陸大宮	324円	27,769円
	金砂郷	121円	52,237円
	十王	334円	25,940円
	常陸鹿島	285円	21,089円
	神栖	258円	17,613円
	茨城萩原	167円	20,354円
	潮来延方	225円	21,048円
	美浦	168円	32,403円
	谷和原	361円	95,553円
	守谷清水	553円	35,869円
	古河2	639円	8,273円
	古河旭	992円	12,432円
	総和2	289円	28,089円
	古河南	350円	32,033円
	茨城境	306円	61,427円
	石岡東	286円	75,093円
	石岡	243円	37,241円
	常陸太田別館	275円	17,928円
	羽島	249円	39,635円
	千葉若松	82円	22,657円
	矢田部	212円	32,503円
	阿見	353円	14,075円
	高場	383円	33,001円
	笠間	294円	21,427円
	稲戸井	474円	16,878円
	茨城	241円	36,175円
	茨城岩瀬	246円	31,456円
	大子	113円	24,447円
	鉢田	131円	24,582円
	江戸崎	111円	15,245円
	伊奈	246円	46,321円
	藤代蔵前	389円	22,702円
	奥野	130円	54,666円
	牛堀	229円	32,098円
	阿見南	117円	33,979円
	茨城東	56円	39,093円
	総和	289円	66,634円
	岡田	157円	53,535円
	関城	108円	30,820円
	茨城協和	428円	30,233円
	利根	105円	44,891円
	いばらき旭	83円	36,670円
	常澄	175円	30,491円
	内原	930円	77,559円
	石岡大野	149円	29,636円

菱崎	146円	29,658円
新利根	87円	76,191円
岩間	267円	31,526円
八郷	87円	11,455円
茨城鳥栖	51円	45,000円
潮沼	102円	94,777円
瓜連	425円	29,275円
茨城北浦	50円	48,550円
茨城玉造	85円	35,852円
常北	204円	30,822円
岡郷	146円	19,219円
五霞	134円	24,127円
茨城八千代	226円	24,426円
大洋	66円	45,463円
茨城土浦	241円	26,273円
波崎	230円	34,824円
茨城出島	75円	72,263円
沖宿	89円	63,067円
潮来	188円	26,763円
明野	93円	58,275円
真壁	201円	18,806円
茨城千代田	282円	22,485円
茨城大津	235円	24,412円
茨城稲田	143円	53,443円
七郷	124円	68,715円
桂	19円	49,629円
土浦河内	110円	69,308円
美野里	148円	42,642円
新治	114円	17,739円
茨城麻生	150円	36,584円
飯富	155円	31,133円
国田	127円	31,392円
菅原	100円	42,900円
行方	41円	42,033円
蔵川	51円	45,721円
出島東	99円	64,264円
小幡	47円	66,234円
雨引	191円	41,032円
八俣	78円	28,763円
猿島	86円	78,918円
御前山	89円	55,121円
茨城三和	703円	29,534円
沓掛	100円	39,476円
いばらき小川	162円	38,752円
山方	105円	40,067円
水府	28円	28,714円
茨城桜川	67円	42,832円
石下	164円	52,594円
茨城美和	111円	54,480円
宇都宮	753円	51,526円
宇都宮平出	289円	47,358円
道場宿	306円	27,006円
瑞穂野	225円	14,479円
徳次郎	498円	33,012円
砥上	471円	25,878円
江曾島	840円	13,170円
雀宮	795円	45,339円
足利	330円	32,141円
足利相生	455円	51,197円
足利西	301円	24,016円
足利南	509円	22,221円
栃木	248円	34,887円
栃木北	226円	22,327円
佐野	223円	33,596円
鹿沼	253円	31,418円
北犬飼	210円	34,330円
日光	293円	32,334円
今市	190円	19,408円
栃木小山	750円	33,799円
雨ヶ谷	309円	15,806円
延島	159円	12,521円
真岡	243円	23,360円
大田原2	205円	33,659円
矢板	331円	47,653円
黒磯	307円	27,149円
上三川	500円	34,963円
栃木河内	525円	34,546円
栃木芳賀	281円	24,744円
栃木壬生2	1,717円	17,621円
石橋	389円	21,252円
栃木小金井	515円	28,198円
新野木	342円	93,987円
栃木大平	367円	37,660円
岩舟	254円	18,733円
鬼怒川川治	186円	26,271円
宝積寺	514円	20,258円
栃木鳥山	140円	10,513円
西那須野2	375円	43,760円
田沼	342円	11,157円
益子	301円	31,524円
間々田	341円	35,688円
栃木城山	135円	10,720円
南犬飼	377円	13,878円
氏家別	394円	25,696円
葛生2	217円	35,337円
赤見	234円	29,863円
薬師寺	148円	15,461円
小山西	134円	15,226円
卒島	215円	19,467円
栃木富田	239円	19,768円
栃木藤岡2	215円	18,811円
栃木田原	152円	24,792円
栃木西方	128円	33,176円
上河内	157円	34,476円
野崎	195円	67,495円
佐久山	119円	34,211円
片岡	188円	30,567円
東那須野	214円	13,514円
栃木梅沢	57円	35,849円
楡木	124円	39,636円
栃木大沢	147円	21,536円
伊王野2	89円	44,352円
喜連川	213円	44,079円
馬頭	152円	22,281円
黒羽	57円	33,948円

栃木県

菱崎	156円	31,201円
新利根	90円	52,119円
岩間	266円	30,318円
八郷	88円	20,766円
茨城鳥栖	61円	66,533円
潮沼	111円	95,354円
瓜連	441円	29,234円
茨城北浦	51円	42,437円
茨城玉造	86円	36,004円
常北	210円	27,489円
岡郷	153円	19,608円
五霞	140円	24,073円
茨城八千代	228円	33,860円
大洋	71円	48,279円
茨城土浦	244円	46,531円
波崎	233円	36,592円
茨城出島	84円	60,038円
沖宿	96円	50,302円
潮来	194円	27,337円
明野	101円	46,767円
真壁	205円	18,347円
茨城千代田	286円	32,297円
茨城大津	233円	23,784円
茨城稲田	141円	59,943円
七郷	140円	43,907円
桂	20円	50,329円
土浦河内	112円	55,478円
美野里	150円	40,658円
新治	122円	18,349円
茨城麻生	156円	35,710円
飯富	161円	31,254円
国田	131円	47,197円
菅原	117円	42,586円
行方	49円	60,106円
蔵川	58円	64,017円
出島東	103円	43,874円
小幡	57円	66,256円
雨引	191円	56,834円
八俣	82円	29,300円
猿島	93円	56,596円
御前山	101円	58,454円
茨城三和	722円	30,139円
沓掛	109円	46,038円
いばらき小川	169円	49,445円
山方	125円	56,090円
水府	38円	46,659円
茨城桜川	76円	44,202円
石下	171円	54,810円
茨城美和	133円	51,696円
宇都宮	765円	52,311円
宇都宮平出	290円	47,087円
道場宿	314円	37,542円
瑞穂野	228円	17,219円
徳次郎	500円	32,885円
砥上	495円	25,974円
江曾島	849円	13,773円
雀宮	811円	44,874円
足利	330円	31,871円
足利相生	459円	55,333円
足利西	301円	24,214円
足利南	510円	23,547円
栃木	253円	34,065円
栃木北	242円	21,245円
佐野	242円	25,586円
鹿沼	264円	22,105円
北犬飼	218円	36,013円
日光	319円	34,527円
今市	196円	20,332円
栃木小山	772円	32,281円
雨ヶ谷	330円	18,635円
延島	166円	14,319円
真岡	241円	25,623円
大田原2	212円	26,081円
矢板	374円	30,256円
黒磯	320円	24,153円
上三川	510円	35,611円
栃木河内	538円	35,316円
栃木芳賀	285円	40,022円
栃木壬生2	1,723円	16,626円
石橋	432円	20,174円
栃木小金井	548円	27,025円
新野木	385円	80,666円
栃木大平	367円	38,528円
岩舟	255円	21,791円
鬼怒川川治	188円	22,386円
宝積寺	523円	19,044円
栃木鳥山	147円	10,558円
西那須野2	379円	29,993円
田沼	339円	11,021円
益子	301円	32,024円
間々田	337円	34,908円
栃木城山	178円	10,652円
南犬飼	378円	13,700円
氏家別	404円	24,300円
葛生2	215円	35,412円
赤見	229円	30,824円
薬師寺	155円	14,987円
小山西	137円	16,932円
卒島	225円	20,056円
栃木富田	239円	18,645円
栃木藤岡2	202円	18,128円
栃木田原	158円	25,076円
栃木西方	126円	32,612円
上河内	165円	39,895円
野崎	204円	66,972円
佐久山	121円	33,484円
片岡	193円	31,081円
東那須野	224円	13,350円
栃木梅沢	60円	36,182円
楡木	132円	41,225円
栃木大沢	152円	20,352円
伊王野2	98円	35,269円
喜連川	214円	44,386円
馬頭	158円	22,906円
黒羽	56円	47,345円

栃木県

	黒田原	189円	58,718円		黒田原	190円	64,938円
	栃木二宮	247円	17,227円		栃木二宮	250円	16,851円
	市貝	227円	20,302円		市貝	231円	20,794円
	南那須	156円	24,211円		南那須	154円	44,169円
	文挾	82円	42,720円		文挾	89円	44,179円
	栃木粟野	210円	29,502円		栃木粟野	204円	42,540円
	玉生	190円	12,270円		玉生	197円	22,255円
	塾田	91円	23,995円		塾田	98円	24,503円
	栃木小川	212円	20,636円		栃木小川	217円	20,601円
	塩原2	179円	13,716円		塩原2	187円	12,931円
	関谷	163円	31,981円		関谷	161円	40,146円
	栃木茂木	197円	37,486円		栃木茂木	201円	38,359円
	湯津上	219円	13,988円		湯津上	225円	13,958円
	足尾交換局2	194円	26,369円		足尾交換局2	195円	25,624円
	栃木水橋	129円	37,384円		栃木水橋	131円	36,264円
	船生	109円	13,798円		船生	111円	23,492円
	栃木大宮	93円	81,307円		栃木大宮	99円	56,773円
	川治	113円	53,867円		川治	114円	51,591円
	栃木2	248円	22,396円		栃木2	253円	27,525円
	那須横沢	52円	14,129円		那須横沢	64円	13,828円
	那須	81円	36,370円		那須	78円	43,004円
	那須大沢	43円	28,154円		那須大沢	46円	26,842円
	南摩	303円	23,721円		南摩	300円	24,354円
群馬県	前橋	661円	42,505円	群馬県	前橋	684円	42,923円
	野中別	772円	18,619円		野中別	782円	16,756円
	前橋元総社	490円	41,978円		前橋元総社	497円	43,169円
	佐島	343円	19,536円		佐島	346円	19,353円
	前橋芳賀	187円	31,106円		前橋芳賀	199円	37,193円
	国領	493円	32,916円		国領	501円	40,250円
	群馬高崎	501円	38,171円		群馬高崎	543円	39,683円
	高崎支店別1	501円	20,612円		高崎支店別1	543円	19,707円
	高崎問屋町	458円	28,372円		高崎問屋町	477円	28,527円
	倉賀野	756円	39,106円		倉賀野	763円	27,929円
	大類	870円	24,283円		大類	873円	24,880円
	群馬長野	791円	48,401円		群馬長野	791円	47,692円
	桐生錦町	177円	27,010円		桐生錦町	174円	26,239円
	桐生相生	425円	31,906円		桐生相生	442円	31,546円
	伊勢崎	346円	33,900円		伊勢崎	361円	35,814円
	豊受	314円	29,223円		豊受	321円	40,177円
	群馬太田	847円	33,615円		群馬太田	867円	33,961円
	太田九合	751円	24,963円		太田九合	778円	20,239円
	宝泉	373円	36,929円		宝泉	383円	28,459円
	群馬沼田	699円	30,075円		群馬沼田	731円	30,828円
	館林支別1	253円	21,107円		館林支別1	259円	22,400円
	群馬渋川	346円	16,683円		群馬渋川	348円	15,564円
	群馬藤岡	417円	30,924円		群馬藤岡	417円	28,544円
	群馬富岡	314円	21,916円		群馬富岡	310円	18,134円
	群馬安中	391円	46,389円		群馬安中	400円	33,647円
	新群馬町	282円	31,784円		新群馬町	310円	27,841円
	群馬新町	397円	36,000円		群馬新町	413円	38,005円
	群馬長野原	325円	29,651円		群馬長野原	315円	29,824円
	草津温泉	256円	31,063円		草津温泉	256円	33,302円
	玉村	473円	38,987円		玉村	474円	49,585円
	笠懸	155円	15,822円		笠懸	158円	15,957円
	大間々	750円	30,638円		大間々	741円	23,576円
	群馬大泉	233円	34,497円		群馬大泉	234円	34,579円
	中之条	176円	28,138円		中之条	175円	25,581円
	高林	446円	9,611円		高林	450円	9,200円
	毛里田	164円	46,073円		毛里田	176円	34,797円
	群馬川内	315円	11,540円		群馬川内	311円	11,158円
	赤城	123円	20,674円		赤城	121円	20,494円
	群馬富士見	272円	16,712円		群馬富士見	272円	15,088円
	群馬原町	79円	41,901円		群馬原町	78円	43,384円
	北軽井沢	8円	19,273円		北軽井沢	12円	18,819円
	采女	204円	43,277円		采女	213円	44,772円
	敷塚本町	101円	12,564円		敷塚本町	102円	12,256円
	群馬板倉	546円	21,630円		群馬板倉	568円	21,411円
	群馬川俣	270円	22,297円		群馬川俣	280円	22,284円
	赤岩	220円	13,373円		赤岩	228円	12,623円
	吉井	320円	11,865円		吉井	312円	11,607円
大胡	267円	14,776円	大胡	271円	14,233円		
粕川	255円	17,887円	粕川	256円	17,344円		
榛名	507円	19,993円	榛名	503円	19,523円		
箕郷	348円	16,219円	箕郷	350円	15,456円		
鬼石	135円	16,421円	鬼石	128円	15,832円		
下仁田交換セ	118円	14,552円	下仁田交換セ	119円	14,014円		
甘楽	170円	12,234円	甘楽	173円	11,520円		
松井田	348円	10,829円	松井田	346円	10,385円		
月夜野	284円	21,622円	月夜野	272円	81,230円		
群馬水上	103円	27,837円	群馬水上	101円	28,540円		
群馬布施	269円	23,512円	群馬布施	274円	23,054円		
原市	266円	14,062円	原市	270円	13,158円		
浅間高原	1円	66,422円	浅間高原	2円	40,277円		
子持	137円	24,536円	子持	147円	29,402円		
群馬吉岡	368円	21,161円	群馬吉岡	370円	21,096円		
邑楽	214円	20,850円	邑楽	218円	20,501円		
群馬城南	324円	17,121円	群馬城南	320円	15,767円		
駒形	647円	21,794円	駒形	652円	21,940円		
梅田	175円	23,526円	梅田	173円	23,096円		
群馬新里	42円	42,668円	群馬新里	49円	41,734円		
新国定	447円	74,666円	新国定	488円	76,624円		
群馬境交換セ	340円	12,300円	群馬境交換セ	335円	12,225円		
尾島	299円	19,170円	尾島	301円	18,783円		
群馬新田	215円	9,572円	群馬新田	220円	8,614円		
新田金井	174円	22,964円	新田金井	192円	23,070円		
新南蛇井	245円	51,451円	新南蛇井	284円	46,473円		
北橋	155円	24,202円	北橋	153円	24,179円		
渋川伊香保	237円	15,196円	渋川伊香保	248円	14,816円		
群馬岩崎	67円	17,539円	群馬岩崎	73円	17,079円		
館林東	166円	22,317円	館林東	164円	21,429円		
倉淵	277円	30,933円	倉淵	279円	30,579円		
磐戸	64円	24,820円	磐戸	85円	25,177円		
嬭恋	290円	16,422円	嬭恋	315円	15,937円		
追貝	286円	26,902円	追貝	295円	26,725円		
片品	263円	35,427円	片品	269円	35,649円		
伊勢崎支別1	346円	22,922円	伊勢崎支別1	361円	21,731円		
猿ヶ京	391円	15,456円	猿ヶ京	377円	14,854円		
埼玉県	川越	1,776円	66,828円	埼玉県	川越	1,833円	63,821円
	川越新宿	2,264円	26,053円		川越新宿	2,456円	24,644円
	南古谷	2,377円	36,968円		南古谷	2,420円	35,882円
	川越露ヶ関	2,932円	20,796円		川越露ヶ関	2,959円	21,453円
	熊谷末広	586円	36,104円		熊谷末広	605円	37,974円
	三ヶ尻	1,100円	21,783円		三ヶ尻	1,176円	23,233円
	埼玉川口	4,997円	45,980円		埼玉川口	7,250円	46,240円
	川口青木	3,752円	39,126円		川口青木	4,109円	40,579円

川口芝	2,004円	20,963円
安行	2,962円	40,174円
浦和東	4,446円	52,047円
浦和白幡	4,183円	29,712円
浦和常盤	2,330円	31,027円
中尾	1,851円	18,635円
浦和美園	1,494円	66,832円
埼玉大宮	5,905円	24,999円
大宮東大成	1,924円	26,042円
大宮大和田	1,379円	17,731円
大宮指扇	1,416円	21,170円
行田別館	402円	29,445円
秩父	594円	20,413円
所沢	2,441円	24,021円
所沢元町	3,429円	34,945円
所沢北野	920円	31,587円
所沢東	2,091円	20,071円
所沢下富	1,254円	17,043円
飯能緑町	1,317円	19,612円
原市場	556円	31,018円
吾野	512円	56,523円
加須	365円	22,724円
加須花崎	356円	15,311円
埼玉本庄	511円	21,426円
東松山2	923円	14,225円
岩槻	1,266円	29,409円
和土	683円	10,079円
春日部武里	1,392円	37,272円
春日部八木崎	1,131円	31,455円
狭山2	1,792円	45,613円
狭山入管	3,709円	20,137円
埼玉羽生	200円	21,110円
鴻巣	1,017円	17,418円
埼玉深谷2	483円	20,890円
上尾	1,575円	20,574円
新平方	1,920円	16,231円
浦和与野	3,232円	23,928円
草加局舎1	1,243円	27,535円
草加弁天	1,117円	14,543円
草加清門	1,482円	31,948円
越谷	1,989円	36,533円
越谷大里	1,207円	22,247円
越谷蒲生	1,932円	36,540円
蕨戸田	2,768円	49,433円
蕨戸田	2,461円	27,422円
西戸田	3,607円	38,742円
入間	1,006円	52,688円
入間西武	407円	17,875円
入間宮寺	851円	22,552円
入間金子	2,429円	19,385円
鳩ヶ谷	1,291円	24,173円
朝霞	3,141円	20,735円
志木	2,031円	14,523円
新座	236円	12,118円
埼玉加納	1,294円	33,790円
桶川	1,311円	37,571円
久喜2	2,556円	24,147円
鴻巣北本	1,739円	25,659円
草加八潮	1,934円	17,657円
埼玉富士見	1,727円	31,523円
埼玉三郷	1,174円	16,652円
三郷鷹野	1,097円	24,048円
三郷小谷堀	990円	22,963円
蓮田	1,247円	18,889円
坂戸本町	400円	21,860円
幸手	1,055円	19,281円
鶴ヶ島	1,787円	17,594円
武蔵日高電2	1,528円	21,583円
埼玉吉川	710円	24,499円
上尾伊奈	753円	31,340円
埼玉吹上2	2,881円	25,771円
大井	883円	22,092円
川越三芳	351円	16,805円
毛呂山2	530円	44,608円
嵐山	386円	25,645円
埼玉小川別	329円	35,757円
川越川島	424円	38,260円
埼玉吉見	356円	27,227円
皆野	215円	34,420円
熊谷吉田	373円	29,809円
埼玉江南	343円	13,253円
婁沼	453円	30,879円
埼玉岡部	387円	16,354円
寄居	188円	26,928円
川里	298円	37,831円
大利根	1,411円	23,934円
白岡	417円	23,929円
葛蒲	550円	38,619円
埼玉栗橋	600円	22,242円
鷲宮	896円	22,931円
杉戸別館	596円	19,061円
第二松伏	1,059円	46,463円
新庄和	429円	12,446円
箕田	532円	47,169円
埼玉澁川	238円	26,104円
原玉	287円	19,177円
慈恩寺	185円	39,701円
神川	356円	16,767円
上里	108円	39,313円
熊谷豊里	157円	14,847円
北川辺	111円	73,717円
行田北河原	150円	34,983円
行田埼玉	114円	49,492円
加須橋達川	1,248円	16,645円
高坂	278円	39,351円
青山	351円	36,756円
川通	115円	19,227円
みろく	214円	73,031円
埼玉平野	332円	40,928円
幸手八代	401円	31,106円
越生	241円	25,061円
埼玉玉川	328円	24,302円
長瀨	142円	35,227円
上吉田	189円	23,275円
小鹿野	179円	34,855円
両神		

川口芝	2,190円	36,663円
安行	3,078円	33,733円
浦和東	4,755円	46,551円
浦和白幡	4,423円	38,737円
浦和常盤	2,502円	29,502円
中尾	1,904円	17,973円
浦和美園	1,515円	70,151円
埼玉大宮	6,434円	46,410円
大宮東大成	2,053円	51,822円
大宮大和田	1,441円	18,246円
大宮指扇	1,428円	23,462円
行田別館	418円	22,579円
秩父	617円	18,851円
所沢	2,508円	23,350円
所沢元町	3,540円	36,070円
所沢北野	987円	32,668円
所沢東	2,156円	22,609円
所沢下富	1,287円	18,123円
飯能緑町	1,374円	18,597円
原市場	562円	29,975円
吾野	540円	57,875円
加須	389円	23,207円
加須花崎	386円	39,302円
埼玉本庄	529円	22,139円
東松山2	988円	13,258円
岩槻	1,267円	28,928円
和土	707円	11,051円
春日部武里	1,411円	29,707円
春日部八木崎	1,159円	58,465円
狭山2	1,801円	45,827円
狭山入管	3,793円	34,294円
埼玉羽生	232円	22,311円
鴻巣	1,018円	17,429円
埼玉深谷2	490円	16,986円
上尾	1,578円	21,727円
新平方	2,032円	14,102円
浦和与野	3,428円	22,993円
草加局舎1	1,303円	37,044円
草加弁天	1,197円	12,032円
草加清門	1,547円	25,072円
越谷	1,998円	38,477円
越谷大里	1,238円	22,880円
越谷蒲生	2,028円	35,059円
蕨戸田	2,943円	51,592円
蕨戸田	2,616円	31,529円
西戸田	3,634円	28,740円
入間	1,022円	42,971円
入間西武	411円	17,051円
入間宮寺	863円	24,119円
入間金子	2,506円	20,620円
鳩ヶ谷	1,352円	25,622円
朝霞	3,212円	21,000円
志木	2,076円	16,426円
新座	241円	13,188円
埼玉加納	1,315円	32,835円
桶川	1,337円	35,315円
久喜2	2,583円	21,054円
鴻巣北本	1,769円	26,648円
草加八潮	2,007円	24,820円
埼玉富士見	1,743円	29,860円
埼玉三郷	1,193円	16,356円
三郷鷹野	1,122円	25,347円
三郷小谷堀	1,006円	22,551円
蓮田	1,249円	19,846円
坂戸本町	407円	22,541円
幸手	1,067円	21,608円
鶴ヶ島	1,828円	15,226円
武蔵日高電2	1,562円	62,875円
埼玉吉川	727円	65,711円
上尾伊奈	782円	28,284円
埼玉吹上2	3,025円	29,877円
大井	893円	26,888円
川越三芳	376円	16,087円
毛呂山2	541円	44,273円
嵐山	383円	24,911円
埼玉小川別	331円	36,009円
川越川島	423円	39,805円
埼玉吉見	348円	35,330円
皆野	231円	42,532円
熊谷吉田	380円	35,435円
埼玉江南	347円	18,322円
婁沼	455円	38,721円
埼玉岡部	503円	16,058円
寄居	197円	37,861円
川里	306円	39,949円
大利根	1,439円	26,032円
白岡	422円	31,983円
葛蒲	559円	37,963円
埼玉栗橋	616円	23,744円
鷲宮	838円	23,655円
杉戸別館	669円	17,723円
第二松伏	1,172円	46,653円
新庄和	451円	12,768円
箕田	538円	47,551円
埼玉澁川	248円	33,553円
原玉	294円	19,325円
慈恩寺	191円	49,829円
神川	380円	14,908円
上里	116円	52,357円
熊谷豊里	162円	14,388円
北川辺	97円	52,478円
行田北河原	166円	42,980円
行田埼玉	123円	49,919円
加須橋達川	1,276円	13,257円
高坂	282円	39,588円
青山	364円	37,025円
川通	118円	25,266円
みろく	255円	73,020円
埼玉平野	349円	41,529円
幸手八代	400円	30,422円
越生	243円	24,110円
埼玉玉川	322円	31,149円
長瀨	159円	43,540円
上吉田	200円	29,535円
小鹿野	193円	43,774円
両神		

	埼玉荒川	351円	17,648円
	埼玉美里	207円	35,204円
	埼玉川本	205円	26,138円
	寄居男衾	211円	28,318円
	駒西	417円	34,945円
	高麗	330円	37,519円
	鳩山	253円	35,253円
	埼玉花園	172円	35,732円
	杉戸橋	334円	40,034円
	内間木	1,013円	20,724円
	名栗	100円	40,735円
	東秩父	210円	46,537円
	宝珠花	528円	54,014円
	さいたま新都	4,602円	133,123円
	久喜	1,311円	50,635円
千葉県	千葉	1,384円	33,099円
	千葉南	1,449円	42,688円
	幕張	1,975円	57,624円
	攢橋	494円	27,348円
	千葉轟	2,125円	22,047円
	桜木	1,523円	27,335円
	菅田	711円	41,777円
	新土気	869円	34,634円
	高洲	2,018円	44,257円
	稲毛	1,967円	29,123円
	銚子	420円	49,385円
	市川	3,713円	26,863円
	鬼高	1,678円	24,996円
	浦安行徳	3,504円	41,779円
	市川中山	2,639円	82,096円
	市川曾谷	2,849円	14,300円
	市川原木	1,782円	19,680円
	市川大野	1,159円	22,307円
	船橋	1,955円	28,494円
	菜園台	2,018円	41,991円
	船橋本町	4,662円	37,545円
	千葉上山	888円	39,188円
	千葉豊富	619円	54,749円
	二和	1,485円	46,902円
	館山	396円	26,312円
	木更津富士見	262円	21,491円
	下烏田	231円	18,277円
	矢那	261円	18,719円
	松戸	3,356円	58,901円
	五香	1,269円	48,143円
	松戸小金	1,643円	14,517円
	松戸高塚	1,107円	24,628円
	上花輪	684円	16,220円
	川間交換セン	537円	40,856円
	佐原	754円	46,829円
	茂原別館	453円	22,919円
	成田	847円	31,533円
	成田赤坂	499円	21,816円
	千葉佐倉	595円	27,922円
	志津	521円	13,776円
	馬渡	331円	12,726円
	東金別館	366円	12,745円
	八日市場	284円	26,537円
	千葉旭	461円	30,777円
	習志野	2,486円	16,687円
	津田沼	2,537円	32,947円
	千葉柏	3,119円	48,398円
	逆井	1,793円	31,725円
	田中	1,168円	27,598円
	豊四季	1,716円	15,315円
	市原	772円	34,005円
	千葉八幡	753円	24,450円
	辰巳	685円	22,583円
	瀬又	305円	15,277円
	流山	930円	29,854円
	南流山	2,216円	23,252円
	千葉八千代	1,070円	20,289円
	吉橋	663円	22,183円
	米本	832円	57,006円
	我孫子	1,045円	15,559円
	鶴川	703円	39,234円
	鎌ヶ谷	981円	37,884円
	君津	619円	22,760円
	千葉富津	288円	43,228円
	浦安	3,728円	16,339円
	四街道	991円	30,837円
	袖ヶ浦	734円	13,422円
	八街	230円	24,944円
	千葉船穂	758円	21,338円
	関宿	374円	27,708円
	沼南	517円	24,002円
	白井	612円	15,947円
	千葉大網	1,301円	77,977円
	九十九里	111円	23,098円
	成東	224円	18,275円
	睦沢	249円	28,183円
	長生	238円	13,157円
	長柄	219円	24,507円
	千葉御宿	464円	15,459円
	坂戸	8,693円	42,263円
	木更津	205円	37,152円
	茂原	390円	55,478円
	勝浦	254円	27,794円
	姉崎	352円	46,559円
	富里	1,728円	30,966円
	千葉大原	92円	19,931円
	野呂	645円	18,171円
	千葉清川	242円	38,424円
	三ツ堀	231円	25,562円
	成毛	79円	9,928円
	千葉三和	438円	22,782円
	湖北	471円	26,158円
	小名木	441円	13,990円
	東高野	192円	20,439円
	酒々井	637円	21,612円
	小見川	216円	17,555円
	十倉	225円	46,230円
	千葉野尻	132円	14,750円
	四木	108円	36,051円
	下総	73円	10,424円

	埼玉荒川	352円	23,017円
	埼玉美里	213円	42,422円
	埼玉川本	215円	34,527円
	寄居男衾	214円	35,755円
	駒西	425円	38,095円
	高麗	392円	38,089円
	鳩山	262円	29,038円
	埼玉花園	175円	43,267円
	杉戸橋	370円	39,049円
	内間木	1,031円	21,728円
	名栗	105円	41,380円
	東秩父	230円	47,360円
	宝珠花	536円	54,637円
	さいたま新都	4,675円	133,350円
	久喜	1,337円	48,241円
千葉県	千葉	1,464円	32,828円
	千葉南	1,602円	40,989円
	幕張	1,985円	59,490円
	攢橋	617円	30,789円
	千葉轟	2,186円	28,032円
	桜木	1,754円	28,189円
	菅田	727円	46,569円
	新土気	923円	33,774円
	高洲	2,087円	38,394円
	稲毛	2,080円	31,007円
	銚子	430円	44,259円
	市川	3,845円	43,429円
	鬼高	1,986円	20,493円
	浦安行徳	4,000円	43,733円
	市川中山	2,732円	70,109円
	市川曾谷	2,921円	15,227円
	市川原木	2,015円	26,408円
	市川大野	1,214円	17,883円
	船橋	2,088円	28,675円
	菜園台	2,069円	40,676円
	船橋本町	5,627円	85,340円
	千葉上山	946円	39,680円
	千葉豊富	665円	57,144円
	二和	1,525円	43,804円
	館山	451円	33,309円
	木更津富士見	272円	21,415円
	下烏田	264円	21,191円
	矢那	263円	36,131円
	松戸	3,590円	58,793円
	五香	1,284円	35,933円
	松戸小金	1,673円	15,004円
	松戸高塚	1,253円	23,078円
	上花輪	686円	19,960円
	川間交換セン	542円	42,355円
	佐原	786円	49,037円
	茂原別館	479円	23,224円
	成田	868円	29,369円
	成田赤坂	514円	23,661円
	千葉佐倉	602円	28,876円
	志津	519円	14,196円
	馬渡	335円	12,751円
	東金別館	397円	11,499円
	八日市場	306円	26,764円
	千葉旭	464円	33,145円
	習志野	2,577円	46,133円
	津田沼	2,721円	26,930円
	千葉柏	3,454円	44,657円
	逆井	1,848円	32,529円
	田中	1,208円	26,605円
	豊四季	1,787円	13,240円
	市原	846円	57,816円
	千葉八幡	773円	24,295円
	辰巳	722円	21,858円
	瀬又	342円	15,642円
	流山	835円	27,354円
	南流山	2,228円	27,024円
	千葉八千代	1,069円	20,956円
	吉橋	712円	20,334円
	米本	850円	36,754円
	我孫子	1,036円	15,898円
	鶴川	748円	31,737円
	鎌ヶ谷	1,027円	35,086円
	君津	663円	25,423円
	千葉富津	299円	31,616円
	浦安	4,013円	16,374円
	四街道	1,040円	32,078円
	袖ヶ浦	767円	33,108円
	八街	237円	25,769円
	千葉船穂	813円	17,836円
	関宿	342円	28,074円
	沼南	531円	26,512円
	白井	625円	19,592円
	千葉大網	1,323円	74,071円
	九十九里	117円	37,173円
	成東	229円	72,826円
	睦沢	262円	28,796円
	長生	242円	26,538円
	長柄	229円	31,605円
	千葉御宿	483円	15,515円
	坂戸	10,078円	30,592円
	木更津	256円	32,815円
	茂原	464円	56,471円
	勝浦	255円	27,097円
	姉崎	398円	43,700円
	富里	1,747円	30,885円
	千葉大原	117円	20,330円
	野呂	672円	17,560円
	千葉清川	264円	45,431円
	三ツ堀	234円	26,225円
	成毛	82円	16,229円
	千葉三和	441円	35,727円
	湖北	469円	27,731円
	小名木	564円	12,764円
	東高野	171円	20,368円
	酒々井	689円	22,124円
	小見川	226円	22,135円
	十倉	225円	48,830円
	千葉野尻	136円	28,913円
	四木	116円	38,192円
	下総	82円	10,020円

	印旛	202円	18,565円
	本笠	128円	18,064円
	千葉山田	32円	28,966円
	東庄	163円	14,385円
	横芝	281円	14,740円
	野栄	54円	10,483円
	多古	167円	19,943円
	芝山	98円	14,660円
	船形	253円	20,766円
	千葉一宮	330円	13,416円
	本納	266円	37,563円
	千葉白子	136円	17,229円
	長南	65円	35,477円
	夷隅	197円	24,266円
	大多喜	206円	14,096円
	白里	133円	27,324円
	山武北	89円	35,021円
	第二成東	102円	17,188円
	有秋	354円	21,087円
	千倉	175円	16,465円
	三里塚	260円	19,797円
	千葉岩根	203円	20,681円
	塚原	365円	52,271円
	天羽	417円	23,063円
	大佐和	153円	9,932円
	安食	140円	16,761円
	千葉飯岡	130円	19,822円
	岬	117円	11,136円
	鋸南	101円	10,192円
	扇島	35円	24,741円
	香取	157円	34,047円
	千葉未吉	254円	9,370円
	久留里	314円	19,873円
	千葉清和	190円	32,117円
	広岡	154円	31,321円
	千葉平川	139円	17,609円
	千漣	189円	15,727円
	蓮沼	109円	14,762円
	給田	131円	28,879円
	印西	470円	20,523円
	丸山	46円	19,398円
	岩戸	173円	37,360円
	千葉茅野	204円	20,354円
	千葉岩井	77円	29,894円
	千葉北	82円	18,276円
	千葉和田	393円	53,608円
	天津小湊	206円	32,025円
	八日市場北	106円	48,169円
	富浦	364円	16,271円
	北多古	47円	32,728円
	木更津佐貫	384円	43,986円
	木更津三芳	440円	16,251円
	千葉白浜	210円	15,743円
	千葉七浦	110円	51,900円
	大石	89円	39,801円
	西岬	111円	33,650円
	千葉亀山	67円	45,971円
	千葉興津	288円	19,832円
	布佐	234円	22,444円
	千葉牛久	283円	15,823円
	千葉戸田	323円	30,479円
	江見	159円	38,289円
	千葉金谷	307円	43,067円
	峰上	217円	38,055円
	海上	339円	42,311円
	北光	47円	14,833円
	大原山田	194円	33,779円
	千葉小湊	153円	27,439円
	鶴舞	179円	28,371円
	高滝	141円	34,401円
	月崎	110円	30,695円
	九美上	51円	30,196円
	殿廻	68円	102,957円
	平三	81円	27,014円
	大栄	78円	22,425円
	栗源	179円	46,222円
	千葉松尾	303円	12,458円
	北芝山	120円	16,979円
	南羽鳥	161円	17,167円
	鴨川仲	121円	19,067円
	古畑	172円	40,192円
	山武南	132円	21,926円
	神崎	200円	34,292円
	庄司	69円	39,422円
	東庄南	118円	45,556円
東京都	大手町F S	56,759円	100,345円
	霞ヶ関	53,044円	31,763円
	神田	18,819円	22,783円
	駿河台	12,822円	41,529円
	九段	11,616円	16,994円
	丸の内	30,543円	27,453円
	京橋	13,996円	38,932円
	銀座	56,878円	45,244円
	東銀座	39,732円	24,528円
	東京築地	8,993円	47,825円
	茅場兜	9,324円	26,349円
	晴海	9,356円	44,223円
	東京浜町	6,340円	21,700円
	芝	21,946円	29,549円
	東京赤坂	20,349円	17,646円
	東京青山	38,164円	38,340円
	白金	25,622円	27,177円
	東京三田	12,938円	24,057円
	新宿	21,220円	25,245円
	東京大久保	13,230円	31,922円
	四谷	8,929円	30,203円
	牛込	7,492円	19,306円
	西新宿	40,661円	26,717円
	小石川	8,849円	26,987円
	東京大塚	7,846円	89,561円
	駒込第2	8,645円	15,294円
	東京上野	23,568円	34,116円
	浅草	4,620円	50,383円
	吉原	3,098円	21,417円
	墨田	4,535円	50,194円

	印旛	211円	25,362円
	本笠	136円	18,508円
	千葉山田	29円	37,897円
	東庄	168円	19,614円
	横芝	288円	14,038円
	野栄	55円	9,908円
	多古	172円	25,072円
	芝山	102円	14,733円
	船形	261円	33,431円
	千葉一宮	342円	38,211円
	本納	272円	37,700円
	千葉白子	139円	16,915円
	長南	106円	43,777円
	夷隅	202円	23,210円
	大多喜	214円	13,681円
	白里	133円	26,449円
	山武北	96円	35,497円
	第二成東	107円	16,812円
	有秋	387円	20,250円
	千倉	176円	16,694円
	三里塚	266円	19,553円
	千葉岩根	207円	21,291円
	塚原	382円	54,473円
	天羽	441円	36,190円
	大佐和	156円	9,532円
	安食	144円	16,481円
	千葉飯岡	134円	13,710円
	岬	119円	37,652円
	鋸南	108円	9,351円
	扇島	43円	29,466円
	香取	178円	41,240円
	千葉未吉	264円	9,316円
	久留里	346円	19,484円
	千葉清和	198円	24,271円
	広岡	176円	32,504円
	千葉平川	145円	17,476円
	千漣	199円	15,438円
	蓮沼	116円	13,890円
	給田	133円	29,589円
	印西	472円	20,285円
	丸山	47円	28,395円
	岩戸	180円	39,496円
	千葉茅野	217円	32,400円
	千葉岩井	78円	51,402円
	千葉北	92円	32,633円
	千葉和田	415円	57,159円
	天津小湊	213円	22,718円
	八日市場北	124円	50,385円
	富浦	374円	43,402円
	北多古	58円	34,360円
	木更津佐貫	386円	46,010円
	木更津三芳	447円	29,190円
	千葉白浜	224円	27,353円
	千葉七浦	122円	54,459円
	大石	96円	31,786円
	西岬	117円	55,767円
	千葉亀山	88円	48,427円
	千葉興津	305円	19,428円
	布佐	250円	22,482円
	千葉牛久	290円	15,414円
	千葉戸田	328円	32,244円
	江見	174円	53,581円
	千葉金谷	362円	58,932円
	峰上	226円	39,257円
	海上	351円	53,205円
	北光	55円	14,613円
	大原山田	226円	34,307円
	千葉小湊	162円	35,443円
	鶴舞	199円	29,578円
	高滝	155円	36,497円
	月崎	124円	31,758円
	九美上	61円	49,788円
	殿廻	88円	109,496円
	平三	111円	28,309円
	大栄	81円	22,806円
	栗源	185円	49,424円
	千葉松尾	310円	12,440円
	北芝山	127円	16,714円
	南羽鳥	166円	16,742円
	鴨川仲	140円	26,438円
	古畑	183円	48,158円
	山武南	140円	21,751円
	神崎	220円	43,263円
	庄司	79円	39,525円
	東庄南	124円	55,644円
東京都	大手町F S	58,907円	105,127円
	霞ヶ関	56,636円	32,465円
	神田	21,077円	28,095円
	駿河台	14,063円	44,010円
	九段	12,598円	18,287円
	丸の内	31,823円	28,422円
	京橋	15,865円	39,107円
	銀座	56,978円	38,805円
	東銀座	42,012円	21,337円
	東京築地	10,825円	50,798円
	茅場兜	10,424円	27,205円
	晴海	10,132円	42,232円
	東京浜町	7,174円	21,671円
	芝	24,350円	33,738円
	東京赤坂	19,929円	16,865円
	東京青山	41,525円	39,458円
	白金	27,374円	25,945円
	東京三田	14,224円	25,083円
	新宿	23,289円	25,361円
	東京大久保	16,722円	35,905円
	四谷	9,939円	38,998円
	牛込	7,843円	20,627円
	西新宿	45,208円	33,408円
	小石川	8,990円	27,453円
	東京大塚	7,926円	87,449円
	駒込第2	9,498円	18,099円
	東京上野	25,560円	41,447円
	浅草	6,008円	39,478円
	吉原	3,578円	56,636円
	墨田	5,074円	51,206円

本所	4,139円	34,302円
向島	4,835円	38,603円
江東	5,241円	34,346円
東京深川	4,018円	17,914円
東京城東	4,925円	11,156円
江東辰巳	3,691円	32,343円
東京新有明	7,800円	84,431円
東京大崎	14,666円	80,005円
荏原	7,515円	18,348円
品川	8,052円	27,772円
大田支店埠頭	3,203円	25,016円
自由ヶ丘	9,975円	25,580円
目黒本館	7,459円	40,084円
蒲田	6,763円	25,493円
東京大森	7,701円	39,652円
馬込	5,440円	25,310円
池上	6,041円	50,986円
羽田	5,065円	50,881円
田園調布	21,400円	33,592円
雪ヶ谷	6,321円	25,357円
矢口	4,757円	19,189円
世田谷	10,768円	44,337円
成城	8,000円	21,001円
砧	8,036円	35,066円
弦巻	10,001円	24,868円
東京烏山	7,551円	23,840円
東京玉川	17,127円	17,866円
東京瀬田	5,446円	25,818円
上北沢	7,178円	20,372円
松沢ビル2	5,385円	25,209円
東渋谷	37,988円	36,266円
代々木	11,629円	19,846円
渋谷	35,531円	22,797円
東京野方	8,551円	55,547円
東京中野	13,146円	58,576円
高円寺	7,151円	57,260円
杉並	7,042円	37,996円
井草	12,949円	35,563円
荻窪	5,284円	20,112円
久我山	7,776円	47,675円
池袋	7,001円	50,422円
巣鴨	4,070円	43,337円
落合別館	6,923円	31,531円
十条	6,532円	24,336円
王子	3,335円	45,783円
田端尾久	5,268円	29,322円
赤羽営業別館	4,962円	25,448円
東京荒川	2,533円	51,712円
板橋	4,779円	50,690円
成増	5,512円	26,966円
志村	5,082円	44,944円
南板橋別館	6,784円	16,080円
北町	4,522円	46,067円
練馬	5,200円	46,981円
東京大泉	5,570円	23,806円
関町	5,603円	19,145円
西練馬	5,606円	27,944円
石神井	5,163円	33,997円
梅島	3,682円	50,386円
千住	4,268円	30,347円
西新井	3,410円	53,968円
竹の塚	4,003円	33,762円
東京綾瀬	2,893円	31,450円
葛飾	3,933円	48,230円
亀有	3,997円	27,387円
金町	4,254円	38,940円
江戸川別館	3,928円	39,509円
小岩	4,329円	35,281円
葛西	4,051円	48,130円
東江戸川	3,553円	38,908円
八王子元横山	2,194円	22,985円
八王子浅川	1,857円	24,770円
八王子明神	2,101円	44,578円
八王子由木	2,238円	21,612円
八王子片倉	3,375円	28,872円
八王子滝山	1,701円	13,739円
八王子新明神	1,944円	25,360円
立川砂川	3,330円	28,161円
新立川	4,369円	16,440円
武蔵野	17,043円	29,891円
吉祥寺	9,273円	43,653円
武蔵境	4,897円	34,575円
三鷹	5,512円	38,227円
青梅	927円	20,265円
青梅東	1,318円	13,502円
武蔵府中	5,122円	29,035円
昭島	4,776円	53,131円
調布	4,436円	31,182円
町田	3,099円	19,686円
鶴川	3,335円	26,081円
町田忠生	1,521円	24,665円
町田北忠生	3,167円	29,473円
町田鶴間	2,251円	14,570円
小金井	10,082円	36,636円
東京小平	3,070円	32,591円
東京日野	6,062円	17,170円
日野高幡	3,246円	52,699円
東村山	1,984円	50,059円
東京国分寺	5,066円	31,623円
国立	4,094円	18,803円
田無	3,694円	37,843円
保谷	3,858円	21,573円
福生	2,105円	17,324円
狛江	3,477円	19,353円
村山大和	2,557円	38,016円
清瀬	2,741円	18,890円
東久留米	3,058円	46,422円
武蔵村山	2,353円	69,136円
多摩	2,591円	19,036円
稲城長沼	4,432円	42,899円
稲城坂浜	629円	22,763円
福生秋川	2,743円	24,552円
福生羽村	5,127円	27,649円
福生瑞穂	2,527円	25,906円
福生日の出	1,515円	25,086円

本所	4,708円	34,932円
向島	5,497円	16,194円
江東	5,972円	40,652円
東京深川	4,561円	18,014円
東京城東	5,455円	11,207円
江東辰巳	3,856円	23,485円
東京新有明	8,457円	86,452円
東京大崎	15,904円	81,466円
荏原	8,690円	18,575円
品川	8,926円	43,937円
大田支店埠頭	3,227円	28,873円
自由ヶ丘	10,807円	27,846円
目黒本館	7,991円	41,822円
蒲田	7,633円	25,506円
東京大森	8,469円	35,498円
馬込	5,678円	29,232円
池上	6,515円	32,391円
羽田	5,468円	51,438円
田園調布	21,287円	33,550円
雪ヶ谷	6,613円	27,624円
矢口	5,195円	54,338円
世田谷	12,297円	38,692円
成城	8,692円	21,965円
砧	8,844円	36,826円
弦巻	10,086円	26,829円
東京烏山	7,723円	20,730円
東京玉川	16,907円	8,051円
東京瀬田	6,106円	26,959円
上北沢	7,895円	22,657円
松沢ビル2	5,913円	25,064円
東渋谷	42,371円	49,694円
代々木	12,002円	20,032円
渋谷	39,350円	24,384円
東京野方	9,080円	53,577円
東京中野	14,132円	54,613円
高円寺	7,660円	55,530円
杉並	7,496円	40,276円
井草	13,685円	37,109円
荻窪	6,177円	24,435円
久我山	8,286円	45,696円
池袋	8,031円	55,978円
巣鴨	4,625円	37,558円
落合別館	7,709円	32,255円
十条	6,787円	24,308円
王子	3,787円	63,557円
田端尾久	6,090円	51,210円
赤羽営業別館	5,515円	25,254円
東京荒川	2,810円	93,390円
板橋	5,293円	52,840円
成増	5,961円	26,961円
志村	5,499円	35,155円
南板橋別館	7,161円	18,524円
北町	4,602円	49,685円
練馬	5,955円	47,639円
東京大泉	5,537円	25,079円
関町	5,953円	22,055円
西練馬	5,739円	28,134円
石神井	5,603円	31,624円
梅島	3,859円	53,487円
千住	4,723円	59,557円
西新井	3,548円	37,190円
竹の塚	4,190円	33,707円
東京綾瀬	3,550円	29,086円
葛飾	4,189円	65,732円
亀有	3,927円	51,465円
金町	4,505円	39,061円
江戸川別館	3,960円	38,885円
小岩	4,457円	43,094円
葛西	4,581円	49,008円
東江戸川	3,671円	35,051円
八王子元横山	2,314円	18,690円
八王子浅川	1,990円	23,155円
八王子明神	2,309円	43,932円
八王子由木	2,313円	48,144円
八王子片倉	3,868円	28,376円
八王子滝山	1,723円	12,301円
八王子新明神	2,267円	26,982円
立川砂川	3,312円	29,768円
新立川	4,537円	21,797円
武蔵野	17,670円	32,088円
吉祥寺	9,532円	48,561円
武蔵境	5,144円	35,286円
三鷹	5,917円	29,889円
青梅	919円	21,125円
青梅東	1,241円	14,557円
武蔵府中	5,150円	32,965円
昭島	4,977円	52,289円
調布	4,401円	32,646円
町田	3,225円	35,460円
鶴川	3,353円	30,577円
町田忠生	1,539円	28,929円
町田北忠生	3,256円	26,570円
町田鶴間	2,094円	13,644円
小金井	10,628円	33,789円
東京小平	3,132円	36,129円
東京日野	5,868円	18,369円
日野高幡	3,012円	35,480円
東村山	2,046円	66,444円
東京国分寺	5,095円	30,322円
国立	4,262円	17,654円
田無	3,684円	38,684円
保谷	3,737円	21,550円
福生	2,139円	19,144円
狛江	4,003円	25,602円
村山大和	2,723円	42,745円
清瀬	2,614円	19,410円
東久留米	2,866円	38,314円
武蔵村山	2,562円	53,784円
多摩	2,594円	20,927円
稲城長沼	4,943円	29,524円
稲城坂浜	1,713円	24,575円
福生秋川	2,771円	26,267円
福生羽村	5,204円	33,705円
福生瑞穂	2,500円	22,027円
福生日の出	1,529円	25,476円

	八王子恩方	2,641円	22,940円
	伊豆大島	252円	78,860円
	三宅島	109円	66,987円
	八丈島	364円	76,822円
	九段別棟	11,616円	90,268円
	五日市	1,717円	19,081円
	東京大崎2	14,666円	32,220円
	蔵前	4,371円	103,617円
	八王子下川口	1,400円	20,848円
	青梅吉野	1,857円	28,093円
	中ノ郷	46円	193,738円
	青梅小曾木	415円	121,643円
	青梅沢井	620円	74,441円
	福生松原	392円	20,469円
	青梅奥多摩	628円	19,335円
	青梅古里	429円	36,637円
	東江戸川別館	3,553円	63,654円
	津久井青野原	505円	14,673円
	新島	85円	98,775円
	神津島	58円	467,870円
	小笠原父島	433円	77,238円
神奈川県	相模原	1,315円	30,220円
	相模大野	3,184円	15,237円
	神奈川橋本	5,341円	26,284円
	相模原田名	1,026円	18,030円
	相模原麻溝	1,500円	94,256円
	新相模原	1,890円	108,457円
	津久井城山	1,398円	24,419円
	津久井	743円	85,921円
	鶴見営業所2	4,094円	30,333円
	東寺尾	5,470円	16,401円
	松見	3,909円	31,497円
	横浜北	8,290円	34,013円
	神奈川新町	2,057円	28,759円
	横浜中	3,881円	48,987円
	本牧	4,076円	23,204円
	横浜長者町	2,222円	38,520円
	横浜港	3,881円	41,867円
	横浜南	2,309円	30,806円
	保土ヶ谷	2,161円	33,103円
	希望が丘西谷	2,768円	15,534円
	横浜今井	2,617円	36,569円
	磯子	2,045円	91,424円
	杉田	8,229円	42,226円
	横浜金沢	1,707円	29,601円
	港北NT	3,911円	68,778円
	綱島	3,260円	43,967円
	日吉	15,238円	35,333円
	小机	5,089円	36,737円
	東山田	4,736円	54,437円
	戸塚	2,606円	38,327円
	神奈川平戸	3,364円	20,652円
	小雀	2,443円	28,590円
	港南	3,079円	32,304円
	港洋	5,838円	61,252円
	希望が丘	2,700円	27,568円
	神奈川若葉台	2,207円	41,622円
	都岡	2,061円	22,426円
	神奈川中山	4,481円	58,467円
	美しが丘	6,055円	39,595円
	長津田	5,220円	23,993円
	谷本	6,316円	24,030円
	荏田	7,440円	13,395円
	すみよし台	6,293円	66,539円
	瀬谷	2,252円	28,447円
	戸塚本郷	1,790円	22,453円
	神奈川泉	5,207円	39,921円
	岡津	2,541円	41,380円
	渡田	2,538円	27,562円
	川崎臨港	3,000円	63,124円
	川崎別館	3,174円	44,251円
	幸	4,693円	24,124円
	幸加瀬	3,173円	41,629円
	川崎北	11,407円	27,952円
	川崎北木月	5,394円	40,571円
	溝ノ口	6,199円	43,979円
	神奈川大塚	3,312円	27,924円
	川崎北子母口	3,824円	27,035円
	登戸	10,745円	56,540円
	菅	2,642円	17,507円
	川崎北菅生	2,211円	50,964円
	登戸百合ヶ丘	3,715円	53,537円
	柿生	3,895円	35,717円
	横須賀南	1,031円	63,990円
	衣笠	1,792円	30,920円
	横須賀別館	1,178円	43,288円
	追浜	1,388円	52,057円
	南久里浜	1,225円	30,965円
	武山	741円	62,669円
	野比	1,746円	31,529円
	平塚	2,984円	26,897円
	平塚中里	2,026円	21,225円
	田村	1,734円	18,707円
	新金目	852円	41,477円
	神奈川鎌倉	4,529円	20,602円
	大船	4,126円	33,575円
	鎌倉腰越	1,911円	40,407円
	神奈川藤沢	2,084円	56,835円
	藤沢支別棟C	2,084円	36,562円
	長後営業別棟	1,680円	21,806円
	藤沢新辻堂	6,733円	25,394円
	善行	2,280円	32,700円
	御所見	684円	22,758円
	大庭	1,738円	18,345円
	小田原	1,020円	62,544円
	国府津	2,156円	51,015円
	小田原谷津	2,146円	32,215円
	小田原橋	773円	43,212円
	富水	644円	48,172円
	茅ヶ崎	3,311円	30,121円
	茅ヶ崎松林	2,342円	38,482円
	逗子	3,519円	65,998円
	神奈川三浦	621円	32,973円
	南下浦3	763円	64,353円
	秦野	808円	31,679円

	八王子恩方	2,689円	39,507円
	伊豆大島	254円	155,874円
	三宅島	117円	71,080円
	八丈島	374円	80,256円
	九段別棟	12,858円	114,182円
	五日市	1,727円	23,245円
	東京大崎2	15,904円	42,668円
	蔵前	5,307円	104,668円
	八王子下川口	1,425円	20,940円
	青梅吉野	1,859円	27,069円
	中ノ郷	66円	203,839円
	青梅小曾木	395円	73,204円
	青梅沢井	593円	78,132円
	福生松原	426円	20,809円
	青梅奥多摩	654円	18,510円
	青梅古里	495円	36,739円
	東江戸川別館	3,671円	59,457円
	津久井青野原	536円	14,217円
	新島	89円	100,731円
	神津島	66円	314,585円
	小笠原父島	431円	74,152円
神奈川県	相模原	1,318円	31,709円
	相模大野	3,405円	16,663円
	神奈川橋本	5,973円	29,400円
	相模原田名	1,077円	21,168円
	相模原麻溝	1,512円	95,533円
	新相模原	2,069円	63,817円
	津久井城山	1,459円	22,620円
	津久井	739円	86,190円
	鶴見営業所2	4,384円	48,388円
	東寺尾	5,645円	36,237円
	松見	3,943円	37,873円
	横浜北	8,664円	34,958円
	神奈川新町	2,105円	25,279円
	横浜中	4,268円	50,356円
	本牧	4,231円	36,440円
	横浜長者町	2,338円	61,176円
	横浜港	4,268円	44,935円
	横浜南	2,377円	39,749円
	保土ヶ谷	2,292円	41,956円
	希望が丘西谷	2,863円	32,403円
	横浜今井	2,692円	33,294円
	磯子	2,054円	88,680円
	杉田	8,479円	44,766円
	横浜金沢	1,782円	28,090円
	港北NT	4,075円	67,776円
	綱島	3,420円	49,155円
	日吉	16,107円	36,391円
	小机	5,096円	38,211円
	東山田	4,778円	63,478円
	戸塚	2,743円	62,766円
	神奈川平戸	3,332円	36,092円
	小雀	2,468円	31,257円
	港南	3,096円	44,396円
	港洋	5,949円	51,259円
	希望が丘	2,743円	26,672円
	神奈川若葉台	2,373円	32,115円
	都岡	2,071円	23,881円
	神奈川中山	4,668円	57,224円
	美しが丘	6,397円	42,500円
	長津田	5,356円	27,668円
	谷本	6,459円	29,490円
	荏田	7,613円	15,945円
	すみよし台	6,454円	61,072円
	瀬谷	2,299円	34,120円
	戸塚本郷	1,812円	21,275円
	神奈川泉	5,269円	47,074円
	岡津	2,571円	83,899円
	渡田	2,591円	37,902円
	川崎臨港	3,112円	71,074円
	川崎別館	3,365円	45,303円
	幸	4,948円	23,545円
	幸加瀬	3,280円	45,885円
	川崎北	12,567円	63,186円
	川崎北木月	5,596円	87,064円
	溝ノ口	6,761円	63,748円
	神奈川大塚	3,437円	28,284円
	川崎北子母口	4,086円	28,241円
	登戸	11,463円	57,030円
	菅	2,810円	46,552円
	川崎北菅生	2,236円	51,762円
	登戸百合ヶ丘	3,822円	78,563円
	柿生	3,980円	34,502円
	横須賀南	745円	63,580円
	衣笠	1,772円	30,190円
	横須賀別館	1,257円	45,315円
	追浜	1,443円	82,522円
	南久里浜	1,241円	35,278円
	武山	709円	64,259円
	野比	1,744円	29,893円
	平塚	2,991円	27,318円
	平塚中里	1,984円	46,303円
	田村	1,732円	19,166円
	新金目	874円	37,811円
	神奈川鎌倉	4,624円	44,351円
	大船	4,237円	51,632円
	鎌倉腰越	1,904円	40,260円
	神奈川藤沢	2,088円	103,005円
	藤沢支別棟C	2,088円	33,078円
	長後営業別棟	1,688円	20,457円
	藤沢新辻堂	6,721円	25,690円
	善行	2,298円	36,495円
	御所見	699円	24,321円
	大庭	1,815円	40,860円
	小田原	1,037円	63,556円
	国府津	2,148円	49,393円
	小田原谷津	2,148円	31,913円
	小田原橋	601円	45,024円
	富水	656円	49,024円
	茅ヶ崎	3,409円	27,835円
	茅ヶ崎松林	2,386円	34,202円
	逗子	3,748円	41,384円
	神奈川三浦	599円	34,704円
	南下浦3	723円	62,411円
	秦野	808円	45,358円

西秦野	1,310円	39,807円
鶴巻	2,446円	27,534円
北秦野	951円	41,269円
厚木支別棟	1,776円	36,354円
厚木岡田	1,332円	44,391円
荻野	996円	17,332円
依知	1,030円	17,830円
愛名	745円	24,476円
神奈川大和	1,376円	38,949円
大和下鶴間	1,717円	66,514円
接ヶ丘	1,919円	41,897円
伊勢原	2,317円	29,656円
海老名	3,045円	35,675円
中河内	1,406円	49,102円
座間	1,476円	34,195円
南足柄別館	894円	27,987円
神奈川綾瀬	1,320円	24,144円
神奈川葉山	2,111円	36,018円
東葉山	1,817円	67,757円
秦川	1,313円	29,452円
大磯	2,027円	37,790円
二宮	2,133円	27,961円
神奈川中井	343円	42,339円
松田	1,093円	53,428円
神奈川山北	470円	51,185円
箱根	442円	31,340円
湯河原別館	708円	21,456円
神奈川中津	878円	68,071円
神奈川田浦	902円	34,785円
愛川	425円	43,680円
下管我	868円	42,565円
箱根町	808円	99,876円
湯本	778円	69,515円
真鶴	711円	86,660円
八王子内郷	401円	26,618円
八王子藤野	700円	101,307円
松輪	598円	46,037円
日吉営業所B	12,697円	42,942円
仙石原	666円	135,502円
新潟県		
関屋	944円	26,473円
坂井輪	738円	11,483円
新潟東	456円	62,382円
小金	678円	24,015円
山二ツ	761円	20,884円
新潟	595円	34,406円
長岡	373円	37,266円
関原	274円	15,668円
南長岡	234円	33,179円
西長岡	589円	39,205円
北長岡	283円	28,495円
三条	430円	29,654円
柏崎別	339円	25,517円
新発田	284円	27,053円
新津	301円	23,406円
小千谷	413円	14,632円
越後加茂	251円	27,571円
十日町	422円	16,826円
見附	237円	31,130円
村上	429円	25,447円
廿六木	399円	17,130円
糸魚川別	453円	15,734円
新井	175円	15,671円
五泉西	260円	20,564円
越後白根	500円	29,092円
上越	252円	19,758円
高田	346円	48,252円
聖籠	70円	19,159円
越後亀田	400円	18,036円
越後吉田	217円	22,437円
巻	415円	15,879円
南三条	182円	15,292円
越後湯沢	246円	34,725円
塩沢	294円	36,610円
六日町	369円	41,821円
越後大崎	72円	37,894円
安塚	29円	24,315円
佐和田南	154円	17,359円
両津	139円	15,728円
小出	376円	24,911円
内野交換所2	951円	39,530円
南新潟	169円	15,929円
与板	189円	8,796円
和島	81円	21,342円
第二三条	289円	12,124円
川東	41円	22,620円
紫雲寺	75円	11,930円
中条	206円	25,918円
大野町	510円	22,858円
松浜東	271円	29,017円
越後豊栄	490円	14,263円
石山東	656円	23,236円
下田第一	370円	14,963円
今町	367円	17,044円
水原	340円	44,396円
横越	313円	13,195円
分水	277円	21,804円
田上	115円	14,874円
寺泊	101円	15,729円
堀之内	283円	19,987円
村松	232円	16,753円
越後安田	204円	26,079円
小須戸	290円	24,150円
弥彦	247円	53,896円
岩室	105円	8,241円
越後荒川	235円	26,501円
津川	151円	18,348円
月岡	191円	35,544円
刘羽	369円	24,347円
千手	118円	19,079円
栃尾	194円	22,266円
越後曾根	187円	21,558円
月潟	72円	44,226円
越後三川	76円	28,921円
出雲崎	170円	22,397円
石打	231円	35,695円

西秦野	1,305円	41,670円
鶴巻	2,542円	27,171円
北秦野	951円	43,446円
厚木支別棟	1,888円	44,201円
厚木岡田	1,399円	38,838円
荻野	990円	47,434円
依知	1,018円	17,982円
愛名	764円	20,902円
神奈川大和	1,382円	28,939円
大和下鶴間	1,741円	66,010円
接ヶ丘	1,961円	69,244円
伊勢原	2,464円	30,487円
海老名	3,165円	51,062円
中河内	1,467円	48,269円
座間	1,506円	40,402円
南足柄別館	904円	21,688円
神奈川綾瀬	1,340円	27,452円
神奈川葉山	2,171円	37,783円
東葉山	1,812円	39,681円
秦川	1,346円	29,886円
大磯	2,058円	37,806円
二宮	2,145円	29,176円
神奈川中井	344円	44,188円
松田	1,060円	56,010円
神奈川山北	479円	54,392円
箱根	383円	30,460円
湯河原別館	690円	22,947円
神奈川中津	877円	64,966円
神奈川田浦	923円	39,080円
愛川	394円	44,902円
下管我	852円	45,277円
箱根町	826円	124,274円
湯本	809円	71,554円
真鶴	704円	87,509円
八王子内郷	395円	26,725円
八王子藤野	711円	102,531円
松輪	561円	48,668円
日吉営業所B	13,423円	46,344円
仙石原	676円	144,913円
新潟県		
関屋	955円	26,227円
坂井輪	785円	12,550円
新潟東	491円	48,325円
小金	707円	22,923円
山二ツ	823円	22,709円
新潟	605円	32,172円
長岡	379円	52,112円
関原	269円	15,709円
南長岡	250円	32,928円
西長岡	608円	29,163円
北長岡	307円	22,233円
三条	450円	22,605円
柏崎別	352円	26,836円
新発田	293円	25,946円
新津	315円	18,956円
小千谷	399円	16,273円
越後加茂	248円	28,769円
十日町	431円	19,319円
見附	246円	29,286円
村上	420円	24,442円
廿六木	410円	16,766円
糸魚川別	441円	16,197円
新井	177円	16,244円
五泉西	283円	20,938円
越後白根	496円	29,844円
上越	270円	44,890円
高田	341円	37,598円
聖籠	80円	17,505円
越後亀田	407円	18,356円
越後吉田	215円	25,042円
巻	400円	14,328円
南三条	181円	15,286円
越後湯沢	261円	35,411円
塩沢	295円	23,373円
六日町	425円	38,128円
越後大崎	88円	45,595円
安塚	30円	23,907円
佐和田南	130円	36,805円
両津	153円	16,448円
小出	380円	25,826円
内野交換所2	954円	42,143円
南新潟	168円	16,102円
与板	187円	24,149円
和島	82円	23,479円
第二三条	302円	11,299円
川東	44円	22,605円
紫雲寺	77円	12,772円
中条	221円	17,953円
大野町	513円	26,698円
松浜東	283円	32,722円
越後豊栄	494円	15,093円
石山東	694円	23,371円
下田第一	368円	18,358円
今町	356円	16,924円
水原	343円	50,903円
横越	318円	11,675円
分水	279円	21,095円
田上	118円	14,376円
寺泊	109円	27,094円
堀之内	284円	19,216円
村松	234円	17,432円
越後安田	214円	25,705円
小須戸	296円	24,675円
弥彦	239円	59,796円
岩室	106円	8,269円
越後荒川	238円	26,421円
津川	158円	17,026円
月岡	197円	35,259円
刘羽	370円	22,290円
千手	122円	30,810円
栃尾	233円	22,545円
越後曾根	183円	20,691円
月潟	73円	46,263円
越後三川	82円	24,891円
出雲崎	175円	21,466円
石打	225円	23,021円

津南	319円	29,297円
越後板倉	44円	18,922円
関川	205円	22,546円
新潟朝日	24円	15,816円
岩船	203円	10,232円
土市	149円	17,570円
京ヶ瀬	147円	58,396円
脇野町	190円	34,137円
越後川口	118円	15,310円
広神	102円	43,394円
土樽	82円	28,287円
越後大和	158円	15,528円
越後大潟	279円	17,432円
頸城	89円	19,101円
神林	66円	23,169円
菅谷	48円	15,533円
鱈石	129円	18,241円
太郎代	125円	18,456円
越路	293円	8,975円
能生	304円	25,815円
青海	151円	30,042円
妙高高原	127円	48,744円
越後三和	90円	26,396円
越後小国	270円	14,832円
楡島	48円	21,413円
越後三国	7円	22,349円
越後松代	146円	15,235円
松之山	97円	25,133円
越後山北	302円	16,248円
越後片貝	259円	17,565円
乙	50円	95,964円
越後黒川	271円	8,025円
守門	70円	22,087円
城内	118円	24,372円
五日町	121円	44,709円
高柳	58円	20,754円
越後西山	75円	25,526円
越後中郷	66円	51,050円
妙高	156円	30,186円
榎屋敷	149円	27,794円
佐渡小木	250円	10,825円
佐渡相川	164円	11,415円
赤泊	41円	13,458円
佐渡金井	119円	43,017円
真野	139円	23,265円
名柄	93円	62,538円
栃尾南	17円	26,315円
越後野田	66円	17,229円
高士	47円	18,968円
越後築地	120円	20,174円
潟東	123円	14,675円
牧村	36円	20,597円
柿崎	148円	23,879円
越後吉川	118円	19,604円
赤倉	656円	52,463円
岩沢	252円	17,690円
秋山郷	3円	57,091円
佐渡畑野	183円	13,312円
羽茂	188円	14,062円
越後田沢	375円	26,516円
塩野町	122円	26,886円
新穂	215円	18,406円
甲府	241円	31,546円
甲府北	720円	17,013円
甲府南	661円	42,968円
山梨吉田	584円	43,580円
都留	208円	27,919円
東山梨	345円	22,106円
大月局舎2	732円	31,184円
韭崎	463円	21,388円
勝沼	400円	107,092円
石和	1,295円	26,741円
諏沢青柳	334円	29,568円
身延	271円	15,065円
新竜王	408円	141,156円
山梨昭和	389円	34,928円
田富	412円	36,420円
小笠原	349円	34,523円
忍野	324円	80,760円
山中湖	397円	34,937円
上野原局舎	411円	22,742円
敷島	538円	47,184円
塩山	387円	21,887円
春日居	215円	51,962円
市川大門	358円	96,213円
山梨白根	220円	97,959円
山梨双葉	341円	50,733円
山梨高根	245円	60,165円
長坂	115円	33,067円
山梨大泉	180円	67,432円
山梨菅根	232円	28,905円
小淵沢	108円	37,595円
河口湖	454円	31,329円
山梨八代	234円	91,791円
甲斐明野	209円	15,994円
山梨一宮	224円	41,431円
中富	229円	24,655円
南部	305円	16,026円
須玉	358円	26,907円
白州	186円	11,756円
下部	228円	28,944円
大月東	445円	8,842円
山梨六郷	322円	30,580円
山梨清里	332円	19,486円
鳴沢	69円	100,109円
大目	95円	27,313円
小沼	406円	79,587円
田富局舎2	412円	47,974円
牧丘	208円	71,182円
山梨平野	146円	24,027円
早川	65円	14,282円
信濃吉田	716円	32,228円
後町	569円	30,687円
南長野	486円	26,634円
信濃古里	153円	29,023円

山梨県

長野県

津南	309円	28,002円
越後板倉	44円	17,506円
関川	213円	29,749円
新潟朝日	25円	13,644円
岩船	199円	11,360円
土市	147円	17,852円
京ヶ瀬	155円	67,652円
脇野町	187円	30,813円
越後川口	123円	18,442円
広神	102円	44,747円
土樽	84円	26,207円
越後大和	156円	16,275円
越後大潟	267円	15,605円
頸城	90円	16,738円
神林	65円	32,255円
菅谷	66円	13,174円
鱈石	128円	19,634円
太郎代	131円	19,584円
越路	308円	7,356円
能生	303円	26,575円
青海	157円	23,330円
妙高高原	136円	35,452円
越後三和	97円	23,610円
越後小国	282円	13,838円
楡島	60円	20,980円
越後三国	19円	20,555円
越後松代	146円	16,484円
松之山	102円	25,138円
越後山北	347円	17,802円
越後片貝	255円	18,430円
乙	52円	68,799円
越後黒川	273円	21,805円
守門	71円	23,371円
城内	118円	23,625円
五日町	121円	46,274円
高柳	61円	22,074円
越後西山	80円	23,693円
越後中郷	66円	34,266円
妙高	159円	29,905円
榎屋敷	147円	28,483円
佐渡小木	259円	30,081円
佐渡相川	174円	12,200円
赤泊	54円	12,170円
佐渡金井	120円	45,225円
真野	143円	43,112円
名柄	96円	57,624円
栃尾南	25円	25,386円
越後野田	69円	18,654円
高士	59円	16,909円
越後築地	119円	21,065円
潟東	137円	13,878円
牧村	44円	18,909円
柿崎	147円	25,108円
越後吉川	119円	20,017円
赤倉	722円	104,796円
岩沢	259円	16,075円
秋山郷	8円	52,753円
佐渡畑野	168円	14,387円
羽茂	196円	31,603円
越後田沢	377円	28,155円
塩野町	129円	36,322円
新穂	202円	35,818円
甲府	250円	46,201円
甲府北	765円	18,770円
甲府南	668円	47,974円
山梨吉田	597円	38,536円
都留	233円	28,756円
東山梨	352円	22,991円
大月局舎2	732円	23,455円
韭崎	467円	24,593円
勝沼	405円	109,844円
石和	370円	23,380円
諏沢青柳	334円	30,717円
身延	273円	14,101円
新竜王	446円	99,017円
山梨昭和	397円	35,926円
田富	425円	37,723円
小笠原	356円	24,124円
忍野	344円	80,615円
山中湖	408円	34,209円
上野原局舎	417円	22,636円
敷島	545円	48,694円
塩山	393円	23,892円
春日居	223円	53,864円
市川大門	350円	96,079円
山梨白根	225円	95,609円
山梨双葉	359円	53,026円
山梨高根	243円	61,595円
長坂	115円	34,347円
山梨大泉	199円	68,897円
山梨菅根	233円	28,364円
小淵沢	104円	38,913円
河口湖	464円	33,845円
山梨八代	236円	86,860円
甲斐明野	219円	15,709円
山梨一宮	216円	43,263円
中富	231円	15,010円
南部	353円	16,020円
須玉	358円	22,323円
白州	200円	11,522円
下部	218円	31,076円
大月東	437円	9,206円
山梨六郷	332円	30,509円
山梨清里	331円	19,132円
鳴沢	70円	100,208円
大目	64円	14,254円
小沼	411円	79,627円
田富局舎2	425円	48,582円
牧丘	203円	69,021円
山梨平野	167円	23,023円
早川	80円	11,169円
信濃吉田	726円	37,776円
後町	582円	32,667円
南長野	495円	27,542円
信濃古里	155円	27,788円

山梨県

長野県

大豆島	279円	19,212円
村井	825円	39,153円
西松本	199円	30,223円
南松本	773円	27,316円
信濃上田	423円	27,805円
信濃大屋	411円	17,919円
信濃塩田	553円	20,309円
岡谷	288円	29,972円
飯田	373円	24,947円
信濃山本	290円	16,854円
諏訪	267円	15,173円
須坂	530円	19,253円
小諸	207円	18,198円
伊那	322円	22,919円
駒ヶ根	271円	19,814円
信濃中野	400円	31,268円
信濃大町	229円	22,443円
信濃茅野	310円	16,384円
塩尻	727円	12,774円
更埴	385円	9,269円
信濃佐久	351円	18,148円
岩村田	360円	26,366円
軽井沢	1,674円	22,645円
中軽井沢	251円	11,977円
丸子	130円	19,371円
東部	287円	13,745円
下諏訪	485円	19,761円
辰野	254円	15,677円
箕輪	298円	20,680円
豊科	475円	20,390円
穂高	527円	10,355円
白馬	167円	12,819円
坂城	271円	14,905円
戸倉上山田	384円	13,131円
野沢温泉	107円	12,222円
松本東館	700円	14,393円
浅間	1,550円	11,442円
信濃飯山	194円	17,422円
御代田	226円	16,805円
信濃富士見	412円	10,273円
信濃原	184円	10,744円
信濃阿南	85円	17,905円
木曾	169円	24,840円
明科	345円	10,940円
生坂	72円	32,345円
波田	513円	12,301円
信濃三郷	479円	8,620円
信濃池田	182円	17,347円
神城	202円	13,475円
小布施	420円	19,577円
湯田中	300円	14,977円
信濃豊野	438円	28,444円
飯綱	115円	16,690円
平岡	116円	23,568円
上松	166円	14,418円
木曾檜川	234円	24,810円
四賀	182円	32,134円
梓川	185円	20,733円
小谷話交換	189円	17,404円
七二会	27円	11,514円
若穂	161円	27,362円
信濃松代	280円	18,330円
浦里	110円	28,514円
信濃常盤	55円	53,426円
臼田	208円	14,657円
高野町	110円	20,049円
野辺山	31円	36,793円
南軽井沢	99円	8,376円
望月	130円	21,970円
信濃芦田	60円	14,923円
信濃長門	71円	30,065円
真田	41円	17,531円
武石	61円	15,008円
青木	79円	29,084円
高遠	218円	11,812円
信濃小野	51円	23,296円
飯島	165円	19,427円
信濃宮田	182円	45,761円
信濃松川	200円	18,500円
市田	307円	13,556円
阿智	52円	14,649円
麻績	88円	13,595円
信濃山形	97円	12,633円
信濃朝日	82円	15,157円
信濃有明	258円	11,846円
木島平	18円	15,274円
信濃町	137円	13,485円
信濃牟礼	95円	20,413円
信濃栄	7円	26,193円
狐島	303円	19,259円
蓼科	222円	19,087円
竜丘	503円	12,923円
桐池高原	102円	20,051円
南蓼科	181円	36,853円
浅科	342円	14,070円
二岳	125円	35,513円
遠山	82円	22,684円
鬼無里	103円	17,674円
喬木	208円	28,338円
戸隠	92円	23,259円
高府	71円	10,845円
信州新町	386円	16,903円
信濃下条	120円	30,408円
信濃西条	256円	10,978円
信濃大桑	114円	11,073円
信濃中川	56円	21,522円
信濃豊田	249円	41,992円
信濃和田	151円	14,692円
菅平	171円	16,082円
南木曾	171円	15,815円
八千穂	236円	29,425円
北御牧	318円	11,058円
野尻湖	194円	27,097円
数原	165円	31,723円

大豆島	300円	16,013円
村井	840円	38,268円
西松本	209円	20,691円
南松本	826円	30,271円
信濃上田	431円	28,419円
信濃大屋	427円	19,405円
信濃塩田	553円	20,103円
岡谷	283円	31,709円
飯田	378円	25,224円
信濃山本	294円	16,929円
諏訪	283円	14,290円
須坂	529円	22,122円
小諸	217円	25,575円
伊那	311円	32,263円
駒ヶ根	297円	19,462円
信濃中野	397円	47,726円
信濃大町	232円	21,811円
信濃茅野	312円	15,058円
塩尻	757円	13,415円
更埴	384円	11,118円
信濃佐久	369円	17,599円
岩村田	357円	21,930円
軽井沢	2,033円	19,752円
中軽井沢	261円	16,122円
丸子	129円	17,548円
東部	295円	19,121円
下諏訪	480円	29,041円
辰野	260円	13,532円
箕輪	297円	20,965円
豊科	483円	21,121円
穂高	530円	10,065円
白馬	173円	12,610円
坂城	262円	14,958円
戸倉上山田	389円	12,500円
野沢温泉	113円	11,889円
松本東館	737円	27,839円
浅間	1,568円	61,922円
信濃飯山	199円	13,907円
御代田	229円	16,158円
信濃富士見	407円	8,205円
信濃原	193円	11,540円
信濃阿南	91円	25,076円
木曾	198円	21,990円
明科	348円	9,442円
生坂	81円	33,706円
波田	523円	11,843円
信濃三郷	487円	7,926円
信濃池田	187円	19,094円
神城	210円	11,977円
小布施	424円	19,079円
湯田中	296円	19,342円
信濃豊野	441円	29,172円
飯綱	164円	14,262円
平岡	118円	23,985円
上松	159円	13,672円
木曾檜川	232円	26,174円
四賀	190円	40,126円
梓川	193円	20,821円
小谷話交換	201円	17,242円
七二会	30円	11,300円
若穂	164円	28,283円
信濃松代	282円	18,484円
浦里	110円	29,607円
信濃常盤	52円	34,655円
臼田	209円	14,616円
高野町	116円	19,888円
野辺山	35円	22,490円
南軽井沢	112円	11,846円
望月	127円	22,419円
信濃芦田	61円	13,964円
信濃長門	75円	31,394円
真田	43円	17,297円
武石	63円	15,133円
青木	75円	30,277円
高遠	219円	11,635円
信濃小野	52円	23,616円
飯島	165円	19,097円
信濃宮田	184円	46,664円
信濃松川	208円	18,588円
市田	266円	13,362円
阿智	59円	14,377円
麻績	88円	12,914円
信濃山形	99円	11,701円
信濃朝日	84円	14,526円
信濃有明	270円	17,038円
木島平	20円	16,545円
信濃町	135円	11,798円
信濃牟礼	92円	16,663円
信濃栄	9円	26,234円
狐島	341円	18,887円
蓼科	243円	18,962円
竜丘	519円	12,063円
桐池高原	120円	18,177円
南蓼科	242円	36,208円
浅科	342円	13,092円
二岳	127円	36,693円
遠山	92円	21,984円
鬼無里	121円	15,696円
喬木	243円	29,305円
戸隠	99円	25,612円
高府	76円	10,811円
信州新町	402円	20,518円
信濃下条	126円	31,719円
信濃西条	285円	10,680円
信濃大桑	118円	10,769円
信濃中川	58円	21,690円
信濃豊田	251円	28,062円
信濃和田	167円	14,594円
菅平	180円	16,935円
南木曾	177円	16,177円
八千穂	243円	30,025円
北御牧	316円	10,787円
野尻湖	248円	25,154円
数原	177円	32,938円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	金額
北海道		36,597円
青森県		28,372円
岩手県		102,418円
宮城県		61,908円
秋田県		30,183円
山形県		53,277円
福島県		42,308円
茨城県		38,409円
栃木県		49,501円
群馬県		36,549円
埼玉県		42,402円
千葉県		37,664円
東京都		60,975円
神奈川県		69,954円
新潟県		48,868円
山梨県		24,960円
長野県		37,782円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	金額
北海道		160円
青森県		161円
岩手県		275円
宮城県		302円
秋田県		169円
山形県		157円
福島県		216円
茨城県		196円
栃木県		227円
群馬県		221円
埼玉県		232円
千葉県		206円
東京都		417円
神奈川県		325円
新潟県		233円
山梨県		247円
長野県		181円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額778円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分	単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	278円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	284円	
	1 光信号引込等設備ごとに月額	278円	
	1 光信号引込等設備ごとに月額	43円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高＝〔(光信号引込等設備の取得固定資産価額(15,608円)－光信号引込等設備の残存価額)×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額]

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数／(光信号引込等設備の耐用年数(15年)×365(閏年にあつては366とします。))

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容	金額
ア 光信号引込等設備を撤去する場合		8,408円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合		265円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	金額
北海道		37,428円
青森県		29,446円
岩手県		110,181円
宮城県		64,399円
秋田県		31,236円
山形県		53,595円
福島県		43,326円
茨城県		39,206円
栃木県		49,599円
群馬県		35,796円
埼玉県		43,015円
千葉県		38,823円
東京都		63,191円
神奈川県		70,261円
新潟県		49,599円
山梨県		27,074円
長野県		38,476円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容	金額
北海道		162円
青森県		166円
岩手県		300円
宮城県		314円
秋田県		176円
山形県		161円
福島県		219円
茨城県		196円
栃木県		227円
群馬県		225円
埼玉県		236円
千葉県		214円
東京都		428円
神奈川県		323円
新潟県		240円
山梨県		260円
長野県		190円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額762円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分	単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	255円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	260円	
	1 光信号引込等設備ごとに月額	255円	
	1 光信号引込等設備ごとに月額	41円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高＝〔(光信号引込等設備の取得固定資産価額(15,760円)－光信号引込等設備の残存価額)×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額]

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数／(光信号引込等設備の耐用年数(20年)×365(閏年にあつては366とします。))

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容	金額
ア 光信号引込等設備を撤去する場合		8,851円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合		282円

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額

第1 I P通信網県間区間伝送路に係るもの

1 適用

区分	内容
(1) 優先バケットに係るI P通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) ア欄に掲げる料金額は、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちI P o E方式で接続する場合であって、相互接続通信が都道府県の区域をまたがるときに適用します。
(2) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合のI P通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) イ欄に掲げる料金額は、協定事業者が第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第5欄イ欄(オ)欄に定める組み合わせの対象となる機能を利用するときに適用します。

2 料金額

区分	単位	料金額	備考
ア 優先バケットに係るI P通信網県間区間伝送機能に係る料金	1Mbitまでごとに月額	0.00014152円	
イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合のI P通信網県間区間伝送機能に係る料金	1秒ごとに	0.000026494円	

第2 中間配線盤に係るもの

1 適用

区分	内容
中間配線盤利用機能に係る料金の適用	2 (料金額) に掲げる料金額は、協定事業者が第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合であって、中間配線盤を利用するときに適用します。

2 料金額

区分	単位	料金額	備考
中間配線盤利用機能	1ポートごとに月額	47円	

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)

別表2 接続形態

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	料金設定事業者
A1~P1	(略)

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
音声バケット変換機能	協定事業者の電気通信設備をIGSで接続する場合における音声信号とバケットの相互間の変換を行う機能	
信号伝送機能	(略)	
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるバケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	
SIP信号変換機能	SIPサーバと連携して、IP通信網内で流通するSIP信号を終端し、IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との間で流通可能なSIP信号に変換する機能	
番号管理機能	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してIPアドレスを出力する機能	
番号案内機能	(略)	(略)

別表2 接続形態

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別


番号	料金設定事業者
A1~P1	(略)
Q1	協定事業者

別表3 様式
様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

氏名 所属(法人名等) 

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。
記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第10号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙4に記載し添付すること。

様式第1別紙1

事前照会申込(相互接続点)

地区名(ビル名)		
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日
	電話サービス	年 月 日
伝送区間	NTT東日本/ NTT西日本	
	NCC	
伝送方式		
伝送システム数	S時	
	終局	
伝 接続次群		
アンテナ種別、数量		

別表3 様式
様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

氏名 所属(法人名等)

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。
記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第10号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙4に記載し添付すること。

様式第1別紙1

事前照会申込(相互接続点)

地区名(ビル名)		
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日
	電話サービス	年 月 日
伝送区間	NTT東日本/ NTT西日本	
	NCC	
伝送方式		
伝送システム数	S時	
	終局	
伝 接続次群		
アンテナ種別、数量		

送 設 備	設備概要	外形の寸法	高 × 幅 × 奥		
		総重量	Kg/m ²		
		発熱量			
		所要容量			
		電圧規格			
		電磁誘導	VCCI適合	有 無	
		キャビネット 排気条件	排気種別	上部 背面 (前面) 側面	
	排気ファン		有 (強制空冷) 無 (自然空冷)		
	空調設備概要	温度条件			
		湿度条件			
電力設備概要	電源種別				
	供給条件				
	接地種別				
線 路 ・ 土 木	ルート数				
	管路条数				
	ケーブル条数				
	心線数				
	心線種別				
利 用 内 容					
そ の 他					

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料（様式任意）を添付すること。
- 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図（様式任意）を添付すること。
- 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
- 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 7 所要容量は、設置する装置の仕様から最大消費電流値（単位アンペア）で記入すること。

様式第1別紙2

事前照会申込（光信号端末回線）

送 設 備	設備概要	外形の寸法	高 × 幅 × 奥		
		総重量	Kg/m ²		
		発熱量			
		所要容量			
		電圧規格			
		電磁誘導	VCCI適合	有 無	
		キャビネット 排気条件	排気種別	上部 背面 (前面) 側面	
	排気ファン		有 (強制空冷) 無 (自然空冷)		
	空調設備概要	温度条件			
		湿度条件			
電力設備概要	電源種別				
	供給条件				
	接地種別				
線 路 ・ 土 木	ルート数				
	管路条数				
	ケーブル条数				
	心線数				
	心線種別				
利 用 内 容					
そ の 他					

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料（様式任意）を添付すること。
- 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図（様式任意）を添付すること。
- 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
- 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 7 所要容量は、設置する装置の仕様から最大消費電流値（単位アンペア）で記入すること。

様式第1別紙2

事前照会申込（光信号端末回線）

調査項目	提供可能時期	
	伝送損失	
	調査区分	(1) 光信号端末回線(2) 光屋内配線(3)光信号端末回線と光屋内配線の何れかを選択すること
調査区間	(始点) 通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等(端末設備の設置場所)	
光信号端末回線に関する詳細情報	申込芯線数	
	フィルタ利用希望	
接続申込者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
① 利用者の建物の管理者(ビル所有者/ビル管理者)に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
② 利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
その他(記事欄)		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 利用者の建物がビル(一戸建以外)の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物(ビル)名、階数及び部屋番号若しくは事業所(テナント)名を必ず記入すること。
- 調査区分には、調査を希望する電気通信設備の範囲を選択して記入すること。
- 光屋内配線に関する調査を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する(②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。)とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館する際の調整を必ず実施の上、申込みこと。

様式第1別紙3

事前照会内容(一般光信号中継回線)

No	ルートコード*	区間		調査希望 芯線数	光回線設備接続 ジュールにおける フィルタ利用の有無	接続開始 希望時期	備考
		通信用 建物名	通信用 建物名				

調査項目	提供可能時期	
	伝送損失	
	調査区分	(1) 光信号端末回線(2) 光屋内配線(3)光信号端末回線と光屋内配線の何れかを選択すること
調査区間	(始点) 通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等(端末設備の設置場所)	
光信号端末回線に関する詳細情報	申込芯線数	
	フィルタ利用希望	
接続申込者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
①利用者の建物の管理者(ビル所有者/ビル管理者)に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
その他(記事欄)		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 利用者の建物がビル(一戸建以外)の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物(ビル)名、階数及び部屋番号若しくは事業所(テナント)名を必ず記入すること。
- 調査区分には、調査を希望する電気通信設備の範囲を選択して記入すること。
- 光屋内配線に関する調査を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する(②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。)とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館する際の調整を必ず実施の上、申込みこと。

様式第1別紙3

事前照会内容(一般光信号中継回線)

No	ルートコード*	区間		調査希望 芯線数	光回線設備接続 ジュールにおける フィルタ利用の有無	接続開始 希望時期	備考
		通信用 建物名	通信用 建物名				

		～				
--	--	---	--	--	--	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 1 別紙 4

事前照会内容（特別光信号中継回線）

No	区間		波長数	インタフェース 種別	接続開始 希望時期	備考
	通信用建物 名	通信用建物 名	調査希望 波長数			
		～				

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 2（第 10 条の 2 第 3 項関係）

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第 47 条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

- 注 1 第 10 条の 2（事前照会）第 2 項第 4 号に関する調査結果は、別紙 1 に記載し添付します。
 2 第 10 条の 2（事前照会）第 2 項第 8 号に関する調査結果は、別紙 2 に記載し添付します。
 3 第 10 条の 2（事前照会）第 2 項第 9 号に関する調査結果は、別紙 3 に記載し添付します。
 4 第 10 条の 2（事前照会）第 2 項第 10 号に関する調査結果は、別紙 4 に記載し添付します。

様式第 2 別紙 1

事前照会回答（相互接続点）

調査結果	対象ビル名	
	住所	
	各種工事の有無	
	条件	
	判定結果及びその理由	
	コロケーションの場所及びその選定理由	
	調査費用及びその内訳	
	預かり保守等契約等に基づく負担額	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
 2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF 端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに回答します。

		～				
--	--	---	--	--	--	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 1 別紙 4

事前照会内容（特別光信号中継回線）

No	区間		波長数	インタフェース 種別	接続開始 希望時期	備考
	通信用建物 名	通信用建物 名	調査希望 波長数			
		～				

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 2（第 10 条の 2 第 3 項関係）

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第 47 条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

- 注 1 第 10 条の 2（事前照会）第 2 項第 4 号に関する調査結果は、別紙 1 に記載し添付します。
 2 第 10 条の 2（事前照会）第 2 項第 8 号に関する調査結果は、別紙 2 に記載し添付します。
 3 第 10 条の 2（事前照会）第 2 項第 9 号に関する調査結果は、別紙 3 に記載し添付します。
 4 第 10 条の 2（事前照会）第 2 項第 10 号に関する調査結果は、別紙 4 に記載し添付します。

様式第 2 別紙 1

事前照会回答（相互接続点）

調査結果	対象ビル名	
	住所	
	各種工事の有無	
	条件	
	判定結果及びその理由	
	コロケーションの場所及びその選定理由	
	調査費用及びその内訳	
	預かり保守等契約等に基づく負担額	

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
 2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF 端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに回答します。

開始希望時期で提供可否	理由	通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	利用希望波長数	提供可能波長数	能時期	フェース種別	算額	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
- 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査及び設置申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

氏名 所属(法人名等)

貴社接続約款第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

1. 調査内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第3別紙

地区名(ビル名)		
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日
	電話サービス	年 月 日
伝送区間	N T T 東日本／	
	N T T 西日本	
	N C C	

開始希望時期で提供可否	理由	通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	利用希望波長数	提供可能波長数	能時期	フェース種別	算額	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
- 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査及び設置申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

氏名 所属(法人名等)

貴社接続約款第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

1. 調査内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第3別紙

地区名(ビル名)		
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日
	電話サービス	年 月 日
伝送区間	N T T 東日本／	
	N T T 西日本	
	N C C	

伝送設備	伝送方式		
	伝送システム数	S時	
		終局	
	接続次群		
	アンテナ種別、数量		
	設備概要	外形の寸法	高 × 幅 × 奥
		総重量	Kg/m ²
		発熱量	
		所要容量	
		電圧規格	
		電磁誘導	VCCI適合
	キャビネット 排気条件	排気種別	上部 背面(前面) 側面
		排気ファン	有(強制空冷) 無(自然空冷)
	空調設備概要	温度条件	
		湿度条件	
電力設備概要	電源種別		
	供給条件		
	接地種別		
線路・土木	ルート数		
	管路条数		
	ケーブル条数		
	心線種別		
利用内容			
その他			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料(様式任意)を添付すること。
- 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図(様式任意)を添付すること。
- 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
- 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 7 所要容量は、設置する装置の仕様における最大消費電流値(単位アンペア)を記入すること。

伝送設備	伝送方式		
	伝送システム数	S時	
		終局	
	接続次群		
	アンテナ種別、数量		
	設備概要	外形の寸法	高 × 幅 × 奥
		総重量	Kg/m ²
		発熱量	
		所要容量	
		電圧規格	
		電磁誘導	VCCI適合
	キャビネット 排気条件	排気種別	上部 背面(前面) 側面
		排気ファン	有(強制空冷) 無(自然空冷)
	空調設備概要	温度条件	
		湿度条件	
電力設備概要	電源種別		
	供給条件		
	接地種別		
線路・土木	ルート数		
	管路条数		
	ケーブル条数		
	心線種別		
利用内容			
その他			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料(様式任意)を添付すること。
- 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図(様式任意)を添付すること。
- 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
- 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 7 所要容量は、設置する装置の仕様における最大消費電流値(単位アンペア)を記入すること。

様式第4（第10条の3第5項関係）

相互接続点調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号で申込みのありました相互接続点の調査及び設置の申込みについて結果を下記のとおり回答いたします。

記

1. 調査結果

対象ビル名	
住所	
各種工事の有無	
条件	
判定結果及びその理由	
コロケーションの場所及びその選 定理由	
調査費用及びその内訳	
預かり保守等契約等に基づく負担 額	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに回答します。

様式第5（略）

様式第5-2（第10条の4第1項関係）

相互接続点設置工事着手延伸申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名



貴社接続約款第10条の4（相互接続点の設置）第1項の規定により、相互接続点設置工事の着手を延伸することを申し込みます。

記

1. 延伸理由	
---------	--

様式第4（第10条の3第5項関係）

相互接続点調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号で申込みのありました相互接続点の調査及び設置の申込みについて結果を下記のとおり回答いたします。

記

1. 調査結果

対象ビル名	
住所	
各種工事の有無	
条件	
判定結果及びその理由	
コロケーションの場所及びその選 定理由	
調査費用及びその内訳	
預かり保守等契約等に基づく負担 額	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに回答します。

様式第5（略）

様式第5-2（第10条の4第1項関係）

相互接続点設置工事着手延伸申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第10条の4（相互接続点の設置）第1項の規定により、相互接続点設置工事の着手を延伸することを申し込みます。

記

1. 延伸理由	
---------	--

2. 延伸後の工事に係る計画	工事申込予定日	年 月 日
	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 工事着手予定日及び工事完了予定日は、自前工事の場合に記載すること。

3 電力設備利用開始希望日は、自前工事の場合であって新たな電力設備利用を開始するときに記載すること。

様式第6（第10条の5第2項及び第34条の5第2項関係）
通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第10条の5（接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り）第2項／貴社接続約款第34条の5（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）第2項の規定により、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分

2. 延伸後の工事に係る計画	工事申込予定日	年 月 日
	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 工事着手予定日及び工事完了予定日は、自前工事の場合に記載すること。

3 電力設備利用開始希望日は、自前工事の場合であって新たな電力設備利用を開始するときに記載すること。

様式第6（第10条の5第2項及び第34条の5第2項関係）
通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第10条の5（接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り）第2項／貴社接続約款第34条の5（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）第2項の規定により、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分

責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7（第 10 条の 5 第 3 項及び第 34 条の 5 第 3 項関係）

通信用建物等立入申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 7-2（第 34 条の 2 第 1 項及び第 34 条の 7 第 1 項関係）

線路設備調査及び接続申込書（光信号中継回線）

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

殿

所属（法人名等）

氏名

貴社接続約款第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 1 項／貴社接続約款第 34 条の 7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 1 項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

調査する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計 区間 芯/波長

責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7（第 10 条の 5 第 3 項及び第 34 条の 5 第 3 項関係）

通信用建物等立入申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 7-2（第 34 条の 2 第 1 項及び第 34 条の 7 第 1 項関係）

線路設備調査及び接続申込書（光信号中継回線）

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

殿

所属（法人名等）

氏名

貴社接続約款第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 1 項／貴社接続約款第 34 条の 7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 1 項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

調査する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計 区間 芯/波長

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
記事	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第7-2別紙1

線路設備調査内容(一般光信号中継回線)

No	ルート コード	区間		利用希望 芯線数	光回線設備接続モジュール におけるフィル利用の有 無	接続開始希 望時期	備考
		通信用 建物名	通信用 建物名				
		~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-2別紙2

線路設備調査内容(特別光信号中継回線)

No	区間		利用希望 波長数	インタフェース種別	接続開始希 望時期	備考
	通信用建 物名	通信用建 物名				
	~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 本調査申込みと併せて行われる分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る文書番号等を波長ごとに備考欄に記入すること。

様式第7-3(第34条の2第2項及び第34条の7第2項関係)

線路設備調査回答書(光信号中継回線)

第 号
年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
記事	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第7-2別紙1

線路設備調査内容(一般光信号中継回線)

No	ルート コード	区間		利用希望 芯線数	光回線設備接続モジュール におけるフィル利用の有 無	接続開始希 望時期	備考
		通信用 建物名	通信用 建物名				
		~					

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7-2別紙2

線路設備調査内容(特別光信号中継回線)

No	区間		利用希望 波長数	インタフェース種別	接続開始希 望時期	備考
	通信用建 物名	通信用建 物名				
	~					

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 本調査申込みと併せて行われる分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る文書番号等を波長ごとに備考欄に記入すること。

様式第7-3(第34条の2第2項及び第34条の7第2項関係)

線路設備調査回答書(光信号中継回線)

第 号
年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号にて線路設備調査及び接続の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計 区間 芯/波長
調査費用	円 (消費税については別途申し受けます)
その他	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第7-3別紙1

線路設備調査結果 (一般光信号中継回線)

No	ル ー ト	調査実施結果													記事										
		接続開始希望時期での提供		区間						芯線数		提供可能時期	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無	距離		ファイバ種別	伝送損失								
				通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別																
																		利用希望芯線数	提供可能芯線数	申込	回答				
可否	理由	~																							

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

様式第7-3別紙2

線路設備調査結果 (特別光信号中継回線)

No	調査実施結果										記事
	接続	区間	波長数			提供可	イン	概			

年 月 日付け 号にて線路設備調査及び接続の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計 区間 芯/波長
調査費用	円 (消費税については別途申し受けます)
その他	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 2 線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第7-3別紙1

線路設備調査結果 (一般光信号中継回線)

No	ル ー ト	調査実施結果													記事										
		接続開始希望時期での提供		区間						芯線数		提供可能時期	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無	距離		ファイバ種別	伝送損失								
				通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別																
																		利用希望芯線数	提供可能芯線数	申込	回答				
可否	理由	~																							

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

様式第7-3別紙2

線路設備調査結果 (特別光信号中継回線)

No	調査実施結果										記事
	接続	区間	波長数			提供可	イン	概			

開始 希望 時期 で 提供	理由	通信用 建物名	光主 配線 設置 フロア	コネク タ種 別	通信用 建物名	光主 配線 設置 フロア	コネク タ種 別	能時期	タ エ ス 別	フ 一 種	算 額	利用希望波 長数		提供可 能波長 数	
												利用希望波 長数	提供可 能波長 数	利用希望波 長数	提供可 能波長 数
				～											

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-4（第34条の4第1項関係）

光回線設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
---------------------	--

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。
 3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

様式第7-4別紙1

光回線設備接続申込（光信号端末回線）

申込 区間	(始点) 通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等（端末設備の設置場所、利用者名等）	
光信	申込芯線数	

開始 希望 時期 で 提供	理由	通信用 建物名	光主 配線 設置 フロア	コネク タ種 別	通信用 建物名	光主 配線 設置 フロア	コネク タ種 別	能時期	タ エ ス 別	フ 一 種	算 額	利用希望波 長数		提供可 能波長 数	
												利用希望波 長数	提供可 能波長 数	利用希望波 長数	提供可 能波長 数
				～											

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-4（第34条の4第1項関係）

光回線設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
---------------------	--

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。
 3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

様式第7-4別紙1

光回線設備接続申込（光信号端末回線）

申込 区間	(始点) 通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等（端末設備の設置場所、利用者名等）	
光信	申込芯線数	

号 端 末 回 線 に 関 す る 詳 細 情 報	フィルタ利用希望		
	光信号局内伝送路の接続希望		
	光屋内配線等の利用希望		
	開通希望日		
	保守区別	(1) 営業時間内保守 (2) 24 時間保守の何れかを選択すること	
接続申込者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
①利用者の建物の管理者（ビル所有者／ビル管理者）に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
③ 利用者の建物への入館時の立会者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
④ 利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
その他（記事欄）			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 利用者の建物がビル（一戸建以外）の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物（ビル）名、階数及び部屋番号若しくは事業所（テナント）名を必ず記入すること。
- 柱上での接続を希望される場合は、電柱所有者が管理する電柱番号を利用者の建物の設置場所等欄に必ず記入すること。また、電柱の場所を特定するために必要な電柱位置等を記した地図等の資料を提供すること。
- 申込にあたって、光屋内配線の利用を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する（②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。）とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館又は工事する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第7-4別紙2

光回線設備接続申込（光信号局内伝送路）

No	通信用建物	光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備		利用種別	コネクタ種別	申込芯線数	接続開始時期	記事
		(始点)光信号局内伝送路により接続する設備	(終点)光信号局内伝送路により接続する設備					
		~						

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 利用種別については、希望する利用方法を以下の各号より選択して記載すること。(1)当社の光回線設備と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(2)当社の電気通信設備(光回線設備を除きます。)と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(3)光信号局内予備伝送路の利用を希望する場合
- コネクタ種別については、光信号局内伝送路の片端を協定事業者の電気通信設備に接続する場合に記載すること。
- 光信号中継回線又は光信号端末回線と一体で利用する場合は、それらを特定するために必要な情報を

号 端 末 回 線 に 関 す る 詳 細 情 報	フィルタ利用希望		
	光信号局内伝送路の接続希望		
	光屋内配線等の利用希望		
	開通希望日		
	保守区別	(1) 営業時間内保守 (2) 24 時間保守の何れかを選択すること	
接続申込者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
①利用者の建物の管理者（ビル所有者／ビル管理者）に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）			
その他（記事欄）			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 利用者の建物がビル（一戸建以外）の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物（ビル）名、階数及び部屋番号若しくは事業所（テナント）名を必ず記入すること。
- 柱上での接続を希望される場合は、電柱所有者が管理する電柱番号を利用者の建物の設置場所等欄に必ず記入すること。また、電柱の場所を特定するために必要な電柱位置等を記した地図等の資料を提供すること。
- 申込にあたって、光屋内配線の利用を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する（②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。）とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館又は工事する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第7-4別紙2

光回線設備接続申込（光信号局内伝送路）

No	通信用建物	光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備		利用種別	コネクタ種別	申込芯線数	接続開始時期	記事
		(始点)光信号局内伝送路により接続する設備	(終点)光信号局内伝送路により接続する設備					
		~						

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 利用種別については、希望する利用方法を以下の各号より選択して記載すること。(1)当社の光回線設備と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(2)当社の電気通信設備(光回線設備を除きます。)と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(3)光信号局内予備伝送路の利用を希望する場合
- コネクタ種別については、光信号局内伝送路の片端を協定事業者の電気通信設備に接続する場合に記載すること。
- 光信号中継回線又は光信号端末回線と一体で利用する場合は、それらを特定するために必要な情報を

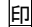
必ず記入すること。

様式第7-5（第34条の3第1項関係）

接続開始時期通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名 

貴社接続約款第34条の3（一般光信号中継回線の接続）第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書（年 月 日付け第 号）について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先 （担当者氏名、電話番号）	
---------------------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-5別紙

接続開始時期通知

No	調査結果 （様式第7-3別紙）	接続開始時期	記事


注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-6（第34条の10第1項関係）

テープ分散状況調査申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名 

貴社接続約款第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項の規定により、テープ分散状況の調査に係る申込みを行います。

調査区間	（始点）通信用建物等	
------	------------	--

必ず記入すること。

様式第7-5（第34条の3第1項関係）

接続開始時期通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の3（一般光信号中継回線の接続）第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書（年 月 日付け第 号）について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先 （担当者氏名、電話番号）	
---------------------	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7-5別紙

接続開始時期通知

No	調査結果 （様式第7-3別紙）	接続開始時期	記事

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7-6（第34条の10第1項関係）

テープ分散状況調査申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項の規定により、テープ分散状況の調査に係る申込みを行います。

調査区間	（始点）通信用建物等	
------	------------	--

	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
	回線 I D	1 2
その他(記事欄)		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7-7 (第 34 条の 10 第 1 項関係)

テープ分散状況調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で申込みのありましたテープ分散状況の調査申込みについて、結果を下記のとおり回答いたします。

調査区間	(始点) 通信用建物等	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
回線 I D		1 2
テープ分散の有無		
その他(記事欄)		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 8 (第 11 条第 2 項関係)

事前調査申込書

第 号

年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第 11 条(事前調査の申込み)第 2 項の規定により、貴社の網との接続を行いたい(変更したい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	

	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
	回線 I D	1 2
その他(記事欄)		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7-7 (第 34 条の 10 第 1 項関係)

テープ分散状況調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号で申込みのありましたテープ分散状況の調査申込みについて、結果を下記のとおり回答いたします。

調査区間	(始点) 通信用建物等	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
回線 I D		1 2
テープ分散の有無		
その他(記事欄)		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

様式第 8 (第 11 条第 2 項関係)

事前調査申込書

第 号

年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 11 条(事前調査の申込み)第 2 項の規定により、貴社の網との接続を行いたい(変更したい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	

接続（変更）希望時期	
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所			
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第 欄とする。		
接続約款記載以外の接続箇所	別紙1接続約款適用以外の技術的条件のとおり。		
2. 電気通信設備の分界点			
(1)相互接続点設置希望場所			
3. 接続対象地域			
(1)弊社接続対象地域	（NTT東日本／NTT西日本網との新規の接続の場合に記入。）		
(2)相互接続点ごとの接続対象地域	弊社網接続エリア： NTT東日本／NTT西日本網接続エリア：		
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）			
新たな技術的条件の有無	有 無		
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。		
	信号網構成	対応網	準対応網
	信号速度	4.8kb/s	48kb/s
	回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能	有 無
	回線留保	両方向留保回線制御機能	有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙1接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。		
5. 電気通信設備の建設に係る事項			

接続（変更）希望時期	
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所			
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第 欄とする。		
接続約款記載以外の接続箇所	別紙1接続約款適用以外の技術的条件のとおり。		
2. 電気通信設備の分界点			
(1)相互接続点設置希望場所			
3. 接続対象地域			
(1)弊社接続対象地域	（NTT東日本／NTT西日本網との新規の接続の場合に記入。）		
(2)相互接続点ごとの接続対象地域	弊社網接続エリア： NTT東日本／NTT西日本網接続エリア：		
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）			
新たな技術的条件の有無	有 無		
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。		
	信号網構成	対応網	準対応網
	信号速度	4.8kb/s	48kb/s
	回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能	有 無
	回線留保	両方向留保回線制御機能	有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙1接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。		
5. 電気通信設備の建設に係る事項			

(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)NTT東日本／NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等		(2.電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本／NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)	
6. 接続形態			
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態別表2の2第号～第号とする。	
	任意約款	第6章接続形態別表2の2第号～第号とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙2接続形態のとおり。	
7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第号とする。	
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1)NTT東日本／NTT西日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	()	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。			
10. 優先接続機能			
優先接続機能の利用		有 無	
通話区分	市内通話	県内市外通話	県間市外通話
優先接続番号			
提供区域			
11. その他			

様式第8別紙1

接続約款適用外の場合の技術的条件

(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)NTT東日本／NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等		(2.電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本／NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)	
6. 接続形態			
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態別表2の2第号～第号とする。	
	任意約款	第6章接続形態別表2の2第号～第号とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙2接続形態のとおり。	
7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第号とする。	
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1)NTT東日本／NTT西日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	()	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。			
10. 優先接続機能			
優先接続機能の利用		有 無	
通話区分	市内通話	県内市外通話	県間市外通話
優先接続番号			
提供区域			
11. その他			

様式第8別紙1

接続約款適用外の場合の技術的条件

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
(1) 接続箇所	ア. 端末回線線端 イ. 端末回線を収用する伝送装置 ウ. 加入者交換機の伝送装置 エ. 中継交換機の伝送装置 オ. 専用回線ノード装置の伝送装置 カ. 信号用中継交換機の伝送装置 キ. 現在の接続箇所に変更はない。 ク. その他 ()
(2) 機能利用端末種別	・弊社網側 () ・NTT東日本/NTT西日本網側 ア. 加入電話 イ. 一般公衆電話 ウ. ISDN端末 エ. ISDN公衆電話 オ. その他 () ・現在の機能利用端末に変更はない
(3) 伝送装置間インターフェース	[]
(4) 信号方式	ア. TTC標準に準拠したNo. 7信号方式 イ. Iインターフェース ウ. 現在の信号方式に変更はない エ. その他 ()
(5) 信号網構成	ア. 対応網 イ. 準対応網
(6) 信号速度	ア. 4.8kb/s イ. 48kb/s ウ. 現在の信号速度に変更はない エ. その他 ()
(7) 番号方式	ア. 0+ABCDE+FGHJ [0:市外プレフィクス、ABCDE:市外局番+市内局番、FGHJ:加入者番号] イ. 00XY+0+ABCDE+FGHJ [00XY:事業者識別番号、0:市外プレフィクス、ABCDE:市外局番+市内局番、FGHJ:加入者番号] ウ. 00XY+x~x+(β1~βn) [00XY:事業者識別番号、x~x:サービスコード] エ. 00XY+x~x [00XY:事業者識別番号、x~x:国際番号等] オ. 0A0+CD+EFGHJ [0A0:サービス識別番号、CD:事業者識別番号、EFGHJ:加入者番号] カ. 現在の番号方式に変更はない キ. その他 ()

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
(1) 接続箇所	ア. 端末回線線端 イ. 端末回線を収用する伝送装置 ウ. 加入者交換機の伝送装置 エ. 中継交換機の伝送装置 オ. 専用回線ノード装置の伝送装置 カ. 信号用中継交換機の伝送装置 キ. 現在の接続箇所に変更はない。 ク. その他 ()
(2) 機能利用端末種別	・弊社網側 () ・NTT東日本/NTT西日本網側 ア. 加入電話 イ. 一般公衆電話 ウ. ISDN端末 エ. ISDN公衆電話 オ. その他 () ・現在の機能利用端末に変更はない
(3) 伝送装置間インターフェース	[]
(4) 信号方式	ア. TTC標準に準拠したNo. 7信号方式 イ. Iインターフェース ウ. 現在の信号方式に変更はない エ. その他 ()
(5) 信号網構成	ア. 対応網 イ. 準対応網
(6) 信号速度	ア. 4.8kb/s イ. 48kb/s ウ. 現在の信号速度に変更はない エ. その他 ()
(7) 番号方式	ア. 0+ABCDE+FGHJ [0:市外プレフィクス、ABCDE:市外局番+市内局番、FGHJ:加入者番号] イ. 00XY+0+ABCDE+FGHJ [00XY:事業者識別番号、0:市外プレフィクス、ABCDE:市外局番+市内局番、FGHJ:加入者番号] ウ. 00XY+x~x+(β1~βn) [00XY:事業者識別番号、x~x:サービスコード] エ. 00XY+x~x [00XY:事業者識別番号、x~x:国際番号等] オ. 0A0+CD+EFGHJ [0A0:サービス識別番号、CD:事業者識別番号、EFGHJ:加入者番号] カ. 現在の番号方式に変更はない キ. その他 ()

(8) NTT東日本／NTT西日本サービスとの接続	[]
(9) 料金関係	[]
①課金条件	課金開始契機：ア. ANM（課金表示は課金）を受信したとき
②課金の開始契機／終了契機	イ. 現在の課金開始契機に変更はない ウ. その他（ ）
	課金終了契機：ア. RELを受信したとき
	イ. 現在の課金終了契機に変更はない ウ. その他（ ）
③非課金の対象呼	ア. 不完了呼 イ. 試験呼 ウ. 課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した呼 エ. 現在の対象呼に変更はない オ. （ ）
(10) 事業者間精算	[]
(11) 試験方法	ア. 手動接続試験：IGS及びNCC-GSに自動応答トランク機能を付与し双方から手動で接続試験を行い、接続の良否を確認する。 イ. 回線開通出合試験：回線開通時において発側交換機出側と着信交換機入側との間で、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する ウ. 手動信号ルート試験：信号リンクの正常性を確認する エ. 回線照合試験：回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消する オ. 現在の試験方法に変更はない カ. その他（ ）
(12) 輻輳制御機能	ア. 接続約款第56条（相互接続通信の制限）に準拠する イ. 現在の制御方法に変更はない ウ. その他（ ）
(13) 重要通信の確保	[]
(14) その他	[]

(8) NTT東日本／NTT西日本サービスとの接続	[]
(9) 料金関係	[]
①課金条件	課金開始契機：ア. ANM（課金表示は課金）を受信したとき
②課金の開始契機／終了契機	イ. 現在の課金開始契機に変更はない ウ. その他（ ）
	課金終了契機：ア. RELを受信したとき
	イ. 現在の課金終了契機に変更はない ウ. その他（ ）
③非課金の対象呼	ア. 不完了呼 イ. 試験呼 ウ. 課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した呼 エ. 現在の対象呼に変更はない オ. （ ）
(10) 事業者間精算	[]
(11) 試験方法	ア. 手動接続試験：IGS及びNCC-GSに自動応答トランク機能を付与し双方から手動で接続試験を行い、接続の良否を確認する。 イ. 回線開通出合試験：回線開通時において発側交換機出側と着信交換機入側との間で、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する ウ. 手動信号ルート試験：信号リンクの正常性を確認する エ. 回線照合試験：回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消する オ. 現在の試験方法に変更はない カ. その他（ ）
(12) 輻輳制御機能	ア. 接続約款第56条（相互接続通信の制限）に準拠する イ. 現在の制御方法に変更はない ウ. その他（ ）
(13) 重要通信の確保	[]
(14) その他	[]

様式第8別紙2

接続形態

	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第2表	第3表	第4表
--	-----	-----	-----

様式第8別紙2

接続形態

	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第2表	第3表	第4表
--	-----	-----	-----

	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。

様式第8別紙3

IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項

エリア名：

区分	設定項目	設定内容
【1】認証情報関連	(1) ユーザ名の形式	
	(2) 認証サーバへ転送する認証情報の形式	
	(3) ISP識別子またはサブドメイン、ISP識別子	
【2】認証サーバ設定関連	(1) 認証サーバの台数とIPアドレス	
	(2) 認証サーバにおけるユーザの認証方式	
	(3) Radiusプロトコルのポート番号	
	(4) 認証サーバの切替条件	
	(5) 認証サーバの切戻条件	
【3】ユーザ付与情報関連	(1) ユーザへのIPアドレス付与方法	
	(2) ユーザへのDNSサーバのIPアドレス付与	
	(3) DNSサーバのIPアドレス	
【4】RADIUSセッション関連	(1) Access-Request Acct-Session-ID(Type=44)	
	(2) Accounting-Request(Start) Framed-IP-Address(Type=8)	
	(3) 認証NG時 Accounting-Request(Stop)	
【5】ネットワーク設定関連（集約用接続装置経由で接続する場合）	(1) 網終端装置のインターフェイスに付与するIPアドレス	
	(2) 集約用集線装置に付与するIPアドレス	
	(3) 集約用接続装置の網終端装置側のインターフェイスに付与するIPアドレス	

	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。

様式第8別紙3

IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項

エリア名：

区分	設定項目	設定内容
【1】認証情報関連	(1) ユーザ名の形式	
	(2) 認証サーバへ転送する認証情報の形式	
	(3) ISP識別子またはサブドメイン、ISP識別子	
【2】認証サーバ設定関連	(1) 認証サーバの台数とIPアドレス	
	(2) 認証サーバにおけるユーザの認証方式	
	(3) Radiusプロトコルのポート番号	
	(4) 認証サーバの切替条件	
	(5) 認証サーバの切戻条件	
【3】ユーザ付与情報関連	(1) ユーザへのIPアドレス付与方法	
	(2) ユーザへのDNSサーバのIPアドレス付与	
	(3) DNSサーバのIPアドレス	
【4】RADIUSセッション関連	(1) Access-Request Acct-Session-ID(Type=44)	
	(2) Accounting-Request(Start) Framed-IP-Address(Type=8)	
	(3) 認証NG時 Accounting-Request(Stop)	
【5】ネットワーク設定関連（集約用接続装置経由で接続する場合）	(1) 網終端装置のインターフェイスに付与するIPアドレス	
	(2) 集約用集線装置に付与するIPアドレス	
	(3) 集約用接続装置の網終端装置側のインターフェイスに付与するIPアドレス	

	(4) 網終端装置～集約用接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
	(5) 集約用接続装置の接続装置側のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(6) 接続装置のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(7) 集約用接続装置～接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
【6】網終端装置にプールユーザに付与する IP アドレス群		
【7】その他		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注2 IP 通信網終端装置の詳細設定項目に関する指定がある場合にはその他欄にその旨を記入すること。

注3 参考資料として接続に係るアトリビュート一覧及びシーケンスを記した図を添付すること。

様式第 8 別紙 4

DSL 回線の技術的条件の具体的内容

技術的条件の項目		技術的条件の具体的内容
DSL 方式		
ITU 勧告等	DSL	
	スプリッタ	
送受信伝送方式		
ラインコード		
伝送システム名		
スペクトル適合性の確認の状況		確認済(クラス A・クラス A'・クラス B・クラス C)・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無
	換算線路長に係る利用制限	有() km・無
信号スペクトル		(1)送信スペクトル密度(PSD)マスク規定図示(上り・下り) (2)送信スペクトル密度(PSD)マスク規定数値表示(上り・下り) (3)総送信電力(上り・下り)

注1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 新たに DSL 回線と接続する場合及び新たな伝送システム(本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。)を用いて DSL 回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。

3 スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いる DSL 回線と接続するために本別紙を提出している場合には、TTC においてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙(スペクトル適合性確認結果が反映されたものに限ります。)を提出すること。

	(4) 網終端装置～集約用接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
	(5) 集約用接続装置の接続装置側のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(6) 接続装置のインターフェイスに付与する IP アドレス	
	(7) 集約用接続装置～接続装置間のネットワークアドレスおよびそのサブネットマスク	
【6】網終端装置にプールユーザに付与する IP アドレス群		
【7】その他		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

注2 IP 通信網終端装置の詳細設定項目に関する指定がある場合にはその他欄にその旨を記入すること。

注3 参考資料として接続に係るアトリビュート一覧及びシーケンスを記した図を添付すること。

様式第 8 別紙 4

DSL 回線の技術的条件の具体的内容

技術的条件の項目		技術的条件の具体的内容
DSL 方式		
ITU 勧告等	DSL	
	スプリッタ	
送受信伝送方式		
ラインコード		
伝送システム名		
スペクトル適合性の確認の状況		確認済(クラス A・クラス A'・クラス B・クラス C)・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無
	換算線路長に係る利用制限	有() km・無
信号スペクトル		(1)送信スペクトル密度(PSD)マスク規定図示(上り・下り) (2)送信スペクトル密度(PSD)マスク規定数値表示(上り・下り) (3)総送信電力(上り・下り)

注1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 新たに DSL 回線と接続する場合及び新たな伝送システム(本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。)を用いて DSL 回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。

3 スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いる DSL 回線と接続するために本別紙を提出している場合には、TTC においてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙(スペクトル適合性確認結果が反映されたものに限ります。)を提出すること。

- 4 DSL方式、送受信伝送方式及びラインコードについては、必要事項を詳述すること。
- 5 伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるように記入すること。
- 6 信号スペクトルについて、(1)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定図示、(2)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

様式第9（第12条第2項関係）

事前調査申込書受付確認書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号でいただきました事前調査申込は、当社にて 年 月 日に受け付けましたので、連絡いたします。

様式第10（第13条第1項関係）

事前調査申込回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号で事前調査申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

なお、1ヶ月以内に本件に係る接続申込みがない場合は、事前調査の回答は効力を失うものとします。

接続の可否及びその理由	
協議事項に関する具体的内容	
接続可能時期（公表約款第13条第5項に該当するときは、その理由を含む）	
費用負担概算額及び内訳	

様式第11（第14条第1項関係）

ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名



- 4 DSL方式、送受信伝送方式及びラインコードについては、必要事項を詳述すること。
- 5 伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるように記入すること。
- 6 信号スペクトルについて、(1)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定図示、(2)送信スペクトル密度（PSD）マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

様式第9（第12条第2項関係）

事前調査申込書受付確認書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました事前調査申込は、当社にて 年 月 日に受け付けましたので、連絡いたします。

様式第10（第13条第1項関係）

事前調査申込回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号で事前調査申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

なお、1ヶ月以内に本件に係る接続申込みがない場合は、事前調査の回答は効力を失うものとします。

接続の可否及びその理由	
協議事項に関する具体的内容	
接続可能時期（公表約款第13条第5項に該当するときは、その理由を含む）	
費用負担概算額及び内訳	

様式第11（第14条第1項関係）

ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 14 条（ソフトウェア開発費の適正性に関する協議の申込み等）第 1 項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）について、ソフトウェア開発費の適正性に関する協議を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 12（第 21 条第 1 項関係）

接続申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
印

貴社接続約款第 21 条（接続申込み）第 1 項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 13（第 22 条第 1 項関係）

接続申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
印

年 月 日付け 号でいただきました接続申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 14（第 24 条第 1 項第 1 号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名
印

貴社接続約款第 24 条（申込みに必要な資料の提出）第 1 項第 1 号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

貴社接続約款第 14 条（ソフトウェア開発費の適正性に関する協議の申込み等）第 1 項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）について、ソフトウェア開発費の適正性に関する協議を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 12（第 21 条第 1 項関係）

接続申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

貴社接続約款第 21 条（接続申込み）第 1 項の規定により、弊社事前調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 13（第 22 条第 1 項関係）

接続申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました接続申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 14（第 24 条第 1 項第 1 号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 24 条（申込みに必要な資料の提出）第 1 項第 1 号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 別紙として、通話線に関するNTT支店名、POIビル名、NTTビル名、NTTユニット名、接続事業者ビル名、接続事業者ユニット名、接続種別、前年度末回線数、当年度末回線数、当年度における月別の回線数の増減を記載した資料及び伝送装置等の収容状況に係る情報等並びに共通線に関するNTT信号エリア、A面B面別のSTPに係るNTT支店名、NTTビル名、NTTユニット名、リンク種別、昨年度末リンク数、当年度末リンク数、月別のリンク数の増減を記載した資料及び伝送装置等の収容状況に係る情報等を添付すること。
- 参考資料として、相互接続点ごとの接続対象地域を示す資料、料金単位区域ごとの発着呼量を示す資料及び相互接続点ごとの回線需要予測を示す資料（いずれも様式任意）を添付すること。

様式第15（略）

様式第15-1（第24条第1項第3号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書（IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はLAN型通信網間接続装置と接続する事業者用）

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名



貴社接続約款第24条（申込みに必要な資料の提出）第1項第3号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容
別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置と接続する場合には、別紙として、接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）、エリア、接続ビル名、IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置毎の収容する契約者への提供メニュー、エリア単位毎の接続開始要望時期、IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置における集約接続装置等の有無を記載した資料を添付すること。
- PPP○E方式においてIP通信網終端装置と接続する場合には、別紙として、様式第8別紙3（IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項）を記載した資料を添付すること。IP○E方式においてIP通信網終端装置と接続する場合には、別に指定する資料を提出すること。
- IP通信網間接続装置と接続する場合には、別紙として、接続ビル名、接続要望設備数、インタフェース種別及び接続開始要望時期等を記載した資料を添付すること。
- LAN型通信網間接続装置と接続する場合には、別紙として、接続ビル名、接続要望設備数、インタフェース種別、回線種別、接続開始要望時期、接続構成及び配線盤情報等を記載した資料を添付すること。

別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 別紙として、通話線に関するNTT支店名、POIビル名、NTTビル名、NTTユニット名、接続事業者ビル名、接続事業者ユニット名、接続種別、前年度末回線数、当年度末回線数、当年度における月別の回線数の増減を記載した資料及び伝送装置等の収容状況に係る情報等並びに共通線に関するNTT信号エリア、A面B面別のSTPに係るNTT支店名、NTTビル名、NTTユニット名、リンク種別、昨年度末リンク数、当年度末リンク数、月別のリンク数の増減を記載した資料及び伝送装置等の収容状況に係る情報等を添付すること。
- 参考資料として、相互接続点ごとの接続対象地域を示す資料、料金単位区域ごとの発着呼量を示す資料及び相互接続点ごとの回線需要予測を示す資料（いずれも様式任意）を添付すること。

様式第15（略）

様式第15-1（第24条第1項第3号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書（IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はLAN型通信網間接続装置と接続する事業者用）

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第24条（申込みに必要な資料の提出）第1項第3号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容
別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置と接続する場合には、別紙として、接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）、エリア、接続ビル名、IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置毎の収容する契約者への提供メニュー、エリア単位毎の接続開始要望時期、IP通信網終端装置又はIP通信網収容装置における集約接続装置等の有無を記載した資料を添付すること。
- PPP○E方式においてIP通信網終端装置と接続する場合には、別紙として、様式第8別紙3（IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項）を記載した資料を添付すること。IP○E方式においてIP通信網終端装置と接続する場合には、別に指定する資料を提出すること。
- IP通信網間接続装置と接続する場合には、別紙として、接続ビル名、接続要望設備数、インタフェース種別及び接続開始要望時期等を記載した資料を添付すること。
- LAN型通信網間接続装置と接続する場合には、別紙として、接続ビル名、接続要望設備数、インタフェース種別、回線種別、接続開始要望時期、接続構成及び配線盤情報等を記載した資料を添付すること。

様式第15-2 (第24条第1項第4号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書
(光信号電気信号変換装置又は光信号伝送装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名 

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第4号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数(100Mbit/sタイプ又は1Gbit/sタイプ毎に)について記載した資料を添付すること。

3 光信号伝送装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期について記載した資料を添付すること。

様式第15-3 (第24条第1項第5号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書
(分波光変換装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名 

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第5号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 別紙として、接続ビル名、区間ごとの接続開始要望時期、分波光変換装置のインタフェース種別について記載した資料を添付すること。

3 本申込みと併せて行われる線路設備調査及び接続申込みに係る文書番号等及び様式第7-2別紙2に記載される番号を波長ごとに記入すること。

様式第15-2 (第24条第1項第4号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書
(光信号電気信号変換装置又は光信号伝送装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第4号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数(100Mbit/sタイプ又は1Gbit/sタイプ毎に)について記載した資料を添付すること。

3 光信号伝送装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期について記載した資料を添付すること。

様式第15-3 (第24条第1項第5号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書
(分波光変換装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第5号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 別紙として、接続ビル名、区間ごとの接続開始要望時期、分波光変換装置のインタフェース種別について記載した資料を添付すること。

3 本申込みと併せて行われる線路設備調査及び接続申込みに係る文書番号等及び様式第7-2別紙2に記載される番号を波長ごとに記入すること。

様式第 16（第 27 条第 1 項関係）

相互接続用電気通信設備建設変更申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名
年 月 日付け 号

貴社接続約款第 27 条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第 1 項の規定により、年 月 日付け 号
で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、変更を申し込みます。

記

1. 変更内容

旧	新

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 17（第 27 条第 1 項関係）

相互接続用電気通信設備建設変更申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設変更申込みにつきまして、その申
込みを承諾いたします。

備考	
----	--

様式第 18（第 27 条第 3 項関係）

相互接続用電気通信設備建設中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名
年 月 日付け 号

貴社接続約款第 27 条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第 3 項の規定により、年 月 日付け 号
で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、中止を申し込みます。

記

1. 中止する内容

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること

様式第 19（第 27 条第 3 項関係）

相互接続用電気通信設備建設中止申込承諾書

様式第 16（第 27 条第 1 項関係）

相互接続用電気通信設備建設変更申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名
年 月 日付け 号

貴社接続約款第 27 条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第 1 項の規定により、年 月 日付け 号
で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、変更を申し込みます。

記

1. 変更内容

旧	新

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 17（第 27 条第 1 項関係）

相互接続用電気通信設備建設変更申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設変更申込みにつきまして、その申
込みを承諾いたします。

備考	
----	--

様式第 18（第 27 条第 3 項関係）

相互接続用電気通信設備建設中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名
年 月 日付け 号

貴社接続約款第 27 条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第 3 項の規定により、年 月 日付け 号
で申し込んだ相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、中止を申し込みます。

記

1. 中止する内容

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること

様式第 19（第 27 条第 3 項関係）

相互接続用電気通信設備建設中止申込承諾書

年 月 日
殿
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設中止申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 20 (第 28 条関係)

完成通知書

年 月 日
殿
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、接続用設備が完成いたしましたので通知します。
1. 完成した設備の内容

様式第 21 (第 33 条第 1 項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込書

第 号
年 月 日
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿
所属(法人名等)
氏名
年 月 日付け 号
貴社接続約款第 33 条 (接続用ソフトウェアの開発の中止) 第 1 項の規定により、
で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込につきまして、中止を申し込みます。
記
1. 中止する内容
注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 22 (第 33 条第 1 項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込承諾書

年 月 日
殿
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
年 月 日付け 号でいただきました接続用ソフトウェア開発中止申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

年 月 日
殿
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設中止申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 20 (第 28 条関係)

完成通知書

年 月 日
殿
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
年 月 日付け 号でいただきました相互接続用電気通信設備建設申込につきまして、接続用設備が完成いたしましたので通知します。
1. 完成した設備の内容

様式第 21 (第 33 条第 1 項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込書

第 号
年 月 日
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿
所属(法人名等)
氏名
年 月 日付け 号
貴社接続約款第 33 条 (接続用ソフトウェアの開発の中止) 第 1 項の規定により、
で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込につきまして、中止を申し込みます。
記
1. 中止する内容
注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 22 (第 33 条第 1 項関係)

接続用ソフトウェア開発中止申込承諾書

年 月 日
殿
東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
年 月 日付け 号でいただきました接続用ソフトウェア開発中止申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 22-2 (第 36 条の 2 関係)

個別管理対象設備の利用中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)の規定により、個別管理対象設備の利用中止を申し込みます。

利用中止する個別管理対象設備の内容		記事
利用中止を希望する個別管理対象設備の設置場所	利用中止希望日	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 個別管理対象設備の更改を申込む場合には、当該設備を新たに設置若しくは改修又は開発するための申込みを併せて行うこと。

様式第 23 (第 37 条第 1 項関係)

工事申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 37 条 (その他の工事の請求) 第 1 項の規定により、その他の工事の実施を申し込みます。
記

1. 申込内容

1. 工事概要	
2. 具体的な工事の内容	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 24 (第 37 条第 1 項関係)

工事申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

様式第 22-2 (第 36 条の 2 関係)

個別管理対象設備の利用中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)の規定により、個別管理対象設備の利用中止を申し込みます。

利用中止する個別管理対象設備の内容		記事
利用中止を希望する個別管理対象設備の設置場所	利用中止希望日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 個別管理対象設備の更改を申込む場合には、当該設備を新たに設置若しくは改修又は開発するための申込みを併せて行うこと。

様式第 23 (第 37 条第 1 項関係)

工事申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 37 条 (その他の工事の請求) 第 1 項の規定により、その他の工事の実施を申し込みます。
記

1. 申込内容

1. 工事概要	
2. 具体的な工事の内容	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 24 (第 37 条第 1 項関係)

工事申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました工事申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 24-2 (第 37 条の 5 第 2 項関係)

一括申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名



貴社接続約款第 37 条の 5 (一括申込み) 第 2 項の規定により、一括申込みを行います。

記

1. 申込内容

一括申込みの対象とする申込み	別紙のとおり
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

2. 費用

一括申込みの取扱いに要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 24-2 別紙

一括申込みの対象とする申込みの申込番号

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 1 項に規定する相互接続点の調査の申込み又は第 34 条の 2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 1 項に規定する線路設備調査の申込みにあたって当社が付与した申込番号を記入すること。

様式第 24-3 (第 37 条の 5 第 3 項関係)

一括申込みに係る回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号により申し込まれた一括申込みについて、下記のとおり回答いたします。

記

年 月 日付け 号でいただきました工事申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 24-2 (第 37 条の 5 第 2 項関係)

一括申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第 37 条の 5 (一括申込み) 第 2 項の規定により、一括申込みを行います。

記

1. 申込内容

一括申込みの対象とする申込み	別紙のとおり
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

2. 費用

一括申込みの取扱いに要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 24-2 別紙

一括申込みの対象とする申込みの申込番号

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 1 項に規定する相互接続点の調査の申込み又は第 34 条の 2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 1 項に規定する線路設備調査の申込みにあたって当社が付与した申込番号を記入すること。

様式第 24-3 (第 37 条の 5 第 3 項関係)

一括申込みに係る回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号により申し込まれた一括申込みについて、下記のとおり回答いたします。

記

一括申込みに係る回答の内容（提供の可否）	
一括申込みの取扱いに係る手数料	


注1 一括申込みに係る回答の内容が提供できない旨のものである場合は、この回答をもって第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第4項に規定する理由の通知を行ったものとします。
 2 一括申込みの対象とする各申込みに対する上記以外の回答内容（調査費用を含みます。）については、様式第4又は様式第7-3によるものとします。

様式第24-4（第50条第3項関係）

優先クラス通信機能に係る見込み需要通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名 

貴社接続約款第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項の規定により、優先クラス通信機能に係る見込み需要について、以下の通り通知します。

1. 平成 年度の見込み年間契約数

	契約数（累計）
4月末	回線
5月末	回線
6月末	回線
7月末	回線
8月末	回線
9月末	回線
10月末	回線
11月末	回線
12月末	回線
1月末	回線
2月末	回線
3月末	回線

2. 平成 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4月	Mbit
5月	Mbit
6月	Mbit

一括申込みに係る回答の内容（提供の可否）	
一括申込みの取扱いに係る手数料	

注1 一括申込みに係る回答の内容が提供できない旨のものである場合は、この回答をもって第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第4項に規定する理由の通知を行ったものとします。
 2 一括申込みの対象とする各申込みに対する上記以外の回答内容（調査費用を含みます。）については、様式第4又は様式第7-3によるものとします。

様式第24-4（第50条第3項関係）

優先クラス通信機能に係る見込み需要通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項の規定により、優先クラス通信機能に係る見込み需要について、以下の通り通知します。

1. 年度の見込み年間契約数

	契約数（累計）
4月末	回線
5月末	回線
6月末	回線
7月末	回線
8月末	回線
9月末	回線
10月末	回線
11月末	回線
12月末	回線
1月末	回線
2月末	回線
3月末	回線

2. 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4月	Mbit
5月	Mbit
6月	Mbit

7月	Mbit
8月	Mbit
9月	Mbit
10月	Mbit
11月	Mbit
12月	Mbit
1月	Mbit
2月	Mbit
3月	Mbit

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 契約数（累計）は、優先クラス通信機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数を記入すること。

様式第25（第95条第3項関係）

自前工事実施申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第3項の規定により、自前工事を実施したいので申し込みます。

記

1. 申込内容

1. 工事概要	区分	内容			
	相互接続点調査及び設置 申込書の文書番号等				
	ビル名				
	工事名				
	工事内容				
	2. 具体的な工事の内容	依頼業務内容			
予定工期	工事着手予定日	年	月	日	
	電力設備利用開始希望日	年	月	日	
	工事完了予定日	年	月	日	
	施工会社名（予定）				
	利用内容 （装置諸元等）	装置名と その数量	電力容量 （A）	発熱量 （KW）	MDF 端子数 （回線）
	その他				

2. 申込者連絡先

7月	Mbit
8月	Mbit
9月	Mbit
10月	Mbit
11月	Mbit
12月	Mbit
1月	Mbit
2月	Mbit
3月	Mbit

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 契約数（累計）は、優先クラス通信機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数を記入すること。

様式第25（第95条第3項関係）

自前工事実施申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名

貴社接続約款第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第3項の規定により、自前工事を実施したいので申し込みます。

記

1. 申込内容

1. 工事概要	区分	内容			
	相互接続点調査及び設置 申込書の文書番号等				
	ビル名				
	工事名				
	工事内容				
	2. 具体的な工事の内容	依頼業務内容			
予定工期	工事着手予定日	年	月	日	
	電力設備利用開始希望日	年	月	日	
	工事完了予定日	年	月	日	
	施工会社名（予定）				
	利用内容 （装置諸元等）	装置名と その数量	電力容量 （A）	発熱量 （KW）	MDF 端子数 （回線）
	その他				

2. 申込者連絡先

所属名	
申込者	
連絡先	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

様式第26（第95条の2第2項関係）

工事（保守）立会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第95条の2（接続申込者等による立会いのための立入り）第2項の規定により、貴社の通信用建物等における工事（保守）に立ち会いたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分
責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第27（第95条の2第2項関係）

工事（保守）立会申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました工事（保守）立会申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

所属名	
申込者	
連絡先	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

様式第26（第95条の2第2項関係）

工事（保守）立会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第95条の2（接続申込者等による立会いのための立入り）第2項の規定により、貴社の通信用建物等における工事（保守）に立ち会いたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分
責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第27（第95条の2第2項関係）

工事（保守）立会申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました工事（保守）立会申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 28 (第 95 条の 3 第 2 項関係)

通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 95 条の 3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 2 項の規定により、接続に必要な装置等の設置工事(保守)のため、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分
責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 29 (第 95 条の 3 第 2 項関係)

通信用建物等立入申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付け 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 30 (第 99 条の 13 第 9 項関係)

様式第 28 (第 95 条の 3 第 2 項関係)

通信用建物等立入申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 95 条の 3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 2 項の規定により、接続に必要な装置等の設置工事(保守)のため、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申し込みます。

記

1. 申込内容

入館目的	
入館ビル名	
入館者名	所属 氏名
入館日時	開始予定時刻 年 月 日 時 分 終了予定時刻 年 月 日 時 分
責任者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX 番号
備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 29 (第 95 条の 3 第 2 項関係)

通信用建物等立入申込承諾書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社


年 月 日付け 号でいただきました通信用建物等立入申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

様式第 30 (第 99 条の 13 第 9 項関係)

申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 

貴社接続約款第 99 条の 13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第 9 項の規定により、申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止を申し込みます。

利用中止希望日	記事

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 利用中止の申込みは、利用中止希望日を含む暦月の初日の 3 ヶ月前までに行うこと。

申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 99 条の 13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第 9 項の規定により、申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止を申し込みます。

利用中止希望日	記事

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 利用中止の申込みは、利用中止希望日を含む暦月の初日の 3 ヶ月前までに行うこと。

様式第 31 (第 103 条関係)

中間配線盤利用申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 103 条 (中間配線盤における接続に係る手続き等) 第 1 項の規定により中間配線盤の利用の申込みを行います。

申込内容

対象ビル	利用ポート数	接続開始希望時期	記事

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

様式第 32 (第 103 条関係)

中間配線盤利用承諾書

年 月 日

殿

年 月 日付け 号で申込みのありました中間配線盤の利用の申込みにつきまして、その申込を承諾し、設置・改修要否について通知いたします。

中間配線盤の設置・改修要否	要 / 不要
---------------	--------

なお、貴社への提供箇所や提供可能時期につきましては、別途、「中間配線盤の提供内容通知」にて通知いたします。

注 中間配線盤に対する貴社施工においては、当社の通信用建物等に装置等を設置するための手続きを行うとともに、当社が提示する中間配線盤に係る施工条件を遵守すること。

様式第 33 (第 103 条関係)

中間配線盤の提供内容通知

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

年 月 日付けで承諾いたしました中間配線盤の利用の申込みにつきまして、下記のとおり、その提供内容を通知いたします。

1. 提供ポート数
ポート
2. 提供可能時期
年 月 日より提供可能
3. 提供ビルにおける中間配線盤設置位置
4. 提供ポート位置

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年0.84%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,573円	

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.85%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,390円	

附 則（平成 21 年 2 月 24 日東相制第 08-107 号）

1～2 （略）

（光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置）

3 平成20年3月31日までに設置された光信号引込等設備を撤去する場合は、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額の算定における光信号引込等設備の未償却残高は、料金表第4表第2第1号の算出式に替えて、次の算出式により算定するものとし、ただし、その算定結果が負の数となる場合は、光信号引込等設備の未償却残高を零とします。

$$\text{未償却残高} = \frac{\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額} - \text{平成20年度以降における光信号引込等設備の償却累計額}}{1 + \text{貸倒率}}$$

ア 光信号引込等設備の償却累計額は、次の算出式により算定します。

（ア）平成19年度以前における

$$\text{光信号引込等設備の償却累計額} = \frac{\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{平成19年度以前の光信号引込等設備の残存価額}}{\text{当該光信号引込等設備の利用を開始した日から平成20年3月31日までの日数} / (\text{平成19年度以前の光信号引込等設備の耐用年数} (10\text{年}) \times 365 \text{ (閏年にあつては} 366 \text{とします。)})}$$

（イ）平成20年度以降における

$$\text{光信号引込等設備の償却累計額} = \frac{\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{光信号引込等設備の残存価額}}{\text{平成20年4月1日から当該光信号引込等設備を撤去した日の前日までの日数} / (\text{光信号引込等設備の耐用年数} (15\text{年}) \times 365 \text{ (閏年にあつては} 366 \text{とします。)})}$$

イ 光信号引込等設備の取得固定資産価額については、料金表第4表第2第1号に規定する算出式の中の金額とします。

ウ 貸倒率については、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）によります。

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）適用 （略）

（2）料金額

1 回線ごとに月額

		区分		料金額	備考
光信号 電気信 号変換 機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）の相互変換を行う機能	最大16の光信号 端末回線を集線 して接続するも の	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	3,962円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	3,962円	
			ウ アイ以外のもの	4,081円	

附 則（平成 21 年 2 月 24 日東相制第 08-107 号）

1～2 （略）

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）適用 （略）

（2）料金額

1 回線ごとに月額

		区分		料金額	備考
光信号 電気信 号変換 機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）の相互変換を行う機能	最大16の光信号 端末回線を集線 して接続するも の	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	3,834円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	3,834円	
			ウ アイ以外のもの	3,949円	

附 則（平成29年4月14日東相制第16-00080号）

1～2 （略）

（通信路設定伝送機能に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（2-6-1-1ウ欄及び2-6-1-2ウ欄に係るものに限ります。）に係る第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第2号、第2項及び第3項、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第10欄ウ欄、第26欄ア欄及びイ(イ)欄、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-1 2-1ウ欄、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄等の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

（1）通信路設定伝送機能

ア 基本料

1回線ごとに月額

区 分				料金額		備考	
				右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送	A T M 専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,403,660円	1,390,024円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,243,944円	1,237,512円
				クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,268,811円	1,262,253円
					保守の区別が上記以外のもの	1,318,552円	1,311,736円
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,243,944円	1,237,512円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1,268,811円	1,262,253円
					保守の区別が上記以外のもの	1,318,552円	1,311,736円
			1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,588,048円	1,562,480円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,357,678円	1,344,814円
				クラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,384,822円	1,371,701円
					保守の区別が上記以外のもの	1,439,113円	1,425,477円
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,357,678円	1,344,814円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1,384,822円	1,371,701円

附 則（平成29年4月14日東相制第16-00080号）

1～2 （略）

を 行 う 機 能		のもの	保守の区別が上記以外のもの	1,439,113円	1,425,477円	
	2. OMb	クラスが下記以外のもの		1,930,480円	1,882,755円	
	it/s の符 号伝 送が 可能 なも の	セカ ンド	保守の区別がタイプ1-1の もの		1,560,296円	1,536,176円
		クラ スの もの	保守の区別がタイプ1-2の もの		1,591,492円	1,566,891円
			保守の区別が上記以外のもの		1,653,889円	1,628,321円
		エコ ノミ	保守の区別がタイプ1-1の もの		1,540,224円	1,517,712円
		ーク ラス のもの	保守の区別がタイプ1-2の もの		1,571,022円	1,548,058円
			保守の区別が上記以外のもの		1,632,612円	1,608,749円
	3. OMb	クラスが下記以外のもの		2,272,911円	2,203,029円	
	it/s の符 号伝 送が 可能 なも の	セカ ンド	保守の区別がタイプ1-1の もの		1,762,914円	1,727,538円
		クラ スの もの	保守の区別がタイプ1-2の もの		1,798,165円	1,762,080円
			保守の区別が上記以外のもの		1,868,663円	1,831,164円
		エコ ノミ	保守の区別がタイプ1-1の もの		1,742,842円	1,709,074円
		ーク ラス のもの	保守の区別がタイプ1-2の もの		1,777,690円	1,743,247円
			保守の区別が上記以外のもの		1,847,387円	1,811,593円
	4. OMb	クラスが下記以外のもの		2,589,008円	2,498,668円	
	it/s の符 号伝 送が 可能 なも の	セカ ンド	保守の区別がタイプ1-1の もの		1,940,682円	1,895,658円
		クラ スの もの	保守の区別がタイプ1-2の もの		1,979,486円	1,933,563円
			保守の区別が上記以外のもの		2,057,097円	2,009,372円
		エコ ノミ	保守の区別がタイプ1-1の もの		1,920,610円	1,877,194円
		ーク ラス のもの	保守の区別がタイプ1-2の もの		1,959,016円	1,914,730円
		保守の区別が上記以外のもの		2,035,820円	1,989,800円	
5. OMb	クラスが下記以外のもの		2,852,414円	2,745,033円		
it/s の符	セカ ンド	保守の区別がタイプ1-1の もの		2,108,894円	2,054,222円	

号伝 送が 可能 なも の	クラ スの もの	保守の区別がタイプ1-2の もの	2,151,063円	2,095,298円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,235,401円	2,177,450円	
	エコ ノミ ーク ラス のも の	保守の区別がタイプ1-1の もの	2,068,750円	2,017,294円	
		保守の区別がタイプ1-2の もの	2,110,117円	2,057,631円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,192,852円	2,138,306円	
6.0Mb it/s から 49.0M bit/s まで の符 号伝 送が 可能 なも の	(ア)	クラスが下記以外のもの	3,142,167円	3,016,034円	
	6.0M bit/ sの もの	セカンドクラス のもの	保守の区別 がタイプ1 -1のもの	2,301,956円	2,236,028円
			保守の区別 がタイプ1 -2のもの	2,347,983円	2,280,739円
			保守の区別 が上記以外 のもの	2,440,045円	2,370,163円
	エコノミークラ スのもの	保守の区別 がタイプ1 -1のもの	保守の区別 がタイプ1 -1のもの	2,221,668円	2,162,172円
			保守の区別 がタイプ1 -2のもの	2,266,092円	2,205,406円
			保守の区別 が上記以外 のもの	2,354,943円	2,291,876円
	(イ)	クラスが下記以外のもの	109,554円	102,465円	
	6.0M bit/ sを 超え る 1.0M bit/ sご とに	セカンドクラス のもの	保守の区別 がタイプ1 -1のもの	88,755円	83,237円
			保守の区別 がタイプ1 -2のもの	90,533円	84,902円
保守の区別 が上記以外 のもの			94,082円	88,231円	
エコノミークラ スのもの	保守の区別 がタイプ1 -1のもの	保守の区別 がタイプ1 -1のもの	61,839円	58,479円	
		保守の区別 がタイプ1	63,080円	59,649円	

			ー2のもの		
			保守の区別 が上記以外 のもの	65,553 円	61,987 円
50.0M bit/s から 134.0 Mbit/ sまで の符号伝 送が可 能なも の	(7) 50.0 Mbit /sの もの	クラスが下記以外のもの		7,962,569 円	7,524,518 円
		セカンドクラス のもの	保守の区別 がタイプ1 ー1のもの	6,207,202 円	5,898,466 円
			保守の区別 がタイプ1 ー2のもの	6,331,338 円	6,016,427 円
			保守の区別 が上記以外 のもの	6,579,608 円	6,252,348 円
		エコノミークラ スのもの	保守の区別 がタイプ1 ー1のもの	4,942,666 円	4,735,234 円
			保守の区別 がタイプ1 ー2のもの	5,041,511 円	4,829,930 円
			保守の区別 が上記以外 のもの	5,239,200 円	5,019,322 円
	(4) 50.0 Mbit /sを 超え る 1.0M bit/ sご とに	クラスが下記以外のもの		22,003 円	20,578 円
		セカンドクラス のもの	保守の区別 がタイプ1 ー1のもの	25,245 円	23,541 円
			保守の区別 がタイプ1 ー2のもの	25,746 円	24,012 円
			保守の区別 が上記以外 のもの	26,758 円	24,953 円
		エコノミークラ スのもの	保守の区別 がタイプ1 ー1のもの	12,254 円	11,594 円
			保守の区別 がタイプ1 ー2のもの	12,501 円	11,826 円
保守の区別 が上記以外 のもの			12,989 円	12,289 円	

		134.7Mbit/s の符号伝送が 可能なもの	クラスが下記以外のもの		9,832,780円	9,273,711円
			セカンドクラス のもの	保守の区別 がタイプ1 -1のもの	8,352,920円	7,899,464円
				保守の区別 がタイプ1 -2のもの	8,519,971円	8,057,445円
				保守の区別 が上記以外 のもの	8,854,072円	8,373,406円
			エコノミークラ スのもの	保守の区別 がタイプ1 -1のもの	5,984,424円	5,720,712円
				保守の区別 がタイプ1 -2のもの	6,104,106円	5,835,118円
				保守の区別 が上記以外 のもの	6,343,464円	6,063,929円

イ 加算料

1回線ごとに月額

区 分				料金額		備 考		
				通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料			
通信 路設 定伝 送機 能	専用 回線 ノード装 置、中継 伝送路設 備及び端 末回線 を収容	A T M専 用に 係る もの	0.5Mbit /sの符 号伝送 が可能 なもの	クラスが下記以外のもの		-		
				セカンド クラスの もの	保守の区別がタイプ1 -1のもの		3,240円	73,856円
					保守の区別がタイプ1 -2のもの		3,300円	75,333円
					保守の区別が上記以外 のもの		3,430円	78,287円
				エコノミ ークラス のもの	保守の区別がタイプ1 -1のもの		3,240円	73,856円
					保守の区別がタイプ1 -2のもの		3,300円	75,333円
					保守の区別が上記以外 のもの		3,430円	78,287円

する
伝送
装置
により
通路
の設定
並びに
伝送
を行う
機能

1. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		12,880円	293,578円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,480円	147,712円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	6,610円	150,666円	
		保守の区別が上記以外のもの	6,870円	156,575円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,480円	147,712円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	6,610円	150,666円	
		保守の区別が上記以外のもの	6,870円	156,575円	
	2. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		24,040円	548,012円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	12,150円	276,960円
保守の区別がタイプ1-2のもの			12,390円	282,499円	
保守の区別が上記以外のもの			12,880円	293,578円	
エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	11,340円	258,496円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	11,570円	263,666円	
		保守の区別が上記以外のもの	12,020円	274,006円	
3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの		35,200円	802,445円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	17,820円	406,208円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		18,180円	414,332円	
	保守の区別が上記以外のもの		18,890円	430,580円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	17,010円	387,744円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	17,350円	395,499円	
		保守の区別が上記以外のもの	18,030円	411,009円	
	4. 0Mbit/sの符号伝送	クラスが下記以外のもの		45,510円	1,037,308円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	22,680円	516,992円

が可能なもの	もの	保守の区別がタイプ1-2のもの	23,130円	527,332円	
		保守の区別が上記以外のもの	24,040円	548,012円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	21,870円	498,528円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	22,310円	508,499円	
保守の区別が上記以外のもの		23,180円	528,440円		
5.OMbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		54,090円	1,233,026円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	27,540円	627,776円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	28,090円	640,332円	
		保守の区別が上記以外のもの	29,190円	665,443円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	25,920円	590,848円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	26,440円	602,665円	
		保守の区別が上記以外のもの	27,480円	626,299円	
6.OMbit/sから49.OMbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6.OMbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	63,540円	1,448,316円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	33,210円	757,024円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	33,870円	772,164円
			保守の区別が上記以外のもの	35,200円	802,445円
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	29,970円	683,168円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	30,570円	696,831円	
		保守の区別が上記以外のもの	31,770円	724,158円	

	(4) 6.0Mbit/s を超える 1.0Mbit/s ごとに	クラスが下記以外のもの		3,570円	81,401円		
		セカンド クラスの もの	保守の区別 がタイプ1 -1のもの	2,780円	63,365円		
			保守の区別 がタイプ1 -2のもの	2,840円	64,632円		
			保守の区別 が上記以外 のもの	2,950円	67,167円		
		エコノミ ークラス のもの	保守の区別 がタイプ1 -1のもの	1,690円	38,607円		
			保守の区別 がタイプ1 -2のもの	1,730円	39,379円		
			保守の区別 が上記以外 のもの	1,800円	40,923円		
		50.0Mbit/s から 134.0Mbit/s までの符 号伝送 が可能 なもの	(7) 50.0Mbit/s のもの	クラスが下記以外のもの		220,660円	5,029,963円
				セカンド クラスの もの	保守の区別 がタイプ1 -1のもの	155,520円	3,545,088円
保守の区別 がタイプ1 -2のもの	158,630円				3,615,990円		
保守の区別 が上記以外 のもの	164,850円				3,757,793円		
エコノミ ークラス のもの	保守の区別 がタイプ1 -1のもの			104,490円	2,381,856円		
	保守の区別 がタイプ1 -2のもの			106,580円	2,429,493円		
	保守の区別 が上記以外 のもの			110,760円	2,524,767円		
(4) 50.0Mbit/s を超える 1.0Mbit/s	クラスが下記以外のもの			720円	16,348円		
	セカンド クラスの			保守の区別 がタイプ1	860円	19,550円	

	ごとに	もの	ー1のもの			
			保守の区別 がタイプ1 ー2のもの	870円	19,941円	
			保守の区別 が上記以外 のもの	910円	20,723円	
		エコノミ ークラス のもの	保守の区別 がタイプ1 ー1のもの	330円	7,603円	
			保守の区別 がタイプ1 ー2のもの	340円	7,755円	
			保守の区別 が上記以外 のもの	350円	8,059円	
		134.7Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		281,620円	6,419,564円
			セカンド クラスの もの	保守の区別 がタイプ1 ー1のもの	228,420円	5,206,848円
				保守の区別 がタイプ1 ー2のもの	232,990円	5,310,985円
				保守の区別 が上記以外 のもの	242,130円	5,519,259円
エコノミ ークラス のもの	保守の区別 がタイプ1 ー1のもの		132,840円	3,028,096円		
	保守の区別 がタイプ1 ー2のもの		135,500円	3,088,658円		
	保守の区別 が上記以外 のもの	140,810円	3,209,782円			

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

3 （略）

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

3 （略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条(標準的な接続箇所) 第1項の表中第8欄のうち 特別収容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ATMインタフェ ースにより符号伝 送が可能なもの	1ポート ごとに月 額	210,134円	—

4～5 (略)

(端末回線伝送機能の経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄工欄(ア)欄及び(イ)欄並びに2-1-1-2第1欄ウ欄に係るもの)に限ります。)に係る提供条件についてはなお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

ア 基本料

区 分			単 位	料金額	備 考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第5欄で 接続する 場合)	端末回 線によ り伝送 を行う 機能	2芯式 のもの	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	① 令和2年4月1日か ら令和3年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	4,162円	—
				② 令和3年4月1日か ら令和3年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	4,104円	
				③ 令和4年4月1日以 降に適用する料金	1回線ご とに	3,992円	
		イ 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	① 令和2年4月1日か ら令和3年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	4,162円		
			② 令和3年4月1日か ら令和3年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	4,104円		
			③ 令和4年4月1日以 降に適用する料金	1回線ご とに	3,992円		

イ 加算料

区 分			単 位	料金額	備 考
専用サービス契約約款 に規定する施設設置負 担金等の適用がない場 合の加算料	2芯式 のもの	ア 令和2年4月1日から令 和3年3月31日まで適用 する料金	1回線 ごとに	326円	—
		イ 令和3年4月1日から令 和3年3月31日まで適用 する料金	1回線 ごとに	332円	

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条(標準的な接続箇所) 第1項の表中第8欄のうち 特別収容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ATMインタフェ ースにより符号伝 送が可能なもの	1ポート ごとに月 額	80,437円	—

4～5 (略)

	する料金			
	ウ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	334円	

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）

1～2 （略）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 （略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	3,254円	—

附 則（令和2年3月26日東相制第19-00094号）

1～13 （略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

14 第74条の2（手数料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成30年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位		料金額	備 考		
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	1件ごとに		22.73円	平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間に限り適用します。		
			24.32円		平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間に限り適用します。	
優先接続受付手数料	1変更ごとに		69円	—		
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)基本額	1番号ごとの1成功検	47円	—	
		(イ)加算額	①	素ごとに	5円	—
			②		9円	—
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに	24,159円	—		
	イ欄	1通信用建物ごとに	1,202円	—		
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア欄	1件ごとに	31円	—		
	イ欄	1件ごとに	72円	—		
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	659円	—		

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）

1～2 （略）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 （略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	3,865円	—

附 則（令和2年3月26日東相制第19-00094号）

1～13 （略）

	イ欄	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	215円	_____
--	----	------------------	------	-------

附 則（令和3年6月2日東相制第20-00078号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和3年6月2日から実施し、この改正規定のうち、料金表に定める接続料、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則（平成21年2月24日東相制第08-107号）の光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置、附則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）の料金額、附則（平成29年4月14日東相制第16-00080号）の料金額、附則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）の料金額、附則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）の料金額並びに本附則第2項、第3項及び第4項については、令和3年4月1日に遡及して適用します。

（光IP電話接続機能に係る経過措置）

2 この改正規定の適用日から令和6年12月31日までの間、協定事業者がIGS又は第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合は、料金表第1表第1又は第5表第1の規定にかかわらず、以下の全ての機能を組み合わせて適用します。また、第1欄及び第2欄の機能に係る料金については1通信ごとの料金額及び1秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。

区分	単位	料金額	備考
(1) 光IP電話接続機能	1通信ごとに	0.83421円	_____
	1秒ごとに	0.0019864円	
(2) 中継交換機能	1通信ごとに	0.071688円	_____
	1秒ごとに	0.00055832円	
(3) 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合のIP通信網県間区間伝送機能	1秒ごとに	0.000026494円	_____

（光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置）

3 平成31年3月31日までに設置された光信号引込等設備を撤去する場合は、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額の算定における光信号引込等設備の未償却残高は、料金表第4表第2第1号の算出式に替えて、次の算出式により算定するものとします。ただし、その算定結果が負の数となる場合は、光信号引込等設備の未償却残高を零とします。また、平成20

年4月1日から平成31年3月31日までに設置されたものであって、令和2年4月1日以降に撤去する光信号引込等設備については、次の算出式における平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額を零とし、平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額の算出式において「平成20年4月1日」とあるのは「当該光信号引込等設備の利用を開始した日」と読み替えるものとします。

未償却残高＝
$$\frac{\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額} - \text{平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額} - \text{平成31年度以降における光信号引込等設備の償却累計額}}{(1 + \text{貸倒率})}$$

ア 光信号引込等設備の償却累計額は、次の算出式により算定します。

(ア) 平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

＝
$$\frac{\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{平成19年度以前の光信号引込等設備の残存価額}}{\text{当該光信号引込等設備の利用を開始した日から平成20年3月31日までの日数} \div (\text{平成19年度以前の光信号引込等設備の耐用年数} (10 \text{年}) \times 365 \text{ (閏年にあつては} 366 \text{とします。)})}$$

(イ) 平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

＝
$$\frac{\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{平成20年度以降平成30年度の光信号引込等設備の残存価額}}{\text{平成20年4月1日から平成31年3月31日までの日数} \div (\text{平成30年度以前の光信号引込等設備の耐用年数} (15 \text{年}) \times 365 \text{ (閏年にあつては} 366 \text{とします。)})}$$

(ウ) 平成31年度以降における光信号引込等設備の償却累計額

＝
$$\frac{\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} - \text{光信号引込等設備の残存価額}}{\text{平成31年4月1日から当該光信号引込等設備を撤去した日の前日までの日数} \div (\text{光信号引込等設備の耐用年数} (20 \text{年}) \times 365 \text{ (閏年にあつては} 366 \text{とします。)})}$$

イ 光信号引込等設備の取得固定資産価額については、料金表第4表第2第1号に規定する算出式中の金額とします。

ウ 貸倒率については、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2－3（年額料金の算定に係る比率）によります。

（優先クラス通信機能の精算等に係る経過措置）

4 この改正規定の適用日から令和6年12月31日までの間に適用する優先クラス通信機能については、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項、第69条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第3項、第74条（網使用料の実績に基づく精算）第1項並びに料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）1（適用）第8－11欄イ欄及びウ欄の規定は適用しないこととします。

（調整額の算定に係る経過措置）

5 料金表第1表第2（網改造料）2－1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき料金表第1表第2（網改造料）2－1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（令和3年

度に適用するものに限ります。)は、利益対応税率を0.4239として算定します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

6 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う令和元年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考	
みなし契約者に関する宛名 情報提供手続費		1件ごとに		24.81円	_____	
優先接続受付手続費		1変更ごとに		81円	_____	
光回線設備線路条件 調査費	ウ欄	(7) 基本額	1 番 号 ご と の	234円	_____	
		(4) 加算額	①	1 成 功	26円	_____
			②	検 索 ご と に	50円	_____
光配線区域情報調査 費	ア欄	1 通信用建物ごとに		20,823円	_____	
	イ欄	1 通信用建物ごとに		27,577円	_____	
ルーティング番号登 録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに		35円	_____	
	イ欄	1件ごとに		78円	_____	
同一番号移転可否情 報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ご と に		659円	_____	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ご と に		221円	_____	

技術的条件集

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	
(113) N P S 交換機 接続インタフェース	協定事業者がN P S 交換機に接続する時に適用するインタフェース種別

(標準的な接続箇所と技術的条件)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	
(7) I S P 接続用 ルータ	技術的条件集第2章第26節、第26節の2に規定するところによります。
(7) - 2 一般中 継局ルータ	技術的条件集第2章第29節に規定するところによります。
(7) - 3 削除	削除

技術的条件集

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	
(113) N P S 交換機 接続インタフェース	協定事業者がN P S 交換機に接続する時に適用するインタフェース種別
(114) I P 通信網 一般中継局ルータ 接続インタフェース(音 声等接続用ルータ 接続インタフェース)	協定事業者が一般中継局ルータ(音声等接続用ルータ接続インタフェース)と接続する時に適用するインタフェース種別
(115) ENUM	番号解決機能を有する装置
(116) DNS	ドメイン解決機能を有する装置
(117) 中間配線架	複数の協定事業者間を物理的に接続するための専用架

(標準的な接続箇所と技術的条件)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	
(7) I S P 接続用 ルータ	技術的条件集第2章第26節、第26節の2に規定するところによります。
(7) - 2 一般中 継局ルータ	I P 音声相互接続用の通信用建物として当社が定める建物において接続する場合は、技術的条件集第2章第29節の2に規定するところによります。その他の場合は、技術的条件集第2章第29節に規定するところによります。
(7) - 3 削除	削除

(略)													
(略)													
(相互接続呼の接続条件)													
第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。													
(略)													
5 当社網が提供する接続条件の中で本則第5条(標準的な接続箇所)第2項の対象となるインタフェース種別は地上局から通信衛星間のインタフェース、通信衛星内のトランスポンダ間のインタフェース、番号案内データベースからデータ回線接続装置間インタフェース、光信号電気信号変換装置に収容された光信号端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェース及び光信号伝送装置(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)に収容された光信号分岐端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェースとします。													
(略)													
第16節 形態5 (専用回線ノード装置インタフェース仕様)													
第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>専用回線ノード装置</th> <th>インタフェース仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ATM形加入者線終端装置(ATM-SLT)</u></td> <td><u>技術的条件集別表11.4に示すとおりとします。</u></td> </tr> <tr> <td><u>ATM形専用回線ノード装置(Model-A/B)</u></td> <td><u>技術的条件集別表11.6に示すとおりとします</u></td> </tr> <tr> <td><u>DSM-L形専用サービスノード装置(DSM-L)</u></td> <td><u>技術的条件集別表11.9に示すとおりとします</u></td> </tr> <tr> <td><u>新超高速専用回線ノード装置(SONET方式)</u></td> <td><u>技術的条件集別表11.12に示すとおりとします</u></td> </tr> <tr> <td><u>新超高速専用回線ノード装置(SDH方式)</u></td> <td><u>技術的条件集別表11.13に示すとおりとします</u></td> </tr> </tbody> </table>	専用回線ノード装置	インタフェース仕様	<u>ATM形加入者線終端装置(ATM-SLT)</u>	<u>技術的条件集別表11.4に示すとおりとします。</u>	<u>ATM形専用回線ノード装置(Model-A/B)</u>	<u>技術的条件集別表11.6に示すとおりとします</u>	<u>DSM-L形専用サービスノード装置(DSM-L)</u>	<u>技術的条件集別表11.9に示すとおりとします</u>	<u>新超高速専用回線ノード装置(SONET方式)</u>	<u>技術的条件集別表11.12に示すとおりとします</u>	<u>新超高速専用回線ノード装置(SDH方式)</u>	<u>技術的条件集別表11.13に示すとおりとします</u>	
専用回線ノード装置	インタフェース仕様												
<u>ATM形加入者線終端装置(ATM-SLT)</u>	<u>技術的条件集別表11.4に示すとおりとします。</u>												
<u>ATM形専用回線ノード装置(Model-A/B)</u>	<u>技術的条件集別表11.6に示すとおりとします</u>												
<u>DSM-L形専用サービスノード装置(DSM-L)</u>	<u>技術的条件集別表11.9に示すとおりとします</u>												
<u>新超高速専用回線ノード装置(SONET方式)</u>	<u>技術的条件集別表11.12に示すとおりとします</u>												
<u>新超高速専用回線ノード装置(SDH方式)</u>	<u>技術的条件集別表11.13に示すとおりとします</u>												
(略)													
第16節の2 形態5-2													

(略)													
(略)													
(相互接続呼の接続条件)													
第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。													
(略)													
5 当社網が提供する接続条件の中で本則第5条(標準的な接続箇所)第2項の対象となるインタフェース種別は地上局から通信衛星間のインタフェース、通信衛星内のトランスポンダ間のインタフェース、番号案内データベースからデータ回線接続装置間インタフェース、光信号電気信号変換装置に収容された光信号端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェース及び光信号伝送装置(1Gbit/s又は10Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)に収容された光信号分岐端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェースとします。													
(略)													
第16節 形態5 (専用回線ノード装置インタフェース仕様)													
第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>専用回線ノード装置</th> <th>インタフェース仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td><u>DSM-L形専用サービスノード装置(DSM-L)</u></td> <td><u>技術的条件集別表11.9に示すとおりとします</u></td> </tr> <tr> <td><u>新超高速専用回線ノード装置(SONET方式)</u></td> <td><u>技術的条件集別表11.12に示すとおりとします</u></td> </tr> <tr> <td><u>新超高速専用回線ノード装置(SDH方式)</u></td> <td><u>技術的条件集別表11.13に示すとおりとします</u></td> </tr> </tbody> </table>	専用回線ノード装置	インタフェース仕様	削除	削除	削除	削除	<u>DSM-L形専用サービスノード装置(DSM-L)</u>	<u>技術的条件集別表11.9に示すとおりとします</u>	<u>新超高速専用回線ノード装置(SONET方式)</u>	<u>技術的条件集別表11.12に示すとおりとします</u>	<u>新超高速専用回線ノード装置(SDH方式)</u>	<u>技術的条件集別表11.13に示すとおりとします</u>	
専用回線ノード装置	インタフェース仕様												
削除	削除												
削除	削除												
<u>DSM-L形専用サービスノード装置(DSM-L)</u>	<u>技術的条件集別表11.9に示すとおりとします</u>												
<u>新超高速専用回線ノード装置(SONET方式)</u>	<u>技術的条件集別表11.12に示すとおりとします</u>												
<u>新超高速専用回線ノード装置(SDH方式)</u>	<u>技術的条件集別表11.13に示すとおりとします</u>												
(略)													
第16節の2 形態5-2													

(略)

(インタフェース仕様)

第 79 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 11.4、11.6 又は 11.9 のいずれか 1 つ及び技術的条件集別表 26 の 1、2、3、3、4 及び 5 のとおりとします。ただし、技術的条件集別表 11.4、11.6 を適用した場合、ATMレイヤの OAM 機能において、ユーザが使用する VC の OAM 機能 (F5 フロー) については全て透過とします。

(略)

第 27 節 形態 1 5

(略)

第 114 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 27.1、27.2 又は、27.3 のいずれか 1 つのとおりとします。

(略)

(略)

(インタフェース仕様)

第 79 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 11.9 及び技術的条件集別表 26 の 1、2、3、3、4 及び 5 のとおりとします。

(略)

第 27 節 形態 1 5

(略)

第 114 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 27.1 又は 27.3 のいずれか 1 つのとおりとします。

(略)

第 29 節の 2 形態 1 7 - 2

(網構成)

第 124 条の 2 当社網と協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

- (1) IP 通信網間接続装置と協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
 - (2) 当社が指定する 2 拠点の相互接続点を介した冗長構成を基本とします。
- 2 当社網と協定事業者網間の信号網構成は次のとおりとします。
- (1) 協定事業者網に設置する SIP サーバは、トランザクションの状態 (ステート) 管理を行い、SIP メッセージの中継を実施するステートフルプロキシとします。
 - (2) 当社網の SIP サーバ、ENUM、DNS は、特定の相互接続点との括り付けが無い構成とします。
 - (3) 当社網の ENUM および DNS は二拠点分散 (1 拠点ごとに 1 の IP アドレスを割り当てる) とします。
 - (4) ENUM および DNS の選択方式、ならびにトラヒック経路については、別表 36.2 に示すとおりとします。

(接続方式)

第 124 条の 3 当社網と協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 9 条 (接続方式) 第 2

項(1)の規定を準用します。

(2) 当社網と協定事業者網間で使用する信号方式は技術的条件集別表 36.2 に示すとおりとします。

(輻輳制御方式)

第 124 条の 4 輻輳制御における災害時優先通信の取り扱いは次のとおりとします。

(1) 本則の優先的に扱う通信の識別における優先信号とは INVITE リクエストの P-Asserted-Identity ヘッダに記述される URI に付与される cpc パラメータに「priority」を設定した信号をいいます。

(2) 当社網と協定事業者網間での災害時優先通信の疎通を確保するため、当社網は優先信号に基づく輻輳制御を行うことができます。

2 輻輳制御方式は技術的条件集別表 36.2 に示すとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 124 条の 5 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表 34.2 に示すとおりとします。

(IP トランスポート仕様)

第 124 条の 6 IP トランスポート仕様は技術的条件集別表 35.2 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 124 条の 7 コーデック種別、対向 SIP サーバ IP アドレス等の、その他の接続に必要な事項や保守運用に係る具体的事項については、当社と協定事業者間の協議にて決定することとします。なお、サービス・制御・運用に必要なパケット以外は当社装置にて受信時に廃棄することとし、当社装置及び、協定事業者装置から必要なパケット以外は原則相手網へ送出不しとします。

別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
(略)

インタフェース種別	(略)	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース
接続番号		形態 17	形態 19
分類 1 (00XY~) 設置中継系番号		—	(分類によらない)
分類 2 (00XY~) 国際系番号		—	
分類 3 (0A~J) 端末系番号		出入	

別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
(略)

インタフェース種別	(略)	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	一般中継局ルータ接続インタフェース (音声等接続用ルータ接続インタフェース)	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース
接続番号		形態 17	形態 17-2	形態 19
分類 1 (00XY~) 設置中継系番号		—	—	(分類によらない)
分類 2 (00XY~) 国際系番号		—	—	

分類4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号		—	
分類5 (0A0-CDE～) PHS系番号		—	
分類7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号		—	
分類8 (0091～) 非設置中継系番号		—	
分類9 (050C～K) IP電話番号		—	

凡例 — : 未規定
(注1)

番号ポータビリティ接続機能は、分類3の当社入接続、形態6-2及び形態6-3での直接協定事業者網のNSP又はSCPから信号により通知する接続番号が0A～Jでの接続及び形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。

技術的条件集別表6
(略)

4. 論理的条件

論理的条件は以下の通りとする。ただし、VC-4信号については技術的条件集本則形態5においてのみ使用するため、技術的条件集別表11.3、11.4及び11.6にて規定する。

(略)

技術的条件集別表 11.4

[参照規格一覧]

- TTC標準 JT-I150 (ATM機能特性) 第4版 1999.11.25
- TTC標準 JT-I361 (ATMレイヤ仕様) 第4版 1999.11.25
- TTC標準 JT-G707 (同期デジタルハイアラキーのNNI) 第5版 2001.4.19
- TTC標準 JT-G783 (SDH多重変換装置の警報系・切替系の動作) 第3版 2001.4.19
- TTC標準 JT-I432.1 (物理レイヤ仕様 一般的特性) 第2版 2000.4.20

分類3 (0A～J) 端末系番号	出入	出(注1) 入(注2)
分類4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号	—	出(注1)
分類5 (0A0-CDE～) PHS系番号	—	出(注1)
分類7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号	—	出(注1)
分類8 (0091～) 非設置中継系番号	—	—
分類9 (050C～K) IP電話番号	—	出(注1)

凡例 — : 未規定

(注1) 当社の「音声利用IP通信網サービス契約約款」及び「特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款」に基づく端末による接続に限る。

(注2) 当社の「音声利用IP通信網サービス契約約款」及び「特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款」に基づく一部の端末による接続に限る。

(注3) 番号ポータビリティ接続機能は、分類3の当社入接続、形態6-2及び形態6-3での直接協定事業者網のNSP又はSCPから信号により通知する接続番号が0A～Jでの接続及び形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。

技術的条件集別表6
(略)

4. 論理的条件

論理的条件は以下の通りとする。

(略)

技術的条件集別表 11.4 削除

- ・ TTC 標準 JT-I432.2 (155520kbit/s および 622080kbit/s 物理レイヤ仕様) 第2版 2000.4.20
- ・ TTC 標準 JT-G957 (SDH 多重系光インタフェース条件) 第3版 2001.4.19
- ・ TTC 標準 JT-I610 (広域 I S D N の運用保守原則と機能) 第4版 2000.11.30
- ・ TTC 標準 JT-I371 (広域 I S D N におけるトラヒック制御と輻輳制御) 第3版 2001.4.19
- ・ TTC 標準 JT-I371.1 (保証フレームレート A T M 転送能力) 第3版 2001.11.27
- ・ TTC 標準 JT-I356 (広域 I S D N の A T M レイヤセル転送性能) 第2版 2000.11.30
- ・ ITU-T 勧告 G.652 (光ファイバケーブル仕様) 2000.10
- ・ JIS 規格 JIS C6835 (SM 形光ファイバケーブル) 1999.7.20
- ・ JIS 規格 JIS C5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ) 1998.5.20
- ・ JIS 規格 JIS C5983 (F14 形単心光ファイバコネクタ) 1997.11.20

1 インタフェース規定点

本インタフェースは、155.52Mbit/s、622.08Mbit/s の光インタフェースであり、当社と協定事業者とは、インタフェース点で、ATM 方式の VP (Virtual Path) [以下 VP レベル]で接続する。

図 1.1 に協定事業者との接続イメージを示す。

(略)

図 1.1 協定事業者との接続イメージ

2 物理的条件

2.1 ケーブル

本インタフェースに適用するケーブルは、JIS C6835 準拠 (IEC 規格 793-2 相当) の SM 形光ファイバケーブルとする。表

2.1 に光ファイバケーブルの特性を示す。

表 2.1 光ファイバケーブルの特性

項目	1.31 μ m 光ファイバケーブル	1.55 μ m 光ファイバケーブル
	ル (JIS C 6835 SSMA- 9.3/125)	ル (JIS C 6835 SSMB- 8/125)
モードフィールド径	9.5 μ m \pm 10%	8 μ m \pm 10%

実効遮断波長	1.27 μm 以下	1.53 μm 以下
偏心率	1 μm 以下	1 μm 以下

2.2 コネクタ

本インタフェースに適用するコネクタは JIS 規格 C5973 準拠 (IEC 規格 874-14 相当) の F04 形単心光ファイバコネクタまたは JIS 規格 C 5983 準拠 (IEC 規格 61754-6 相当) の F14 形単心光ファイバコネクタとする。

3 光学的条件

本インタフェースの光学的条件について、表 3.1 に主要諸元を示す。

表 3.1 主要諸元 (1/2)

項目	局内1.31 μm 標準	局間1.31 μm 標準	局間1.55 μm 標準	局間1.31 μm 高出力
インタフェース速度	155.520Mbit/s			
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号			
発光条件	正論理：論理'1'は発光 論理'0'は非発光			
波長	1.260 ~ 1.360 μm	1.290 ~ 1.330 μm	1.530 ~ 1.570 μm	1.290 ~ 1.330 μm
伝送距離	400m以下	40km以下	80km以下	80km以下
符号誤り率	1×10^{-11}	1×10^{-11}	1×10^{-11}	1×10^{-11}
タイミングタ ンクQ値	$600 \leq Q \leq 1200$	$600 \leq Q \leq 1200$	$600 \leq Q \leq 1200$	$600 \leq Q \leq 1200$
平均送信電力	-17 ~ - 11dBm	-3 ~ +3dBm	-3 ~ +3dBm	+1 ~ +7dBm
消光比	8.2dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)
光出力波形	マスクパター ン規定 (図3.2(a)参 照)	マスクパター ン規定 (図3.2(a)参 照)	マスクパター ン規定 (図3.2(a)参 照)	マスクパター ン規定 (図3.2(a)参 照)
最大受光電力	-8dBm	-17dBm	-17dBm	-29dBm

(平均值)				
最小受光電力 (平均值)	-23.5dBm	-35.5dBm	-35.5dBm	-44.5dBm

表 3.1 主要諸元(2/2)

項目	局内1.31μm 標準	局間1.31μm標 準	局間1.55μm標 準	局間1.31μm高 出力
インタフェース速度	622.080Mbit/s			
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号			
発光条件	正論理：論理'1'は発光 論理'0'は非発光			
波長	1.261 ~ 1.360 μm	1.290 ~ 1.330 μm	1.530 ~ 1.570 μm	1.290 ~ 1.330 μm
伝送距離	400m以下	40km以下	80km以下	80km以下
符号誤り率	1×10^{-10}	1×10^{-11}	1×10^{-11}	1×10^{-11}
タイミングタ ンクQ値	$600 \leq Q \leq 1200$	$600 \leq Q \leq 1200$	$600 \leq Q \leq 1200$	$600 \leq Q \leq 1200$
平均送信電力	-15 ~ - 8dBm	-2 ~ +4dBm	-3 ~ +3dBm	+5 ~ +11dBm
消光比	8.2dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)
光出力波形	マスクパター ン規定 (図3.2(b)参 照)	マスクパター ン規定 (図3.2(b)参 照)	マスクパター ン規定 (図3.2(b)参 照)	マスクパター ン規定 (図3.2(b)参 照)
最大受光電力 (平均值)	-8dBm	-16dBm	-17dBm	-25dBm
最小受光電力 (平均值)	-23dBm	-34.5dBm	-35.5dBm	-40.5dBm

(略)

図 3.1 消光比の定義

(略)

図 3.2 マスクパターン規定

4 論理的条件

4.1 フレーム構成

STM-1 にマッピングされるパスは、VC-4 のみである。また、STM-4 にマッピングされるパスは VC-4-4c のみである。図 4.1 にフレーム構成を示す。また、オーバーヘッドの種類にはセクションオーバーヘッド (SOH)、中継セクションオーバーヘッド (RSOH)、多重セクションオーバーヘッド (MSOH)、パスオーバーヘッド (POH) があり、表 4.1 にインタフェースオーバーヘッド条件を示す。

(略)

図 4.1 フレーム構成

表 4.1 (1/2) インタフェース オーバーヘッド条件 (STM-1)

オーバーヘッドの種類		機能	規定値
R S O H	A1	フレーム同期	11110110 (4.2.2項参照)
	A2	フレーム同期	00101000 (4.2.2項参照)
	J0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：00000001 協定事業者網→当社網：don't care
	B1	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：don't care (4.2.3項参照)
	E1	未定義	*
	F1	中継セクション状態監視	当社網→協定事業者網：00000000または00111111 協定事業者網→当社網：don't care または中継セクションの故障特定(4.2.6項参照)
	D1~D3	未定義	*
P T R	H1, H2	VC-4先頭位置指示 正負スタッフ指示	TTC標準JT-G707, G783準拠 (4.2.4項参照)

M S O H		<u>P-AIS</u>	<u>H1=H2=11111111</u>	
	<u>H3</u>	<u>負スタッフ用</u>	<u>TTC標準JT-G707, G783準拠</u>	
	<u>B2</u>	<u>符号誤り監視</u>	<u>当社網→協定事業者網：BIP-24</u> <u>協定事業者網→当社網：BIP-24 (4.2.3項参照)</u>	
	<u>K1</u>	<u>APS</u>	<u>TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)</u>	
	<u>K2(b1~b5)</u>	<u>APS</u>	<u>TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)</u>	
	<u>K2(b6~b8)</u>	<u>MS-AIS, MS-RDI</u>	<u>正常：000</u> <u>MS-AIS：111</u> <u>MS-RDI：110 (4.2.5項参照)</u>	
	<u>D4~D12</u>	<u>未定義</u>	<u>*</u>	
	<u>S1</u>	<u>同期状態</u>	<u>当社網→協定事業者網：11111111</u> <u>協定事業者網→当社網：don't care</u>	
	<u>M1</u>	<u>MS-REI</u>	<u>4.2.3項 図4.4参照</u>	
	<u>E2</u>	<u>未定義</u>	<u>*</u>	
P O H	<u>J1</u>	<u>未定義</u>	<u>*</u>	
	<u>B3</u>	<u>符号誤り監視</u>	<u>当社網→協定事業者網：BIP-8</u> <u>協定事業者網→当社網：BIP-8 (4.2.3項参照)</u>	
	<u>C2</u>	<u>シグナルラベル</u>	<u>当社網→協定事業者網：00010011</u> <u>協定事業者網→当社網：don't care</u>	
	<u>G1</u>	<u>(b1~b4)</u>	<u>P-REI</u>	<u>0000~1000：誤り個数0~8</u> <u>1001~1111：誤り個数0 (4.2.3項 図4.5参照)</u>
		<u>(b5)</u>	<u>P-RDI</u>	<u>1：P-RDI、0：正常 (4.2.3項 図4.5参照)</u>
		<u>(b6~b8)</u>	<u>未使用</u>	<u>当社網→協定事業者網：111または000</u> <u>協定事業者網→当社網：don't care (4.2.3項 図4.5参照)</u>
	<u>F2</u>	<u>未定義</u>	<u>*</u>	
	<u>H4</u>	<u>未定義</u>	<u>*</u>	
	<u>F3</u>	<u>未定義</u>	<u>*</u>	
	<u>K3</u>	<u>未定義</u>	<u>*</u>	
<u>N1</u>	<u>未定義</u>	<u>*</u>		

*当社網→協定事業者網：規定せず
協定事業者網→当社網：don't care

表 4.1 (2/2) インタフェース オーバヘッド条件 (STM-4)

オーバヘッドの種類	機能	規定値
<u>A1</u>	<u>フレーム同期</u>	<u>11110110 (4.2.2項参照)</u>

R S O H	A2	フレーム同期	00101000 (4.2.2項参照)
	J0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：00000001 協定事業者網→当社網：don't care
	Z0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：Z0#1:00000010 Z0#2:00000011 Z0#3:00000100 協定事業者網→当社網：don't care
	B1	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：don't care (4.2.3項参照)
	E1	未定義	*
	F1	中継セクション状態監視	当社網→協定事業者網：00000000または 00111111 協定事業者網→当社網：don't care または中継セクションの故障特定
	D1～D3	未定義	*
P T R	H1, H2	VC-4先頭位置指示 正負スタッフ指示	TTC標準JT-G707, G783準拠 (4.2.4項参照)
		P-AIS	H1=H2=11111111
	H3	負スタッフ用	TTC標準JT-G707, G783準拠
M S O H	B2	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-96 協定事業者網→当社網：BIP-96 (4.2.3 項参照)
	K1	APS	TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)
	K2(b1～b5)	APS	TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)
	K2(b6～b8)	MS-AIS, MS-RDI	正常：000 MS-AIS：111 MS-RDI：110 (4.2.5項参照)
	D4～D12	未定義	*
	S1	同期状態	当社網→協定事業者網：11111111 協定事業者網→当社網：don't care
	M1	MS-REI	4.2.3項 図4.4参照
	E2	未定義	*
J1	未定義	*	

P O H	B3	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：BIP-8 (4.2.3項参照)	
	C2	シグナルラベル	当社網→協定事業者網：00010011 協定事業者網→当社網：don't care	
	G1	(b1 ~ b4)	P-REI	0000~1000：誤り個数0~8 1001~1111：誤り個数0 (4.2.3項図4.5参照)
		(b5)	P-RDI	1：P-RDI、0：正常 (4.2.3項図4.5参照)
		(b6 ~ b8)	未使用	当社網→協定事業者網：111または000 協定事業者網→当社網：don't care (4.2.3項図4.5参照)
	F2	未定義	*	
	H4	未定義	*	
	F3	未定義	*	
K3	未定義	*		
N1	未定義	*		

*当社網→協定事業者網：規定せず
協定事業者網→当社網：don't care

4.2 オーバヘッド

4.2.1 オーバヘッドの種類

オーバヘッドの種類及びその詳細は、TTC標準 JT-G707 に準拠する。

4.2.2 フレーム同期

フレーム同期方式を表 4.2 に示す。

表 4.2 フレーム同期

フレーム同期パターン	パターン検索法・パターン照合法	フレーム同期保護(注1、2)
A1 バイト '11110110'	・1ビット即時シフト方式または1ビット即時シフト方式と同等な同期復帰特性を有するフレーム同期方式とする。 ・A1、A2の32ビット同時照合方式(注3)	・リセット方式 ・前方5段 ・後方2段
A2 バイト '00101000'		

(注1) 前方5段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、5回連続不一致を検出したとき、ハンテイング状態に移ることをいう。

(注2) 後方2段とは、ハンテイング状態においてフレーム同期パターン照合結果、2回連続一致を検出したとき、同期状態に移ることをいう。

(注3) 一般的には、図4.2に示す32ビットを使用する。

(略)

図4.2 フレーム同期パターン

4. 2. 3 符号誤り監視

(1) BIP-N(Bit Interleaved Parity-N:N=8, 24, 96)

セクション及びパスの誤り監視に用いる。

誤り監視を行う情報をNビット毎に分割し、その全情報の1ビット目からNビット目毎にパリティ演算(偶数パリティ)したNビットの演算結果をBIP-N符号という。

BIP-N符号は次のフレームの誤り監視情報内の特定位置(RSOHのB1バイト、MSOHのB2バイト及びPOHバイトのB3バイト)に配置する。

(2) BIPの演算範囲/BIPの転送条件

図4.3、表4.3に示す。

(3) 符号誤り検出情報の送付

入力信号の符号誤り個数を送信フレームの次に示すバイトに入れて送信する必要がある。

・MS-REI(M1バイト)

BIP演算結果を発出するためにSOHのM1バイトは図4.4のようにする必要がある。

・P-REI(G1バイト)

BIP演算結果を発出するためにPOHのG1バイトは図4.5のようにする必要がある。

(略)

図4.3 STM-1 BIPの演算範囲

(略)

図4.4 MS-REI(M1バイト)のビット割り当て

(略)

図4.5 P-REI(G1バイト)のビット割り当て

表4.3 BIPの転送条件

インタフェース

生成条件

STM-1	BIP-8 (B1)	スクランブルの150MIFの全ビットに対するbit-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次のフレームB1に挿入
	BIP-24 (B2×3)	スクランブル前のSTM-1の第1行～3行のSOHを除く全ビットに対するBIP-24偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB2×3に挿入
	MS-REI (M1)	B2 (BIP-24)により検出した誤り個数(0～24)をM1のb2～b8に挿入して送信元へ転送
STM-4	BIP-8 (B1)	スクランブルの600MIFの全ビットに対するbit-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次のフレームB1に挿入
	BIP-96 (B2×12)	スクランブル前のSTM-4の第1行～3行のSOHを除く全ビットに対するBIP-96偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB2×12に挿入
	MS-REI (M1)	B2 (BIP-96)により検出した誤り個数(0～96)をM1のb2～b8に挿入して送信元へ転送
VC-4	BIP-8 (B3)	スクランブル前のVC-4の全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB3に挿入
	P-REI (G1)	B3 (BIP-8)により検出した誤り個数(0～8)をG1のb1～b4に挿入して送信元へ転送
VC-4-4C	BIP-8 (B3)	スクランブル前のVC-4-4Cの全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB3に挿入
	P-REI (G1)	B3 (BIP-8)により検出した誤り個数(0～8)をG1のb1～b4に挿入して送信元へ転送

4. 2. 4 AU-4ポインタ

AU-4のポインタバイトのビット定義を図4.6に示す。

なお、ポインタ受信規定、ポインタ生成において重複した事象が発生した場合、以下のとおりとする。

(1) ポインタ受信規定について

- ・新規データフラグ (NDF) が変更あり状態 (NDF=1001, 0001, 1101, 1011, 1000のいずれか) でかつIビットポインタの多くが反転、またはDビットポインタの多くが反転した場合は、NDFを有効とし、スタッフ操作は無視する。
- ・Iビットポインタの多くが反転であり、かつDビットポインタの多くが反転した場合は、スタッフ操作は無視する。
- ・NDFが変更有り状態である場合で通常のポインタ値 (0～782) を越えたときは、ポインタ値は変更しない。

・新しいポインタが3回連続して一致して、なおかつ通常値を越えた場合は、ポインタ値は、変更しない。

(2) ポインタの生成について

ポインタ値の増減操作は、ポインタ値の増減操作後3フレーム内に要求があった場合においても、この操作は無視する。

(略)

図 4.6 AU-4 のポインタバイトのビット定義

4. 2. 5 APSバイト

セクションAPSについて、図4.7に示す。

(a) STM-1フレーム中のAPSバイト

(略)

(b) 1+1冗長系切替のK1バイトの1~4ビットの定義

<u>K1バイト</u> <u>b</u> <u>1, b2, b3, b4</u>	<u>切替要求</u>	<u>内容</u>	<u>切替要求</u> <u>優先順位</u>
<u>1111</u>	<u>未定義</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
<u>1110</u>	<u>強制切替</u> <u>(Forced Switch)</u>	<u>予備系が正常な場合、外部制御により現用系のトラヒックを予備系に切替える。</u>	<u>1</u>
<u>1101</u>	<u>未定義</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
<u>1100</u>	<u>自動切替-伝送路故障</u> <u>(Signal Fail)</u>	<u>予備系が正常な場合、LOS, LOF, MS-AIS及び装置内監視異常を検出時に、現用系のトラヒックを予備系に切替える。</u>	<u>2</u>
<u>1011</u>	<u>未定義</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
<u>1010</u>	<u>自動切替-品質劣化</u> <u>(Signal Degrade)</u>	<u>予備系が正常な場合、誤り率劣化を検出時に、現用系のトラヒックを予備系に切替える。</u>	<u>3</u>
<u>1001</u>	<u>未定義</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
<u>1000</u>	<u>未定義</u>	<u>二</u>	<u>二</u>

<u>0111</u>	未定義	二	二
<u>0110</u>	回復待機 (Wait to Restore)	故障回復後、回復待機保護期間中に伝送路名称変更を行わない。	4
<u>0101</u>	未定義	二	二
<u>0100</u>	未定義	二	二
<u>0011</u>	未定義	二	二
<u>0010</u>	切替応答 (Reverse Request)	対向側からの切替要求を受けて、対向側に切替を実行したことを通知する。	5
<u>0001</u>	未定義	二	二
<u>0000</u>	切替なし (No Bridge Required)	現用系から切替要求がない。伝送路名称変更または切戻しを行う。	6

図 4.7 K1、K2 バイトの定義(1/2)

(c) 1+1冗長系切替のK1バイトの5～8ビットの定義

(d) 1+1冗長系切替のK2バイトの1～4ビットの定義

の1～4ビットの定義

K1バイト b 5, b6, b7, b8	内容
<u>1111</u>	未定義
<u>1110</u>	未定義
<u>1101</u>	未定義
<u>1100</u>	未定義
<u>1011</u>	未定義
<u>1010</u>	未定義
<u>1001</u>	未定義
<u>1000</u>	未定義
<u>0111</u>	未定義
<u>0110</u>	未定義
<u>0101</u>	未定義
<u>0100</u>	未定義
<u>0011</u>	未定義
<u>0010</u>	1系が切替要求を送出
<u>0001</u>	0系が切替要求を送出

K2バイト b 1, b2, b3, b4	内容
<u>1111</u>	未定義
<u>1110</u>	未定義
<u>1101</u>	未定義
<u>1100</u>	未定義
<u>1011</u>	未定義
<u>1010</u>	未定義
<u>1001</u>	未定義
<u>1000</u>	未定義
<u>0111</u>	未定義
<u>0110</u>	未定義
<u>0101</u>	未定義
<u>0100</u>	未定義
<u>0011</u>	未定義
<u>0010</u>	1系現用を示す
<u>0001</u>	0系現用を示す

0000	切替要求なし (NB) を送 出	0000	未定義
------	---------------------	------	-----

(e) K2バイトの5ビットの定義

K2バイト b 5	内容
0	1+1冗長系切替

(f) K2バイトの6～8ビット

K2バイト b6, b7, b8	内容
111	MS-AIS
110	MS-RDI
101	未定義
100	未定義
011	未定義
010	未定義
001	未定義
000	正常状態

(g) K1バイトとK2バイトの送受信方法

APSバイト	送信方法	受信方法
K1バイトの1～8ビット	現用系と予備系へ同一内容で常時送信する	(1) 現用系と予備系で独立に受信する。 (2) 予備系と現用系で(a)～(e)に定義した内容を連続した3回同一受信したものを制御対象とし、未定義の場合は制御対象としない。
1～5ビット		
K2バイト	現用系と予備系の状態を各々独立に常時送信する。	予備系と現用系で独立に(f)に定義した内容を連続した3回同一受信したものを制御対象とし、未定義の場合は制御対象としない。
6～8ビット		

図4.7 K1、K2バイトの定義(2/2)

4. 2. 6 F1バイト

中継セクションの故障特定に関しては局間インタフェースを収容する場合、当社装置識別IDを設定して送信する場合がある。

図4.8にF1バイトの定義を示す。

(略)

図4.8 F1バイトの定義

5 警報条件

図5.1にVPレベルの警報転送の例を示す。また、警報の略号一覧を表5.1に示す。

(略)

図5.1 VPレベルの警報転送の例

表5.1 警報の略号一覧

略号	名称	意味
LOS	Loss Of Signal	入力信号断
LOF	Loss Of Frame	フレーム同期はずれ
MS-AIS	Multiplex Section Alarm Indication Signal	受信多重セクション故障
MS-RDI	Multiplex Section Remote Defect Indication	送信多重セクション故障
B2	B2	多重セクション誤り監視
MS-ERR	Multiplex Section Error	受信多重セクション誤り発生
MS-REI	Multiplex Section Remote Error Indication	送信多重セクション誤り発生
LOP	Loss Of Pointer	ポインタ異常
P-AIS	Path Alarm Indication Signal	受信パス故障
P-RDI	Path Remote Defect Indication	送信パス故障
B3	B3	パス誤り監視

P-ERR	Path Error	受信パス誤り発生
P-REI	Path Remote Error Indication	送信パス誤り発生
LCD(LOC)	Loss Of Cell Delineation(Loss Of Cell)	セル同期はずれ
E-E VP-AIS	End to End Virtual Path Alarm Indication Signal	受信エンド～エンドVP故障
E-E VP-RDI	End to End Virtual Path Remote Defect Indication	送信エンド～エンドVP故障

5. 1 故障情報

5. 1. 1 故障情報の検出・発出条件

(1) 検出条件

検出条件を表5.2に示す。

表5.2 検出条件

種別	検出条件	解除条件
LOS	入力信号断	入力信号復帰
LOF	フレーム同期パターン不一致を5回連続検出	フレーム同期パターン一致を2回連続検出
MS-AIS	デスクランブル後のK2:b6～b8='111'を3回連続受信	デスクランブル後のK2:b6～b8≠'111'を3回連続受信
MS-SD	BIP-24(B2)により検出した伝送路誤り率が 10^{-5} 以上で検出し、 10^{-7} 以下で検出しない	BIP-24(B2)/BIP-96(B2)により検出した伝送路誤り率が 10^{-7} 以下で解除し、 10^{-5} 以上で解除しない
MS-ERR	BIP-24(B2)により誤りを1個以上検出	BIP-24(B2)/BIP-96(B2)により誤りを検出しない
MS-REI	M1により転送された送信パス誤りを1個以上検出	M1により転送された送信パス誤りを検出しない
MS-RDI	デスクランブル後のK2:b6～b8='110'を3回連続受信	デスクランブル後のK2:b6～b8≠'110'を3回連続受信
LOP	異常ポインタ受信時(AISポインタ受信除く)	正常ポインタ受信時
LCD(LOC)	HECエラーを7回連続検出	HEC正常を7回連続検出
P-AIS	AISポインタ受信時	正常ポインタ受信時
P-ERR	BIP-8(B3)により誤りを1個以上	BIP-8(B3)により誤りを検出しない

	検出	
P-REI	G1のb1～b4により転送された送信パズ誤りを1個以上検出	G1のb1～b4により転送された送信パズ誤りを検出しない
P-RDI	デスクランブル後のG1:b5='1'を3回連続受信	デスクランブル後のG1:b5='0'を3回連続受信
E-E VP-AIS	VP-AISセル受信時	VP-AISセルを2.5±0.5秒間未受信あるいは、1つのユーザ情報セル受信時
E-E VP-RDI	VP-RDIセル受信時	VP-RDIセルを2.5±0.5秒間未受信

(2) 発出条件

発出条件を表5.3に示す。

表5.3 発出条件

種別	転送方法	発出条件	発出の解除条件
MS-RDI	スクランブル前のK2のb6～b8='110'	POI点でLOS, LOF, MS-AIS, MS-SD検出時	LOS, LOF, MS-AIS, MS-SD回復時
MS-REI	B2により検出した誤りセル個数をM1のb2～b8に挿入する	警報として発出しない	
P-RDI	スクランブル前のG1のb5='1'	POI点でLOS, LOF, LOP, LCD(LOC), MS-AIS, P-AIS検出時	LOS, LOF, LOP, LCD(LOC), MS-AIS, P-AIS回復時
P-REI	B3により検出した誤りセル個数をG1のb1～b4に挿入する	警報として発出しない	
P-AIS	VC-4及びAU-4ポイントをa11'1'(AU-4ポイントを除くSOHは正常値)	当社網内でLOS, LOF, MS-AIS検出時	LOS, LOF, MS-AIS回復時

E-E VP-AIS	VP用OAMセル の VCI=' 0004H ' でかつOAM 種別領域 (1byte)=' 1 OH'	当 社 網 内 で LOS, LOF, LOP, LCD (LOC), MS-AIS, P- AIS検出時	LOS, LOF, LOP, LCD (LOC), MS-AIS, P- AIS回復時
---------------	--	--	--

6 ATMレイヤ仕様

6.1 ATMレイヤ物理条件

ここで規定する機能とは、セルヘッダの誤りを検出し訂正を行うHEC、HECによるセル同期およびセルのインフォメーションフィールドのスクランブル/デスクランブルのことである。

6.1.1 HEC規定

(1) セルフォーマットを図6.1に示す。

(略)

図6.1 ATMセルフォーマット

(2) HEC規定を表6.1、表6.2に示す。

表 6.1 HEC 送信側規定

項目	内容
誤り訂正/検出符 号	生成多項式 X^8+X^2+X+1 のフィールドのCRC-8を用いる
HEC 生成法*	以下の手順でHECフィールドを生成する (1) セルヘッダ 4byte(VPI, VCI, PT, CLP)を、伝送順の先頭を最高次として多項式表現する (2) 上記多項式に X^8 をかける (3) 生成多項式 X^8+X^2+X+1 で割り、余りの多項式を求める (4) 余りの多項式の係数 (1byte) に“01010101”をmod2で加算し、結果をHECフィールドに収容する

*上記 HEC 生成法と同等の結果が得られる方法を用いてもよい。

表6.2 HEC受信側規定

項目	内容
誤り訂正/検出符号	生成多項式 X^8+X^2+X+1 のフィールドのCRC-8を用いる
シンドローム演算法*	以下の手順でシンドロームを求める (1) セルヘッダの中のHECフィールドに“01010101”をmod2で加算(コセット処理) (2) コセット処理をしたヘッダ(5byte)を、伝送順の先頭を最高次として多項式表現する (3) 上記多項式 X^8+X^2+X+1 で割り、余りの多項式を求める (4) 上記余りの多項式の係数(1 byte)をシンドロームとする
モード遷移	図6.2に基づいて誤り訂正モードと誤り検出モードの遷移を行う
	シンドロームから表6.3に基づいて誤りビットを判断する 図6.3のフローチャートに基づき、ヘッダの誤りを処理する

*上記シンドローム演算法と同等の結果が得られる方法を用いてもよい。

(3) 誤り訂正/検出モード状態遷移を図6.2に示す。

(略)

図6.2 誤り訂正/検出モード状態遷移

(4) 誤り処理方法を図6.3に示す。

(略)

図6.3 誤り処理方法

(5) 誤りビットの判定を表6.3に示す。

表6.3 誤りビットの判定

(略)

6.1.2 HECセル同期

(1) 主要諸元を表6.4に示す。

表6.4 HECセル同期主要諸元

(略)

(2) ハンティング方法は、下記の方法による。

- ① 受信したデータでHECを計算する
- ② 計算結果が正しい場合はプレ同期状態に遷移する
- ③ 計算結果が誤っていた場合はデータを1バイトシフトさせてHECの計算を行う

なお、ハンティング方法として上記方法と同等の時間で同期復帰する方法を用いてもよい

(3) 状態遷移図を図6.4に示す。

(略)

図6.4 セル同期状態遷移

6. 1. 3 スクランプラ/デスクランブラ

(1) 主要諸元を表6.5に示す。

表6.5 スクランプラ/デスクランブラ主要諸元

(略)

6. 2 ATMレイヤ論理条件

6. 2. 1 セルヘッダのプリアサインド値

セルヘッダのプリアサインド値を表6.6に示す。これ以外の全ての値はATMレイヤで使用する。ただし、物理レイヤOAMセル、物理レイヤでの予約セル、無効セルはUPCにて廃棄される。また、OAMセルのビットアサインを表6.7に示す。

表6.6 ヘッダプリアサイン値

(略)

表6.7 OAMセルのビットアサイン*1

<u>セル種別</u>	<u>VPI</u>	<u>VCI</u>	<u>PTI</u>	<u>CLP</u>	<u>OAM</u>
-------------	------------	------------	------------	------------	------------

エンド・エンド	VP-AISセル	YYY H	0004 H	XXX B	X B	10 H
警報転送用OAMセル	VP-RDIセル	YYY H	0004 H	XXX B	X B	11 H
セグメントVP-ALMセル		YYY H	0003 H	XXX B	X B	1F H
伝送品質監視用セル		YYY H	0003 H	XXX B	X B	20 H
VP切替用OAMセル (VP-APSセル)		YYY H	0003 H	XXX B	X B	5F H

*1：“B”は2進数、“H”は16進数であることを示す

“X”は2進数における任意の値、“YYY”は16進数における該当するVPI値を示す

6. 2. 2 ルーチング (VPI/VCI) フィールド

ルーチングビットは28ビットで構成される。そのうち12ビットが仮想パス識別子 (VPI)、16ビットが仮想チャンネル識別子 (VCI) である。VPIとVCIのプリアサインド組み合わせをTTC標準JT-I361にしたがい表6.8にVPレベルの場合を示す。

表 6.8 VPI、VCI、PT、CLP のプリアサインド組み合わせ (VP レベルの場合)

用途	VPI	VCI (注6)	PTI	CLP	当社網を透過するもの
アンアサインドセル	000000000000	00000000 00000000	任意値	0	×
無効	0以外の任意のVPI値	00000000 00000000	任意値	B	×
メタシグナリング (TTC標準JT-I361参照)	任意のVPI値	00000000 00000001	0AA	C	○
一般放送型シグナリング (TTC標準JT-I361参照)	任意のVPI値	00000000 00000010	0AA	C	○
NNIシグナリング (TTC標準JT-I361参照)	任意のVPI値	00000000 00000101	0AA	C	○
セグメントF4フロ	任意のVPI値	00000000	0A0	A	×

一OAMセル (TTC標準JT-I610参 照)		00000011 (注3)			
エンド・エンドF4 フローOAMセル (TTC標準JT-I610参 照)	任意のVPI値	00000000 00000100 (注3)	0A0	A	○ (注9)
VPリソース管理セ ル (TTC標準JT-I371参 照)	任意のVPI値	00000000 00000110 (注7, 8)	110	A	○
将来のVP機能の予 約(注4)	任意のVPI値	00000000 00000111 (注8)	0AA	A	○
将来の機能の予約 (注5)	任意のVPI値	00000000 000SSSS (注1, 8)	0AA	A	○
将来の機能の予約 (注5)	任意のVPI値	00000000 000TTTT (注2)	0AA	A	○
セグメントF5フロ ーOAMセル (TTC標準JT-I610参 照)	任意のVPI値	00000000 00000000 以外の任意のVCI値	100	A	○
エンド・エンドF5 フローOAMセル (TTC標準JT-I610参 照)	任意のVPI値	00000000 00000000 以外の任意のVCI値	101	A	○
VCリソース管理セ ル (TTC標準JT-I371参 照)	任意のVPI値	00000000 00000000, 00000000 00000110 以外の任意のVCI値	110	A	○
将来のVC機能の予 約(注6)	任意のVPI値	00000000 00000000 以外の任意のVCI値	111	A	○

A：“0”または“1”でありATMレイヤ機能固有の使用に有効である。

B：任意の値。

C：発側のエンティティは、CLPビットを“0”に設定すること。この値は、網により変更されることもあり得る。(TTC標準JT-I371の2.3.1節参照)

注1：SSSS：01000から01111の任意のVCI 値。

注2：TTTTT：10000から11111の任意のVCI値。

注3：透過性は、ユーザ端末間におけるF4フローOAMに対し保証されない。

注4：このVCI値は、PTI（ペイロード・タイプ識別子）値”111”がVCの機能のために予約されるのと同様に、VPの機能のために予約される。

注5：これらのVCI値は、将来の特定の機能の標準化のために予約される。

注6：VCI値が1、2、5、16から31、31より大きいセルはVP-OAM機能によりモニタされる。他のVCI値のセルはVP-OAM機能によりモニタされない。（TTC標準JT-I610参照）。特定のVCI値のセルがVPCのエンドポイント間でトランスペアレントに運ばれるかどうかは、TTC標準JT-I150の3.1.4.1.e節に記述による。

注7：VPリソース管理セルは、PTIフィールドの値に関係なくこのVCI値により識別される。

注8：これらのVCI値の透過性は保証されない。つまりこれらのVCI値のセルはVPの中間点で抽出あるいは挿入されることがある。具体的にどのような状況で抽出/挿入されるかは今後の検討課題であり、この検討が終了するまでは、これらのVCIはVP内でトランスペアレントに転送される必要がある。

注9：網構成により透過しない場合がある。

表 6.9 削除

6.3 ATMレイヤのOAM機能

6.3.1 概要

ATMレイヤのOAM機能としては、主にコネクショで使うエンド・エンドOAM機能と網のセグメントで使うセグメントOAM機能がある。

以下に、ATMレイヤのOAM機能について示す。

6.3.2 OAMセルフフォーマット

ATMレイヤOAMセルはOAMセルに共通なフィールドと個々のOAMセル特有の機能特有フィールドで構成される。

保守運用に用いるOAMセルフフォーマットは、以下の（1）または（2）となる。

（1） 共通OAMセルフィールド

OAMセルは以下のフィールドを持つ。

① ヘッダ：通常のセルフフォーマットと同様。

② OAMセル種別（4ビット）：このフィールドで、このセルにより行われるマネジメン

ト機能を表示する。

- ③ OAM機能種別 (4ビット) : このフィールドは、OAMセル種別フィールドで示された
マネジメント機能の中で具体的に実行される機能を示す。
- ④ 将来使用のための予備 (6ビット) : このフィールドは使用しない。(ALL" 0")
- ⑤ 誤り検出符号 (10ビット) : このフィールドはOAMセルの情報フィールドに対して
計算されたCRC-10誤り検出符号を格納する。CRC-10の生成多項式は、
 $G(X) = 1 + X + X^4 + X^5 + X^9 + X^{10}$ となる。

図6.5にOAMセル(F4フロー)フォーマットを、表6.10 (1) にOAM種別識別子を示す。

(略)

図6.5 共通OAMセルフォーマット

表6.10 (1) OAM種別識別子

OAMセル種別	OAM機能種別	当社網から発生するもの
故障管理 : 0001	AIS : 0000	○
	RDI : 0001	○*
	コンティニューイティチェック : 0100	×
	ループバック : 1000	×
性能管理 : 0010	順方向モニタ : 0000	×
	逆方向報告 : 0001	×
起動/停止 : 1000	性能モニタ : 0000	×
	コンティニューイティチェック : 0001	×

*網構成により透過しない場合あり

(2) 導通特性試験セルフフォーマット(NTT独自)

- ① ヘッダ：通常のセルフフォーマットと同様。
- ② OAMセル種別(4ビット)：0011
- ③ OAM機能種別(4ビット)：0000
- ④ SN(4ビット)：シーケンス番号(試験セル生成順に付与される。0～15)
- ⑤ SNP(4ビット)：シーケンス番号の検出訂正符号

図6.6に導通特性試験セルフフォーマットを、表6.10(2)～(3)にOAM種別識別子を示す。

(略)

図6.6 導通特性試験セルフフォーマット(NTT独自)

表6.10(2) OAM種別識別子(セグメントOAMセル)と当社網での扱い(VPレベル)

OAMセル種別	OAM機能種別	①当社網からの送 出		②当社網に入力さ れた場合の扱い	
		F4	F5	F4	F5
故障管理： 0001	AIS：0000 (未サポー ト)	×	×	×	○
	RDI：0001 (未サポート)	×	×	×	○
	コンティニューイティチェ ック：0100 (未サポート)	×	×	×	○
	ループバック：1000 (未サポート)	○ ※2	×	×	○ ※6.7
性能管理： 0010	順方向モニタ：0000	○	×	×※6	○
	逆方向報告：0001 (未サ ポート)	×	×	×	○
試験：0011	導通特性試験：0000	○	×	×※6	○

起動/停止： 1000	性能モニタ：0000 (未サポート)				
	コンティニューイティチェ ック (未サポート)	×	×	×	○

表6.10 (3) OAM種別識別子 (エンドエンドOAMセル) と当社網での扱い (VPレベル)

OAMセル種別	OAM機能種別	①当社網からの送 出		②当社網に入力さ れた場合の扱い	
		F4	F5	F4※4	F5
故障管理：0001	AIS：0000	○	×	○	○
	RDI：0001	○	×	○	○
	コンティニューイティチェ ック：0100 (未サポート)	×	×	○	○
	ループバック：1000 (未サポート)	○ ※2	×	○ ※6.7	○
性能管理：0010	順方向モニタ：0000 (未サポート)	○ ※2	×	○ ※6.7	○
	逆方向報告：0001 (未サポート)	×	×	○	○
起動/停止： 1000	性能モニタ：0000 (未サポート)				
	コンティニューイティチェ ック (未サポート)	×	×	○	○

(凡例) ①○：当社網で生成し、送出されるもの
 ×：当社網では生成しないもの
 (ただし、ユーザが生成し、当社網を透過する場合がある)
 ②○：当社網を透過するもの
 ×：当社網内で破棄するもの

※1：削除

- ※2：当社網構成により、送出できない場合がある。
- ※3：削除
- ※4：当社網構成により、透過しない場合がある。
- ※5：削除
- ※6：ドロップ・ループバック設定ができる。
- ※7：当社網構成により、ドロップ・ループバック設定ができない場合がある。

(3) 故障管理 OAM セルフィールド
エンド・エンド F4 フローOAM セルのフォーマットを図 6.7 に示す。

(略)

図 6.7 エンド・エンド F4 フローOAM セルのフォーマット

図 6.8 削除

6. 3. 3 OAM 機能

(1) 故障通知セルの種別

エンド・エンド VP-AIS セルは、網内に故障が発生し、回線が使えなくなった場合に、その故障を下流へ通知するために、故障を検出した装置から VP コネクション終端点に向けて送出される。

(2) エンド・エンド VP-AIS

① エンド・エンド VP-AIS セル発生条件

エンド・エンド VP-AIS セルは、故障を検出した網内装置から直ちに発生し、故障が継続する間、毎秒 1 セルの周期で発生し続ける。故障が回復した場合は、エンド・エンド VP-AIS セル)の発生は直ちに停止される。表 6.11 にエンド・エンド VP-AIS セルの発生／解除条件、表 6.12 にエンド・エンド VC-AIS セルの発生／解除条件を示す。

② エンド・エンド VP-AIS 検出条件

エンド・エンド VP-AIS セルは、端末等の VP コネクション及び VC コネクション

の終端点において検出され、1 つでもエンド・エンド VP-AIS セルが受信された場合、エンド・エンド VP-AIS 状態になる。

③ エンド・エンド VP-AIS 解除条件

エンド・エンド VP-AIS 状態は、エンド・エンド VP-AIS セル(注 1)が 2.5±0.5 秒間受信されなかった場合、または、1 つでもユーザセルが受信された場合に解除される。

表6.11 エンド・エンド VP-AISセルの発生／解除条件

項目	VP-AIS
発生点	下記の故障を検出したVPコネクション接続点
発生条件	下記の故障を検出した場合、故障を検出したVPコネクション接続点から、 下流側の接続点、終端点に送出する。 <ul style="list-style-type: none"> • LOP (ポインタ異常) • LOS (入力信号断) • LOF (フレーム同期はずれ) • LCD/LOC (セル同期はずれ) • MS-AIS (セクションAIS) • P-AIS (パスAIS)
停止条件	エンド・エンド VP -AISを2.5±0.5秒間未受信、またはユーザセルを受信
発生ガードタイム	上記故障検出後、直ちに発生
発生周期	VP毎に約1セル/秒

6. 4 トラヒックの規定

エンド・エンドでのセル遅延変動(以下、CDV)の定義を図6.9に示す。

トラヒックは、ピークセルレート(以下、PCR)とセル遅延変動許容(以下、CDVT)の2つのパラメータで表現することを前提としている。PCRとCDVTの関係を図6.10に示す。

また、本規定は600Mサービス接続時については規定しない。

6. 4. 1 VPレベル

VPレベルにおけるトラヒックは、セル遅延変動(CDV)、ピークセルレート(PCR)、セル遅延変動許容値(CDVT)の3つのパラメータで表現する。

6. 4. 1. 1 セル遅延変動(CDV)

セル遅延変動(CDV)とは、2つの測定点におけるセルの到着時刻を基としてどれだけ変動したかの量で示される。

6. 4. 1. 2 ピークセルレート(PCR)

ピークセルレート(PCR)とは、各VPの最大セル速度(最小セル間隔: $T=1/PCR$)にて示される。

6. 4. 1. 3 セル遅延変動許容値(CDVT)

セル遅延変動許容値(CDVT)とは、推定セル到着時刻よりも実際のセル到着時刻がどれだけ前に詰まったかの量で示される。

(略)

図6.9 CDVの定義

(略)

図6.10 PCRとCDVTの関係

6. 4. 1. 4 VPレベルのPOIでのCDVT規定例

POIにおけるCDVTの規定については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。以下にPOIにおけるCDVTの規定例を示す。(図6.11参照。)

(a) 150Mbit/sHW上で223セル時間(630 μ sec)以上のCDVTを超える確率が 10^{-6} 以下

(b) 150Mbit/sHW上で259セル時間(732 μ sec)以上のCDVTを超える確率が 10^{-8} 以下

(c) 150Mbit/sHW上で293セル時間(828 μ sec)以上のCDVTを超える確率が 10^{-10} 以下

下

(略)

図6.11 網構成例

技術的条件集別表 11.6

[参照規格一覧]

- ・ TTC標準JT-I150 (ATM機能特性) 第4版 1999.11.25
- ・ TTC標準JT-I361 (ATMレイヤ仕様) 第4版 1999.11.25
- ・ TTC標準JT-G707 (同期デジタルハイアラキーのNNI) 第5版 2001.4.19
- ・ TTC標準JT-G783 (SDH多重変換装置の警報系・切替系の動作) 第3版 2001.4.19
- ・ TTC標準JT-I432.1 (物理レイヤ仕様 一般的特性) 第2版 2000.4.20
- ・ TTC標準JT-I432.2 (155520kbit/sおよび622080kbit/s物理レイヤ仕様) 第2版 2000.4.20
- ・ TTC標準JT-G957 (SDH多重系光インタフェース条件) 第3版 2001.4.19
- ・ TTC標準JT-I610 (広域 I S D Nの運用保守原則と機能) 第4版 2000.11.30
- ・ TTC標準JT-I371 (広域 I S D Nにおけるトラヒック制御と輻輳制御) 第3版 2001.4.19
- ・ TTC標準JT-I371.1 (保証フレームレートATM転送能力) 第3版 2001.11.27
- ・ TTC標準JT-I356 (広域 I S D NのATMレイヤセル転送性能) 第2版 2000.11.30
- ・ ITU-T勧告G.652 (光ファイバケーブル仕様) 2000.10
- ・ JIS規格 JIS C6835 (SM形光ファイバケーブル) 1999.7.20
- ・ JIS規格 JIS C5973 (F04形単心光ファイバコネクタ) 1998.5.20
- ・ JIS規格 JIS C5983 (F14形単心光ファイバコネクタ) 1997.11.20

1 インタフェース規定点

本インタフェースは、155.52Mbit/s, 622.08Mbit/sの光インタフェースであり、当社と協定事業者とは、インタフェース点で、ATM方式のVP (Virtual Path) [以下VPレベル]で接続する。

技術的条件集別表 11.6 削除

図1.1に協定事業者との接続イメージを示す。

(略)

図1.1 協定事業者との接続イメージ

2 物理的条件

2.1 ケーブル

技術的条件集別表11.4「専用回線ノード装置インタフェース仕様（ATM形加入者線終端装置）」を参照する。

2.2 コネクタ

技術的条件集別表11.4「専用回線ノード装置インタフェース仕様（ATM形加入者線終端装置）」を参照する。

3 光学的条件

本インタフェースの光学的条件は、技術的条件集別表6「伝送装置間インタフェース仕様」及び技術的条件集別表6.1「伝送装置間インタフェース仕様（新SDH）」を参照する。インタフェースの種別を表3.1に示す。

表3.1インタフェース種別

項目	局内1.31μ標準		局間1.31μ標準		局間1.31μ高出力	局間1.55μ標準	
	155.52	622.08	155.52	622.08	155.52	155.52	622.08
インタフェース速度 (Mbit/s)	155.52	622.08	155.52	622.08	155.52	155.52	622.08
伝送距離	400m以下	2,000m以下	40km以下	40km以下	80km以下	80km以下	
光学的条件の参照先	別表6.1	別表6.1表3.2	表3.2	別表6.1	別表6.1	別表6.1	別表6.1

表3.2 主要諸元

項目	局間1.31μ標準
インタフェース速度	155.52Mbit/s

伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号
発光条件	正論理：論理'1'は発光 論理'0'は非発光
波長	1.280 ~ 1.335 μm
伝送距離	40km以下
符号誤り率	1×10^{-10}
タイミングタンクQ値	$600 \leq Q \leq 1200$
平均送信電力	-5 ~ 0dBm
消光比	10dB以上 (図3.1参照)
光出力波形	マスクパターン規定 (図3.2参照)
最大受光電力 (平均値)	-10dBm
最小受光電力 (平均値)	-34dBm

(略)

図 3.1 消光比の定義

(略)

図 3.2 マスクパターン規定

4 論理的条件

4.1 フレーム構成

図4.1にフレーム構成を示す。また、オーバーヘッドの種類には、各STMのセクションオーバーヘッド (SOH)、中継セクションオーバーヘッド (RSOH)、多重セクションオーバーヘッド (MSOH)、VC-4パスオーバーヘッド (POH) があり、表4.1にインタフェースオーバーヘッド条件を示す。

(略)

図4.1 フレーム構成

表4.1(1/2) インタフェース オーバヘッド条件 (STM-1)

オーバーヘッドの種類	機能	規定値
------------	----	-----

R S O H	A1	フレーム同期	11110110 (4.2.2項参照)
	A2	フレーム同期	00101000 (4.2.2項参照)
	J0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網：00000001 協定事業者網→当社網：don't care
	B1	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：don't care (4.2.3項参照)
	E1	未定義	(*1)
	F1	中継セクション状態 監視	当社網→協定事業者網：00000000または 00111111 協定事業者網→当社網：don't care, また は中間中継装置故障特定 (4.2.6項参照)
	D1~D3	未定義	(*1)
P T R	H1, H2	AU-4先頭位置指示 正負スタッフ指示	TTC標準JT-G707, G783準拠 (4.2.4項参照)
		P-AIS	H1=H2=11111111
	H3	負スタッフ用	TTC標準JT-G707, G783準拠
M S O H	B2	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-24 協定事業者網→当社網：BIP-24 (4.2.3項参照)
	K1	APS	TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)
	K2 (b1~b5)	APS	TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)
	K2 (b6~b8)	MS-AIS, MS-RDI	正常：000 MS-AIS：111 MS-RDI：110 (4.2.5項参照)
	D4~D12	未定義	(*1)
	S1	同期状態	当社網→協定事業者網：11111111 協定事業者網→当社網：don't care
	M1	MS-REI	4.2.3項図4.4参照
P O H	E2	未定義	(*1)
	J1	未定義	(*1)
	B3	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：BIP-8 (4.2.3項参照)
	C2	シグナルラベル	当社網→協定事業者網：00010011 協定事業者網→当社網：don't care

G1	(b1 ~ b4)	P-REI	0000~1000 : 誤り個数0~8 1001~1111 : 誤り個数0 (4.2.3項 図4.5参照)
	(b5)	P-RDI	1 : P-RDI、0 : 正常 (4.2.3項 図4.5参照)
	(b6 ~ b8)	未使用	当社網→協定事業者網 : 111 協定事業者網→当社網 : 規定せず (4.2.3項 図4.5参照)
F2	未定義	(*1)	
H4	未定義	(*1)	
F3	未定義	(*1)	
K3	未定義	(*1)	
N1	未定義	(*1)	

(*1) 当社網→協定事業者網 : 規定せず
協定事業者網→当社網 : don't care

表4.1(2/2) インタフェース オーバヘッド条件 (STM-4)

オーバヘッドの種類		機能	規定値
R S O H	A1	フレーム同期	11110110 (4.2.2項参照)
	A2	フレーム同期	00101000 (4.2.2項参照)
	J0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網 : 00000001 協定事業者網→当社網 : don't care
	Z0	フレーム識別番号	当社網→協定事業者網 : Z0#1:00000010 Z0#2:00000011 Z0#3:00000100 協定事業者網→当社網 : don't care
	B1	符号誤り監視	当社網→協定事業者網 : BIP-8 協定事業者網→当社網 : don't care (4.2.3項参照)
	E1	未定義	(*1)
	F1	中継セクション状態監視	当社網→協定事業者網 : 00000000または00111111 協定事業者網→当社網 : don't care,または中間中継装置故障特定 (4.2.6項参照)
	D1~D3	未定義	(*1)

P T R	H1, H2	AU-n 先頭位置指示 正負スタッフ指示	TTC標準JT-G707, G783準拠 (4.2.4項参照)	
		P-AIS	H1=H2=11111111	
	H3	負スタッフ用	TTC標準JT-G707, G783準拠	
M S Q H	B2	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-96 協定事業者網→当社網：BIP-96 (4.2.3項参照)	
	K1	APS	TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)	
	K2 (b1~b5)	APS	TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)	
	K2 (b6~b8)	MS-AIS, MS-RDI	正常：000 MS-AIS：111 MS-RDI：110 (4.2.5項参照)	
	D4~D12	未定義	(*1)	
	S1	同期状態	当社網→協定事業者網：11111111 協定事業者網→当社網：don't care	
	M1	MS-REI	4.2.3項 図4.4参照	
	E2	未定義	(*1)	
P Q H	J1	未定義	(*1)	
	B3	符号誤り監視	当社網→協定事業者網：BIP-8 協定事業者網→当社網：BIP-8 (4.2.3項参照)	
	C2	シグナルラベル	当社網→協定事業者網：00010011 協定事業者網→当社網：don't care	
	G1	(b1 ~ b4)	P-REI	0000~1000：誤り個数0~8 1001~1111：誤り個数0 (4.2.3項 図4.5参照)
		(b5)	P-RDI	1：P-RDI、0：正常 (4.2.3項 図4.5参照)
		(b6 ~ b8)	未使用	当社網→協定事業者網：111 協定事業者網→当社網：don't care (4.2.3項 図4.5参照)
	F 2	未定義	(*1)	
	H4	未定義	(*1)	
	F3	未定義	(*1)	
	K3	未定義	(*1)	
N1	未定義	(*1)		

(*1) 当社網→協定事業者網：規定せず
協定事業者網→当社網：don't care

4. 2 オーバーヘッド

4. 2. 1 オーバーヘッドの種類

オーバーヘッドの種類及びその詳細は、TTC標準JT-G707に準拠する。

4. 2. 2 フレーム同期

フレーム同期方式を表4.2に示す。

表4.2 フレーム同期

<u>インタフェース速度</u>	<u>フレーム同期パターン</u>	<u>パターン探索法・パターン照合法</u>	<u>フレーム同期保護（注1,2）</u>
<u>155.52Mbit/s</u>	<u>A1=11110110</u> <u>A2=00101000</u>	<u>・1ビット即時シフト方式と同等な同期復帰特性を有するフレーム同期方式</u> <u>・TS2-5(フレームの先頭から 2-5 バイト目)の A1, A1, A2, A2 バイトの 32 ビット同時照合方式(注3)</u>	<u>リセット方式</u> <u>前方保護</u> <u>5 段</u> <u>後方保護</u> <u>2 段</u>
<u>622.08Mbit/s</u>	<u>A1=11110110</u> <u>A2=00101000</u>	<u>・1ビット即時シフト方式と同等な同期復帰特性を有するフレーム同期方式</u> <u>・TS11-14(フレームの先頭から 11-14 バイト目)の A1, A2 バイトの 32 ビット同時照合方式(注3)</u>	<u>リセット方式</u> <u>前方保護</u> <u>5 段</u> <u>後方保護</u> <u>2 段</u>

(注1) 前方5段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、5回連続不一致を検出したとき、ハンテイング状態に移ることをいう。

(注2) 後方2段とは、ハンテイング状態においてフレーム同期パターン照合結果、2回連続一致を検出したとき、同期状態に移ることをいう。

(注3) 一般的には、図4.2に示す32ビットを使用する。

(略)

図4.2 フレーム同期パターン

4. 2. 3 符号誤り監視

(1) BIP-N(Bit Interleaved Parity-N:N=8, 24, 96)

セクション及びパスの誤り監視に用いる。

誤り監視を行う情報をNビット毎に分割し、その全情報の1ビット目からNビット目毎にパリティ演算（偶数パリティ）したNビットの演算結果をBIP-N符号という。

BIP-N符号は次のフレームの誤り監視情報内の特定位置（RSOHのB1バイト、MSOHのB2バイト及びPOHバイトのB3バイト）に配置する。

(2) BIPの演算範囲/BIPの転送条件

図4.3、表4.3に示す。

(3) 符号誤り検出情報の送出

入力信号の符号誤り個数を送信フレームの次に示すバイトに入れて送信する必要がある。

・MS-REI (M1バイト)

BIP演算結果を発出するためにSOHのM1バイトのは図4.4のようにする必要がある。

・P-REI (G1バイト)

BIP演算結果を発出するためにPOHのG1バイトは図4.5のようにする必要がある。

(略)

図4.3 BIPの演算範囲(STM-1)

(略)

図4.4 MS-REI (M1バイト)のビット割り当て

(略)

図4.5 P-REI (G1バイト)のビット割り当て

表4.3 BIPの転送条件

インタフェース		生成条件
STM-1	BIP-8 (B1)	スクランブル後の150MIFの全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB1に挿入
	BIP-24 (B2×3)	スクランブル前のSTM-1の第1行～3行のSOHを除く全ビットに対するBIP-24偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB2×3に挿入
	MS-REI (M1)	B2 (BIP-24)により検出した誤り個数(0～24)をM1のb2～b8に挿入して送信元へ転送
VC-4	BIP-8 (B3)	スクランブル前のVC-4の全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB3に挿入
	P-REI (G1)	B3 (BIP-8)により検出した誤り個数(0～8)をG1のb1～b4に挿入して送信元へ転送
VC-4-4c	BIP-8 (B3)	スクランブル前のVC-4-4cの全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB3に挿入

	<u>P-REI (G1)</u>	<u>B3 (BIP-8)により検出した誤り個数(0-8)を G1 の b1-b4 に挿入して送信元へ転送</u>
STM-4	<u>BIP-8 (B1)</u>	<u>スクランブル後の 600MIF の全ビットに対する BIP-8 偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームの B1 に挿入</u>
	<u>BIP-96 (12×B2)</u>	<u>スクランブル前の 600MIF の第1行～3行の SOH を除く全ビットに対する BIP-96 偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームの 12×B2 に挿入</u>
	<u>MS-REI (M1)</u>	<u>B2 (BIP-96)により検出した誤り個数(0～96)を M1 の b2～b8 に挿入して送信元へ転送</u>

4. 2. 4 AU-4ポインタ

AU-4のポインタバイトのビット定義を図4.6に示す。

なお、ポインタ受信規定、ポインタ生成において重複した事象が発生した場合、以下のとおりとする。

(1) ポインタ受信規定について

・新規データフラグ (NDF) が変更有り状態 (NDF=1001, 0001, 1101, 1011, 1000) でかつIビットポインタの多くが反転、またはDビットポインタの多くが反転した場合は、NDFを有効とし、スタップ操作は無視する。

・Iビットポインタの多くが反転であり、かつDビットポインタの多くが反転した場合は、スタップ操作は無視する。

・NDFが変更有り状態である場合で通常のポインタ値 (0～782) を越えたときは、ポインタ値は変更しない。

・新しいポインタが3回連続して一致して、なおかつ通常値を越えた場合は、ポインタ値は、変更しない。

(2) ポインタ送信規定

ポインタ値の増減操作は、ポインタ値の増減操作後3フレーム内に要求あった場合においても、この操作は無視する。

(略)

図4.6 AU-4のポインタバイトのビット定義

4. 2. 5 APSバイト

セクションAPSについて、図4.7に示す。

(略)

図4.7 K1、K2バイトの定義

4. 2. 6 F1バイト

中継セクションの故障特定に関しては局間インタフェースを収容する場合、当社装置識別IDを設定して送信する場合がある。

図4.8にF1バイトの定義を示す。

(略)

図4.8 F1バイトの定義

5 警報条件

図5.1にVPレベルの警報転送の例を示す。また、警報の略号一覧を表5.1に示す。

(略)

図5.1 VPレベルの警報転送

表5.1 警報の略号一覧

略号	名称	意味
LOS	Loss Of Signal	入力信号断
LOF	Loss Of Frame	フレーム同期はずれ
B1	B1	符号誤り監視
RS-SD	Regenerator Section Signal Degrade	受信中継セクション誤り率劣化
F1	F1	中継セクション状態監視
MS-AIS	Multiplex Section Alarm Indication Signal	受信多重セクション故障
MS-RDI	Multiplex Section Remote Defect Indication	送信多重セクション故障
B2	B2	多重セクション誤り監視
MS-ERR	Multiplex Section Error	受信多重セクション誤り発生
MS-REI	Multiplex Section Remote Error Indication	送信多重セクション誤り発生
LOP	Loss Of Pointer	ポインタ異常
P-AIS	Path Alarm Indication Signal	受信パス故障
P-RDI	Path Remote Defect Indication	送信パス故障
B3	B3	パス誤り監視

P-ERR	Path Error	受信パス誤り発生
P-REI	Path Remote Error Indication	送信パス誤り発生
LCD(LOC)	Loss Of Cell Delineation (Loss Of Cell)	セル同期はずれ
E-E VP-AIS	End to End Virtual Path Alarm Indication Signal	受信エンド～エンドVP故障
E-E VP-RDI	End to End Virtual Path Remote Defect Indication	送信エンド～エンドVP故障

5. 1 故障情報

5. 1. 1 故障情報の検出・発出条件

(1) 検出条件

検出条件を表5.2に示す。

表5.2 検出条件

種別	検出条件	解除条件
LOS	入力信号断	入力信号復帰
LOF	フレーム同期パターン不一致を5回連続検出	フレーム同期パターン一致を2回連続検出
B1	デスクランブル前のSTM-0/1の全ビットに対するBIP-8演算結果とデスクランブル後の次フレームのB1との不一致	1フレーム毎に解除
RS-SD	B1により検出した誤り率が 10^{-5} 以上で発出し 10^{-7} 以下で発出しない	B1により検出した誤り率が 10^{-7} 以下で解除し 10^{-5} 以上で解除しない
MS-AIS	デスクランブル後のK2:b6～b8='111'を3回連続受信	デスクランブル後のK2:b6～b8≠'111'を3回連続受信
MS-SD	BIP-24(B2)により検出した伝送路誤り率が 10^{-5} 以上で検出し、 10^{-7} 以下で検出しない	BIP-24(B2)により検出した伝送路誤り率が 10^{-7} 以下で解除し、 10^{-5} 以上で解除しない
MS-ERR	BIP-24(B2)により誤りを1個以上検出	BIP-24(B2)により誤りを検出しない
MS-REI	M1により転送された送信パス誤りを1個以上検出	M1により転送された送信パス誤りを検出しない
MS-RDI	デスクランブル後のK2:b6～b8='110'を3回連続受信	デスクランブル後のK2:b6～b8≠'110'を3回連続受信
LOP	異常ポインタ受信時 (AISポイン	正常ポインタ受信時

	タ受信除く)	
LCD(LOC)	HECエラーを7回連続検出	HEC正常を7回連続検出
P-AIS	AISポインタ受信時	正常ポインタ受信時
P-ERR	BIP-8(B3)により誤りを1個以上検出	BIP-8(B3)により誤りを検出しない
P-REI	G1のb1～b4により転送された送信パズ誤りを1個以上検出	G1のb1～b4により転送された送信パズ誤りを検出しない
P-RDI	デスクランブル後のG1:b5='1'を3回連続受信	デスクランブル後のG1:b5='0'を3回連続受信
E-E VP-AIS	VP-AISセル受信時	VP-AISセルを2.5±0.5秒間未受信あるいは、1つのユーザ情報セル受信時
E-E VP-RDI	VP-RDIセル受信時	VP-RDIセルを2.5±0.5秒間未受信

(2) 発出条件

発出条件を表5.3に示す。

表5.3 発出条件

種別	転送方法	発出条件	発出の解除条件
MS-RDI	スクランブル前のK2のb6～b8='110'	POI点でLOS, LOF, MS-AIS, MS-SD検出時	LOS, LOF, MS-AIS, MS-SD回復時
MS-REI	B2により検出した誤りセル個数をM1のb2～b8に挿入する	警報として発出しない	
P-RDI	スクランブル前のG1のb5='1'	POI点でLOS, LOF, LOP, LCD(LOC), MS-AIS, P-AIS検出時	LOS, LOF, LOP, LCD(LOC), MS-AIS, P-AIS回復時
P-REI	B3により検出した誤りセル個数をG1のb1～b4に挿入する	警報として発出しない	
P-AIS	VC-4及びAU-4ポイン	当社網内でLOS, LOF, MS-AIS検出時	LOS, LOF, MS-AIS回復時

	タを all' 1' (A U-4 ポイン タを除く SOHは正常 値)		
E-E VP-AIS	VP用OAMセ ルの VCI=' 0004 H' であつ OAM種別領 域 (1byte)=' 10H'	当 社 網 内 で LOS, LOF, LOP, LCD(LOC), MS-AIS, P- AIS検出時	LOS, LOF, LOP, LCD(LOC), MS-AIS, P-AIS 回復時

6 ATMレイヤ仕様

技術的条件集別表11.4「専用回線ポート装置インタフェース仕様(ATM形加入者線終端装置)」を参照する。

技術的条件集別表 27. 2

[参照規格一覧]

JIS C5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ 1998. 5. 20)

JIS C6832 (石英系マルチモード光ファイバ素線 1995)

JIS C6835 (石英系シングルモード光ファイバ素線 1991)

ANSI T1.105-1995 (Synchronous Optical Network (SONET) - Basic Description
including Multiplex Structure, Rates and Formats,) TTC JT-G957

(SDH多重系光インタフェース条件 第2版 1996. 4. 24)

TTC JT-I150 (広帯域 ISDN ATM機能特性 第3版 1996. 4. 24)

技術的条件集別表 27. 2 削除

TTC JT-I361 (広帯域 I SDN ATMレイヤ仕様 第3版 1996.4.24)
TTC JT-I610 (広帯域 I SDNの運用保守原則と機能 第2版 1996.4.24)
TTC JT-I371 (広帯域 I SDNにおけるトラフィック制御と輻輳制御 第2版 1996.11.27)
TTC JT-I356 (広帯域 I SDNのATMレイヤセル転送性能 第1版 1997.11.26)
TTC JT-I363.5 (広帯域 I SDN ATMアダプテーションレイヤ (AAL) タイプ5仕様 第1版 1997.4.23)
TTC JT-I432.1 (広帯域 I SDN ユーザ・網インタフェース 物理レイヤ仕様—一般特性— 第1版 1997.4.23)
TTC JT-I432.2 (広帯域 I SDN ユーザ・網インタフェース 15520kbit/sおよび622080kbit/s 物理レイヤ仕様 第1版 1997.4.23)
ATM Forum ATM User-Network Interface (UNI) Specification Version 3.1 1994.9
IETF RFC791 (Internet Protocol 1981.9)
IETF RFC2684 (Multiprotocol Encapsulation over ATM Adaptation Layer5 1999.9)

1. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様

1. 1 物理的条件

シングルモード接続時

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A-10/125 準拠

物理媒体レイヤ仕様 TTC JT-I432.1/2 (物理媒体レイヤ仕様) 準拠

マルチモード接続時

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

物理媒体レイヤ仕様 TTC JT-I432.1/2 (物理媒体レイヤ仕様) 準拠

1. 2 光学的条件

シングルモード接続時

TTC JT-G957 I-1(SM) 準拠

マルチモード接続時

ATM Forum ATM User-Network Interface (UNI) Specification Version 3.1 (Physical Layer Interface Specification) 準拠

1. 3 論理的条件フレーム構成

ANSI T1.105 準拠

ただし、OC-3のみを使用する。

1. 4 伝送コンバージェンスサブレイヤ条件

TTC JT-I432.1/2 (伝送コンバージェンスサブレイヤ仕様) 準拠

1. 5 ATMレイヤ仕様

1. 5. 1 ATM機能特性

TTC JT-I150 準拠

1. 5. 2 ATMレイヤ論理条件

TTC JT-I361 準拠

なお、VPI/VCI値は以下のとおり。

<u>VPI値</u>	<u>VCI値</u>
<u>0~255</u>	<u>32~16383</u>

1. 5. 3 ATMレイヤのOAM機能

TTC JT-I610 準拠

1. 5. 4 トラフィック制御と輻輳制御

TTC JT-I371 準拠

ただし、5. 4. 1 ピークセルレート項においてVCCに関する機能は提供しない。

1. 5. 5 ATMレイヤセル転送性能

TTC JT-I356 準拠

1. 6 ATMアダプテーションレイヤとLLCカプセル化

AAL5 TTC JT-I363.5 準拠

SNAP、LLC IETF RFC2684 準拠

ただし、IEEE802.3に準拠したBridged Ethernetを使用する。

1. 7 PPPoE仕様

技術的条件集 別表 27. 1 2. 3を参照する。

1. 8 PPP仕様

技術的条件集 別表 27. 1 2. 4を参照する。

2. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様

IP IETF RFC791 準拠

3. IP通信網収容装置における1ポートへ同時に収容可能なPPPセッション数の上限値について

IP通信網収容装置における1ポートへ同時に収容可能なPPPセッション数の上限値については、当社にて指定する。

4. 設定可能なVPI/VC I数の上限値及びVPI/VC I値について

設定可能なVPI/VC I数の上限値及びVPI/VC I値については、IP通信網収容装置のポート毎に当社にて指定する。

5. 各VC Iへ同時に収容可能なPPPセッション数について

各VC Iへ同時に収容可能なPPPセッション数については、当社と協定事業者間で別途協議の上、IP通信網収容装置のポート毎に決定する。

別表 34.2 伝送装置間インタフェース仕様

(音声等接続用ルータ接続インタフェース)

【参照規格一覧】

- [1] JIS 規格 JIS C 6832:2019 石英系マルチモード光ファイバ素線
- [2] JIS 規格 JIS C 6835:2012 石英系シングルモード光ファイバ素線
- [3] IEC 61754-20 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Fibre optic connector interfaces - Part 20: Type LC connector family)
- [4] JIS 規格 JIS C 5973:2014 F04 形単心光ファイバコネクタ
- [5] 802.3-2018 - IEEE Standard for Ethernet
- [8] IETF 標準 RFC826 An Ethernet Address Resolution Protocol - or - Converting Network Protocol Address to 48bit Ethernet Address for Transmission on Ethernet Hardware

1. 責任分界点とインタフェース規定点

本規定における責任分界点を図1に、中間配線架を使用する場合のインタフェース規定点を図2に、中間配線架を使用しない場合のインタフェース規定点を図3示す。

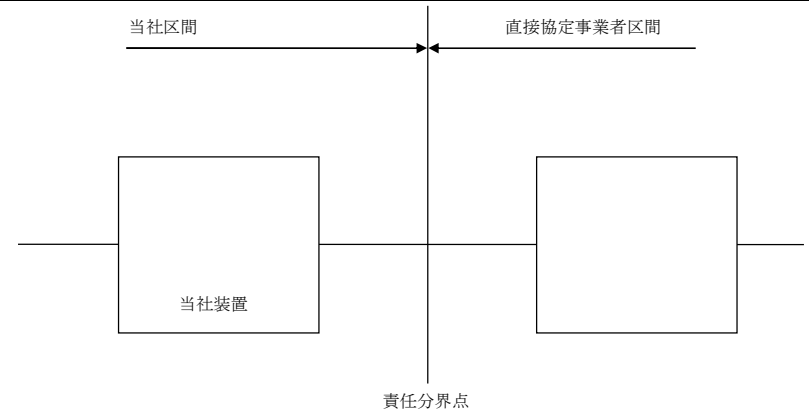


図1：責任分界点

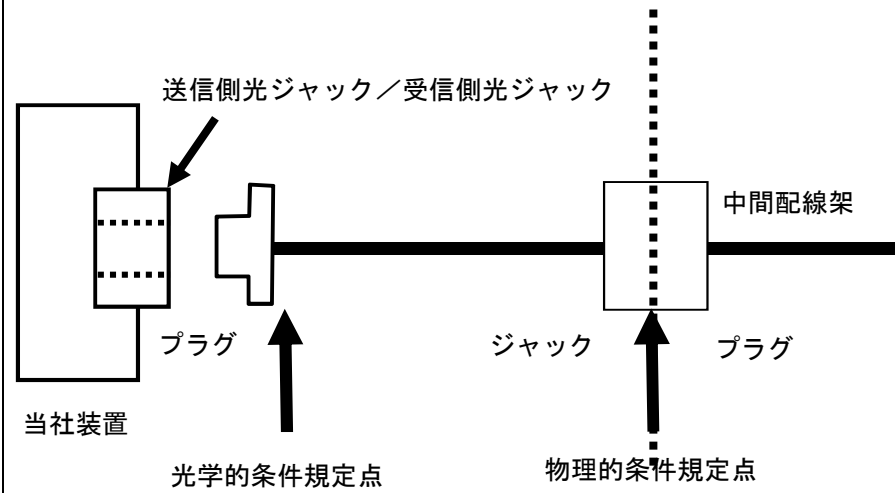


図2：インタフェース規定点（中間配線架を使用する場合）

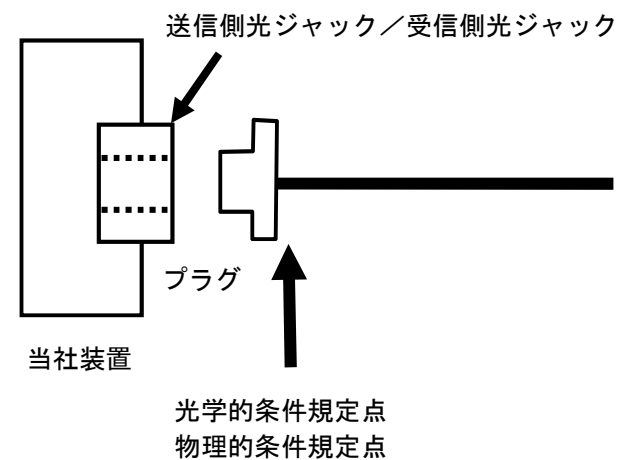


図3：インタフェース規定点（中間配線架を使用しない場合）

2. レイヤ1仕様

接続に使用可能なIF種別としては、10GBASE-LR、SR、ER、1000BASE-LX、SXをサポートする。

2. 1. ケーブル

本インタフェースに適用するケーブルは以下のとおりとする。10GBASE-LR、ER、1000BASE-LXについてはシングルモード光ファイバ（2芯）を使用する。10GBASE-SR、1000BASE-SXについてはマルチモード光ファイバ（2芯）を使用する。

2. 1. 1 シングルモード光ファイバ（2芯）

シングルモード光ファイバ（2芯）に適用する規格はJIS C 6835:2012 準拠とする。

2. 1. 2 マルチモード光ファイバ（2芯）

シングルモード光ファイバ（2芯）に適用する規格は JIS C 6832:2019 準拠とする。

2. 2 コネクタ

本インタフェースに適用するコネクタは以下のいずれかであるとおりとす。なお、直接協定事業者が中間配線架を利用し接続する場合は 2.2.1 に示すコネクタを、中間配線架を利用せず接続する場合は 2.2.2 に示すコネクタを適用する。

2. 2. 1 SC コネクタ

SC コネクタに適用する規格は、JIS C 5973（F04 形単心光ファイバコネクタ）準拠とする。

2. 2. 2 LC コネクタ

LC コネクタに適用する規格は、IEC61754-20 準拠とする。

2. 3 光学的条件

本インタフェースに適用する光伝送仕様は IEEE Std 802.3 に規定される 10GBASE-LR、SR、ER、1000BASE-LX、SX 準拠とする。

2. 4 論理的条件

本インタフェースに適用するギガビット Ethernet の規格は IEEE Std 802.3 準拠とする。

2. 5 リンクダウン転送（リンクパススルー）機能

本インタフェースにおける当社の I P 通信網間接続装置と直接協定事業者のレイヤ 3 終端点（ルータ）の間に、レイヤ 1 の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社の I P 通信網間接続装置への光送出を停止すること。

3. レイヤ 2 仕様

3. 1 Ethernet プロトコル

本インタフェースに適用するギガビット Ethernet の規格は IEEE Std 802.3 準拠

とし、レイヤ2プロトコルとして以下の仕様を適用する。

3. 1. 1 MACプロトコル

IEEE Std 802.3に規定されているMACを使用する。タイプ/フレーム長フィールドにフレーム長を指定した場合は、転送を保証できない場合がある。表1に本資料で用いるタイプ/フレーム長フィールドの主な割り当てを示す。

表1：タイプ/フレーム長フィールドの主な割り当て

タイプ/フレーム長の値 (16進数)		プロトコル
フレーム長	2E~5DC	—※
タイプ	0800	Internet IP(IPv4)
	0806	Address Resolution Protocol(ARP)
	86DD	IP version 6(IPv6)

※フレーム長を指定した場合は、転送を保証できない場合がある。

3. 1. 2 ARPプロトコル

本インタフェースにおいてレイヤ3プロトコルとしてIPv4を使用する場合、当社と相互接続する直接協定事業者のレイヤ3終端点(ルータ)はRFC 826に規定されているARPをサポートしている必要がある。

3. 1. 3 その他の詳細仕様

実際の相互接続時に使用する機能や設定等の詳細仕様については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定し、別に定めることとする。

別表 35.2 IP トラnsポート仕様
(音声等接続用ルータ接続インタフェース)

【参照規格一覧】

- [1] TTC JJ-90.30(05/2019) : IMS 事業者網間の相互接続共通インタフェース
- [2] IETF RFC768 (10/1980): User Datagram Protocol
- [3] IETF RFC791 (09/1981): Internet Protocol
- [4] IETF RFC792 (09/1981): Internet Control Message Protocol
- [5] IETF RFC793 (09/1981): Transmission Control Protocol
- [6] IETF RFC894 (04/1984): A Standard for the Transmission of IP Datagrams over Ethernet Networks
- [7] IETF RFC2460 (12/1998): Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification
- [8] IETF RFC2461 (12/1998): Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6)
- [9] IETF RFC4443 (03/2006): Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol Version 6 (IPv6) Specification
- [10] IETF RFC1771 (03/1995): A Border Gateway Protocol 4 (BGP-4)
- [11] IETF RFC2545 (03/1999): Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing
- [12] IETF RFC2385 (08/1998) : Protection of BGP Sessions via the TCP MD5 Signature Option

1. 規定範囲

本別表では、当社の IP 通信網と協定事業者の網における、IP トラnsポートに係わる相互接続インタフェース条件について規定するものである。

なお、IP 通信網間接続装置におけるフィルタ設定条件等の保守運用に係る具体的事項については、当社と協定事業者間の協議にて決定し、別に定めることとする。また、UNI を含む、IP 通信網のサービス毎の上位レイヤに係わる接続条件は、本別表の規定範囲外とする。

また、転送品質クラスに係わる規定を本別表の付属資料 a で規定する。

2. インタフェース仕様

2.1 レイヤ3仕様

IPv4 を用いる場合は ICMPv4 を、IPv6 を用いる場合は ICMPv6 をサポートする。レイヤ3ヘッダ情報 (DSCP、パケット長またはペイロード長、フラグ、フラグメントオフセット、TTL またはホップリミット、ヘッダチェックサム、送信元 IP アドレス、宛先 IP

アドレス)については、IP通信網内で書き換えて転送制御に利用することがある。

1) ルーティング制御方式

ルーティング制御方式はスタティックルーティングまたはダイナミックルーティングを用いる。

ダイナミックルーティングを適用する場合は、プロトコルとしてBGP4/BGP4+を用いることとし、基本的な接続条件は以下とするが、スタティックルーティングおよびダイナミックルーティングの設定内容等の細目については、当社と協定事業者間の協議にて決定し、別に定めることとする。なお、相互接続にて使用するIPアドレスについてはグローバルアドレスとし、当社及び、協定事業者の自網で利用しているアドレス空間・AS番号のみを広告対象とする。

・BGP4/BGP4+仕様

BGP4/BGP4+の仕様についてはRFC1771/RFC2545を参照。

・MD5認証

BGP/BGP4+のTCP MD5認証の仕様についてはRFC2385を参照。

・2POIで相互接続する場合

BGP4/BGP4+での冗長化(経路分散)を可能とする。ただし、セッション制御通信については冗長化(経路分散)を行わない。

2) IPv4プロトコル

レイヤ3プロトコルの1つとして、当社のIP通信網はIPv4をサポートする。IPv4の仕様についてはRFC791を参照。

3) ICMPv4プロトコル

IPv4をサポートする協定事業者の網は、ICMPv4をサポートしなければならない。

なお、以下に該当しないデータパケットは、廃棄されることがある。

・SA/DAがPOIのリンクアドレスのEcho Reply/Echo Request

4) IPv6プロトコル

レイヤ3プロトコルの1つとして、当社のIP通信網はIPv6をサポートする。IPv6の仕様についてはRFC2460を参照。

リンクローカルスコープを除き、マルチキャストはサポートしない。

5) ICMPv6プロトコル

IPv6をサポートする協定事業者の網は、ICMPv6をサポートしなければならない。

なお、以下に該当しないデータパケットは廃棄されることがある。
・NS/NA、Packet Too Big 疎通、SA/DA が POI のリンクアドレスの Echo Reply/Echo Request

6) NDP プロトコル

IPv6 をサポートするノードは Neighbor Discovery 手順 (NDP) をサポートする。
NDP の仕様については RFC2461 を参照。

7) IP パケットフォーマット

IP パケットヘッダにおける IPv6 オプションヘッダは、使用しないこととする。
使用した場合はその転送処理を保証しない。
協定事業者の網が送出する IP パケットの IP ヘッダを含んだ Ethernet MTU 長は、特に上位サービスで規定されない限り、1,500 オクテット以内であることとする。
また、フラグメントされた IP パケットについては、ベストエフォートクラスとして扱われるか、またはパケットが廃棄される場合がある。(受信時の動作は不定)

2.2 レイヤ4仕様

レイヤ4プロトコルとしては、協定事業者の網は上位サービスで使用するプロトコルに応じて UDP または TCP、またはその両方をサポートする。

レイヤ4ヘッダ情報については、その一部(ポート番号、チェックサム)を当社の IP 通信網内で書き換えて転送制御に用いることがある。

1) UDP プロトコル

上位サービスで使用するプロトコルに応じ、レイヤ4プロトコルとして、UDP を使用する。

2) TCP プロトコル

上位サービスで使用するプロトコルに応じ、レイヤ4プロトコルとして、TCP を使用する。

【付属資料 a】

転送品質クラス

a.1. 用語の定義

IP パケットの転送品質に着目した、以下の3つのクラスを定義する。

- 1) 最優先クラス
- 2) 優先クラス

3) ベストエフォートクラス

IP 通信網内における IP パケット転送処理の優先順位は、最優先クラス、優先クラス、ベストエフォートクラスの順序とする。

a. 2. 転送品質クラスの指定

データパケットの転送品質クラスについては、当社及び協定事業者それぞれの網内で指定する。他網から流入するデータパケットは、自網のポリシーに従いリマークを行うこととし、他網へ流出するデータパケットについては、自網内のポリシーに従った転送品質クラスの設定で送信する。

なお、当社の網の転送品質条件は以下のとおりとする。

(1) 転送品質クラス指定

セッション制御通信における転送品質クラスの指定は、SDP を用いる。SDP の仕様については JJ-90. 30 を参照。

(2) データパケットの転送優先度識別子

転送優先度識別子の仕様については JJ-90. 30 を参照。

a. 3. IP 通信網と直接協定事業者網間におけるトラフィック条件

セッション制御通信における POI のトラフィック条件については JJ-90. 30 を参照。詳細条件については、当社と協定事業者間の協議にて決定し、別に定めることとする。

別表 36.2 SIPを用いた相互接続用インタフェース仕様
(音声等接続用ルータ接続インタフェース)

【参照規格一覧】

- ・“緊急通報呼に関する NNI 仕様 (Network-to-Network Interface (NNI) specification for emergency) ”, TTC 標準 JJ-90.28, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technology Committee), 2019年5月
- ・“IMS 事業者網間の相互接続共通インタフェース (Common interconnection interface between IMS operator’s networks) ”, TTC 標準 JJ-90.30, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technology Committee), 2019年5月
- ・“キャリア ENUM の相互接続共通インタフェース (Common interconnection interface for carrier ENUM) ”, TTC 標準 JJ-90.31, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technology Committee), 2018年8月
- ・“SIP ドメイン解決のための DNS 相互接続共通インタフェース (Common interconnection interface for SIP domain name resolution based on DNS) ”, TTC 標準 JJ-90.32, 情報通信技術委員会(The Telecommunication Technology Committee), 2019年5月

本別表は、当社の IP 通信網を利用するユーザと直接協定事業者の網のユーザ間における、SIP によるセッション制御機能を利用した通信を対象とし、当社の IP 通信網においてサポートする SIP 拡張機能、SIP 情報要素、及び SDP 行、並びに URI 情報を取得するためのキャリア ENUM インタフェース、並びに接続先 IMS 網の IBCF の IP アドレスを取得するための DNS インタフェースについて記述する。なお、直接協定事業者の接続先相手を指定するための電気通信番号を用い、音声サービスや映像サービス等の通信サービスを提供する。

1. 転送品質の規定値

UNI-NNI 間における、最優先クラス及び優先クラスの IP パケット転送品質の規定値については、当社と協定事業者の間で別途協議の上、決定する。

2. セッション制御およびメディア条件

2.1 セッション制御

SIP/SDP 規定については TTC 標準 JJ-90.28 (付録も含む)、JJ-90.30 (付属資料、付録も含む) に準拠する。

JJ-90.30 において事業者ごとに選択できるオプション項目について、当社の IP 通信網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を本別表の付属資料 a に

示す。着信転送サービスについて、JJ-90.27 (JJ-90.30 の参照文書) において事業者ごとに選択できるオプション項目について、当社の IP 通信網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を本別表の付属資料 b に示す。JJ-90.30 の規定に関する追記事項を付属資料 c に示す。

2.2 メディア条件

SIP 信号の内容に基づくメディアストリーム制御についての規定を本別表の付属資料 d に示す。

3. キャリア ENUM

3.1 キャリア ENUM による番号解決の仕様

キャリア ENUM による番号解決の仕様については JJ-90.31 (付録も含む) に準拠する。

3.2 キャリア ENUM の選択方式

協定事業者網側から当社の ENUM (二拠点分散) への選択方式について、協定事業者網側での負荷分散を考慮したアクセスを期待する。当社網から協定事業者網側の ENUM へのアクセスについて、複数の送信先 IP アドレスが存在する場合、ラウンドロビンでのアクセスを基本とする。

4. DNS

4.1 SIP ドメイン解決のための DNS の仕様

SIP ドメイン解決のための DNS の仕様については JJ-90.32 (付録も含む) に準拠する。

4.2 DNS の選択方式

協定事業者網側から当社の DNS (二拠点分散) への選択方式について、協定事業者網側での負荷分散を考慮したアクセスを期待する。当社網から協定事業者網側の DNS へのアクセスについて、複数の送信先 IP アドレスが存在する場合、ラウンドロビンでのアクセスを基本とする。

【付属資料 a】

JJ-90.30 におけるオプション項目の選択表

本付属資料では、JJ-90.30 において事業者ごとに選択できるオプション項目について

当社の I P 通信網の規定を示す。付表 a - 2 ~ 付表 a - 2 1 の網掛け部分が、当社の I P 通信網の規定であり、直接協定事業者の網に期待する規定である。

a . 1 . オプション項目一覧表のフォーマット

オプション項目の一覧表のフォーマットと見方について付表 a - 1 に記載する。

付表 a - 1 フォーマット例

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	IPv6	[TS 29.165]9 章 [JJ-90.30]4.1.1 節 付表 a.4.2-17/2	適用する	利用条件（制御プレーンでの利用、ユーザプレーンでの利用等） <IPバージョンに関しては、本標準の4.1.1節に従う。> →接続事業者が IPv4 接続不可の場合のみ IPv6 を利用	
			適用しない		

項番：付表内における各オプション項目の通番を示す。

項目：オプション項目を示す。

参照：各オプション項目が参照規格のどの章節に関連するかを示す。

II-NNI での適用：網間で選択可能なパターンを示す。

特記事項：「II-NNI での適用」欄に加えて決定すべきオプション項目について示す。なお、< > で囲まれた TTC 記述に対応した記載を、「→」以降に直接協定事業者が当社、及び当社が直接協定事業者の網に期待する決定事項として示す（当社による追記項目）。

備考：オプション項目に関する補足事項を示す（当社による追記項目）。

a . 2 . オプション項目表

オプション項目表を付表 a - 2 ~ 付表 a - 2 2 に示す。なお、JJ-90.30 の本文および

付属資料でサポート必須となっていて当社として特記事項がない項目は各表に明記していない。

付表 a - 2 IPバージョン

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	IPv6	[TS 29.165]9 章 [JJ-90.30]4.1.1 節 付表 a.4.2-17/2	適用する	利用条件（制御プレーンでの利用、ユーザプレーンでの利用等） ＜IPバージョンに関しては、本標準の4.1.1 節に従う。＞ →接続事業者が IPv4 接続不可の場合のみ IPv6 を利用	
			適用しない		

付表 a - 3 制御プレーンのトランスポート

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	UDP	[TS 29.165]6.2 節 [JJ-90.30]4.2 節 付表 a.4.2-13/2	適用する	利用条件（待ち受けポート番号等） →待ち受けポート番号：5060	

付表 a - 4 SIP メソッド

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	MESSAGE メソッド	[TS 29.165]	適用する	既存ダイアログ内、外での利用	

		表 6.1/9A、表 6.1/9B [JJ-90.30]4.3.1 節、 付表 a.4.2-1/2		→接続事業者が要望する場合、規定ダイアログ外のリクエストのみ許容することが可能 MESSAGE リクエストの内容	
			適用しない		
	2	REFER メソッド	[TS 29.165] 表 6.1/16、表 6.1/17 [JJ-90.30] 4.3.1 節、 付表 a.4.2-1/3	適用する	既存ダイアログ内、外での利用
				適用しない	
	3	NOTIFY メソッド	[TS 29.165] 表 6.1/10、表 6.1/11 [JJ-90.30] 4.3.1 節、 付表 a.4.4-1/1	適用する	利用するイベントパッケージ名
				適用しない	
	4	SUBSCRIBE メソッド	[TS 29.165] 表 6.1/20、表 6.1/21 [JJ-90.30] 4.3.1 節、 付表 a.4.4-1/2	適用する	利用するイベントパッケージ名
				適用しない	
	5	既存ダイアログ外での OPTIONS メソッドの利用	[TS 29.165] 表 6.1/12、表 6.1/13 [JJ-90.30] 4.3.1 節、 付表 a.4.4-8/1、 iii.5 節	適用する	メソッドの利用目的 <本標準の iii.5.4 節に従い、対向 IBCF の障害検知/復旧検知でのみ既存ダイアログ外で利用可能とする。>
				適用しない	

付表 a - 5 キャリア ENUM インタフェース

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	キャリア ENUM インタ フェース	[JJ-90.30]4.3.2 節 [JJ-90.31]	適用する	<ENUM クエリを受け 付ける IP アドレス/ ポート番号を決定す る。 ([JJ-90.31] 項番 1、項番 2 参照) > →待ち受けポート番 号: 53 IP アドレスは当社 規定に基づく	
				<NAPTR リソースレコ ードの ORDER/ PREFERENCE フィール ドの設定値を決定す る。([JJ-90.31] 項 番 3、項番 4 参照) > →E2U+sip は、ORDER は 100、PREFERENCE は 10 を通知 E2U+pstn:sip は、 ORDER は 100、 PREFERENCE は 20 を通 知	
2	NAPTR リソ ースレコー ドの取得に 失敗した場 合の番号取 得事業者の	[JJ-90.30]4.3.2 節	適用する	受信を受け付ける hostport 部の番号取 得事業者の IMS 網のド メイン名/IP アドレ ス	
				-	

	IMS 網への 接続		適用しない		
--	---------------	--	-------	--	--

付表 a - 6 番号、ネーム、アドレス

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	SIP URI	[TS 29.165]8.1 節 [JJ-90.30] 4.3.2 節、 付表 a.4.4-7/0	適用する	Local number の利用 ＜本標準の 4.3.2.2 節 に従う。＞ 受信を受け付ける hostport 部のドメイ ン名/IP アドレス →ドメイン名は当社規 定に基づく。 利用する PSI ＜本標準の 4.3.2 節に 従い Request-URI に PSI は設定しない。＞	
2	tel URI	[TS 29.165]8.1 節 [JJ-90.30] 4.3.4.1 節、 付表 a.4.4-7/0A	適用する	Local number の利用 Request-URI/P- Asserted-Identity ヘ ッダにおけるこの URI の適用 ＜本標準の 4.3.2 節に 従い Request-URI には 設定しない。＞ ＜本標準の 4.3.4.1 節 に従い P-Asserted- Identity ヘッダに適 用する。＞	

	3	海外の事業者 網から有効な 発信者番号が 取得できない 場合に取得不 可 URI を含む P-Asserted- Identity ヘッ ダの設定を行 うオプション 機能	[JJ-90.30] 4.3.4.1.2 節	適用する (注) 適用しない		
	4	サブアドレス (“isub” tel URI パラメー タ)	[TS 29.165] 8.1 節 [JJ-90.30] 付表 a.4.2-16/1、 付属資料 b	適用する 適用しない	<サブアドレスの利用 に関しては、本標準の 付属資料 b の規定に従 う。>	
注) 着側 IMS 事業者が発側 IMS 事業者に当該機能を要求する場合、「適用する」を選択する。						
付表 a - 7 着側 IBCF 選択方式						
	項番	項目	参照	II-NNI での 適用	特記事項	備考
	1	着側 IMS 網 における SIP ドメイ ン解決のた めの事業者 間 DNS イン タフェース の提供	[JJ-90.30]4.3.3 節 [JJ-90.32]	適用する	<DNS クエリを受け付 ける IP アドレス/ポ ート番号を決定する。 ([JJ-90.32] 項番 1、項番 3 参照) > →待ち受けポート番 号: 53 IP アドレスは当社 規定に基づく	

					<p><u>＜複数 A/AAAA レコード受信時の IP アドレス選択方式を決定する。＞</u> <u>（〔JJ-90.32〕 項番 2 参照）＞</u> →トップレコードを利用する。</p>
					<p><u>＜NAPTR リソースレコード、SRV リソースレコード、A/AAAA レコードの TTL 値を決定する。＞</u> <u>（〔JJ-90.32〕 項番 4、項番 5、項番 7、項番 8）＞</u> →TTL 値 NAPTR：一日等の十分大きい値（86400 等） SRV：600 秒 A/AAAA：600 秒</p>
					<p><u>＜最大 SRV リソースレコード数を決定する。＞</u> <u>（〔JJ-90.32〕 項番 6）＞</u> →NTT 東西が送信する SRV レコード数は 16 レコード</p>
					<p><u>＜発側 IMS 網が全 DNS サーバから正常な応答が得られない場合の接続条件（呼継続又は呼損）を決定する。＞</u> →呼損とする</p>

			適用しない	<u><SIP を受け付ける IP アドレスを決定する。</u> <u>≥</u>	
				<u><SIP を受け付ける IP アドレスが複数存在する場合の IP アドレス選択方式を決定する。</u> <u>≥</u>	

付表 a - 8 SIP オプションタグ

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	SIP セッションタイマ (timer)	<u>[TS 29.165]</u> <u>表 6.1.3.1/45</u> <u>[JJ-90.30]</u> <u>4.3.4.8 節、</u> <u>付表 a.4.2-4/1</u>	適用する	<u>利用条件 (更新間隔の制限、SIP セッションタイマを全セッションに適用するか否か)</u> <u>→本標準の 4.3.4.8 節に従い、更新間隔の値について、各事業者で 180 秒～300 秒の間で決定し、事業者間で取り交わす。</u> <u>→SIP セッションタイマは全セッションに適用する。</u>	
2	暫定レスポンスの信頼性 (100rel)	<u>[JJ-90.30]</u> <u>4.3.4.2 節</u>	適用する	<u>利用条件 (100rel を全セッションに適用するか否か)</u> <u>→メタル IP 電話着信時には 100rel を適用しない</u>	

3	リソース管	[TS 29.165]	適用する	
	理のネゴシ	表 6.1.3.1/20	適用しない	<本標準の 4.3.4.3 節に従い、プリコンディションを利用する IMS 網と利用しない IMS 網間の II-NNI では「適用しない」を選択する。>
	エーション (precondition)	[JJ-90.30] 4.3.4.3 節、 付表 a.4.2-3/1		
4	SIP ダイアロ	[TS 29.165]	適用する	
	グの置換 (replaces)	表 6.1.3.1/47 [JJ-90.30] 付表 a.4.2-5/1	適用しない	
5	端末能力の	[TS 29.165]	適用する	
	伝達 (pref)	表 6.1.3.1/49 [JJ-90.30] 付表 a.4.2-7/1	適用しない	

付表 a - 9 発信エリア情報

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	00XY 番号及 び +81AB0 形 式番号以外が 着信先番号の 場合におけ る、発側 IMS	[JJ-90.30] 4.3.4.4 節	適用する	着側 IMS 網が発側 IMS 網に、発信エリア情報の設定を要求する番号を決定する。	
	網に対する発 信エリア情報 設定要求		適用しない		

付表 a - 1 0 契約者番号

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	00XY 番号及び+81AB0 形式番号以外が着信先番号の場合における、発側 IMS 網に対する契約者番号設定要求	[JJ-90.30] 4.3.4.5 節	適用する	着側 IMS 網が発側 IMS 網に、契約者番号の設定を要求する番号を決定する。	
			適用しない		

付表 a - 1 1 SDP 行

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	m=行	[TS 29.165] 6.1.2 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1 節、 付表 a.4.2-20/1	適用する	利用する静的 RTP ペイロード番号 → 0 (PCMU) を利用する。	
2	b=行	[TS 29.165] 6.1.2 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.1.5 節、 4.3.5.1.3.3 節、 付表 a.4.2-20/2	適用する	利用する b=行のタイプ →b=AS を利用する	
3	b=RR / b=RS	[JJ-90.30]	適用する		

	<u>を用いた RTCP 帯域指 定</u>	<u>4.3.5.1.1.5 節、 4.3.5.1.3.3 節</u>	<u>適用しない</u>		
4	<u>a=行</u>	<u>[TS 29.165] 6.1.2 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.1.6 節、 4.3.5.1.3.4 節、 付表 a.4.2-20/3</u>	<u>適用する</u>	<u>利用する属性値</u> <u>“rtpmap” 属性に関し ては、利用する “encoding names” →“PCMU”、“telephone- event”を利用する。</u>	

付表 a - 1 2 ユーザプレーンのトランスポート、メディア、コーデック

項 番	項目	参照	II-NNI での 適用	特記事項	備考
1	<u>音声メデ ィ (m=audio)</u>	<u>[TS 29.165]7.1 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1 節、 4.3.5.1.4.1 節、 付表 a.4.2-14/1</u>	<u>適用する</u>	<u>利用する音声コーデッ ク名 (注1、注2) <音声コーデックに関 する規定は、本標準の 4.3.5.1.4.1 節を参照 すること。> →G.711μ-law を利用 する。</u>	
2	<u>映像メデ ィ (m=video)</u>	<u>[TS 29.165]7.1 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1 節、 4.3.5.1.4.2 節、 付表 a.4.2-14/2</u>	<u>適用する</u>	<u>利用する映像コーデッ ク名 (注1、注2) <映像コーデックに関 する規定は、本標準の 4.3.5.1.4.2 節を参照 すること。></u>	

				→接続事業者が要望する場合、適用することが可能	
			適用しない		
3	他のメディア	[TS 29.165] 7.1 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1 節、 付表 a.4.2-14/3	適用する	利用するメディアタイプ (SDP の m=行) (application、image、message 等) →接続事業者が要望する場合、適用することが可能	
			適用しない		
4	RTP/AVPF	[TS 29.165] 7.2 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1 節、 付表 a.4.2-14/4	適用する	このプロトコルを利用するメディアタイプ (SDP の m=行) →接続事業者が要望する場合、適用することが可能	
			適用しない		
5	TCP	[TS 29.165] 6.1.2.1 節、7.2 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1 節、 付表 a.4.2-14/5	適用する	このプロトコルを利用するメディアタイプ (SDP の m=行) →接続事業者が要望する場合、適用することが可能	
			適用しない		
6	他のユーザプレーンプロトコル	[TS 29.165] 7.2 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3.1 節、 表 a.4.2-14/6	適用する	利用するプロトコル (udpt1、TCP/MSRP 等) とそのプロトコルを記述するメディアタイプ (SDP の m=行)	

				→接続事業者が要望する場合、適用することが可能
			適用しない	
注 1) 事業者間協議で決定した適用するコーデックリストに含まれるコーデックは、接続事業者により II-NNI 上でサポートすることが保証される。				
注 2) 事業者間協議で II-NNI で適用すると決定したコーデックリストにないコーデックをオファーすることを許容するか否かについても、必要に応じて事業者間協議で決定する。				

付表 a - 1 3 メディア変更

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	確立済み音声メディア (m=audio) のコーデック変更	[JJ-90.30] 4.3.5.1.6.1 節	適用する	音声コーデックの変更パターン	
			適用しない		
2	確立済み映像メディア (m=video) のコーデック変更	[JJ-90.30] 4.3.5.1.6.1 節	適用する	映像コーデックの変更パターン	
			適用しない		

付表 a - 1 4 SIP メッセージボディ

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	MIME タイプ	[TS 29.165] 6.1.4 節 [JJ-90.30]	適用する	利用する MIME タイプ →利用する MIME タイプ : application/sdp	

		4.3.5.2節、 付表 a.4.2-11/1		必要な場合は適用する SIP メッセージボディ MIME の特徴 (Content- Disposition、Content- Language ヘッダの設定 値) < Content- Disposition ヘッダの パラメータには初期値 ("session" 及び "render") のみ設定可 能とする。 >	
--	--	----------------------------	--	--	--

付表 a - 15 ガイダンス／トーキ

項番	項目	参照	II-NNI での 適用	特記事項	備考
1	アーリーメ ディアによ るリングバ ックトーン	[JJ-90.30]	適用する		
		4.3.2節	適用しない		

付表 a - 16 付加サービス

項番	項目	参照	II-NNI での 適用	特記事項	備考
1	着信転送サ ービス (CDIV)	[TS 29.165]12.6節 [JJ-90.30] 付表 a.4.2-18/5	適用する	< 着信転送に関するメ ッセージ条件に関し て、[JJ-90.27]に従う。 > < [JJ-90.27] 付録 i のオプション項目を選 択する。 >	

2	コミュニケーション エンディング (CW)	[TS 29.165] 12.7 節	適用する		
		[JJ-90.30] 付表 a.4.2-18/6	適用しない		
3	呼出し保留 (HOLD)	[TS 29.165] 12.8 節	適用する		
		[JJ-90.30] 付表 a.4.2-18/7	適用しない		
4	私設網トラ ヒック (P- Private- Network- Indication ヘッダ)	[TS 29.165] 表 6.1.3.1/80	適用する	<私設番号を利用した 通信に当該ヘッダを適 用する場合、[TS-1018] に従う。> →接続事業者が要望す る場合、適用すること が可能	
		[JJ-90.30] 付表 a.4.4-6/1	適用しない		

付表 a - 1 7 SIP メッセージ設定最大長

項 番	項目	参照	II-NNI での 適用	特記事項	備考
1	SIP メッセ ージの 1 行 毎最大長	[JJ-90.30]4.3.8 節	事業者間で 協議 した値を適 用	値 (byte) を決定する。 →255byte (CRLF を含 む) とする。ただし History-Info はヘッダ 全体で 2040byte (CRLF を含む) とする。	
2	SIP メッセ ージの同一 SIP ヘッダ 繰り返し最 大回数	[JJ-90.30]4.3.8 節	事業者間で 協議 した値を適 用	最大回数を設定する SIP ヘッダ毎に最大回 数を決定する。 →Record-Route、Via ヘ ッダは最大 20 エントリーとする。	

				→History-Infoヘッダは最大8エントリーとする。	
3	SIPメッセージボディの最大長	[TS 29.165] 6.1.4節 [JJ-90.30] 4.3.8節、 付表 a.4.2-12/1	事業者間で協議した値を用	値 (byte) を決定する。 → 3000byte とする。	
4	SIP/SDPメッセージの全体長	[JJ-90.30] 4.3.8節	事業者間で協議した値を用	値 (byte) を決定する。 → 6000byte とする。	

付表 a - 18 帯域制御

項番	項目	参照	II-NNIでの適用	特記事項	備考
1	トークンバケットサイズ の個別指定	[JJ-90.30]c.2節	適用する	指定する場合は、 <u>上限値・下限値</u> を定める。 → <u>接続事業者が要望する場合、適用することが可能</u>	
			適用しない		
2	レート係数	[JJ-90.30]c.2節	品質クラス毎にレート係数を規定する	レート係数の値を決定する。	
			単一レート係数を規定	レート係数：80ms	

			する		
3	コーデック に対応づけ たトークン バケット速 度	[JJ-90.30]c.3節	適用する	適用する場合は、コー デック毎の条件を示 す。 →接続事業者が要望す る場合、適用すること が可能	
			適用しない		

付表 a - 19 最大同時接続数

項 番	項目	参照	II-NNI での		備考
			適用	特記事項	
1	片方向管理 での出 SIP セッション の同時接続 数制御	[JJ-90.30] iii.1節	適用する	利用条件（事業者双方 の出 SIP セッションの 同時接続数、網間にお ける帯域確保方式、一 部帯域を共有する方式 の場合は二社で共有す る帯域） →一部帯域を共有する 方式を適用する。	
			適用しない		

付表 a - 20 RTP/RTCP パケット断監視

項 番	項目	参照	II-NNI での		備考
			適用	特記事項	
1	RTP/RTCP パ ケット監視	[JJ-90.30] iii.4節	適用する	監視条件を事業者間で 取り交わす。 →RTP 断監視 タイマは NTT 東西の	

				規定に基づく。	
			適用しない		

付表 a - 2 1 障害検知／復旧検知

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	障害検知時の迂回	[JJ-90.30] iii.5.2 節	適用する	障害検知時の迂回条件を決定する。 →INVITE 送信タイムアウト、503 受信で迂回。	
			適用しない		
2	復旧検知方式	[JJ-90.30] iii.5.3 節	OPTIONS を利用する復旧検知		対向事業者の項番 3 の選択条件を踏まえ協議により決定する。
			Pilot INVITE を利用する復旧検知		
			保守者介入での復旧検知		
3	INVITE に対して 503 (Service Unavailable) レスポンス返却後、復旧検	[JJ-90.30] iii.5.4 節	適用する		
			適用しない		

知 の
 OPTIONS リ
 クエストを
 受信した
 際、当該対
 地からの
 INVITE リク
 エストを受
 付可能な場
 合にのみ
 200 (OK) レ
 スポンスを
 返却する機
 能

【付属資料 b】

JJ-90. 27 におけるオプション項目の選択表

本付属資料では、JJ-90. 27 において事業者ごとに選択できるオプション項目について
 当社の I P 通信網の規定を示す。付表 a - 2 ~ 付表 a - 2 1 の網掛け部分が、当社の I P
 通信網の規定であり、直接協定事業者の網に期待する規定である。

a. 1. オプション項目一覧表のフォーマット

オプション項目の一覧表のフォーマットと見方について付表 a - 1 に記載する。

付表 b - 1 フォーマット例

項番	項目	網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	発網に対して転送起動網がレスポンスで転送履歴を通知する機能	利用する	3. 2. 2 節		
		利用しない			

2	Privacy ヘッダ (Privacy:history) により 転送履歴情報通知可/不可 を指定する機能	利用する	4.5.2.6.2.3 節/ TS-3GA- 24.604		
		利用しない			

項番：付表内における各オプション項目の通番を示す。

項目：オプション項目を示す。

網間での利用条件：網間で選択可能なパターンを示す。

関連項目：各オプション項目が参照規格のどの章節に関連するかを示す。

特記事項：「II-NNI での適用」欄に加えて決定すべきオプション項目について示す。なお、< >で囲まれた TTC 記述に対応した記載を、「→」以降に直接協定事業者が当社、及び当社が直接協定事業者の網に期待する決定事項として示す（当社による追記項目）。

備考：オプション項目に関する補足事項を示す（当社による追記項目）。

a. 2. オプション項目表

オプション項目表を付表 b - 2 に示す。なお、JJ-90.27 の本文および付属資料でサポート必須となっていて当社として特記事項がない項目は各表に明記していない。

付表 b - 2 JJ-90.27 オプション項目一覧表

項番	項目	網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	発網に対して転送起動網がレスポンスで転送履歴を通知する機能	利用する	3.2.2 節		
		利用しない			
2	Privacy ヘッダ (Privacy:history) により 転送履歴情報通知可/不可 を指定する機能	利用する	4.5.2.6.2.3 節/ TS-3GA- 24.604		
		利用しない			

【付属資料 c】

JJ-90.30の規定に関する追記事項

c. 1. ガイダンス/トーキ

DT、RBT、BT、NUトーキは発側網にて送出することを基本とする。

故障/輻輳トーキは、該当の事象が発生した網にて送信することを基本とする。また、故障・輻輳を検出しトーキを流すときは、183応答をした後、故障/輻輳トーキを送出することを基本とする。

c. 2. 発番号通知要請

発番号非通知である呼に対し、発番号の通知を要請するために網から433 Anonymity Disallowedレスポンスが返却されることがある。

c. 3. メディアパートの条件

セッション確立及びセッション変更においては、SDPのオファー及びアンサーに1つ以上の有効な (m=行のportが0でない) メディアパートを含むこととする。ただし着端末が、受信したコーデックすべてを非許容とする場合、着信網は488等のエラーレスポンスを返送することとする。SDP に設定できるm行は最大5行までとする。

c. 4. セッションタイム

セッションタイムの値は 300 秒を基本とする。

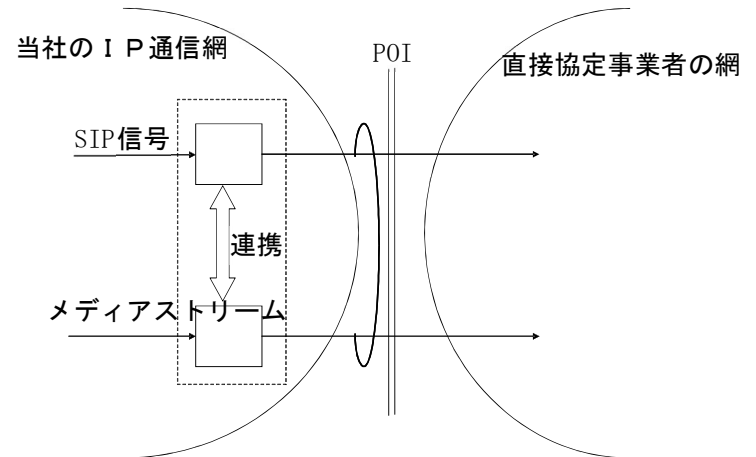
【付属資料 d】

SIP 信号の内容に基づくメディアストリームの制御

d. 1. 概要

当社の IP 通信網では、直接協定事業者の網との網間における SIP 信号の交換を契機として、当該網間にて設定されるメディアストリームの通過制御を行う。

当社の IP 通信網から直接協定事業者の網向けのトラヒックと、直接協定事業者の網から当社の IP 通信向けのトラヒックが同一の経路を通ることは保証されない。プロトコル毎のトラヒックが同一の経路を通ることは保証されない。同一呼において RTP の片方向トラヒックについては同一経路を基本とする。



付図 d - 1 : メディアストリームの制御

d. 2. メディアパスの接続

INVITE トランザクションでの SDP 交換を契機として、発側網および着側網間で当該トランザクションにて指定されるメディアストリームは、最優先クラス、或いは優先クラスでの通過を可能とする。

当社の IP 通信網におけるメディアストリーム収容制限数または容量については事業者間協議のうえ決定する。

また、INVITE 等の呼制御信号 (SIP) 信号トランザクションと当該トランザクションにて指定されるメディアストリームは同一物理回線に重畳して接続するものとする。

d. 3. メディアパスの切断

技術的条件集別表 38

【参照規格一覧】

[1] IEEE Std 802.3-2005:Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications

[2] IEEE 802.1ad-2005: Virtual Bridged Local Area Networks Provider Bridges (略)

1. 規定範囲 (略)

2. インタフェース仕様

2. 1 レイヤ1

物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3規格の10GBASE-LRおよび1000BASE-SX、1000BASE-LXに準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。

BYE信号の受信によるSIPダイアログの終了を契機として、メディアストリームのパケット送受を禁止する。

また、当社のIP通信網において、RTPパケットが一定時間送受信されない、または一定時間RTCPパケットが受信されない場合、通信状態が異常であるとみなし、対応するSIPセッションを解放する場合がある。

d. 4. 通信中メディアの方向属性変更

メディア確立前（200 OK受信前）のセッション変更による方向属性変更は、以下の条件において対応する。

- sendrecv → sendonly/recvonly
- sendonly → sendrecv

d. 5. 着信転送時のメディア経路

着信転送時のメディア経路は、転送元事業者を経由することを前提とする。

技術的条件集別表 38

【参照規格一覧】

[1] IEEE Std 802.3-2018:IEEE Standard for Ethernet

[2] IEEE 802.1ad-2005: Virtual Bridged Local Area Networks Provider Bridges (略)

1. 規定範囲 (略)

2. インタフェース仕様

2. 1 レイヤ1

物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3規格の10GBASE-LR/ER/SRおよび1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インタフェースにおける当社のLAN型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社のLAN型通信網間接続装置への光送出を停止すること。

2. 1. 1 インタフェース条件 (10Gbit/s 品目)

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。
光ケーブルは、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。

主な光インタフェース条件を表 2-1 及び図 2-1 に示す。
詳細仕様は、IEEE802.3 規格の第 52 章を参照のこと。

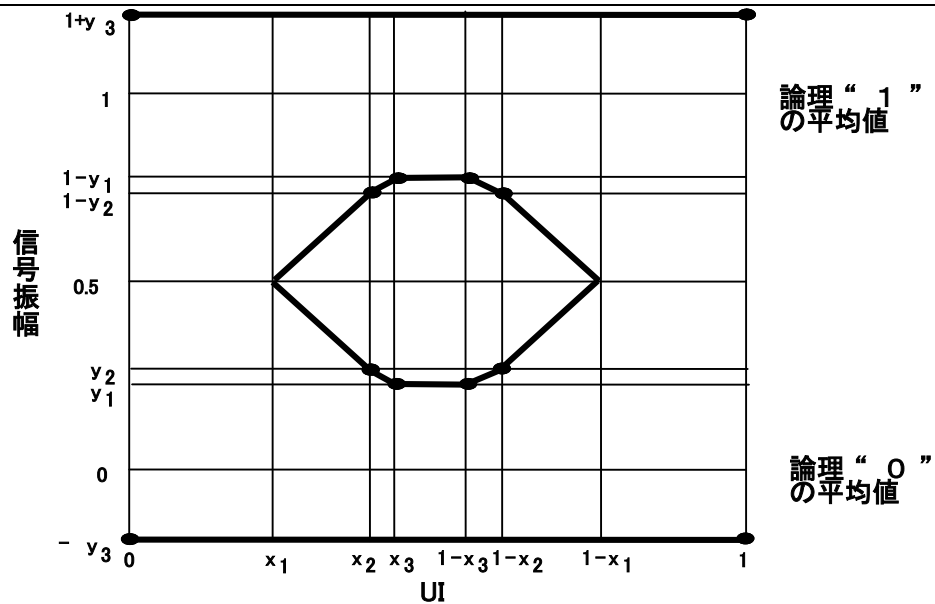
表 2-1 10GBASE-LR の主な光学的条件

項目	単位	規格
信号速度 (公称)	GBd	10.3125
信号速度偏差 (最大)	ppm	±100
中心波長 (範囲)	nm	1260~1355
平均送出レベル (最大)	dBm	0.5
平均送出レベル (最小)	dBm	-8.2
平均受信レベル (最大)	dBm	0.5
平均受信レベル (最小)	dBm	-14.4
消光比 (最小)	dB	3.5
符号化形式		64B / 66B
送信光パルスマスク		図 2-1 参照

2. 1. 1 インタフェース条件 (10Gbit/s 品目)

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。
光ケーブルは、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。

詳細仕様は、IEEE802.3 規格の第 52 章を参照のこと。



適用範囲: 10GBASE-LR
 測定条件: $f - 3\text{dB}$ が伝送ビットレート $\times 0.75$ の4次トムソンフィルタ

	10GbE
x_1	0.25
x_2	0.40
x_3	0.45
y_1	0.25
y_2	0.28
y_3	0.40

図 2-1 10GBASE-LR の光出力波形

2. 1. 2 インタフェース条件 (1Gbit/s 品目)

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。光ケーブルは、1000BASE-SX の場合は JIS C6832 SGI-50/125 規格のマルチモード光ファイバ (2 芯)、1000BASE-LX の場合は JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。また、IEEE 802.3 に規定される機能のうち、Clause37 に規定されている Auto-Negotiation については、5. 1. 1 項、5. 1. 2 項で記載する。

主な光インタフェース条件を表 2-2 及び図 2-2 に示す。

詳細仕様は IEEE802.3 規格の第 38 章を参照のこと。

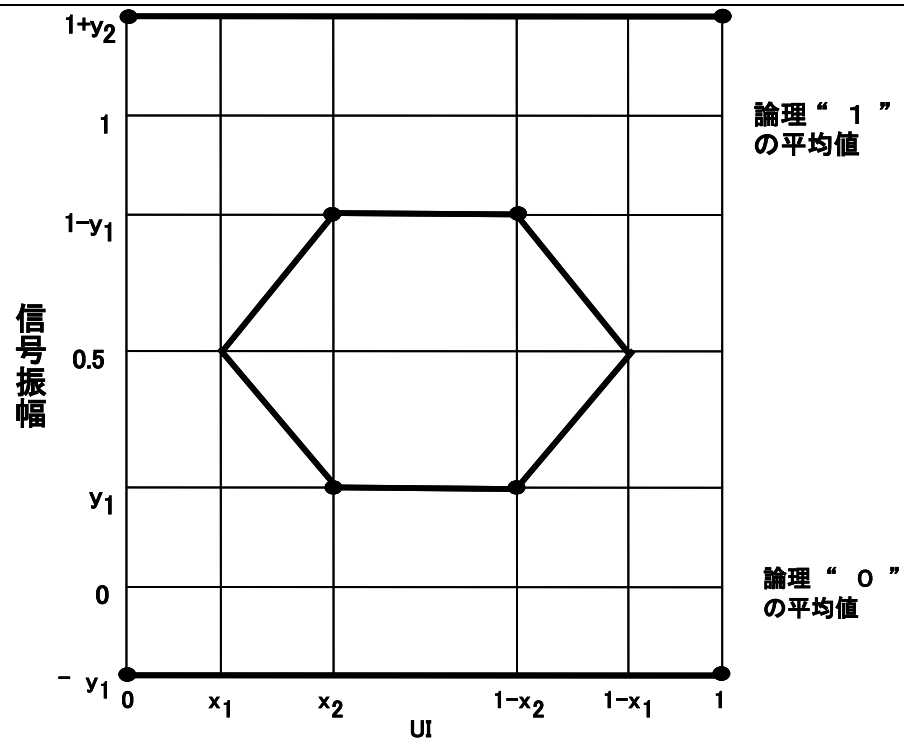
表 2-2 1000BASE-SX/LX の光学的条件

項 目	単 位	1000BASE-SX	1000BASE-LX
信号速度 (公称)	GBd	1.25	1.25
信号速度偏差 (最大)	ppm	±100	±100
中心波長 (範囲)	nm	770 ~ 860	1270 ~ 1355
平均送出レベル (最大)	dBm	0	-3.0
平均送出レベル (最小)	dBm	-9.5	-11.0
平均受信レベル (最大)	dBm	0	-3.0
平均受信レベル (最小)	dBm	-17	-19.0
消光比 (最小)	dB	9.0	9.0
符号化形式		8B / 10B	
光信号パルスマスク		図 2-2 を参照	

2. 1. 2 インタフェース条件 (1Gbit/s 品目)

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。光ケーブルは、1000BASE-SX の場合は JIS C6832 SGI-50/125 規格のマルチモード光ファイバ (2 芯)、1000BASE-LX の場合は JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。また、IEEE 802.3 に規定される機能のうち、Clause37 に規定されている Auto-Negotiation については、5. 1. 1 項、5. 1. 2 項で記載する。

詳細仕様は IEEE802.3 規格の第 38 章を参照のこと。



適用範囲: 1000BASE-SX/LX

測定条件: f -3dB が伝送ビットレート \times 0.75 の 4次トムソンフィルタ

	GbE
x_1	0.22
x_2	0.375
y_1	0.20
y_2	0.30

図 2-2 1000BASE-SX/LX の光出力波形

<p>2. 2 レイヤ2 (略)</p> <p>3. 故障管理 (略)</p>	<p><u>2. 1. 3 インタフェース条件 (100Gbit/s 品目)</u> <u>光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。光ケーブルは、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ (2 芯) を使用する。</u> <u>詳細仕様は IEEE802.3 規格の第 82、83、88 章を参照のこと。</u></p> <p>2. 2 レイヤ2 (略)</p> <p><u>2. 3 レイヤ3</u></p> <p><u>2. 3. 1 IPv4</u> <u>IETF RFC791 準拠</u></p> <p><u>2. 3. 2 ICMP</u> <u>IETF RFC792 準拠</u></p> <p><u>2. 3. 3 ルーティング方式</u> <u>スタティックルーティング</u></p> <p>3. 故障管理 (略)</p>
---	--